

平成 21 年

# 塩竈市議会会議録

(第129巻)

第3回定例会 9月7日 開会  
9月28日 閉会

塩竈市議会事務局

## 平成 2 1 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 2 日 間 ( 9 月 7 日 ~ 9 月 2 8 日 )

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
9. 7	月	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 1 0 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 6 5 号ないし第 7 7 号、議案第 7 8 号ないし第 8 0 号	1
8	火	休 会		2
9	水	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	3
10	木	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	4
11	金	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	5
12	土	”		6
13	日	”		7
14	月	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	8
15	火	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	9
16	水	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 0
17	木	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 1
18	金	本 会 議	一般質問 ①鎌田 礼二 議員 ②吉川 弘 議員 ③伊勢 由典 議員 ④佐藤 貞夫 議員	1 2
19	土	休 会		1 3
20	日	”		1 4
21	月	”	敬老の日	1 5

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
22	火	休 会	国民の休日	1 6
23	水	”	秋分の日	1 7
24	木	本会議	一般質問 ⑤浅野 敏江 議員    ⑥東海林京子 議員 ⑦菊地 進 議員    ⑧曾我 ミヨ 議員	1 8
25	金	休 会		1 9
26	土	”		2 0
27	日	”		2 1
28	月	本会議	委員長報告 (閉会)	2 2

(9月定例会)

第1日目 平成21年9月7日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	4
伊 勢 由 典 君	4
鎌 田 礼 二 君	11
佐 藤 英 治 君	12
伊 藤 栄 一 君	16
菊 地 進 君	18
小 野 絹 子 君	24
請願第10号	25
認定第1号及び第2号	25
提案理由説明	25
総括質疑	31
小 野 絹 子 君	31
議案第65号ないし第77号	37
提案理由説明	37
総括質疑	46
中 川 邦 彦 君	46
伊 藤 博 章 君	51
菊 地 進 君	57
議案第78号ないし第80号	61
提案理由説明	61

採 決	62
散 会	63

## 第2日目 平成21年9月18日（金曜日）

議事日程第2号	65
開 議	67
会議録署名議員の指名	67
一般質問	67
鎌 田 礼 二 君	
①市長の政治姿勢について	67
★今後の行政運営について	
②市の行政施設について	67
★行政施設に対する考え方	
③教育について	68
★サマースクール実施状況及び今後のビジョン	
吉 川 弘 君	
①塩竈市立病院改革プランについて	76
★民主党政権における国の医療政策への見解は	
★平成21年度の経営健全化の取り組み状況と黒字に向けた見通し	
について	
★夜間の救急医療体制の確立について	
★地方公営企業法の全部適用に向け、現状及び今後の進め方と問題	
点について	
②第五次長期総合計画策定に向けた取り組みについて	78
★第2回市民満足度調査結果を踏まえ、市民が優先させて充実して	
ほしい施策にどう応えるのか	
★第四次長期総合計画の中間総括で将来人口についての市の取り組	
みは	
★この間の審議会、懇談会で出された意見について	

③震災対策について .....	79
★予想される宮城県沖地震に対する木造住宅耐震対策事業の取り組みについて	
④「市民貸し農園」事業について .....	81
★近隣市町で行っている農園事業によって農作業の体験の場を提供することにより、市民の農業に対する意識の高揚と地域のコミュニケーション向上の考えは	

伊 勢 由 典 君

①国民健康保険税について .....	92
★国保税値上げの影響と市民の声について	
②塩釜ジャスコ跡地について .....	92
★塩釜ジャスコ跡地の大手資本側と塩竈市の地元活用策について	
③市内急傾斜地と県の説明会について .....	93
★市内急傾斜地と宮城県と塩竈市の対応について	
④雇用促進住宅（サンコーポラス清水沢）廃止問題について .....	93
★昨年9月議会以降の市の対応と今後について	
⑤仙南・仙塩広域水道料金改定について .....	94
★9月県議会提案の仙南・仙塩広域水道料金改定と市の水道料金負担軽減と市民の水道料金軽減について	
⑥宮城県沖地震対策について .....	94
★市内小中学校保育所への緊急地震通報システムの配備について	
⑦西塩釜駅エレベーター設置について .....	95
★駅エレベーター設置基準の緩和と関係機関への市の働きかけについて	

佐 藤 貞 夫 君

①水産振興について .....	107
★漁船誘致について	
★水産物生産の拡大について	
②財政再建について .....	108

★無駄や非効率的な面を改善できたもの	
★地方財政健全化法は市の財政にどの程度の影響があったのか	
③観光対策について	109
★観光客誘致対策と受け入れ対策	
★仲卸のバス受け入れは万全か	
④芸術文化事業と交流	109
★芸術文化人杉村 惇、佐藤鬼房、長井勝一氏の偉業をもっと交流 につなげるべき	
⑤北浜地区の大潮対策について	110
★北浜造船団地護岸工事を速やかに	
⑥浦戸の振興について	110
★自然の楽園、歴史の宝庫、観光誘致の取り組み、貝類の養殖の取 り組み	
⑦労働政策について	111
★緊急雇用対策は進んでいるのか	
⑧県に対する要望は	111
★港湾道路を初めさまざまな要望の中から重点施策は	
⑨教育問題 学力向上対策	111
★しおがまサマースクールを冬休み、春休みも活用しては	
散 会	120

### 第3日目 平成21年9月24日（木曜日）

議事日程第3号	121
開 議	123
会議録署名議員の指名	123
一般質問	123
浅 野 敏 江 君	
①第五次長総について	123
★第五次長総についての全体観・方向性について	

★人口減少対策	
★弱者（老人・子供・障害者）に対する対策	
★地域活性化について	
②福祉について	125
★ヒブワクチンの助成について	
③地域活性化について	126
★地域活性化のためのイベントのあり方について	
④産業活性化について	126
★新浜地区内に企業誘致するための対策について	

東海林 京子 君

①新政権と塩竈市政のかかわりについて	139
★歴史的新政権誕生について市長の感想は	
★新政権に市長は何を望むのか	
②日本一住みたいまち塩竈について	139
★重点的課題は何か	
★市長就任6年余り、市長が実感できる事業実績はどの事業か	
③藤倉二丁目2番地内水害対策について	140
★雨水及び高潮水害は、藤倉第2ポンプ場の機能で十分排水できる のか	
★同地区内側溝の定期的（年2回くらい）清掃を	
④環境に配慮したまちづくりについて	141
★青色発光ダイオード照明灯採用について	
★ポイ捨て禁止の徹底と条例化について	
★側溝グレーチングにタバコの吸い殻禁止マークを	
★EM菌の活用について	
⑤乳幼児の髄膜炎対策について	144
★市が予防ワクチン接種費を無料化に補助を	

菊 地 進 君

①政策目標	154
-------	-----

★浦戸振興について	
★浦戸交通について	
②自主自立の行政システム	155
★財政の健全化について	
③まちの活性化	156
★港湾整備と活性化	
★魚市場経営と一元化	
④教育について	157
★学力アップについて	
★新型インフルエンザについて	
⑤福祉について	157
★障害者のデイサービスについて	

曾 我 ミ ヨ 君

①保育行政について	169
★政府が閣議決定した保育所の「直接契約の導入」や「最低基準の見直し」についてどう考えるか	
★現行制度を堅持するよう国に求めるべきと考えるがどうか	
★保育所の待機児童対策は十分なのか	
②介護保険事業にかかわって	170
★紙おむつ支給要件の拡大を	
③衛生・保健事業関連について	171
★新型インフルエンザへの対応策について	
★C型肝炎罹患患者の治療上の血液検査費用負担軽減策を	
④産業振興について	172
★地元水産業への直接・間接支援策について	
★固定資産税の軽減・下水道料金の軽減を	
⑤舟券売り場について	173
★舟券売り場誘致についての動きについてどう把握しているか	
★進出について市長の見解は	

散 会 .....	184
-----------	-----

## 第4日目 平成21年9月28日（月曜日）

議事日程第4号 .....	185
開 議 .....	187
会議録署名議員の指名 .....	187
議員提出議案第7号 .....	187
質 疑 .....	188
伊 藤 栄 一 君 .....	188
鎌 田 礼 二 君 .....	191
菊 地 進 君 .....	191
阿 部 かほる 君 .....	193
討 論 .....	195
鈴 木 昭 一 君 .....	195
佐 藤 貞 夫 君 .....	198
採 決 .....	201
議長の不信任の動議の件 .....	202
質 疑 .....	202
香 取 嗣 雄 君 .....	202
菊 地 進 君 .....	203
佐 藤 英 治 君 .....	203
伊 勢 由 典 君 .....	205
採 決 .....	207
議案第65号ないし第77号（各常任委員会委員長議案審査報告） .....	207
採 決 .....	212
請願第10号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告） .....	213
請願第9号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告） .....	213
質 疑 .....	213
菊 地 進 君 .....	214

採 決 .....	215
認定第1号及び第2号（平成20年度決算特別委員会委員長議案審査報告） .....	215
討 論 .....	218
吉 川 弘 君 .....	218
採 決 .....	222
議員派遣の件 .....	222
採 決 .....	223
議員提出議案第8号 .....	224
採 決 .....	225
閉 会 .....	225

平成21年9月定例会      9月7日      開 会  
   9月28日      閉 会

議案審議一覽表  
請願審議一覽表  
請願文書表  
議員提出議案

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
平成20年度決算特別委員会	認定第1号	平成20年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	21.9.28
	認定第2号	平成 20 年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について	認 定	21.9.28
総務教育	議案第65号	塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決	21.9.28
	議案第66号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	21.9.28
	議案第69号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第76号	工事請負契約の締結について	原案可決	21.9.28
	議案第77号	財産の取得について	原案可決	21.9.28
民 生	議案第69号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第70号	平成21年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第73号	平成21年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第74号	平成21年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	21.9.28
産業建設	議案第67号	塩竈市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例	原案可決	21.9.28
	議案第68号	塩竈市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例	原案可決	21.9.28
	議案第69号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第71号	平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	21.9.28

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

産業建設	議案第72号	平成21年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第75号	平成21年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	21.9.28
	議案第78号	教育委員会の委員の任命について	同 意	21.9.7
	議案第79号	公平委員会の委員の選任について	同 意	21.9.7
	議案第80号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	21.9.7
	議員提出 議案第7号	塩竈市議会副議長に対する辞職勧告決議	原案可決	21.9.28
	議員提出 議案第8号	「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書	原案可決	21.9.28

## 塩竈市議会 9 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 9 号	『「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書』の提出に関する請願	21.6.2	産業建設	採 択	21.9.28
第10号	義務教育費国庫負担制度の維持と教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願	21.9.1	総務教育	継続審査	21.9.28

平成21年9月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 10 号
受理年月日	平成21年9月1日
件 名	義務教育費国庫負担制度の維持と教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願
要 旨	<p><b>【請願要旨】</b> 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書を国に提出されるようお願いいたします。</p> <p><b>【請願理由】</b> 子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。しかし義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。このまま推移すれば、各地ですすめられてきた少人数学級の維持・拡大にも支障をきたすおそれがあります。</p> <p>一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。</p> <p>平成22年度の予算編成にあたっては、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校施設整備費、旅費・教材費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策費等の教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することを要望いたします。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづいて同制度の堅持を求める意見書を提出されますようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p>
提出者住所・氏名	宮城県塩竈市小松崎9-43-14 宮城県教職員組合中央支部 塩竈地区 議長 清水 仁
紹介議員名	小野 絹子 東海林 京子
付託委員会	総務教育 常任委員会

議員提出議案第7号

塩竈市議会副議長に対する辞職勧告決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年9月28日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
香 取	嗣 雄		

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

塩竈市議会副議長に対する辞職勧告決議（案）

塩竈市議会副議長今野恭一君に対し、副議長の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

塩竈市議会

議員提出議案第8号

「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年9月28日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
香 取	嗣 雄		

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書（案）

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、社会問題となっている。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しており、失業と合わせて、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など新たな貧困と労働の商品化が広がっている。さらには、障がいを抱える人々や、社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全国を覆う共通した課題である。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されている。地域社会においても自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障がい者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にある。また、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつある。

しかしながら、日本は、「協同労働」の協同組合制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出し、また、振興するための法制度がない状況にある。すでに、欧州では、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）などの名称で、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっており、日本においても、国会での法制化の検討が始まっている。

よって、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動の側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

関係機関 あて（衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・  
経済産業大臣）

## 議員派遣の件

平成21年9月28日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 宮城県市議会議長会 秋季定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案等の審査
- (2) 派遣場所 気仙沼市「サンマリン気仙沼ホテル観洋」
- (3) 派遣期間 平成21年10月14日～15日
- (4) 派遣議員 今野恭一 副議長

#### 2. 二市三町議長団連絡協議会 行政視察

- (1) 派遣目的 置賜広域行政事務組合視察
- (2) 派遣場所 山形県米沢市
- (3) 派遣期間 平成21年10月22日～23日
- (4) 派遣議員 今野恭一 副議長

#### 3. 宮城県市議会議長会 議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 栗原市「エポカ21」
- (3) 派遣期間 平成21年11月17日
- (4) 派遣議員 議員21名以内

平成21年9月定例会      9月7日      開会  
   9月28日      閉会

## 塩竈市議会会議録

平成21年 9 月 7 日（月曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）

## 議事日程 第1号

平成21年9月7日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 請願第10号
  - 第5 認定第1号及び第2号
  - 第6 議案第65号ないし第77号
  - 第7 議案第78号ないし第80号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

---

### 出席議員（21名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番  | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番  | 小 野 絹 子 君 | 4番  | 吉 川 弘 君   |
| 5番  | 伊 勢 由 典 君 | 6番  | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番  | 東海林 京 子 君 | 8番  | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番  | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君   | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 |     |           |
- 

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 昭 君	副 市 長	内形 繁 夫 君
総務部長	三浦 一 泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和 浩 君
建設部長	菅原 靖 彦 君	会計管理者 兼会計課長	片倉 研 一 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真 一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克 己 君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田 文 弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀 久 君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子 信 也 君
総務部総務課長	桜井 史 裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清 輝 君	産業部 商工観光課長	阿部 徳 和 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英 治 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
水道部長	千葉 伸 一 君	水道部次長	黒須 精 一 君
教育委員会委員長	東海林 良 雲 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正 夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正 敏 君
選挙管理委員会 委員長	稲田 喜 一 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正 信 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	白澤 巖 君

### 事務局出席職員氏名

事務局 長	伊藤 喜 昭 君	事務局 次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

○議長（志賀直哉君） 去る8月31日告示招集になりました平成21年第3回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参している方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番佐藤貞夫君、7番東海林京子君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は22日間と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本定例会の会期は22日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（志賀直哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、報告第4号平成20年度健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告第5号平成21年度資金不足比率については、同法第22条第1項の規定により、それぞれ8月31日付で議長あてに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告2件並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長あてに提出されました塩竈市教育委員会点検・評

価報告書平成21年度版1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成21年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成21年第2回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件及びに宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長あてに提出されました平成21年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） それでは、諸般の報告の中で、塩竈市の教育委員会点検・評価報告平成21年度版と先ほど報告がございました健全化基準絡みについて幾つかお尋ねをしたいと思います。

一つは、塩竈市の教育委員会の点検・評価報告書平成21年度版というのは、去年同じように9月の議会の冒頭に諸般の報告としてありました。ことは平成21年度版としてそれぞれの議員のお手元に配付されているということになっております。これは、先ほどの諸般の報告の中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところで第27条に基づくもので、公表、報告をするという定めになっているようであります。そこで、その報告書を何点か、報告された案件ですので、それに基づきながら質疑を展開したいと思います。

そこで、この報告書の中のところで、一つは、この公表についてこういうふうに議会に公表が義務づけられたということになっているようですが、これは一つは市議会への公表そのものでございます。もう一つは、この公表そのものが市民全体のものとしての公表の対象になるのかどうか。具体的にはホームページ、あるいはそれぞれの公共施設等の閲覧等が可能なのかどうか、そういう取り扱いになっているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。それがまず第1点でございます。

それから、そのほか、私もその平成20年の教育委員会会議一覧というのを拝見させていただきました。ページ数で言いますと2ページから3ページのところになります。教育委員会のそれぞれの会議が、1月24日第1回の定例教育委員会が開かれ、最終は12月25日のところまで都合13回ぐらい教育委員会が開かれているというふうに見受けられました。そこで、この教育委員会そのものの開催に当たって改めてずっと見ますと、例えば一つの例で言いますと、2月19日第2回定例教育委員会のところで、専決処分報告、予算案に対する意見、これは平成19年度の補正予算というふうになっているようです。それから、専決処分報告、予算案に

対する意見（平成20年度当初予算）ということで、こういう専決処分が全体としては結構かなりな数、11件ぐらい専決処分がなされているというふうになっているようでありまして。専決処分というのは、とりもなおさず教育長のいわば決裁という扱いになるのかというふうに思います。教育委員会として教育委員の皆さんのそれぞれ委員会の中で専決処分、それから教育方針そのものも専決処分として、例えば平成20年度の教育方針なども専決処分になっているということになっているようです。そこで、こういった専決処分がなぜ多いのか。私たちの感じとしては、教育委員会から出されてくる例えば補正予算、それから年度当初の予算、こういうものについて、教育委員会としての審議、審査をして議会の方に示されるというくだりになりますが、改めてなぜこういった専決処分の指定になる、該当するものが多いのか、お尋ねをしたいというふうに思います。その辺のなぜそういう結果になっているのか、その辺についてお尋ねをしたいと。

それから、次のページのところで教育委員会行政について、平成20年度の教育委員会のその他の活動ということで、市長との意見交換の場があるようでございます。これは6月26日に開かれております。その中で主な意見としてサマースクールについて意見交換を行っております。市としての学力向上はどうしたらいいかという意見や、あるいは中学3年生を対象にしていることには疑問があると、夏休みの大切な時期、家庭学習の指導というのは違うのではないかという意見。それから、非常に重要だと思ったのは、子供の潜在能力を引き上げるためにはきっかけが必要だと。やはりきっかけがないままその能力がつぶされてしまうということで、とりわけ小中学校の教育が非常に大事なんだということを、その中でとりわけ市の教育のかかわりが非常に大事だと、こういう意見が出されたようでありまして。そこで、そうした教育行政の役割について、改めてこの中でも触れられているようでございます。

次の7ページのところで、そこには一つは平成20年度の教育方針として「健康で豊かな人間性」あるいは「未来に向けた主体的人間形成」、「ともに学ぶ、歩む、市民が輝くまちづくり」これは二元的な点での教育方針だと思いますが、具体的には4つの方針があって、時間もあれですから、例えば「健康で人間性豊かな家庭・地域の教育力向上」というくだりがございます。こういうものがここの中にはずっと含まれていて、あとはいろいろそのほか教育委員会の事務所管の報告が後半部分のところに載っております。そこでこういった点で、こういった方針が述べられている、しかし方針そのものは先ほど述べたように専決処分という扱いになっているんですね。あるいはその補正予算、予算。そういうことで、こういう扱い

になっている理由がよくわかりませんので、教育行政について教育委員会のこういった対応についてどういうふうになっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 私の行政評価についてご説明いたします。

まず、公表についてですけれども、前年度もエスプとか図書館等にこれを置きまして閲覧できるようにはしておりますけれども、今年度はホームページ等に掲載してまた広く市民の皆様にお知らせしたいと思っております。

次に、専決処分ということですが、本来なら各教育委員会の中でいろいろ議論いただきながらやるべきものなのですが、時期的な問題、期間との問題もありますので、一応専決処分という形にはなっておりますけれども、私はその都度教育委員長さん並びに代行等にご説明しながらお話ししてもらっておりますし、先ほど出ました基本方針等についても、前回の委員会のときに一応こういう形でということでお示ししまして、最終決定については、時期的な問題もありましたので、委員さんの意見を踏まえながら訂正した分についてそれを専決処分という形でさせていただいたものでございます。

なお、市長との意見交換会についても、これも私どもの方では、市長がいろんなもので子供たちまた先生方と触れ合う機会を多く持ってもらうため、その中で私もいろいろと市長から意見等、指導をいただいて大変感謝している部分があるのですが、これらについてもやはり行政評価の観点で、市長とそれらを含め学力向上等についても今後こういうふうにしたらいいのではないかという中での話し合いの中で、だから、基本方針についても先ほどお話ししたように市長との話し合いの中でもそういう形に出ておりまして、それを参考に、取り入れたということです。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そういうことで、教育委員会のそれぞれの専決処分なりの扱いになっているというのはわかりました。そういう流れでやられていると。

そこで、もう一つ、お尋ねをしたいのは、もう少しページをめくりますと後半の部分のところで、ページ数で言うと18ページから19ページのところに、全国学力テストについての公表がこの報告書の中に盛り込まれております。例えば18ページ、豊かな想像力（知育）ということでこの中にそういった命題になっておって、点検・評価項目の中に小学校、全国学力調査平均正答率ということで、例えば全体の関係で言います国語A、B、それから全国学力の

関係で算数A、Bということになっていて、残念ながらこの関係で言いますと、例えば全国学力テストの国語Aというので小学校で見ますと59.1%、県平均が64%ですか、これは実施した中で平成20年度です、あとは全国平均が65%、こういうふうに、全体として全国の学力の平均正答率として比較をしますと、塩竈市の小学校の場合は46.6、県平均が50.4、国平均が51.6ということで、正答率が下回っている。それから、中学校のところも、全国学力調査の下段の18番のところ、これも平成20年度で言うと42.4、県平均が49.1、国が49.2ということで、こうした結果内容も含めて公表されているところがございます。そこで、こういったところで改めて、全国学力テストが既に過去2回行われておって、いずれも残念ながら正答率が下回っているというふうな報告になっております。

この問題については、教育行政のいわば基本的な問題をどう私たちがとらえていくかという課題にかかわりますので、少し何点かお尋ねをしたいと思うんですが、例えば宮城県の教育振興審議会というところと教育長、ご存じでしょうか。教育長わかってらっしゃるとすると、そこで最近出された宮城県の教育振興審議会というところでは、教育に係る県民の意識調査の関係で言いますと、教員がゆとりを持って子供に対応できる教員数が必要だというのが多くを占めております。それから、もう一つは、テストの点数だけではなくて、将来の夢を描ける、命を大切にすることを育てるとというのが33.9%、それから、教科の基本を身につけるということが34%必要ではないかと、そして最後に、全国のこういったテストとあるいは他県との比較で効果が、余り意味がないのではないかとというのが16%というふうに触れられていたようです。そこで、こういった宮城県の教育振興審議会のそうした見解も踏まえてみますと、やはりゆとり教育の関係をどう本格的に構築するかということが、私はただいま教育行政の分野で求められていくのかと。やはり全国学力調査テストを行っても、なかなか塩竈市の教育、基礎学力といいますか、そういうものがなかなか引き上がらないと。引き上がらない問題には、やはりこういったゆとりのない今の学校現場の問題をはらんでいるのではないかと、私の問題意識としてはそういうふうにとらえております。そこで、そういった点で、現場が一体どうなっているのか、教育の実際には学校現場の中で、いろいろ努力はされていると思いますよ、例えばサマースクールとかそういうことはやられているけれども、やはり教育現場として子供と教師の教育について教育委員会としてはどのようにとらえているのか、その点をお尋ねをしたいというふうに思うところであります。

それから、もう一つは、最近の教育の学力調査テストの関係で、他県との比較は余りしたく

ないのですが、秋田県の学力が学力テストの上でも上の方というのが言われているようです。学力の向上に寄与する問題として、問題点はあるかと思いますが、しかし一方で、少人数学級、20人学級が県の施策として構成比率割合が大きいと。例えば、宮城県の12人のクラスですと22%だそうです。しかし秋田県は25%。それから、13人から25人は20%、秋田県は28%、26人から35人が、宮城県が46%で秋田が36%と。教える先生方のさっき述べたゆとり教育ということでの関係で言いますと、そういう少人数学級あるいは30人学級、やはりそういうものが教育の教える側の現場としても欠く、引かるべからざる点ではないかということを感じるところですが、その点についての宮城県の対応、それから塩竈市の教育委員会の対応、20年度の関係でせっかくこういう報告が出ておりますので、その点についてのご見解をお伺いしたいと思うところであります。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 教育委員会としましては、これまでお話ししましたように、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成ということを柱に学校教育を進めているところでございますけれども、確かに学力調査等については、県、全国平均より下回った部分がありますけれども、まだ今年度については、先日国から発表されまして、学校の教員もその辺を真摯に受けとめましていろいろ努力している部分がありまして、前年度よりは県、それから国との格差も縮まっておりますし、また、前年度から見ますと、他の全国平均、県よりもはるかに上回っている学校もふえてきております。そういう形で先生方の努力が実になっているかと。

同時に、塩竈市としては、やはり子供たちに学習習慣の形成、それから教員の資質向上ということでもいろいろ進めておりまして、先ほどお話ししたゆとり教育の教員の配置ですけれども、塩竈市としましては、議会にお認めいただきまして、今年度は小学校5年生を中心とするということで、各学校の教務主任、研究主任を少人数指導に配置するためその教員の穴を埋めるためにやる指導教員補助者を配置していただいております、それらが授業をするときにおいては、指導主事、学校教育課長が学校に赴きましてその学校の先生方と同時に一緒に研修をしている状況でございます。

同時に、交流面についても、去年は市長と中堅教員が意見交換会をするなどして、また、私たちが校長、教頭、教務主任その他いろんな形であらゆる場面で先生方との意見交換会をしながら現場での意見を聞いておるところでございます。

秋田県とか福井県が上位の成績を得ておりますけれども、塩竈市としましてもこれらについてどのような方法をとっているかということで、前年度は塩竈市の教務主任が研修視察として秋田県の方に、小学校1校、中学校1校、市内の教務主任が行きまして研修し、今年度その成果を生かしているところがございますし、今年度も私どもの現在いる指導主事が夏休み中に、個人的な部分でありますけれども、知っている先生方、知人がおりますのでそこに行っているような情報を集めておりまして、2学期からの学力向上に努めているところがございます。

同時に、そのゆとり教育も含めまして、塩竈市としては、議会の承認をいただきまして特別支援教育の補助教員、補助者も入れていただいておりますので、そういう点でも大分教員がゆとりを持って指導している部分があるのではないかと感じております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 今、秋田県、福井県に視察に訪れているというのは、初めてお聞きをしましたので、これは今後の課題の中でやはりそういう点も含めてしっかり報告していただきたいと思うんです。やはりそういう教育行政の、秋田県の問題で言えば非常に管理教育が徹底し過ぎているくらい徹底しているという問題というのは私たちも聞いています。しかし、一方で、さっき言ったように県行政そのものが20人学級、ほぼ30人学級、そういうものの厚みをつくっているわけですね。これはやはり教育に対するスタンスの違い、やはり教育行政に対する県の姿勢の違いだと思います。そこをよくつかんでいただいて、対応していただければと思います。

そこで、最後の3問目になるので確認だけになりますが、加配という、宮城県はたしか20人学級、30人学級ができないので、加配で対応しているというのが恐らく大体これまでの経過と思うんですが、今現在こういった加配も含めて既に2学期が始まっておりますね。そういうことも含めて、そういった向上に資するための取り組みの、教育方針は既に述べられておりますから、もし生かすとすれば、今度の報告を踏まえてどういうふうに教育現場で生かしていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、健全化比率が報告されておって、これは時間もさほどありませんので1点だけ市長にお伺いをしたいのですが、資料の1、2、3の2の全体として、指標については1のところでは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、それから資金不足の問題もこの中では健全化をある程度果たしているというふうに報告がござ

います。そこで、意見書は一応見たのですが、こういう結果をつくり出した20年度の健全化判断比率との関係で市長のご見解を伺って、3問目とさせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 加配につきましては、今年度市の方からも市独自の1人加配されておりますので、そのようにしていただきましてそれらを含めて来年度の行政の評価の1項目にしたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 平成20年度の健全化判断比率についてご質問いただきました。このことについては、先ほど触れさせていただきましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項の規定によりまして、実質赤字比率など4項目につきまして監査委員の意見を付して議会に報告をさせていただく内容であります。

平成20年度実質赤字比率はゼロであります。連結実質赤字比率についても、おかげさまでゼロとなっております。公債費比率が7.3%、将来負担比率が126.9というような状況であります。19年度と比較をいたしますと、顕著な傾向が、例えば連結実質赤字比率、19年度は9.99%ございました。これが、例えば魚市場会計への繰り出し等を議会でお認めいただきましたおかげをもちまして、そういったものが解消された成果ではないかと。あるいは、市立病院の不良債務解消のためにも健全化債の適用をお認めいただきました。そういった効果が、連結実質赤字比率が解消されたという部分に顕著にあらわれているものと思っております。ちなみに、平成19年度でこの分野が赤字であったのが本市と県北の中核都市のわずかに2市だけでありました。こういったものがようやく解消されたということであるかと思っております。また、実質公債費比率につきましても、19年度に比較いたしますと1.8%程度減少しつつあると。将来負担比率につきましても、2ポイントぐらい改善をされているということで、総じては、20年度につきましては、19年度に比較いたしますと、この4指標につきましては改善をされているというふうに考えております。

しかしながら、この4指標につきましては、少なくとも最低限健全化のために超えなければならぬというようなものではないかと。このことが即健全化につながるということではなくて、例えば普通会計のその他の財政構造でよく引き合いに出されます財政力指数でありますとか、経常収支比率、あるいは財政調整基金、これらのものが本市では残念ながらまだ弾力的な財政運営ができるという水準までには達していないというふうに判断をいたしております。

ます。

また、一方では、例えば税金等も今大変厳しい環境にございます。このような数字で満足するということではなくて、今後依然として厳しい行財政環境、行政が一丸となって乗り越えていくということを改めて確認をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 私の方からは、教育委員会点検・評価報告についてお聞きしたいと思います。

先ほどの質疑と少々ダブるところがあるわけですが、19ページの創造力（知育）という項目なんです、全体的に全国評価から落ちている、それから、なおかつ県平均からも落ちているということなんです。なおかつ平成19年と20年度を比較してほとんどのものが落ちているというこの評価について、どう思われるのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、最も大切なのは、前の17ページ、思いやりの心そしてという道徳の部分、この項目の中の「将来の夢や目標を持っていますか」という項目なんです、これがまた全国平均、県平均より下回っていると。それも、小学生、中学生両方とも下がっているということについて、私は、やはり夢を持ち進むのが学力やら徳育も進める意味で大きな牽引力になるというふうに思うんですが、この結果を見て塩竈の将来をちょっと不安に思ってしまうわけですが、ここで私がお聞きしたいのは、去年からことしも落ちているというこの数値を見て、塩竈市の教育に取り組む方向性として間違いがないのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 学力につきましては、確かに県平均、全国平均、今年度の発表されました部分についてもやや落ちている部分がありますけれども、先ほどお話ししましたように、市内の各学校、教員も真摯にこれを受けとめまして学力向上に向けて努めているところでございますけれども、やはりそういう点について今年度の施策についても、私は毎日毎日の授業が大切でないかと、そういうことも含めまして今、学校教員、学校現場の方にもその辺の指導をしているところでございますけれども、教育の方向性については、先ほどからお話ししました知・徳・体のバランスのとれた中での知の部分ということでもありますけれども、今後それらについてさらに方向性を見きわめながら、子供たちに学力等を含めて知・徳・体のバランスのとれた児童育成に努めてまいりたいと思いますけれども、その夢の部分について

も、今、塩竈市は合い言葉として「塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、塩竈から世界に発信する児童生徒の育成」ということで行っておりますけれども、これらについて、こういう結果が出たということは私も大変残念に思いますので、それらについても今後とも指導するよう徹底してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 再度お願いしたいのは、やはりこの将来の夢を持つということが最も重要ではないかと思っておりますので、もう一つ、教育長さんがお答えになったバランスですね、このバランス感覚からいくと、この数値からいくと、この知の部分がちょっとやはり下回るといことで、もう一度点検をいただいてよりよい方向に持って行っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 前年に引き続きまして、教育の評価報告書について質疑したいと思います。

教育というのは、本当に「国家百年の計」と言われております。また、私は、「地方自治の百年の計」というような視点も必要かというように思っております。一朝一夕ではなかなか出ないし、そういう意味で、私はこの諸般の報告で出されましたこの、極めて薄いのですが、しかしここに大きな意味があるんだと思っております。それは、2年前から法律が改正されて、見えなかった教育委員会がこれを通して見えるようになったんですね。そういう意味では、この中身で、今までは教育の報告というのは概要とか現状だけの話でしたけれども、この中に市長との意見交換とかあるいは校長さん、PTAの意見交換、こういう中の意見を通してこういう問題があるのかということが本当に市民にも身近に、そして、教育というのは膨大に難しい問題だけれども、こういう問題を指摘されるときに一つ一つこうすればいいんじゃないかという市民の意見、保護者の意見が僕は出てくると思うんです。そういう中で、教育長はこういう冊子をやっぱり教育に関心ある方、あるいは市民にも見れるような提供の仕方をどういうふう考えているのか。

第2点は、教育というのは学校教育ばかりではないですよ、幼児教育から中年、いわゆる生涯教育というものもあります。そして、いろんな文化施設もあるし、スポーツ施設もあります。まさに自治体そのものの70%ぐらい占めている、だから教育がやはり僕は大事だと思っております。そういう意味におきまして、今回のこの意見書を今まで市長とかあるいはま

た父母教師会とか学校長から、やはり現場の先生方はどう教育を考えているか、あるいはまた、なお一層PTAとか生涯学習をしている方、子供の意見、そういうことも今後やっていただきたいなど、そこら辺どう考えるのか。

次に、学力低下の問題なんです。それで、この資料を見ましても、教育委員会がその他の部分、いわゆる人格づくり、人格というのは知情意、いわゆる知育、徳育、体育というふうにありますけれども、徳育とかあるいはまた体育は全国的にも平均の上を行っているんですね。ところが、学力低下がやはり、私も学力が必ずしも評価、これが悪いから塩竈の教育委員会悪いんだというふうには私はずっと見ていなかった。だけれども、やはりこの1年、2年をして上がらない。なぜ上がらないのか。これは、さっき教育長、いろんな学校でやっていますと言うけれども、それだけでは解決しないと私は思っているんです。そういう意味では、これから真剣に取り組んでいただきたいし、全国で1位になっているのが日本海なんですね。いわゆる秋田とか福井です。やはりそういうところがどうやっているのか、飛んで行ってやはり研究すべきですよ、ここは。そういうことをやる考えをお願いしたい。

あと、サマースクールの問題なんです。学力向上になるというような観点で最初しました。私もゆとり教育については何回か質問しております。やはり教育にゆとりはないと思っております。どういうふうにして子供たちに勉強を本当に好きになって一生懸命にやってもらうということが我々の大人の責任ですけれども、4ページに、サマースクールは主として学力向上にはどうしたらいいかということで、家庭学習資質向上という観点から塩竈市が行うという形で実施しているという中で、僕は2回ほどサマースクールを見ましたけれども、本当に学力向上のためにあるのか、もう一つは、学習意欲をかき立てる、あるいはまた相談とかそういうもののためなのか、これはちょっとはつきりしないと学力向上に必ずしも結びつかないのではないかとことを思っていますので、この今言いました何点かについてお伺いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） まず、市民の方々のご意見の聴取ですけれども、これらについては、例えば生涯学習関係についても社会教育審議会とかそういうものがありますので、これらの方々と教育委員の皆さんとの意見交換会を開く、そういう機会等を設けていきたいと思っておりますし、現場の先生方についても、教育委員会、学校で今年度も三中で開きましたけれども、そういう機会を利用して先生方との意見を聞く機会を設けていきたいと考えておりま

す。

それから、2点目の現場の先生方の声も含めてそういう形でやっていきたいと思います。

学力については、先ほど伊勢議員のときもお話ししましたがけれども、秋田の方のそれらについても教務主任会等で行ってそれらを教務主任会の報告の中で私も受けていますけれども、今年度、それを各学校、自分たちの学校に取り入れられる部分について取り入れながら対応を進めているところでございます。同時に、うちの方の指導主事も積極的に秋田の方に行きましてやっておりますので、これらも今後2学期から市内各学校に反映させていきたいと思っております。

それから、サマースクールにつきましては、議員がお話しのとおり、教育委員会としましてはサマースクールは子供たちに学習の楽しさ、例えば国語辞典をこういうふうに引くと楽しいんだとか、そういうきっかけづくりをしたいと思っております、子供たちの学習習慣の形成化というようになっております。各学校、前年度いろいろな面で初スタートで、一応中学校単位で開きましたけれども、今年度は各学校ごとにやりました、各学校、教員の方もじゃあということで、本来なら4年生からだったんですが、中には1年生からやっている学校もありまして、今年度はそういう形で去年の反省を生かしました結果、大分受講者の数もふえましたし、各学校での教員の意気込みも違っております、そういう形でサマースクールは意識づくりとか学力向上を目指す一環として行っているものということでご理解願いたいと。以上です。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） ぜひ冊子の拡大の方もお願いしたいし、やはりいろんな意見を聞いていただきたいし、また、調査したのを生かして、これが全部生きるということではないと思いますけれども、しかし、それなりの基礎知識、あるいは毎朝とかやっているんですね、やはり日常の繰り返し、繰り返しです、やはり公教育ですから基礎教育に一層力を入れていただきたいというように思っております。OECDの報告から見てもどんどん下がっていますね。そういう意味で、なぜ日本の教育が下がってきたのかという根本的な問題をやはり考えなければいけないと思います。私はやはり時間数が、教育の時間数がどんどん減ってきています、この10年間は。休みがすごく多くなっております。そういうことを含めなければ僕は解決しないと思っております。それで、市長にもちょっとお伺いしたいんですけれども、教育は、先ほども私もお話ししましたがけれども、幼児教育から生涯教育まですべてありますし、スポー

ツも文化もいろんなものがこの教育行政の中にとっぶり、相当大きなウエートを占めているんですね。それで、何年前か三升市長さんが、教育は教育委員会にお任せというような考え方を話されたことがありますけれども、私は行政に市長が専念するということは、一生懸命やるということは当然だけれども、教育行政もお任せということに対してどうなのか、市長のその考え方を伺いたと思います。

あと、やはり教育は、さっきも教育長もお話ししましたけれども、いろんな方たちからお話を聞くというお話がありましたけれども、現状の塩竈の教育の弱点はこうです、こういう問題がありますということをやはり市民に向かって懇談会なり議論を深めるということが、僕は地方自治体の首長の重要な役割になってくると思っているのですけれども、その点について市長の考えをお伺いします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま佐藤議員から行政と教育委員会のかかわりについてというご質問でありました。

まず、教育委員会は、行政からの政治的中立性というのは当然確保されなければならないわけで、でないで教育委員会というのを設けているということの意義が本来失われてしまうということをぜひご理解をいただきたいと思います。我々行政の役割は、教育委員会が教育活動をしやすい環境をしっかりとつくっていくと、予算的にも施設のにもという意味であります。あるいは、人的にもという部分があるのかと思いますが、人的な部分につきましては、県の職員でありますので、我々その部分にはなかなか立ち入れないということについてはご理解をいただきたいと思いますが、あくまでも教育の中立性というのを確保されながら、そういった中で、先ほど意見交換会という形であえて記載をさせていただきました。当然のことながら、私が教育委員会の中に入っていったということは許されないわけでありましたので、教育委員会が終了後に教育委員会の各委員の皆様方、あるいは学校長会議が終了した後に学校長の皆様方、そして、先ほどもちょっと引き合いに出していただきましたが、現在、学校の現場で中堅的な役割で教育に日々ご尽力をいただいております先生方との意見交換会というさまざまな場面を数多く持たさせていただいてまいったつもりでありますし、私自身も議会でさまざまなご指摘をいただいております。例えば、トイレが、あるいは学校の老朽化が、体育館がということで、さまざまなご指摘をいただいた都度、学校に足を運んで現場をまずはつぶさに調査をさせていただき、直ちに取り組むべきものにつきましては指示をし、予算

化をし、議会の方にそういった議案を提案をさせていただいているところであります。

今後とも、教育委員会が、今、議員もおっしゃられましたようなさまざまな分野で生涯学習、生涯スポーツ、あるいは教育の質の向上、さらには徳育といったような部分につきましても、しっかりとした取り組みをしていただけるよう、我々としては、しっかりと連携をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 今、市長から政治の中立性というお話なんです、それは理解しております。私たち、総教で教育の進んでいるところ、それは行ったところすべて市長がやはり教育にすごく関心を持っているんですね。そして、やはり教育委員会をバックアップする。単に予算をつけることがバックじゃないんです。そこら辺がやはり、先ほど私も言いましたように、教育は国家の百年の計であると同時に、私は、地方自治百年の計だというふうに見直していかないと、今の日本の自由な中でやっていくというのは相当バックアップしていかないと僕は目的は完成しないかということのを要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 私も、教育委員会点検・評価報告書21年版について2点ほどご質問したいと思います。

今、佐藤議員から言われたサマースクールなんです、ここの父母教師会連合会の代表との意見交換では、サマースクールは子供たちがとても楽しかったと喜んで帰ってきましたという話を書いてあります。大変よいことだと私は思っております。今後もぜひ続けていただきたい。

私が質問したいのは、毎回一般質問で行っておりますが、道徳を含めた体験活動、こういうものが一応全国的に今各地域、地域で行われているのですけれども、今回の21年版では話題になっていたかどうか、この1点と、もう一つ、23ページの給食費の未納が年々ちょっと増加しているということは、今の経済状況からよると、ことあたりが底打ちかと思っておりますので、各家庭も大変だろうというところはお察しするところでございます。生徒の数は年々減っておりますけれども、そういう点でもこの未納率がふえていくということは、大変な財政じゃないかというふうにもっております。未定ではございますが、今年の自由民主党から民主党に方向変換で子供教育2万6,000円、こんなようなことも出ておりますけれども、この未納についての解決策、何か考えてあればお伺いしたいと思っております。この2点についてお伺

いします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） まず、道徳を含めた体験学習についてでございますけれども、議員から2月の議会のときにも体験学習、ふだんどういふふうを活用しているかという話がありましたが、今年度はこのサマースクールに合わせまして、市内の小学校4年生、各学校5名ずつ30名を対象に、市内の浦戸の野々島にあるブルーセンターを活用しまして1泊2日の計画をさせていただきました。それで、当日は体調が悪くて2人ほど欠席しましたけれども、28名の子供が1泊2日で体験学習、浦戸の自然についての講話をもらったり浦戸を歩ったり、また、水産試験場の方に来ていただいたり、また、浦戸でやっておりますので津波というのはこういうものとかそういう等の講話を含め学習をして、1泊2日を行いました。これらについて、また体験学習等についても、私も浦戸にいたものですから浦戸の現在のPTA会長とも市内の子供たちを受け入れる状況においてどういう問題点、どういう課題があるかも今話し合いをしておりますけれども、今後これらについては、前回でお話ししましたけれども、市内全体で浦戸振興計画とも含めまして各関係と話をしながら検討していきたいと思っておりますけれども、体験学習についてこれにのせなかった部分については、各学校行事において二中の農業体験を含め各学校、体験しておりますけれども、これらについて今後もしのせられる部分にあつたら、子供たちの状況とも検討していきたいと思っております。

もう一つ、給食費の未納については、現在、給食費の未納について各学校、校長を初めいろいろと督促、支払っていただけないかと、各家庭の状況もありますけれども、できるだけお支払いいただくように努力しておりますところでございます。同時に、市としましても、裁判所等を通じて私の名前等含めまして督促のお願い、集金のお願いということでしているところでございますけれども、やはり今般の経済状況においてやや未納がふえてきているのが残念に思っております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） その努力は私らも十分考えるところでございます。一番目の体験教育は、国の方では1週間くらいだと補助金も出すというふうなふうに私は聞いておりますが、私らの時代では、とにかく戦中でもございましたが、疎開者などと一緒に種まきから草取り、収穫までの思い出がいまだにいろんな文通とか何かで思い出が残っているということですから、やはり体験教育とは、箱の中で昔で言う読み書きそろばんだけではなく、実際の体験でその

個性が十分に発揮できるのではないかと思いますので、ぜひひとつ考えていただきたいというふうに思っております。

あと最後の給食費の未納なんです、やはり一般家庭いろんなところのプライバシーもあるでしょうけれども、車に乗ってのうのうとして給食費払わないのは当たり前のようにしている方もいるように見受けられるので、そういう点はひとつご当局の方でも、未納者とまじめに支払っている方とそういうものを平等に扱う方法で考えていただきたいということを要望しまして終わります。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私から二、三点お伺いしたいと思います。

まず、教育関係の件なんです、皆さん、いろいろ研究して、私も質問を聞いていて、ああこれはしなくちゃと感動したわけでございます。それで、まず、22ページの全国大会優勝者数8人もおられるという、こういうすばらしいのをもっと市民にアピールすれば、子供たちも夢や希望が得られるのではないかと思うんですよね。その辺が、教育委員会としてどう市民にアピールしていくのか、してきたのか、まず第1点。

あと、昨年、要保護、準要保護の記載があったのですが、ことしはそれが見受けられないと。多分、年々ふえているんじゃないかと思うので、なぜそういうものが出てこなかったのかというのが、私が一番知りたいこの点検・評価の報告を教えてください。よろしいでしょうか。

もう1点は、別なんです、教えてくださいたいのが、企業会計の例月出納検査結果の報告についてなのですが、まず、1月から3月までの病院のなんです、いわゆる一時借入金についてちょっと教えてください。一時借入金と一時借入金返済金。借入金が161億とあって、一時借入返済金の前月末の残金が159億とあるんですが、この数字が正しいと思いますが、それで、執行額が終わって当年度累計となって一時借入が208億ですか、そして一時返済金が225億となっております。それで、どういうふうな状況でその16億円がふえたのかという。約17億円の支払いがあったわけですね。それが一時借入といわゆる累積赤字の解消のために企業債を13億ほど借りたんですが、それをやるというのが一時借入とあれは長期でないのかと思うんですが、その区別が私はわからない。

あと、もう1点。未収金とあります、1月、2月、3月と。1月が4万8,930円、2月が8,530円、3月が9万8,460円と。それで、その累計が多分3月末だと思うんですが、3億

2,834万5,927円となっていますね。それが、4月になって前年度未収金というのが1億7,100万、5月が1億7,200万、6月が2,800万、そして、累計が3億7,165万5,594円となっているのですが、この流れ、あと一時借入金の流れ、一時借入金返済金の整合性とかその辺が、私はこの表見ただけではちょっと理解しかねるんです。ぱっと見てほかの議員さんは何だそんなのわかっているよというかもわからないんですが、私はわからないんです。そして、別な資料を見ると、7億円くらいの金額がいわゆる年度末で出てたのではないかと思うのですが、どうしてこういうややこしい説明になるのかちょっと理解できない。ですからそれをお知らせ願いたい。ですから、企業債がなぜ一時借入金になるのかというのをわかりやすく説明していただければ幸いに存じます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） まず、スポーツ面等で一生懸命頑張っている子供たちの公表についてですけれども、原則としましては、市の広報等について掲載しておりますけれども、これらについて、やはり一生懸命頑張っているということでもっともっと市民の皆様にもお知らせしたいと思っておりますけれども、毎年2月に行われます体育協会と塩竈市の合同スポーツ表彰式等においては、表彰の対象として取り上げさせてもらっております。

それから、要保護、準要保護については、確かに20年度版については8ページ、それから今年度版については、9ページの学校教育課のところの要保護・準要保護生徒援助事業という形でここで上げておりましたので、これをご参照願いたいと思います。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 私の方から病院事業の資金収支状況の表についてご説明させていただきます。

まず、一時借入の部分ですけれども、確かにこの表、この表といいますのは17号の方の表になりますけれども、一時借入金が年間で208億何がしの合計金額で借り入れをしたと。それで、下の支出の方にいきますと225億ほど支払いをしていると。ここの差が17億ほど減っているとか余計返していると。この表を見てみますと、私もちょっと反省しているんですけれども、もともとどのぐらいの借り入れがあつてそれで月ごとにこういうような借り入れをしたり、支払ったりというような形で病院会計をやっているわけですが、もともとの数字がなかなか見えないものですから、プラスマイナスがわからないというようなふうになっているかと思っております。ちょっと言いわけっぽくなりますけれども、この資金の表自体は、一番

下の欄の収支差引額、3月末ですと9,648万という数字がありますけれども、この金額が今回決算に出しております最終的に貸借対照表に流動資産の預金とか現金預金の欄に出てくる数字ということで、この現金の動きに注目してつくっていた表だということで、こういうような表になっております。それで、一時借入については、実際この表で読み取れないんですけれども、19年度から20年度に移る際には一時借入の残高は24億ございました。24億円をベースとしながら、毎月借りたり一部支払ったりとかという形をしてそのトータルとして収入というのは、借りた金額が208億を1年間で借りたという形になります。そして支払いが225億ということで、一借が17億、20年度では減ったという形になります。それで、この一番下の表にあります9,600万というのが次年度の4月から6月、今回報告させていただいている18号の方ですけれども、一番左の下の金額にいくという形になります。ただ、この時点でも一借の残高というのは7億円ございまして、全体となる7億円が見えないという表になっております。その7億円から始まって、4月には2億お借りして7億を支払ったという形で、一借の借りたり支払ったりというような表が続いていくという形になります。この表自体、文章でだけの報告よりはより見やすくしたいということで数字で出しておりますけれども、なかなか見にくいということでちょっと今反省しております、もう少し見やすい形でご提示できるようにということで検討してまいりたいというふうに思っているところです。

それから、未収金の部分です。4月から5月、報告の18号の方になりますけれども、前年度未収金というのが1億7,000万、1億7,200万という大きな数字が出てきております。これだけでも3億5,000万程度の金額になりますけれども、4月、5月分につきましては、病院の方で2月分と3月分の収入が2カ月おくれたということで、毎年決算3月末で締めますので、4月、5月分は前年度の未収金という形で入ってくると。あと6月が一部請求の関係で次の月にずれた部分があるということで、4、5、6という形で前年度未収金がかなり多くなっていくという状況が病院の方にはございます。それ以降につきましては、支払いが滞っていた方が納めてくれた部分とかという少額の金額が発生して、20年度では3億2,000万というような数字になっているということです。以上です。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） どうもありがとうございました。

まず、教育委員会については、せっかく8人の方が優勝していると、前年に引き続き。だから、どういう競技だったのか、せっかくの機会ですから、こういうのでやりましたよと言え

ば、テレビとかFM放送を聞いている方はああそうなんだとなるし、家庭、家族での「きょう、ラジオを聞いていたら、塩竈で8人も全国大会で優勝している人いるんだよ」と話題になれば、子供たちだって「ええっ」と希望や夢になるのではないかと思うので、再度、その競技名、団体なのか個人なのか、学校で指導しているやつなのかどうなのか、その辺を明らかにすべきが私は情報公開ではないかと思うんですよ。それが思いやりの教育ではないかと思えます。

そして、一つ気がかりなのが、準要保護関係のことなんですが、「保護者負担の軽減を図った」とあるんですけれども、こういう表現は私は違うんじゃないでしょうかと思うんですよ。というのは、納税者が、払っている人からすれば、平等に払っている人が子供がそういった教科書とかそういうものが恩恵を受けるんだったらそういう表現でいいんです。家庭の事情で払えない人のために払ってやっていたり、そういうものが、何で保護者負担の軽減を図っているのか。一般市民からすれば、一般市民の負担がふえたのでないかと思うんです。

(「そのとおりだ」の声あり) ですから、私、国語力が弱いもんですから、何でかなという疑問が起きるんですが。私は、生活で困っている人は助かっているかもわかんないけれども、その生活で困っている方がなぜ困っているのかというのを教育委員会なんかでも、前にも去年も言ったと思うんですよ、当局に。こういう状況で家庭・家族が崩壊しているんでないと、市長さんと。もっと教育費、いただけませんか。もっと行政として塩竈市の家庭・家族が豊かになるようにもっと当局として何か施策出してくださいとかそういうやりとりが私はしかるべきでないかと思うんです。困っている人に出して軽減を図ったというのはちょっと違うのではないかという思いがしますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、病院のあれがちょっと、全然本当理解しづらい。この1億7,000万、4月、5月、6月の1億3,000万がおくれてくる請求だというふうに監査委員さん答えていただきました。私はそれは自分で承知しているつもりなんです、では、1月、2月、3月のこの4万8,000円とか8,500円とかというの、その月で全部解決したんですかということなんです。その辺がこの用紙、ごめんなさいね、この1月から3月までの未収の件と4月から6月の未収の内容、私は、1月も1億何ぼあって11月あたりの医療費の未収ですよだのって言われるんだったらわかるんだけど、だったんでは病院が1月にもらえるのが4万8,000くらいの仕事しかしてないのと、逆を言えばね、11月とか。そういうふうな読み取りにもなっちゃうんでないかと思うんです。そして、あと本当に払えなくて困っていた人の分、取ったのが8,530円です

よというんだったらわかるんだけど、そうすると、5月だの3カ月前だ、4月の1億何ぼも3カ月前のが清算されてと。では、この3月の9万8,000円のやつの3カ月前はどうなるのと、そういう議論をしたいんです。ですから、この趣旨はどうかちょっと理解しづらいんです。両方とも1億台で来ているんだったら、そうなんです、とゴックンって納得するんですが、片方は1億7,000万あって片方は8,530円で、どう整合性があるのかちょっと理解できないんですよ、私は。ですから、その辺説明してください。

あと、さっき言った企業債の13億7,880万円というのが、一時借入れの扱いと同じ支払いのまま、一時借入金の返済に回ったんですかと、その辺の答弁をちゃんとしていただきたいんです。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） まず、スポーツ等で頑張っている子供たちについては、今後とも記者クラブ等も活用しながら広く市民の皆様にわかっていただけるように今後とも工夫してまいりたいと思っております。

それから、要保護、準要保護の保護者負担の部分ですけれども、これは、要保護、準要保護だけでなく全体的に各学校もう一度こういう経済状況で全体の保護者の方々の負担を軽減する工夫はないかということで、前年度末に各学校に指示をしまして、再度見直しし、全児童生徒に対して使っている教材等について見直しを図ったというところがございます。以上です。（「教育長、今の何の種目だかということに対するの答弁」の声あり）

これについて、9ページにありますように、保護者負担の軽減を図ったことについて……

（「いや。種目、優勝した種目」の声あり）

これらについてもすべてわかるように……（「何の種目ですかと聞いているんだ。何の種目ですか、優勝したのは」の声あり）

市内の中で、高校生まで塩竈市に在住してきた方、ボートで優勝したとか、それから小中学生については、杉小のドッジボールで全国大会優勝、これはスポーツ少年団ですけれども、学校教育活動プラスアルファのスポーツ少年団の部分で杉小のドッジボールのキャイーンブラザーズが全国的に優勝した、そういう形で成果が上がっております。

○議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） まず、未収金の関係からご説明させていただきます。まず、前年度の未収金ということで、報告18号の方の4月、5月、6月の方、ちょっとごらんになってい

ただきたいんですけれども、前年度の未収金 1 億 7,000 万、これは 2 月に診療報酬の分が実際に入ってきた部分、3 月末の決算では前年度未収金となっていた部分で入ってきた部分であります。同様に 5 月分につきましても、3 月の診療報酬分が 5 月に入ってくるという形になります。あと、4 月の病院事業収入、これは窓口で一部負担、払われた部分が主な部分ということになります。1,900 万。こういう形で 4 月、5 月については、現年度に窓口で払ってもらった部分、前年度未収金として診療報酬が入ってきた部分というのが並行して病院には収入がされるという形になります。6 月になりますと 4 月の診療分ということになりますので、今度は病院事業収入の方に 1 億 7,700 万という大きな数字がそちらの方に来て、現年度分ですのでこれは病院事業収入という形になります。ただ、3 月でちょっといろいろおくれたりなんざりした部分が 2,800 万というような形で、これも割と大きい数字ですけれども、ここに若干前年度未収金が残るという形になります。あと表がありませんけれども、7 月以降になりますと、17 号の方の 1 月と大体似たような表になってきます。病院事業収入として 1 億 8,000 万、2 億弱くらいが毎月大体入ってくるという形になってきますし、あとは前年度未収金というのは、いわゆる前年度に支払っていなかった方が個人的に幾らか支払っていくという形が出てまいりますので、その部分が少額ですけれどもこういう形で出てくるというのが前年度未収金になります。

あと、企業債の部分ですけれども、17 号の方の上から 3 行目に 13 億 7,880 万という数字がございます。これが特例債を借りた部分ということになります。この特例債と下にあります 2 月補正で認めていただいた 4 億 7,000 万、これらをもとに、一時借入の 42 億という数字がございますけれども、通常の倍ぐらいのような形で返しているような形になりますけれども、これらを原資にして一時借入金を返済することによって、一時借入金の年度末の残高が 17 億減ったという形になります。以上です。

○議長（志賀直哉君） 15 番菊地 進君。

○15 番（菊地 進君） 一応ご報告を承っておりますが、基本的に一時借入金というのが企業債の支払いを含むんだというふうに考えていいんですねと、その点と、私はたしかこれ 7 年で返す、7 年くらいで借りたのは一時借入になるのかなと、ちょっとその辺の整合性がないんでないかということ指摘しておきたいんです。何か今の話を聞いているとなおさら本当に、帳じりが合っているからいいんでないのと言われればそれまでなんですけれども、その目的に、2 月定例会の最初のときにけんけんがくがくとしてこの 13 億の取り扱い、やったわけで

すよ。それがこういう形で出てきて、一時借入金、7年で返済というのは7年で借りるのも一時借入なのか。私は、1カ月や2カ月の返済のために借りるのが一時借入かなと思っているのですが、そういう7年も借りたものをこっちにするというのが、ちょっとその辺が理解しませんので、もう企業債の方の一時借入の13億もこうやって払ってしまったのかななんて勘違いしましたもんですからね。市で17億が返済減ったというけれども、払ったものはふえたんであって、借りたものが減ったというだけであって、その辺が当局との差があるのかなということなので、今後ちょっと注目していきたいと思います。以上で終わります。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 私からも教育委員会の点検・評価報告書の中の先ほど来論議されています就学援助の関係でお聞きしておきたいというふうに思います。

子供たちが経済的な理由で、子供たちはとにかく平等に教育を受ける権利があるわけです。ですから、自治体としては、経済的に親の方が経済的な理由でいろいろ子供に支障が来るということについては、当然ながら国も挙げてそれはやるわけですよ。国は三位一体で補助金を変えて交付税に見るとかいろんなことがあったようですけれども、いずれにしてもこれはきちんと権利として認められてきているところであります。ですから、そういう状況に合致していれば、当然これは大いに進めるべきだと思います。ですから、最近の経済状況の中で収入が上がっていない中で支払い分だけが多くなってきている、これは学校のことを言っているわけじゃないですよ、税金関係も含めてそういうのが多くなってきている、そういう中で、なかなか支払いが大変になってきているという状況がちまたにはいっぱい出ているわけです。失業している人も出ている、リストラに遭っている人もいる、派遣労働者もいる、そういう状況の中で、当然そういうニュースをキャッチしたらすぐに対応できるような仕組みというのは必要だと思います。そういう点では、私は教育委員会ではよくやっているのではないかというふうに思っているわけでありますが、先ほど来論議されていたような不平等な取り扱いみたいな、そういうことは現にあるのかどうか、それは絶対はないと思いますので、その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 教育委員会としましても、未納については子供には責任ございませんので、学校等も私たちはそういう子供には十分な配慮をした上で、例えば先ほどの給食費の未納について私と校長の連名でお願いしている分についても、何かありましたらどうぞ教育

委員会なり学校の方にご相談くださいということで1項目ありまして、実際に学校なり教育委員会の方に分割がどうか延期にしてもらえないかということで相談に応じて、できるだけ子供たちには絶対にそういうのはわからないような配慮でやっております。以上です。

(「はい、いいです」の声あり)

○議長(志賀直哉君) これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(志賀直哉君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第10号

○議長(志賀直哉君) 日程第4、請願第10号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 認定第1号及び第2号

○議長(志賀直哉君) 日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号であります。一般会計と11の特別会計を合わせまして、歳入は381億9,864万2,255円、歳出は376億406万9,861円となっております。歳入歳出差引額は5億9,457万2,394円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源6,187万2,012円を除きますと、実質収支は5億3,270万382円の黒字となっております。

各会計ごとに概略をご説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が190億6,758万1,365円、歳出が186億4,841万6,488円、差引額が4億1,916万4,877円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源4,607万2,282円を除いた実質収支は3億7,309万2,595円となりましたので、1億8,709万2,595円を財政調整基金に繰り入れ、残る1億8,600万円を翌年度に繰り越しをいたしております。実質

収支から前年度実質収支及び財政調整基金による調整を除いた実質単年度収支におきましては、2億9,248万6,173円の赤字決算となっております。

次に、特別会計であります。交通事業、魚市場事業、下水道事業、公共駐車場事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額1億4,787万5,662円、基金に繰り入れをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額205万7,725円、基金に繰り入れをいたしております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じた1,579万9,730円を翌年度に繰り越しをいたしております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入歳出差引額967万4,400円を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第2号市立病院事業会計及び水道事業会計につきましてご説明申し上げます。

まず、市立病院事業会計であります。収益的収支では、収入総額が31億527万3,048円、支出総額が28億2,056万8,887円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは、2億8,470万4,161円の純利益が生じております。

また、資本的収支では、収入総額が13億9,380万円、支出総額が1,499万9,050円となり、収支差引額で13億7,880万950円の黒字が生じております。

平成20年度は、国が各公立病院に対し改革プランの策定を求めたことを受け、本市でも有識者からなる「塩竈市立病院の今後のあり方審議会」を設置し、その答申を踏まえ、具体的な数値目標や収支計画を盛り込んだ「市立病院改革プラン」を平成21年2月に策定するとともに、計画期間の初年度を待つことなく改革に取り組んだところであります。

こうした改革の早期実践のほか、改革プランの策定により許可をされた公立病院特例債及び一般会計からの繰り入れ等により、不良債務については前年度末の21億3,018万6,000円から3億9,019万5,000円まで圧縮をいたしております。

平成21年度からは、改革プランで設定した数値目標や収支計画を達成するため、全庁を挙げて経営の健全化に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計であります。収益的収支では、収入総額が17億4,800万8,426円、支出

総額が15億8,462万464円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは1億4,808万5,788円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は5億7,215万8,001円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が10億4,434万4,750円、支出総額が14億8,426万717円となり、収支差し引きで4億3,991万5,967円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,517万8,107円、過年度分損益勘定留保資金1億4,502万636円、当年度分損益勘定留保資金2億7,971万7,224円により補てんをいたしております。

今後とも経費の節減、経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明を申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議をいただき、認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成20年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第2号平成20年度塩竈市立病院事業会計、同じく水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

この審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書について並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて係数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適切に表示されているかどうか、予算執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。また、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査の結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については、会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され係数も正確でありました。また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成

績及び財政状況は適正に表示され、係数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま市当局から説明がありましたので、私からは概要のみを申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長から提出されております決算審査意見書、資料No.5の3ページ、財政規模の推移の表をごらんいただきたいと思っております。

一番下の実質収支額の行をごらんください。一般会計と各特別会計を合わせた全体の実質収支では5億2,370万円の黒字決算となっており、前年度との比較では2億7,920万円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算状況でございますが、5ページの表1をごらんいただきたいと思っております。

歳入は190億6,758万円で、収入率が93.95%、歳出は186億4,841万円で、執行率は91.89%となっております。例年より収入率と執行率が落ち込んでいますが、政府の経済対策関連で事業繰り越しが大幅にふえたことによるものです。

収支の状況につきましては、ページ6の表2をごらんいただきたいと思っております。

3行目のCの行、5行目のEにあります形式収支及び実質収支はともに黒字となっております。一方、Gの行になりますけれども、7行目の単年度収支は1億7,209万円の赤字、11行目のKの欄は実質単年度収支は2億9,248万円の赤字決算となっております。いずれも前年度より悪くなっております。

普通会計における財政状況を見ますと、次のページの表3に示していますように、実質収支比率は前年度より悪化していますが、財政力指数は前年度と同じ、経常収支比率と公債費比率のいずれの数値も前年度よりよくなっております。全体的に見ると、財政状況は若干改善されていますが、数字そのものはまだよいとは言えないレベルにあります。

歳入の根幹をなす市税収入ですが、12ページの上の表をごらんいただきたいと思っております。表中、収入済額の欄をごらんいただきたいと思っております。前年度に比べ1,167万円の減収で63億512万円の減となっております。不納欠損額及び収入未済額は若干減少していますが、収入率については、下の表の合計欄に示しておりますように90.14となり、前年度より0.05ポイント上がっております。同表の2行目にあります個人市民税は、前年度より322万円増となっておりますが、これは前年度の税制改正の影響によるもので、市民所得は減少している状況にあ

りますし、固定資産税や都市計画税も減となっており、依然として本市の経済状況は厳しい状況にあると言えます。

今年度の決算は、数値的には前年度より落ち込んだものの、魚市場会計の繰り出しを行うことで累積赤字を解消したこと、市立病院事業会計の繰り出しと特例債の活用により不良債務を大幅に減少させたこと、土地開発公社への無利子貸し付けと土地の一部買い取りを行うことで公社の借入を減らせたことなどを考慮すると、これまで取り組んできた行財政改革が着実に進行していることを反映した決算内容になっていると言えます。

しかし、厳しい財政状況は依然として変わっておらず、今後とも歳入確保及び歳出削減の努力を継続し、安定した市民サービスを提供していくよう望むものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前の方に戻りますけれども、4ページの一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況の表をごらんいただきたいと思えます。

11事業会計の歳入歳出差引額は1億7,540万円、実質収支額は1億5,960万円の黒字決算となっております。また、単年度収支も4億5,129万円、実質単年度収支においても5億5,763万円の黒字決算となっております。この大きな要因は、魚市場会計において累積赤字が解消されたことにあります。実質収支の詳しい内容につきましては、73ページに記載しておりますので、後でご参照いただきたいと思えます。

主な会計について申し上げます。

交通事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。年間の輸送人員は前年度より2.4%減少し、18万1,979人となっております。交通事業は、経営健全化計画に基づき経営が行われておりますが、平成20年度はその第1段階の最終年となっております。その目標と5カ年の実績を総括すると、定期券以外の利用者増は図れなかったものの、歳出削減、事業収入割合、一般会計の繰り出しと実質負担額については、ほぼ目標を達成することができたと言える状況にあります。経営環境が悪化している中で目標達成のために努力されたことについては、評価できます。さらに、さらなる努力を期待するものであります。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きでは1億4,787万円、実質収支でも同額の黒字となっております。この主な原因は、県の広域化等支援基金から1億2,183万円の借入を行ったことによるものです。本年度の保険税収入は、収入率が前年度より7.77ポイントと大きく下がっておりますので、安定した事業運営を行っていくため、収入率の向上のための努

力を望むものであります。

魚市場事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。本会計の健全化は本市の財政上の課題でありましたが、これが解決されております。本年度の水揚げは、数量で25.2%の減、金額では23.0%の減となり、使用料及び手数料の収入も2.9%の減となっております。今後とも関係諸団体と一体となり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

公共駐車場事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。決算内容を見ますと、料金収入は窓口利用台数の減に伴い若干の減となりましたが、営業収支では589万円の黒字となり、これを一般会計に繰り入れて歳入歳出同額の決算となったものでございます。

公共用地先行取得事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。本年度は、字杉の入裏地内の開発公社用地の買い取りを行ったことによるものです。

介護保険事業保険勘定は、205万円の黒字決算となっております。決算の状況を見ますと、歳入では収入率の若干の向上と収入未済額の減少が見られたものの、不納欠損額は増加し、また、歳出の介護給付費は4.5%の増となっております。事業運営が難しい状況にありますが、なお一層歳入確保の努力を期待するものであります。

後期高齢者医療事業会計は、本年度から開始された会計です。歳入歳出差し引き967万円の黒字で決算されております。これは保険料の徴収した年度と広域連合に納付する年度にずれがあるために生じたものです。

次に、二つの公営企業会計の決算状況を申し上げます。

まず、病院事業会計についてですが、資料No.5の85ページ以降に改めてページ番号が振り直してありますが、後半の方の5ページの表をごらんいただきたいと思っております。

総収益と総費用の収支差し引きでは2億8,470万円の黒字決算となり、年度末の未処理欠損金は51億798万円となっております。患者数を前年度と比較すると、外来患者は2.4%の減、入院患者は12.0%の増となっております。前年に引き続き一般会計からの繰入金を増額したことと特例債の活用により、不良債務額は17億3,999万円減少し、3億9,019万円となっております。本年度の決算は、市全体として病院再生に向けた取り組みを強化し、不良債務を大幅に減少させたことについては評価できるものと考えております。これに安心せず、住民の健康を守り良質で安定した医療を継続して提供していくためには経営の健全化が必要で、なお一層の努力を期待するものであります。

次に、水道事業会計ですが、16ページの表をごらんください。

総収益と総費用の収支差し引きでは、1億4,808万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は供給原価を7.7円84銭下回っており、これまで以上により決算内容となっております。しかし、今後の事業見通しは、給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の望みは期待できないものと思われまことに、引き続き一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお、詳細につきましては、ただいまの資料5、決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますのでご参照くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（志賀直哉君） これより総括質疑に入ります。3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君）（登壇） ただいま上程されました認定1号、2号、20年度決算について総括質疑を行います。

5点についてご質問いたします。

一つは、財政健全化指標の公表についてであります。昨年も私は質問しておりましたが、今年度もなぜ諸般の報告になったのか、諸般の報告にした判断なり経過についてお伺いしておきます。

二つ目に、20年度決算の特徴について、まず最初に市長の見解をお伺いしておきます。20年度は、財政健全化に向けた取り組みとして、土地開発、さらには土地開発公社の健全化に向けた取り組みが主になっていったわけですが、そういった点でこの財政健全化に向けた対応と一般会計からのそれぞれの分野の繰入金についてお伺いしておきます。

3点目は、下水道事業会計の繰入金が今回11億3,179万円で、19年度と比べて3億1,573万3,000円も減額されております。その一方で、20年度から下水道の値上げ23.6%によって1億9,000万円の使用料の増加になっております。下水道事業会計の繰入金を減らすために使用料の値上げを行ったことは明白であります。繰入金を減らした分は、福祉施策などに使われたのでしょうか、お伺いしておきます。さらに、値上げによる市民への影響、水産加工業や病院など水を大量に使うところへの影響やしわ寄せについて、市長はどのように考えているのかお伺いしておきます。

4番目に、国保事業について、20年度の決算では収支差し引き1億4,787万5,662円の黒字決算になっており、全額基金に入れたと報告されております。基金に全額入れて、さらに県からたしか1億円以上の借入金を受けているわけですが、20年度の国保決算での財源は

今幾らになるのか、お伺いしておきます。20年度の国保の収納率は79.1%と、80%を割っております。国保の収入未済額は現年度で3億3,951万8,323円、滞納繰越で7億191万6,165円で、合わせて10億4,143万4,488円となり、昨年と比べて5,444万8,848円ふえたことになっておるのであります。国保税が高くて払えない、払いたくても払えないという市民がふえております。1年以上の滞納者には、病院窓口で10割支払いの資格証が発行され、その件数も多くなり、病院に行きたくても行けない人がふえております。20年度の国保の決算を踏まえて、市長は高い国保税の市民負担の軽減策をどのように考えているのか、お伺いしておきます。

第5に、これまで決算に見られたとおり、自公政権のもとで構造改革や三位一体改革で自治体は国の補助金が確保され地方交付税が減少されるなど、財政が大変困難に陥ってきております。さきの総選挙で自公政権から民主政権にかわることによって、自治体の長としてどのような思いやまた影響があるとお考えになっているのかお伺いして、総括とさせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員から5点にわたりご質問いただきました。お答えいたします。

初めに、この健全化判断比率の報告のあり方についてというご質問でありました。

健全化判断比率等の報告につきましては、繰り返しになりますが、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、資金不足比率につきましては同法第22条第1項の規定により、毎年度ごとに議会に報告するよう定められているところであります。

これらの報告のあり方につきましては、本定例会の招集告示させていただきました8月31日に議長及び副議長並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長に対しまして議案説明を行う機会を設けていただき、その際に報告内容についてのご説明を申し上げております。その後、9月2日に開催をされました議会運営委員会におきまして、報告の内容の取り扱いにつきまして今回のような形で行わせていただきたいというご説明を申し上げ、諸般の報告として取り扱うことの決定をいただいたところであります。

今後につきましても、議長、副議長並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長を初め議会運営委員会の皆様方にその都度ご相談をさせていただき、取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、財政健全化に向けた今決算の特徴ということでありました。

おかげさまで病院会計につきましても大幅な繰り出しをお認めいただきました。心から感謝を申し上げるところでありましたし、積年の課題でありました繰上充用という臨時的な取り扱いをしてまいりました魚市場会計につきましても、繰り出しということで累積債務を解消することをお認めをいただきました。また、土地開発公社につきましても、将来の負担比率を軽減するというので健全化計画を策定し、年次計画に基づき買い戻しをするというような基本的な考え方にご理解をいただきました。

このようなものが如実にあらわれましたのが、決算の中で特に健全化判断比率ではないかというふうに考えております。先ほどのご質問の際にもご答弁をさせていただきました。主要4指標につきましては、おかげさまで19年度決算に比較いたしますと特段に前進がなされている。特に連結実質赤字比率につきましては、マイナス9.99%というものからプラスに転じたというような状況であります。議会の皆様方大変なご協力に心から感謝を申し上げますとともに、これまで市民の方々から私も、塩竈市は準用再建団体に転落するのではないですかというような大変ご不安をお持ちのお話をちょうだいいたしてまいりました。おかげさまで20年度決算につきましては、すべて早期健全化基準をクリアいたしておりますので、当面心配された準用再建団体転落ということについては、おかげさまで遠のいておりますというようなことを申し上げさせていただく環境になったのではないかというふうに考えているところであります。

しかしながら、この健全化判断比率につきましては、先ほど来申し上げておりますように、最低限のハードルではないかと。まずは、これは当然超えて当たり前と。それらに加えて、やはり本来我が市がやるべき事業あるいはやりたい事業を弾力的な財政運営ができますような、例えば経常収支比率を80%台に持っていきますとか、財政力指数をもっと大幅に向上させるでありますとかといったような取り組みがまだまだ必要な段階ではないかというふうに考えております。

特に、市税は微減ではありましたが、残念ながら下げどまりを見せておらない。あるいは、交付金の収入額も全体としてはやはり減少いたしているという現実であります。交付税収入は本年度は増でありましたが、地方財政計画の中で全体像となっている中で比較をいたしますと、やはり増額幅がまだまだ小さいというふうに考えており、依然として一般財源の確保は予断を許さない状況にあるのではないかと。歳出の削減と歳入の確保に全庁挙げてさらなる取り組みが必要ではないかということが、20年度の決算の総括というふうに考えていると

ころであります。

次に、下水道事業特別会計の繰出金についてであります。

おかげさまで平成20年3月料金改定をお認めをいただいたところであります。6月から料金改定に踏み切らせていただいているところではありますが、この料金改定に至った経過であります。下水道事業につきましては、効率的な事業展開、さらには維持管理コスト縮減などの経営努力がまだまだ必要であるというようなご指摘をいただき、20年度後半の事業あるいは21年度の事業につきましてもこのようなご指摘を真摯に受けとめ、今さまざまな改革に取り組まさせていただいているところであります。

一方、下水道普及率であります。既に98%を超える水準に達しており、今後の普及拡大による増収というものが残念ながら見込めないという状況であります。また、節水意識の浸透による生活様式の変化、加えてこの景気の低迷による使用水量の減といったようなものもかなり大きく影響いたしているところでもあります。これら今後の下水道料金の推移を2年あるいは3年の期間で平準化し、改めまして使用料との関係を明確にさせていただきたいと考えているところでもあります。

国保事業についてご質問いただきました。

1億4,800万円の基金というお話でありました。先ほどの説明の中でも触れさせていただいておりますし、監査委員の説明の中にもございました。1億4,800万円のうち県からの借入れが1億2,800万であります。ですから、その金額を除いた差額といたしましては、平成20年度の実質的な収支を見ますと、基金あるいは県からの借入金を除きますと一千数百万円の黒字というのが実態ではないかと考えております。

20年度は本格的な医療制度の改正でありますとか後期高齢者医療制度がスタートいたしました年になっておりますので、21年度の国保の運営につきましても、このようなさまざまな環境の変化を踏まえ、少なくとも料金改定のご説明をさせていただきました21年度から23年度までの3カ年の収支均衡を何としても達成するという事を努力目標として取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

そういった中で、収納率が下がっているではないかというご質問でありました。このことにつきましては、先ほども触れさせていただきました。20年度から後期高齢者医療制度がスタートしたわけではありますが、県内36市町村、押しなべて後期高齢者医療制度に移られた方々の収納率が極めて高かったというようなことは事実としてございます。残念ながら、こうい

った方々が抜けたことによりまして一時的に収納率が低下しているということにつきましては、県内各市町村同様の状況であります。当然のことではありますが、収納率の確保のためなお一層このような状況を改善をする努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、自公政権から民主党にというご質問でありましたが、決算の範囲を超えない範囲でご答弁をさせていただきたいと思っております。

三位一体改革、地方分権、地方自立改革ということを経営されて取り組んでまいりました。その部分につきましては、一定の成果として上がったものがあるというふうに考えておりますが、一方では、補助金一般財源化によりまして地方の裁量が拡大をされておきながら、地方交付税等の削減によりまして残念ながら地方財政は大変疲弊した状況にあるということは、我々も事実として受けとめているところであります。このようなことにつきましては、20年度もさまざまな形で国にお願いをし、その一環といたしまして補正予算等の取り組みをいただいたところと認識をいたしております。

今回の新政権におかれましては、中央集権から地域主権へということを経営をされているようであります。我々地方自治体の財政が少しでも豊かなものとなりますような、地方の立場を踏まえた国政運営をしていただくように希望をいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 1番目の質問の財政健全化指標の公表については、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の件で、国の方が財政健全化に向けた取り組みを進めてきた。我が市も、先ほど市長が言いましたように、準用再建団体になったら大変だということもあって、結局は20年度は思い切ってこういう施策をしたということですね。先ほど監査委員からも説明ありましたように、財政収入そのものはふえてはいないという状況の中で、若干去年と比べると幾らか歳出もふえているようではありますけれども、その中で問題は、その分市民の福祉や教育といったものに負担をかけてはいないのかということが、今度の決算の中で十分論議されるべきだと私は思っていますので、そこでやらせていただきたいというふうに思っています。

下水道の関係で言えば、これもそこでやるようになりますが、一般会計からの繰り入れを下水道の分は大きく後退した、あるいは、老人保健の方は後期高齢者の関係で後退したのはわ

かりますけれども、そういう施策のもとで、今市長も答弁されていたようにこの景気の悪い中で事業者も大変泣いている、そして市民も水さえ使うのを控える状態では、やはりいかにこの下水道が大変かというのが出てくるわけですね。これは水道の方にも関連していき、量の関係では。そういう関係で、これも十分論議していきたいというふうに思っております。

あとは、国保の関係ですが、先ほどこちよと違っていたようですね。県から1億2,000万の貸し付けを受けていると。それと2,000万入れると、基金があるわけですよ、前の1億400万の。ここまで言うつもりはなかったんですが、全然変更がなかったの、このところは指摘しておきたい。国保の中で十分これも論議していただきたいというふうに思いますが、そうすると、2億5,000万以上の財源があるのではないかということは、私、再三申し上げているところでありますので、その辺のところは委員会まできちんと精査していただきたいということを述べて、時間でもありますので終えたいと思います。

○議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成20年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本案については、議員全員をもって構成する平成20年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後3時04分 休憩

---

午後3時20分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第65号ないし第77号

○議長（志賀直哉君） 日程第6、議案第65号ないし第77号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第65号から第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号は「塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、市政運営の透明性のなお一層の向上を図り、公正で開かれた市政の実現に向けまして、これまで市内に住所を有する方等に限定をされておりました公開請求者に係る制限をなくすため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第66号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い船員保険法の一部が改正され、非常勤の船員に係る公務災害については、これまでの船員保険法にかわって公務災害補償等に関する条例が適用されることとなったことから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第67号「塩竈市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」であります。

これは、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画に基づき立地する事業者に対し、対象設備等に係る固定資産税の課税を3カ年度に限り免除することにより、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化を図るための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第68号「塩竈市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」であります。

これは、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画に設定されている本市重点促進区域について、敷地面積に対して義務づけられる緑地面積率を緩和するなど工場立地法の特例措置を設けるため、条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第69号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。

歳入歳出において7億2,398万円を追加して、総額を216億6,796万5,000円にしようとするものでありますが、歳出の主なるものを申し上げます。

- |  |           |
|--|-----------|
| 1つ、国の補正予算に伴います地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業といたしまして | 1億3,045万円 |
| 同じく 小学校耐震補強事業といたしまして                     | 1億1,080万円 |
| 同じく 中学校耐震補強事業といたしまして                     | 3億6,680万円 |
| 同じく 浦戸地区における地域情報通信基盤整備推進交付金事業といたしまして     |           |

	2,600万円
同じく 子育て応援特別手当支給事業といたしまして	4,718万6,000円
同じく 女性特有のがん検診推進事業といたしまして	1,746万5,000円
県の補助採択に伴う 自殺対策緊急強化事業といたしまして	100万円
国の補助採択に伴います 路線バス空白地区旅客自動車運送事業といたしまして	1,200万円
同様に 安全・安心ロード整備事業といたしまして	500万円

などを計上いたしております。

これらの財源として歳入は、

国庫支出金として	4億4,395万1,000円
県支出金として	610万3,000円
繰越金として	1,082万6,000円
市債として	2億6,310万円

を計上をいたしております。

債務負担行為につきましては、路線バス空白地区旅客自動車運送事業として3,250万円を追加し、26年度までの5カ年度にわたり本格運行を実施しようとするものであります。

地方債につきましては、

本庁舎耐震補強事業として	630万円
地域情報通信基盤整備推進交付金事業として	1,400万円
路線バス空白地区旅客自動車運送事業として	400万円
小学校耐震補強事業として	5,540万円
中学校耐震補強事業として	1億8,340万円

を追加をいたしております。

次に、議案第70号「平成21年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。平成20年度の給付費に係る国庫負担金等精算返還金及び高額療養費特別支給費の計上により、歳入歳出それぞれ2,638万4,000円を追加し、総額を65億2,368万4,000円とするものでございます。

次に、議案第71号「平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。国の補正予算に伴います魚市場海水供給システム改善事業及び魚市場内上屋改修工事に伴う実施設

計費の計上により、歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、総額を2億2,040万円とするものであります。

地方債につきましては、魚市場施設整備事業として4,100万円を計上するものであります。

次に、議案第72号「平成21年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算」であります。市道塩竈神社参道線の改良整備に向けた道路用地の先行取得費及び移転補償費の計上により、歳入歳出それぞれ2,360万円を追加し、総額を3,130万円とするものであります。

地方債につきましては、公共用地先行取得事業として2,360万円を計上するものであります。

次に、議案第73号「平成21年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定において、平成20年度の介護給付費及び地域支援事業に係る交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ711万4,000円を追加し、総額を39億7,741万4,000円とするものでございます。

次に、議案第74号「平成21年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金の計上により、歳入歳出それぞれ967万3,000円を追加し、総額を5億4,807万3,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「平成21年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。国の補正予算に伴います老朽管更新事業の増額計上により、資本的収入に4,814万5,000円を、また資本的支出に5,000万円を追加計上するものであります。

次に、議案第76号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、本市の下水道整備計画に基づきまして整備を進める予定の「21-補 梅の宮1号雨水幹線築造工事」に係る工事請負契約であり、一般競争入札制度を活用し発注する案件であります。

去る7月24日に入札の告示を行い、8月7日まで入札参加希望者を募ったところ、7つの共同企業体から申し込みがあり、8月12日に入札を行った結果、清水建設・八島工務店特定建設工事共同企業体が2億7万7,500円で落札をいたしましたものであります。

この結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものでございます。

次に、議案第77号「財産の取得について」であります。これは土地開発公社の経営健全化計画の一環として、公社所有地である港奥部再開発事業用地を取得するに当たり、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案をするものでありまして、土地の表示・取得金額等は議案

記載のとおりでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長よりそれぞれ説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） それでは、私から、主に議案第69号一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料No.18の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回補正いたします額は、先ほど提案理由の中で説明があったとおりでございますが、一般会計では7億2,398万円で、補正前に比べ3.5%の増となります。特別会計では、5つの会計で合計1億3,777万1,000円を補正し、補正前と比べますと0.8%の増となるものでございます。これにより一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、385億4,153万6,000円となり、補正前に比べますと2.3%の増となります。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、国の今年度の補正予算に係る事業がほとんどという内容となっております。つきましては、説明の都合上、初めにこの国の補正予算に係る事業についてその内容を述べさせていただき、その後一般会計の全体像をご説明させていただきたいと思ひます。

まず、（1）地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業ですが、交付見込み額2億1,810万7,000円のうち、さきの6月議会において1億円を計上いたしました。今議会におきましても残額のうち1億円を計上しております。残りにつきましては、国において未定の事業がありますので保留をしております。今回の1億円につきましては、教育環境の向上、安全安心の実現、地域活性化対策などに充てております。

9月補正という囲みをごらんいただきたいと思います。事業費は全体で1億3,045万円になります。そのうち交付金が1億円となります。各事業の詳細につきましては、11ページ以降に掲載しておりますので、後ほどご参照願ひしたいと思います。ここでは代表的な事例をご説明申し上げます。

まず、教育環境の向上には、4,830万円を計上いたしました。学校の情報環境の整備3,730万円では、小中学校各校に電子黒板を整備するとともにパソコンを教員1人に1台配置いたします。また、理科教育設備整備事業1,100万円では、新学習指導要領への移行に対応するため、各校からの要望をもとに顕微鏡や手回し発電機実験セットなどを整備する計画です。

次に、安全安心の実現には6,765万円を計上しました。

まず、防災備蓄事業600万円では、避難所における毛布などの備蓄品を購入し、災害時に備えたいと考えております。

本庁舎耐震補強事業700万円では、市役所庁舎の耐震改修に向け実施設計を行います。

公共施設耐震診断事業1,400万円ですが、保育所は既に耐震化工事が完了し小中学校も来年度にはすべて完了することから、それ以外の公共施設の耐震化を進めるべく宮町分庁舎など7施設の耐震診断を行おうとするものでございます。

チャイルドシート購入事業では、お子様をお持ちのご家庭に大変好評をいただいておりますチャイルドシート貸出事業のため、新しいシートを購入します。

順不同になりますが、旅客ターミナル、公園遊具、ふれあいエस्प、保健センターにつきましては、老朽化した部分等の補修を行うものでございます。また、みなと公園や女郎山公園、本町分室ののり面整備を行います。さらに、塩釜陸橋では騒音解消のための調査事業を予定しております。

次に、地域活性化等対策としまして1,450万円を計上しました。

まず、塩釜港区利用促進事業ですが、これは冷凍水産貨物を仙台港区から塩釜港区へ誘導するため、県の取り組みに呼応して本市といたしましても補助金を交付しようとするものでございます。

浅海漁業イメージアップ事業では、浦戸産のノリ、カキなどのブランド化を推進しようとするものです。

小中学校公共施設のデジタル放送設備整備事業については、デジタル放送への移行に向けてチューナーの整備などを行います。

地域情報通信基盤整備推進交付金事業は、浦戸地区でも高速インターネットに接続できるようにするための市単独事業分でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

(2)は国庫補助事業で、地域活性化・公共投資臨時交付金の対象となる事業を載せており

ます。これは、追加公共事業等に係る地方負担の軽減を図るべく地方負担の9割が交付されますが、今回は6月補正後に各省庁から交付決定や内示を受けた事業、補助採択が見込まれる事業を計上しております。なお、現時点では全額地方債で計上し、国庫支出金の額の決定後に財源を振り返る予定でございます。9月補正は、総額で6億1,460万円となります。

まず、小中学校の耐震補強事業では、杉の入小学校、第一中学校、第二中学校、玉川中学校の耐震工事に合計4億7,760万円を計上し、22年度の完了を目指します。

地域情報通信基盤整備事業2,100万円では、先ほどの市単独事業とともに浦戸地区の高速インターネット接続環境を整備するものでございます。

強い水産業づくり交付金事業では、魚市場の海水供給システム等の改善を行うもので、魚市場事業特別会計で6,600万円を計上しました。

また、水道事業会計では、老朽管更新に5,000万円を計上しています。

(3) 全額国庫補助・県支出金活用事業ですが、6月補正後に交付決定、内示を受けた事業、補助採択が見込める事業を計上しました。9月補正総額が6,565万1,000円となります。

子育て応援特別手当支給事業4,718万6,000円は、今年度に限り小学校就学前3年間に属する子供1人当たり3万6,000円を第1子から支給するものでございます。

女性特有のがん検診推進事業1,746万5,000円は、乳がんなど2種類のがん検診について一定の年齢の方に無料で受診していただくものでございます。

自殺対策緊急強化事業では、自殺防止に関する意識調査や講演会などを開催します。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

地域活力基盤創造交付金についてご説明を申し上げます。

1番、制度の概要ですが、これは、道路特定財源の一般財源化に伴い従来の地方道路整備臨時交付金にかわり、インフラ整備のほかソフト事業も対象とした新たな交付金制度として創設されたものでございます。今回は、大きな2番の平成21年度における本市の活用事業にありますように、NEWしおナビ100円バス事業で使用いたしますマイクロバスの購入、バス停やバス停上屋の設置、さらに安全安心ロードの整備のための防犯灯や緊急報知機の設置費など、合計で1,700万円の事業を予定しています。

次に、4、5ページにお戻りいただきたいと思います。

改めまして、一般会計の補正予算の全体につきまして、まず、歳出からご説明を申し上げます。

このページでは、歳出予算を目的別に分類しております。備考欄に記載しました事業のうち米印をつけた事業は、国の補正予算関係の事業であり先ほどご説明した内容となっておりますので、説明はそれ以外のものを中心に行わせていただきます。

まず、費目2の総務費6,275万8,000円では、公共施設耐震診断等のほか花立集会所等の修繕を予定しております。

費目3民生費5,063万9,000円では、子育て応援特別手当支給事業などのほか、県からの委託事業として認知症の方と地域で支える支援事業などを予定しております。

費目4衛生費2,781万5,000円では、女性特有のがん検診事業などのほか、浦戸診療所の診療日を週2日から3日にふやすことに伴う運営費を計上しております。

費目6の農林水産業費806万8,000円では、漁港背後地に進出いただいた企業に対する立地補助金、フード見本市への補助金などを計上しております。

費目8の土木費2,800万円では、塩釜陸橋の補修費や塩釜港区の利用促進を図るための補助金などを計上してございます。

費目9の消防費600万円では、各種防災備品の購入費を計上しました。

費目10教育費5億4,070万円では、小中学校耐震補強事業費やデジタル放送受信のための経費などを計上しております。

次に、2、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の補正内容につきましてご説明申し上げます。

費目14の国庫支出金4億4,395万1,000円では、教育環境整備や安全安心の実現に向けた各種事業に対する地域活性化・経済危機対策臨時交付金やマイクロバスの購入費などに充てます地域活力基盤創造交付金、小中学校の耐震補強事業に対する安全・安心な学校づくり交付金などを計上しております。

次に、費目15の県支出金610万3,000円ですが、自殺対策事業に対する県補助金やフード見本市に対する富県創出補助金などを計上しております。

費目19では、前年度からの繰越金1,082万6,000円を計上しております。

費目21の市債2億6,310万円は、小中学校や市役所庁舎の耐震補強工事などに充てるものでございます。

6ページ、7ページには、歳出予算の性質別比較表を載せております。また、8ページには、投資的経費の内訳書を掲載してございます。ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） それでは、産業部所管の議案第67号「塩竈市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」並びに議案第68号「塩竈市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」につきまして、あわせて説明させていただきます。

資料No.17、4ページをお開き願います。

企業立地促進法に基づく支援条例の制定についてご説明させていただきます。

この条例は、地域の特性、強みを生かした企業立地促進等を通じ、地域産業等の活性化を目指すことを目的にして、平成19年に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が制定されております。後に、平成20年に法の一部が改正されました。これまでの自動車関連産業やIT関連産業等に加え、新たに今回農林漁業関連産業への支援拡充がなされました。このことにより、宮城県は、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画を策定し、平成21年の2月に国の同意を得ているところでございます。これを受け、本市においても企業立地の促進並びに工業立地法の特例措置を設けるために今回2つの条例を提案するものであります。

最初に、計画期間でございますが、平成21年度から平成26年の3月末までの5カ年の時限立法となっております。

次に、集積区域でございますが、本市においては6市11町1村の南部地域に指定をされております。

集積業種についてでございますが、本市に関連する業種については、食料品製造業、飲食料品卸売業、ほか6業種となっております。

次に、立地企業への支援策でございますが、点線の枠の中に記載のとおり、2つの支援策であります。（1）が議案第67号に係る支援策、固定資産税の課税免除であります。（2）が議案第68号に係る支援策、工業立地法の特例での緑地面積率等の緩和であります。

次に、枠の下の（1）をごらんください。

議案第67号に係る固定資産税の減免等の仕組み等であります。図のとおり、あらかじめ宮城県に企業立地計画等を申請し承認することが必要となります。要件としては、今回新たに農

林漁業関連産業が追加され、支援拡充されましたので、そのことによりまして投資規模要件が引き下げられました。その引き下げられた額が土地・建物等の最低取得額が5,000万以上となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

課税免除することにより、本市においては地方交付税による財政支援措置が受けられることとなります。いわゆる減収補填制度の適用となり、①の普通国税措置として免除額の4分の3が3カ年にわたり普通交付税により補てんされることとなります。また、②においては、条例の制定なしでも企業立地することによる増収分について5%が特別交付税処置として同じく3カ年交付されることとなります。

次に、議案第68号の支援内容についてご説明させていただきます。

(2)の緑地面積率の緩和であります。企業立地促進法の一部改正に伴う工場立地法の特例であります。食品関連産業の集積区域、塩竈市では市内全域を指定しておりますが、特に重点的に立地を図る地域を重点促進区域として塩釜水産加工団地、塩釜漁港新浜三丁目分譲用地、いわゆる漁港背後地であります。

緩和を受ける要件は、敷地面積が9,000平米以上または建物面積が3,000平米以上の工場を新設または変更する場合となっております。

敷地面積の緩和割合については、表に記載のとおり現行の環境施設面積率が25%が15%以上に、うち緑地面積率が20%以上が10%以上に緩和されることとなります。例えば、敷地面積が9,000平米である場合、環境施設面積が25%から15%に緩和されるというふうなことになりますので、環境施設面積が2,250平米から1,350平米と緩和され、有効活用できる土地面積が900平米が増加することとなります。その分、土地の有効活用が図られることとなります。

参考としまして、下の方に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律を抜粋しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、6ページをごらんください。

この表は、企業誘致条例適用関係を一覧表にしております。

表の左側、塩竈市いきいき企業支援条例であります。この条例は、企業立地奨励金として固定資産税の25%を奨励金として5年間交付するものであります。

右側が、塩竈市魚市場地区再開発事業に係る企業立地促進条例であります。これについては、固定資産税相当額を5年間補助金として交付するものであります。

そして、真ん中が今回条例を上程しております第67号の固定資産税の課税免除に関する条例であります。既存の支援条例と新たな条例との調整については、表の下から3番目のとおり、適用区域等の関係もありますが、3カ年は固定資産税の課税免除を行い、4年、5年目については奨励金か補助金を交付することになります。

以上で議案第67号、68号の説明とさせていただきますが、今回の条例制定は法の一部改正に基づくものであり、本市の限られた土地へ立地する企業への支援策を講じることで企業誘致活動に向けてなお一層の許可を目指すものでありますので、よろしく願いいたします。

なお、資料4の5ページから11ページに議案第67号、68号の条例文を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。以上であります

○議長（志賀直哉君） これより、議案第65号ないし第77号の総括質疑に入ります。2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君）（登壇） 先ほど提案されました議案第76号と77号について総括質疑を行います。

まず最初に、議案第76号は工事請負契約についてであります。

工事の概要は、梅の宮1号雨水幹線築造工事で、ボックスカルバート据付工で行うものです。平成21年7月24日に塩竈市事後審査型制限付一般競争入札を告示し、同年8月12日に一般競争入札を行い、清水建設と地元工務店との特定建設工事企業が2億7万7,500円で落札したものです。

この清水建設は、東京都新都市建設公社の土木工事における独占禁止法違反で平成20年8月16日から平成22年4月15日までの1年8カ月の期間を指名停止としているものです。宮城県の教育福祉複合施設の事業者を決定する際に、応募した企業の代表の鹿島建設が営業停止処分中であることを知りながら落札者に選定した問題で、共産党の県議団は国会を通じて国に確認したところ、国土交通省大臣官房地方課の話として、営業停止処分を受けた業者が処分中に落札者として選考されることは普通は考えられないと答えているのであります。

本市が事業者を決定する際に、応募した企業である清水建設が営業停止処分中である事実を知っていたのか、また、本市での入札審査会で問題にならなかったのか、その選定した理由について伺います。

次に、議案第77号について伺います。

財産の取得であります。土地開発公社の経営健全化計画の一環として土地開発公社所有地

である港奥部再開発事業用地 2 号用地を取得するというものですが、開発公社の経営健全化は当然と思います。本来この土地は市民に開放されるものであります。しかし、土地開発公社からの取得金額として約12億1,900万円で市が取得するもので、公社と大型量販店との間では20年間の事業用定期借地権を設定し、市が買い取った場合でも同じように引き継ぐというもので、借地代としての収入と市が買い取った場合の支出との差があり、本来は収支での均衡を図るべきではないでしょうか。約12億円が市民の負担になるのではないのでしょうか。当局は地元産業の低迷と市民所得の減少や市民生活が大変な中で、市民に対してどのように説明していくのか伺います。

以上であります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 中川議員から2点にわたりご質問いただきました。順次お答えをいたします。

初めに、議案第76号であります。

梅の宮 1 号幹線築造工事に係る一般競争入札であります。この入札に関して特定 J V が受注をいたしておりますが、その特定 J V の代表幹事会社の指名停止についてのご質問でありました。

ご質問のありました今現在、宮城県が指名停止をしている業者であります。宮城県の指名停止期間は、平成22年 4 月15日までの 1 年 8 カ月となっているところであります。このことにつきましては、本市におきましては平成18年 9 月27日から平成20年12月26日までの 2 年 3 カ月間、指名停止処分を行ったところであります。ただし、この期間中、該当する案件だけではなくてほかの事案も重なっておりましたので、結果的にこの 2 年 3 カ月という期間になっているところであります。

なお、詳細につきましては、指名委員会の委員長が副市長になっておりますので、詳細について後ほどご説明をさせていただきます。

次に、土地開発公社の用地取得についてであります。

開発公社の累積債務、これまで長年にわたる課題でありました。今回、経営健全化計画を策定し、市の買い戻しを行わせていただきたいという抜本的な対策を講じることによりまして解決をさせていただきたい、あるいは解決に向けた対応をしていきたいという基本方針を議会にもご説明を申し上げたところであります。

6月議会で公社資金調達はできるだけ低利融資の活用とご意見等も賜りました。公社に対する資金融資は、金融庁の指導もあり金利は信用リスク分を上乗せをされ、融資額は上限が設定されるなどさまざまな厳しい条件があり、今後安定的な借入れが困難な状況にございました。今回の経営健全化計画の取り組みにより、公社借入れよりも金利が若干低下し、年間約540万円程度の低減が図られる予定であり、今現在、議員の方からご指摘いただきました逆ざや分につきましても、必然的に540万円程度ではありますが縮小されるということになるわけではありますが、何よりもまずは安定的な資金調達ができるということではないかと思っております。再三申し上げてまいりましたが、昨年1月ごろに資金融資をいただいております銀行からもう貸し付けはできないと大変厳しいお話があったということを議会等でもご報告を申し上げたところであります。

今振り返りますと、リーマンブラザーズの破綻のときに、我々こういう取り組みをしていなかったとすれば、資金融資一時借入というのは大変厳しい環境にあったのではないかなというふうに考えておりますが、いち早くこのような取り組みを行い、長期債務に振りかえ、計画的に元金を償還できるというようなルールを敷かさせていただいたところがございます。これ以外の対策ということについては、我々としてもなかなかかわるべきものがないということで、議会の方に、大変心苦しいお願いではありましたが、このような再建計画をご説明し、ご理解を賜ったというふうに考えております。まだまだ予断を許される状況にはないということは、再三再四申し上げているところであります。今後ともなお一層行財政運営の健全化に職員挙げて取り組まさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） それでは、私の方から宮町1号雨水幹線築造工事の落札業者でございます特定建設工事共同企業体の代表幹事会社の指名停止に係る件について、お答え申し上げます。

先ほど市長がご答弁申し上げましたように、この業者につきましては過去3回の連続した指名停止がございます。まずは、18年9月27日から19年3月26日まで、引き続いて19年3月27日から20年3月26日まで12月間、さらには20年3月27日から20年12月26日、9カ月間、都合2年3カ月、27月間の指名停止を行っております。

それで、ご質問の今回の東京都の事案に係る本市指名停止の取り扱いということでございま

す。今申し上げましたとおり、この業者18年の9月から20年の12月まで連続3回、2年3カ月の指名停止をしてしておりますが、このうち2回目の指名停止のとき、19年の3月のときでございますが、実はこのとき、1月ころでございますが、日本の建設業界全体が談合の決別宣言を行ったところでございます。こういう中で、当該業者につきましては、再び非行を犯したということで3カ月プラス6カ月という9カ月のペナルティーでございました。しかし、我々、東京都で、具体的には東京都の新都市建設公社発注の独禁法の違反でございますが、これが平成9年の12月までの間での入札談合ということで、社会的な問題になってございました。しかし、平成14年に公取委員会の審判が開催されて、それから10年たった平成19年のときでもまだ裁判所の決定、審判が下っておりませんでした。一方、先ほど申し上げましたとおり、業界全体が談合を決別するというような宣言を行った上でさらに非行を起こしたということで、通常でございますならば9カ月でございますが、そういったような事案を抱えておいた6業者につきましては、プラス3カ月のペナルティーを科して12月というような指名停止を行ったところでございます。

したがって、当該会社ばかりではなくてこの19年3月に同じような談合等の非行を犯した業者、ほかの5社、計6社につきましては、このときペナルティーを3カ月科しておるところでございます。そのほかの20年の3月27日にさらなる非行を犯したということで3度目の再犯ということでございますので、3月プラス3月プラス3月ということで9カ月のペナルティーを科しているところでございます。したがって、トータルとして2年3カ月、27月間のペナルティーを科したということになってございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 今の説明を受けたのですけれども、その期間であって今はそうではないということですが、県の建設工事の関連業務に係る指名停止の情報の中で先ほど言いましたように清水建設が、そのほか含めて8社ですが、平成20年8月16日から22年の4月15日までさっき言いましたように東京都の新都市建設公社の発注の土木工事における独占禁止法違反なんだということでの停止をまだ食っているわけですよ。それで、あえて塩竈市での過去3回にわたってのということではありますけれども、先ほど副市長が言いましたように、社会的な問題として取り上げた中で、東京都の問題もそうですし、今大手ゼネコンでは北海道の当別ダムの問題とかいろいろあります。そういう中でもあえて、今だからないんだというんではなくて、現在そういうふう指名停止を食っている状況にあるんだということは、私は

かなりなもんだというふうに思うんですね。ですから、あえてこの問題を質問にしたわけですが、やはり何といても社会的に問題化され、そしてまたマスコミなどでも何度か報道されていますように、ほかでの停止処分を食っているからほかの都道府県の問題だとかそういうだけではなくて、やはり塩竈市としても改めて考えておくということも必要ではなかったのではないのかなと。

それと、もう1点伺いますが、入札審議会の中での意見などについてなかったのかどうか、その点も伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） お答え申し上げます。

今回の入札した時点で、過去の非行等を考えながら指名停止の延長もあってもしかるべきではないかというご質問ございました。我々としたしましては、やはり常にアンテナを高くしながら、こういった企業が日本国じゅうどういったような非行を起こしているのかというのは常々アンテナを張っているところでございます。特に、県の方からはそういったような処分通知につきましてはいただいているところでございます。

しかし、議員ご承知のとおり、それぞれ実際の指名停止基準というのを持っていて対応しているところでございます。塩竈市につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3カ月、3カ月を基準といたしまして、例えば非行の中身、職員を巻き込むような非行なのか、あるいは地域的な部分、宮城県内なのかあるいは塩竈二市三町なのか、あるいは日本全国離れた部分なのか、あるいは塩竈市の市政に大きな影響を与えているのか、そういった総合的な判断をしながら、3カ月、3カ月の、3、3、3のそういったような積み上げ加算方式でペナルティーを下しているところでございますので、やはりそういった意味合いでは、県もあるいは他の自治体もそれぞれ指名停止そのものの基準そのものというのは違ってくるということで、指名停止の期間が違っていたということをご理解をいただきたいと思っております。

指名委員会でそのペナルティーを科すに当たってどういったような意見があったのかというようなことでもございました。先ほど申し上げましたとおり、この非行そのものが平成9年から12年までというもう約10年くらいたった部分でございます。されど、我々は平成19年で形骸化させられないということで、そういったような撲滅宣言をしてなおかつそういったような事案を抱えているようなものについてはあえて一罰百戒の意味を込めて処分をしたわけでもございますが、やはり委員の中には10年もたっている、あるいは宮城県以外の部分もあるの

で、そういった罪を憎んで企業に従事する社員、こういった方々の生活もあるだろうというような意見もございました。しかし、罪は罪としてペナルティーを科すべきときは科すというような意見もございました。されど、19年に3月というのを加算しておりますので、それはそれでよろしいのではなかろうかというような意見が多数でありました。以上であります。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 委員会の中でいろいろこれからまた伺っていきますので、そのときはひとつお願いしたいと思うんですが、ただ1点、公共工事というのは、当然市でもやっていることですが、やはりこういう不況のときだからこそいろいろ建設業界の一定努力していただくというと同時に市としてもそういうものに対しては厳しく対処しながら、やはり地元の経済を支えるという一定の枠組みがあるわけですから、そういう努力をぜひお願いしたいというふうに思っております。

○議長（志賀直哉君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） チェンジしおがまを代表いたしまして総括質疑をいたします。議案的には、議案第67号、68号、69号、71号、76号にわたりまして総括質疑を行いたいと思います。

さて、順番にいきたいと思います。67号、68号関連しておりますので、一緒にお伺いをしたいと思います。

これはあくまでも宮城県がつくった国の施策に伴う基本計画に沿って国が塩竈市でこれまで行ってきた企業立地の一つは塩竈市いきいき企業支援条例、それからもう一つは塩竈市魚市場地区再開発事業にかかわる企業立地促進条例等々、こういう宮城県の制度を活用することによって財源の面でも利点があるというふうなご説明だったかと思っております。そういった中で、この事業に関連した中で、港奥部の、以前市長が積極的に東京等に行って業界団体の代表格である組合の冷蔵施設を誘致してそれに対する多分固定資産税25%分の奨励金というのが議案としても上がっているのかと思います。

そういう中で、一方、既存の企業からは大変不評というんですかね、この支援条例についてなかなか理解を得られない部分が多々あるようでございます。私は、基本的に既存の事業者が元気で生き生きと輝いていれば、そこにはやはりおかしなもので力関係で多くの企業のまた集積が始まるという一つのサイクルがあるのではないかと思っております。そこでちょっとお伺いしたいのは、新規の企業誘致と既存の地場の企業への支援というものを市長は

基本的にどのようにお考えなのか、その辺りまず1点お伺いをしたいと思います。

続きまして、議案第69号、これは一般会計の補正予算でございますが、この中で市長の提案理由の説明の要旨の中に3点ほど同事業にかかわる予算が上がっているところでございます。

一つは、国の補助採択に伴います路線バス空白地区旅客自動車運送事業といたしまして1,200万、それから、債務負担行為といたしまして路線バスの事業として3,250万円を追加して、26年までの5カ年本格運行を始めると。それからもう1点が、路線バスの空白旅客自動車運送事業400万とあります。

本市は、当議会が過去におきまして、年度で行きますと平成13年12月25日に広域行政の促進に関する条例というものをつくらせていただいております。やはりそういう基本的な行政に対して議会側がご提示をしたスケールメリットを生かした形での住民サービスの向上を目指すためには、広域的な取り組みが必要でないかということで考えているわけなんです。最近、ぐるりんこという七ヶ浜町の同じく空白地帯を埋めるためのバスが大変塩竈市内目立つように、これはデザインの問題もあるかと思えます。そのバスなんです。塩竈市にとってはこれは塩竈市の魅力でございます。開業医の先生方が大変多い。そういったところに七ヶ浜町として不足している住民の方々が市域、町域をまたがって塩竈市に今訪れているという現状が、バス停が開業医の先生の前にあるとかそういったことを見れば理解できるかと思えます。

それで、七ヶ浜町さんの方にもお伺いをしてお尋ねをしてみました。そのときに、この広域的な話というのは、たしか路線バスの廃止に伴う部分で広域的に多賀城も含めてやっていくというふうな説明、過去にもあったかと思えます。そういった中で、どうも塩竈市長の政治姿勢と七ヶ浜町長の政治姿勢の乖離によってこの広域的な壁を乗り越えられないという部分があると聞いてまいりました、それは、本市は住民が大変喜んでおります100円のワンコインバスですが、七ヶ浜町は一定程度の受益者負担をやはりいただくべきだということで200円にしているんですかね、その辺がどうも事務方レベルでの話し合いでなかなか解決できないんだそうです。ぜひ今後本格運行に当たって広域的な運行を図るといというのは、よく市長が塩竈市の商圈がなくなったということを前からおっしゃっていたようでございますが、やはり向こうからバスがこっちに来るといというのは、お客さんを運んでくれるはずでございます。そういった意味で、広域の交流を高めるためにもぜひ広域的な視点によってお互いの空白地域を埋めるような交通アクセスの問題を考えていただければと思えますものですから、

その辺につきまして市長のお考えをお伺いしたいところでございます。

続きまして、議案第71号についてお伺いをいたします。

この案件につきましては、まず一つは、これまでもる当議会でも説明がありましたとおり、宮城県において行っております岸壁の改修に伴い上屋の改築を行うというような話が1点長くありました。そして、今般当議会に提案された中身の中に、魚市場海水供給システムの改善事業というのをあわせて提案をされているところでございます。

先に行われました協議会など、それから今回の資料等を見ますと、地下の海水を含んだ水をくみ上げる井戸とそれから施設内にありますトイレの浄化槽、これが老朽化していると。それに伴って、これまでだましまし使ってきたんだけどもう限界が来たということで、どうも提案をされたようでございます。

本市の施設、この庁舎を見てもおわかりのとおり、なかなか老朽化している施設がたくさんあるわけでございます。それをこの給水施設、それから浄化施設等、ここまで長きにわたって維持補修をきちっと行ってここまで長くもたせてきたというのは、特段これまで予算要求などもなかったところから見れば、大変すばらしいことではないかと私は考えているところでございます。ぜひそういうふうな、職員の努力なのかそれとも委託事業なのかわかりませんが、そういったところをどのような管理委託をきっちりと行ってくことによって、こういうふうに既存の施設を長く使うことができるのか、ぜひ再検討していただいて、ほかの施設の運用の面で活用できるのではないかと考えますものですから、ご提案をしたいと思いますが、市長のご見解を伺いたいと思います。

続きまして、先ほどの総括質疑にもありました議案第76号工事請負契約の締結についてお伺いをしたいと思います。今、るるご説明をいただいたところでございますので、そこに関連してお伺いをしたいと思います。

塩竈市においては、18年9月から20年12月26日までの間指名停止何回かしてきたという話でございます。それで、まず第1点お伺いしたいのは、平成13年に工事請負契約等にかかわる指名停止措置の適切な運用についてということで、総務省自治行政局行政課長、国土交通省大臣官房地方課長の命で各都道府県政令指定都市担当部長に通知が出ております。それによりますと、工事請負契約等にかかわる指名停止措置については、入札契約にかかわる不正行為の排除の徹底を図る観点から厳正に行われるべきであると。これについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく公共工事の入札及び契約の停止について

は、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各庁の長など（地方公共団体の長を含む）があらかじめ指名停止基準を策定してこれを公表するものとする。策定するに当たっては、各中央省庁等の各発注機関が掌握する工事等の請負契約に係る指名停止措置の運用については、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル運用申し合わせに定められているところであり、これに基づいてと、これも積極的に参考にしながらぜひ指名停止措置の基本モデルをしっかりとつくって公表してほしいと。それについては、既管内市町村に対しても速やかにこの旨を周知徹底させるようお願いしたいと。

そういう中で、中央公契連指名停止モデルというのは、先ほど申し上げた長い名前なんですが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルのことだと思うんですが、その中で地方においてそのモデルに照らして望ましくない指名停止措置運用事例というのがあるんだそうです。それもあわせて通知になったんですが、一時不再理の原則というのがあるんだそうです。それは、独占禁止法違反事件において排除勧告応諾と、これは現在はもうなくなっていますが、時期に指名停止措置を講じているにも関わらず審決が確定した段階で再度の指名停止措置を講じること。これが今回の件では大変問題になるんです。要は、この排除勧告、応諾というのが、どうもなくなったんですね、平成18年から。それで、行政関係の中でよく言われていることは、指名停止措置に踏み切る判断基準、これまでは排除勧告、応諾時期ってこれは言葉が正しかったらそうなんですが、その排除勧告自体がなくなったと、そうすると、指名停止措置に踏み切る判断基準というのが大変重要になってくるんだそうです。それで、モデルとかなんかというのもやはり18年に改めて13年に出されたことをしっかりやれよと国から来ているんですが、そのときのお話を今聞いていくと、どうも19年3月から20年3月までの間に今回の清水建設が宮城県において指名停止にした根拠である東京都の競争入札談合の部分をやったということも塩竈市が指名停止にしたということになっているのですが、ただ、ここで1点、不思議なことは、この代表幹事の部分については20社近くが当初財団法人東京都新都市建設公社の発注する特定土木工事において遅くとも平成9年10月1日から平成12年9月27日までの間に受注価格の低落防止を図るため共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条の不当な取引制限の禁止の規定に違反

するものとして、平成13年12月14日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたが、審判  
手続開始の請求がなされたため、審判が開始された。そして、平成20年7月4日に公正取引  
委員会から18社に対しては課徴金の納付を命じる審決を受けたと。ここの「審決を受けた」  
というのがどうも重要なようなんです。これをもって指名停止にするところが多いよう  
でございます。なぜ、本市はそれを先もってまず指名停止にしなければいけないのか。

それともう1点は、ほかの自治体等を見ますと、指名停止等措置要領というのを改めてつく  
っております。本市の契約業者指名停止基準というのがあるんですが、実はこれはもう古い  
つくり方なんです。国からのモデルは、宮城県なんかと同じように具体的な違反案件に対  
してそれはどれぐらいの期間指名停止にしますという具体的に細分化されているような見や  
すいものになっているんですが、本市においてはそういう取り組みはいまだになされていな  
いのか、この辺の部分について改めて市長からご見解を伺いたいと思います。

以上で第1回目の質疑を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊藤議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、議案第67号、68号関連についてであります。ご質問の趣旨は既存企業に対する支  
援、新規企業に対する支援も必要ではありますが、既存企業に対する支援も考えてはどうか  
というようなご質問であったかと思えます。

立地企業の支援策といたしましては、主に漁港背後地への誘致を目的に平成14年に魚市場地  
区再開発事業に係る企業立地促進条例を制定し、先ほど議員の方からも名前を挙げていただ  
きました企業を初めこの制度を活用し立地いただいた企業等もでございます。また、平成19年  
には、対象範囲及び対象業種を拡大した塩竈市いきいき企業支援条例を制定し、現在ではそ  
れぞれ1社の企業が該当し、利用いただいているところであります。

既存企業への支援の必要性については、私も十分認識をいたしております。平成13年に成立  
をいたしました塩竈市中小企業振興条例の目的を受けまして、本市といたしましても支援策  
を実施をさせていただいているところであります。具体的には、中小企業振興資金融資制度、  
中小企業小口資金融資制度、原油価格高騰対策等に伴う利子補給事業、あるいは原材料価格  
高騰対策等緊急補償制度、いわゆるセーフティーネットであります。などが対象になって  
いるというふうに考えているところであります。また、最近では、どっと塩竈商品券という  
ものを定額給付にあわせてスタートをさせていただき、多くの市民の方々からもご活用いた

だいていたところではありますが、参加企業に対しても大変ご好評いただいたというふうを考えております。今後ともこれらの促進になお一層努めてまいりたいと考えておりますし、先ほどご提案させていただきました冷凍魚につきましても、県の支援は船会社に対するものではありますが、塩竈市の場合は荷主ということで地元の企業に対して一定程度のインセンティブを受けられる制度でありますので、なお一層このような取り組みを促進してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、100円バス、いわゆる路線バスについて、七ヶ浜町長との認識の乖離があるのではないかとご質問でありましたが、私は全くそういうことはないと思っております。例えば、今回確かに七ヶ浜町ぐるりんこバス、おかげさまで塩竈市立病院にも就行いただいております、七ヶ浜町民の方々にも塩竈市立病院を数多くご活用いただく機会を設けていただいたということについては、大変感謝を申し上げているところでもありますし、第1便の就行の際には塩竈市の職員も40名ぐらい出迎えてくれまして、歓迎を申し上げたところでもあります。今現在、塩竈市立病院では、出口のところの高さの調整を行っていきまして、100円バスの出入りが玄関までできるようにということで、七ヶ浜町並びに塩竈市が就行させておりますNEWしおナビ100円バス等も最大限に有効活用ができるような基盤整備にも塩竈市も汗を流しておりますので、七ヶ浜町ともどもなお取り組みを深めてまいりたいと考えておりますが、100円、200円の運賃の差額につきましては、やはり七ヶ浜町の場合は塩竈市まで、他市町まで就行しているという主に距離的なものにどうしてもあるのではないかとごうに考えているところでもあります。

次に、71号の岸壁の改修、魚市場の関係であります。

地下水につきましては、今回このような新しい制度が活用できることになりました。岸壁の改修工事を担当していただいております県からも現状のままではなかなか洗いに使えないのではないかとごうに指摘等もちょうだいたし、この海水のくみ上げ水がなければ塩竈魚市場成り立たないということになりますので、今回そういった新しい制度を活用し、このような制度の実施ということをごうに今議会に提案をさせていただいたところでもあります。

最後に、指名停止の関係であります。

今、議員の方からさまざまご指摘いただきました。我々塩竈市として古い部分がございますら、そういう部分についてはしっかりと対応してまいりたいと思っております。ただ、ご理解をいただきたいのは、少なくとも今回の件についても全国一律ではないということであ

ります。恐らく東北6県を見ましても、宮城県がこういうことに踏み切りましたが、では秋田県、山形県、岩手県、福島県、青森県はどうかということでもあります。これらについては、それぞれの県市町村に対応については任されておりますので、そのようなことにつきましては、今議員の方からもご指摘いただきましたとおり、国の指導方針にのっとり、しっかりと対応をなおいたしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ニュー市民クラブを代表いたしまして、総括質疑をさせていただきます。

まず、21年9月補正の議案、69号を中心にしたいと思っています。

補正で7億2,398万で、総額が216億6,796万5,000円と提案されましたが、その中でも国の補正予算絡みが1億3,000万の活用ですが、経済危機対策として地域活性化経済危機対策、地域経済の波及効果が市民サービスの向上を念頭にとということですが、その第一目標で安心安全の実現ということで、何度も言いますが、地域活性化のための提案ということですが、市民生活の向上とは、市長が目指す日本で一番住みやすい、住みたくなる塩竈にどう貢献なされるのか、大まかに国の補正予算絡み1億3,000万円ですが、どうなっていくのかというのを、具体的に説明していただきたいと思っています。

残りの今回の補正の約6億円の補正関係ですが、実施案件なのかお伺いしたいと考えています。まず、当初議会での予算案に反対された議員さんが21人中6人いたわけですが、その方々の配慮があったのか、まずお伺いし、市長の日本で一番住みたい塩竈というのがこの予算約6億円分がどういうふうなかかわりを持って市民生活の向上につながっていくのか、そして、経済の活性化につながっていくのか、お伺いしていきたいと思っています。

そして、一番心配なのが、先の衆議院選挙で自公政権が大敗したと。そして、国が大きくチェンジしてくるというふうになっております。それで、マスコミ等で事業の中止やいろいろな問題が報道されて、市民住民が心配しております。事業の中止があるのではないかとかそういった動きが行政側で今情報として入っていて、今回の補正関係にどう対応していくのかお伺いしたいと思っています。よろしく願いしたいと思います。

あと、もう1点は、魚市場関係の予算が今回ありました。その中で、市長、当局の考え方として魚市場の市場の中で一元化という問題があります。それが全然進んでいないために、基

幹産業の衰退が見えているのかなという気がいたしております。そんな中で今回の補正予算がかかわってくるわけですが、そういった一元化もできない基幹産業がこの予算を使っていくために起こり得る費用対効果というものが市民にとってどのようになっていくのが心配で、市長の考え方を伺っておきたいと思っています。

また、残りの国の補正関係1,810万円、それは12月に残すということなんです、先ほども申しましたとおり、国の政権が大きく変わってくる状況の中でこの1,810万円、今使っておかなければ後で12月あたりになってそれはだめですよと今の政権が言ってきた場合、返還するようなふうになったのでは市民生活に貢献できなくなるのでは困るので、ぜひともそういったことでその予算もなぜ入れなかったのかというふうなことを考えまして、市長の基本的な9月定例会に提案された補正予算についての総括質疑といたします。

よろしくご答弁、お願いいたします。以上です。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から今回の補正予算、特に一般会計を中心にした補正予算について市長としてはどういう考え方に基づいて提案をしたのかというご質問でありました。

今回の補正予算、大きくは22年度予算の前倒しという部分もあるのかと思います。具体的に申し上げれば、水道の老朽管更新事業であります。約5,000万近い事業を上げておりますが、これらについては計画上は22年度施工でありました。しかしながら、国の方の今回の補正予算を活用することによりまして、大幅に市の単独費が縮減できるというような補助メニューが示されておりますので、年度内に竣工しなければならないという制約の中でこういったものができるかということで、5,000万円を22年度の前倒しとして計上させていただきました。

また、もう一つは、菊地議員の方からも再三ご質問いただきましたとおり、市民の皆様方の生活の向上のためというものであります。しかしながら、今までなかなか補助メニューとか制度的なものがなかったと。これは何としてもやりたいということではありましたが、単独費をもって充当するしかないというような事業もあったわけでありましたが、今回、国の方におきましては、この名前のとおり地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業という名前の中で、ほとんど市の単独費がなくてもやれるような、特別交付税に振りかえていただくというような非常に優位な制度を提案をしていただきました。そのような制度を最大限活用させていただいたということであります。

例えば、先ほども小学校の情報教育備品整備という中で、電子黒板というものも計上させていただきました。今まであればいいよと言いながらそれをやるとすればすべて市の単独費でやらざるを得なかった。また、教職員のパソコンについてもしかりであります。どうしても自分の物を持ち出して家に持ち帰るということの中で情報の漏えいということもございまして、非常に我々も憂慮いたしておりました。そういうものが今回認められた。防災備蓄もしかりでありますし、あるいはその他例えば浅海漁業イメージアップ等についてもしかりであります。そういった制度も盛り込まさせていただきました。

三つ目といたしましては、あればこれは非常に便利だと、ただし、なかなか制度的なものがなかった。具体的に申し上げれば、例えばグリーンエネルギーといったようなものであります。太陽光発電でありますとか、その他さまざまな新しい地球温暖化対策ということで、さまざまなメニューが打ち出されました。方針には直接かわりはありませんが、例えば電気自動車に対する補助金でありますとか、さまざまな制度も今回提案をされているわけでありまして。そういった中で、9月補正に上げさせていただいたのは、全2社ということで、22年度の前倒し、それから本来やりたかったんだけど、なかなか補助メニューがなくて今回国の特段のご高配で新たな制度が提案をいただいたと。それらを最大限に活用させていただき、子宮がん検診でありますとかそういったものを新たに取り組みさせていただいたということでもあります。

本市として社会福祉の向上のためにまだまだ不足している部分、足りない部分がまだまだあるかと思えます。しかしながら、今回のような取り組みで結果的に本年度予定をしております補助費等あるいは来年度に予定しております補助費等が一定程度削減できるかと思えます。そういったものを来年度以降また有効に活用させていただきながら、議員のご質問にございました本当に塩竈に安心して安全にお暮らしいただける、あるいは商業の活性化、産業の活性化といったようなことに結びつくメニューを今後とも継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、国の動きについてというご質問をいただきました。我々も最大限アンテナを高くしているつもりであります。また、国の方におきましては、新しい政府もスタートしていないという中であります。マニフェスト等も我々目を通させていただきながら、そういった中でこういった部分に変化が発生するのではないかと。例えば、後期高齢者医療制度も廃止するというようなことも言われており、社会保険と国民健康保険の一本化といったよ

うな動きもあるようでありますので、そういったものの準備をおさおさ怠りなく対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、今回魚市場の海水施設のくみ上げの予算を計上させていただきました。

一元化の動きすら十分に見えない中でどうなのかというご質問でありました。この一元化の問題につきましては、さきの議会におきましても市長の責任において何とか一本化に向けた努力を我々もいたしてまいりますということをこの壇上からご発言をさせていただきながら、残念ながらいまだ実現をいたしていないということにつきましては、市長として大変な責任を感じております。今もさまざまな形で接触をさせていただいておりますが、結論から申し上げますと、なかなかハードルが高いというのが実態であります。しかしながら、本当に大切な塩竈の水産、水産加工業を考えますときに、やはりこれは絶対に実現しなければならない課題であるというふうに私も認識をいたしているところでありますので、なお一層の努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、残りまして1,810万、もう早くやるべきではないかというようなご質問でありました。しかしながら、先ほど申し上げました、例えばグリーンエネルギー対策等については、まだ基本的な方針、内示等も出ていないという状況であります。今後恐らくそういったものが具体化するものと思っておりますが、そういったものに対応するためには、やはり1,800万円ぐらいを何とか残させていただきまして、なるべく早くこういった事業も発車できるように努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） ご答弁ありがとうございました。

今回のこの補正関係で一番気がかりなのが、やはり市民生活にどうなっていくかと。6月補正のときは市民生活に身近な道路の整備とかそういうのもありました。今回は学校の耐震化云々とあるわけですが、やはり今塩竈市内の住民の方にお伺いすると本当にどういうふうになっているのかなというのが疑問です。というのは、不況、そして生活が苦しいという声が聞こえてきております。そんな中で、まず、どっと商品券でにぎわいを見せたと。それは8月まででした。ですから、第2弾、第3弾というのがあってよかったのかなという思いもあるわけですが、今回は耐震補強だというものも出てきたみたいなので、それを市長の考えの範囲の中ですべきかなと。それがリーダーシップの市長の行政運営かと思っています。

それで、その残りのいわゆる塩竈市の一般会計、先ほども言いましたとおり新年度予算で21人中のうち6人の方が新年度予算に反対されていたわけですね。その中でも市長はあえて拡充ということで女性特有のがん検診の推進とか、あとはいわゆる塩竈のフード見本市関係の富県戦略にお金を使っていくとか、浦戸の診療にお金を使っていくとか、そういうふうな感じで予算の執行を提案してきたわけですが、やはり市長さんの基本的な考えとしていわゆる国の政治も変わっている準備もしなくちゃだめだと大変でしょうけれども、やはり地域住民がいつでも主役だと思いますので、その主役の地域住民が本当にこの塩竈、住み慣れた塩竈で本当に住んでいてよかったなと言えるような行政運営を期待したいと思います。それで、今回この提案されたわけですので、委員会に付託されて委員会の中で我々の議員として委員として当局と本当に住民のためになるような討論、質疑をしながら、市勢発展のために寄与してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第78号ないし第80号

○議長（志賀直哉君） 日程第7、議案第78号ないし第80号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第78号から第80号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第78号「教育委員会の委員の任命について」であります。現委員中、東海林良雲氏が本年10月6日をもって任期満了となります。その後任を任命しようとするものでございます。後任には、塩竈市小松崎3番30号にお住まいの山田達磨氏、昭和37年11月28日生まれを任命しようとするものであります。

次に、議案第79号「公平委員会の委員の選任について」であります。現委員中、1名の委員が本年10月6日をもって任期満了となりますので、その後任を選任しようとするものであ

ります。後任には、仙台市太白区向山四丁目21番12号にお住まいの村田知彦氏、昭和33年5月26日生まれでありまして、現在1期目の委員としてご活躍をいただいております、再任しようとするものであります。

次に、議案第80号「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」であります、現委員中、1名の委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任を選任しようとするものであります。後任には、塩竈市北浜一丁目3番1号にお住まいの西村千代氏、昭和23年4月29日生まれでありまして、現在1期目の委員としてご活躍をいただいております、再任しようとするものであります。

いずれの方々も人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本件は、人事案件でございますので、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決することとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本件については、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第78号ないし80号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第78号ないし第80号については、同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明8日から17日までを常任委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、18日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明8日から17日までを常任委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後4時58分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月7日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 佐藤貞夫

塩竈市議会議員 東海林京子



平成21年 9 月 18 日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 2 日目）

## 議事日程 第2号

平成21年9月18日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	会計管理者兼会計課長	片倉研一君

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克己 君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀久 君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	産業部水産課長	小山 浩幸 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	千葉 伸一 君
水道部次長	黒須 精一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

### 事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番伊藤博章君、9番浅野敏江君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。19番鎌田礼二君。（拍手）

○19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

本日は質問の機会を与您いただきありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、今後の行政運営についてお聞きいたします。

先月30日の衆議院選挙で民主党が圧勝しました。そして、一昨日民主党、社民党、そして国民新党の3党による鳩山連立政権が成立されました。自民党政権から政権交代をしたわけですが、この政権交代によりさまざまな面で混乱が生じているのではと心配をしております。

昨日ニュースでも流れておりましたが、国土交通大臣は八ツ場ダムの建設停止を、そして厚生労働大臣は後期高齢者保険制度の廃止を明言しておりました。

この政権交代により、塩竈市としてどのような影響が考えられるのか、また今後どう対応されるのかをお聞かせください。特に後期高齢者保険制度の廃止は、かなり大きな影響があるのではないかと思います。後期高齢者保険制度が発足し1年以上が経過したわけですが、1年間の収支や運営状況についてお聞かせください。

次に、市の行政施設に対する考え方についてお聞きしたいと思います。

塩竈市の庁舎は昭和35年に建設されたと聞いておりますが、そういたしますと約50年が経

過しております。今回9月補正予算で、本庁舎耐震補助事業を補強事業として700万円を計上しております。耐震設計をされるようであります。実際耐震補強を行うとすれば、かなり大規模な工事となり経費もかなり金額になりそうですが、どうしても耐震補強の方向なのでしょう。本来であれば建てかえを検討する時期ではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

最後に、サマースクールの実施状況及び今後のビジョンについてお聞きいたします。

昨年、そしてことしも全国学力調査の結果は余り芳しい結果ではなかったようです。そんな中、昨年からサマースクールを開校しているわけですが、このサマースクールは昨年とことしとどう違うのか、どういったところにウエートを置いて実施しているのかをお聞かせください。

あわせてサマースクールを今後どう進めていくのか、ビジョンをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から、3点にわたるご質問がございました。

初めに、今後の行政運営についてというご質問でありました。

一昨日新たな政権のもと、いよいよ国政が動き出しました。

新政権には選挙戦で掲げられた公約をしっかりと実現をしていただき、国内外に山積をいたしております景気回復等に代表されますさまざまな諸課題、早急な解決に取り組んでいただきたいと希望するところであります。加えまして、国際化社会での我が国の地位確立のため、しっかりとした努力を重ねていただくことを期待するところであります。

そういった中で、まず政権交代による市政の影響についてのご質問がございました。マニフェストで中央集権から地域主権への移行をうたっておられますので、地方の声を尊重し、対等なパートナーシップを構築いただくよう見守ってまいりたいと考えているところであります。

現在、地方におきましては地域経済の低迷に対応した景気回復策や、市民生活に直結する協力、福祉などの行政課題が山積をいたしておりますので、政権移行を遅滞なく行うなど地方行政への影響に十分なる配慮がされますよう期待をいたします。

また、新政権は経済危機を乗り切るための平成21年補正予算の見直しや来年度予算の概算要求につきましても組み替えていくとされており、地方財政への懸念があるところであります。

地方の活性化の高揚は、やはり昨年からの景気対策を継続する必要があると判断しており、今年度の補正予算の執行、新年度予算の遅滞ない成立が必須の条件ではないとか考えているところであります。新政権の政治運営が地方にもたらす影響につきましては、今、スタートラインについたところであり、したがって政権の動きを注視するとともに、市政や市民生活への影響について十分なる情報を収集し、協力すべきものは我々の地域でもしっかりと対応しながらよりよい地域社会の構築を目指すよう期待をいたすところであります。

次に、後期高齢者についてのご質問でございます。

この制度につきましては、高齢化社会が到来する中で、国民皆保険制度を維持していくための制度として平成20年4月から実施され、さまざまな制度の見直しや広報活動等を行い、ようやく理解が深まりつつあるものと感じております。この間、数回にわたり減免措置等の見直しが行われ、半数以上のご高齢者の方々が一定の軽減策を受ける状況となっておりま。導入から1年が経過し、市民によりやくこの制度が浸透定着し、またご高齢の方々にとっては大切な問題でありますことから、高齢者の医療の現場にくれぐれも混乱が生じないような柔軟な対応と、結果として地方財政や住民の負担増とならないようにしっかりと取り組んでいただきたいと切に要望いたすところであります。なお、収支につきましては20年、21年の2カ年の当面の収支状況として見込んでおりますが、ほぼ収支均衡の状態ではないかと考えておりますし、運営につきましても先ほど申し上げましたような数度にまたがる制度見直し等によりまして、市民の方々には一定程度ご活用をいただいているというふうに認識をいたしております。

次に、補正予算などの見直しの影響についてであります。

新政権は基金創生事業や平成21年度補正予算についても抜本的に見直すと報じられております。しかし、基金事業は開始からまだ1年であり、また景気回復を目指した国の補正予算を活用した各種の地方経済危機対策事業によりやく取り組みを始めたばかりであります。このような状況において、これらの取り組みが中止に追い込まれることがないように、まさに経済回復や福祉教育対策など待ったなしの地方の実情をしっかりと踏まえて経済対策を継承していただきたいと、お願いを申し上げます。今後とも、国会や新政権の動向を注視しながら、地方の果たすべき役割にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方負担の増加などの課題が新たに生じるような場合には、地方6団体を通じて「言

うべきことはしっかりと言う」という従来の政策を継続してまいりたいと考えているところ  
であります。

次に、行政施設に対する考え方についてのご質問をいただきました。本庁舎の耐震補強につ  
いてでございます。

宮城県沖地震の発生確率が向こう10年間で70%程度と高まっている中、本市は保育所や小中  
学校を最優先課題と位置づけて耐震化に取り組み、すべての保育所の耐震化が完了し、また  
学校につきましてもおかげさまで21年度予算でお認めをいただくような状況になりつつあり、  
22年度中には全校の耐震化が完了する見込みとなりました。その他の市有建築物につきまし  
ても、防災上の重要性あるいは市民生活への影響等を考慮し、優先順位を定め耐震化を進め  
させていただくことといたしております。

本庁舎につきましては平成9年に行った耐震診断によりますと、耐震強度の目安となるI S  
値が極めて低いところで0.22と基準となる0.6を大きく下回り耐震補強が必要でありましたが、  
本市といたしましては保育所・学校の耐震化を優先させていただくという取り組みをさせ  
ていただいたところでもあります。しかし、今回公共施設等耐震化事業という国の新しい制度  
の拡充によりまして来年度中に工事を完了することを条件に、従来よりも極めて有利な財源  
措置が設けられましたことにより、早速多くの市民の皆様方が訪れられる本庁舎の耐震補強  
の設計費用を今議会に提案をさせていただいたところでございます。

工事費につきましては、これまで行われた行政庁舎の事例等を参考に積算をさせていただき  
ますと、概略2億円程度と見込んでいるところでもあります。着工時期といたしましては来年  
4月ごろを予定し、年度内には完成をさせたいと考えているところでもあります。

次に、本庁舎を現在規模で建てかえする場合の工事費についてご質問をいただきました。現  
在の施設面積3,300平米で建てかえを行った場合、概算の見積もりといたしましては約12億円  
から13億円程度を見込んでいるところでもあります。

庁舎の建てかえについてはというご質問でありました。間もなく建築後50歳を迎えます本庁  
舎であります。ご指摘のとおり至るところで老朽化が進んでおります。また行政の守備範囲  
の広がりによりまして、行政庁舎が現在手狭になってきていることは事実であります。この  
ため宮町や水道庁舎など4カ所に分散し、市民の皆様にご不便をおかけしているところ  
であります。窓口間の連携を図りでき得る限り本庁舎で用事が済ませていただけますよう  
な対応に努めているところでもあります。

次に、サマースクールについてご質問いただきました。

今年度で2回目を迎えましたサマースクールの成果についてのお尋ねでございましたが、この事業は学校教育におきましては学力向上が大きな課題であると認識し、本市独自に昨年度から実施している取り組みであります。加えまして今年度はさらに指導教員を各小学校に配置し、きめ細かな少人数指導に取り組みを始めたところであります。議員のご質問のとおり、学力の向上は本市の教育が抱える大きな課題と私も認識をいたしております。確実に成果に結びつく取り組みを行ってまいりたいと考えているところでありますが、なお詳細につきましては教育長からご答弁をさせていただきます。私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

○教育長（小倉和憲君） 私の方からサマースクールの成果並びに状況、並びに今後のビジョンについてお答えいたします。

塩竈サマースクールは本市の学力向上はもとより、児童生徒の望ましい学習態度や学習週間を身につけさせることで前年度から始まったわけでございますけれども、大きな違いはまず去年は中学校単位で各その中学校の学区で小学生も中学校に行つて勉強をしたと、そういうことでしましたけれども、どうやら小学生の子供にとってはやや不便なところもあるということで、今年度は各小中学校ごとに行いました。それと同時に、学年も4年生から中学校3年生までということで行いましたけれども、これらについても一部の学校においては1年生から始めた学校も2校ほどあります。

今年度は、また学習習慣ということを中心にしたわけですが、子供たちが去年自主的に学習教材を持ってきてやったわけですが、それでやや子供たち学習の仕方もわからない部分もありましたので、塩竈市教育委員会としましても小学校の国語、算数を中心に問題をつくり、各学校一律にその問題をやらせてもらう時間帯を設けるなど、それなりに教師が直接指導する場なども時間帯を設けながら、自主性プラス学校教員または指導教員の指導を直接指導する時間帯を設けて行いました。

今年度は先ほどお話ししたように昨年度以上に指導員をふやし、また各学校の教員の指導体制も充実し、子供たちからもいろいろ大きな成果となるような声をいただいております。

その中の一つといたしまして、まず「掛け算の計算がよくできるようになった」とか「先生方にわからないところを気軽に質問し、疑問点などがわかった」とか、「数学の文章題が前

よりも解けるようになった」とか、「国語辞典の使い方がわかりそういう楽しさがわかった」とか、そういうような子供たちからの声も聞かれます。

状況としましては、参加人数は延べ人数で去年は1,055人でしたけれども、ことしは各小中学校の会場の延べで5,120人、約5倍ほどの子供たちが参加しました。来年度もこれらの学習内容の充実を図るとともに、一人一人に目標をしっかりと持たせながら子供たちに学ぶ楽しさ、学んだ後の楽しさを味わわせるような環境づくりをしていきたいと思っておりますけれども、なお今後のビジョンにつきましては、例えば今年度浦戸でも小学校4年生を1泊2日で合宿しましたけれども、これらについての例えば2泊3日にするとか、人数を30からまた50、60にふやすとかそういうこともありますし、それから各学校で行いました主に国語、算数が中心だったのですけれども、これらも教科を、例えば子供たちからも国語、算数以外にもという声もありますので、教科を幾らかふやすとか、また先ほどお話ししましたように一応4年生からということにしましたけれども、それを学年を下げて学年の枠を広げてやるとか、そういうことも今後、今年度の子供たち、先生方の声を聞きながら来年度に向けて計画をしていきたいと思っておりますけれども、先ほども市長からも話がありましたけれども学力向上は本市教育の最重要課題の一つとして取り組んでおりますので、今後も確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた塩竈の子供たちに生きる力の育成に努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ご回答ありがとうございます。

市の庁舎についてもうちちょっとお聞きしたいと思います。

平成9年7月の二次診断結果がかなり低くて、IS値がコンマ22だったと。先ほどこの工事額については2億円ぐらいだということですが、金額もさることながらこの工事をやることによって市民のサービスといいますか、出入りが大変であるとかあと業務がなかなか進まないとか、そういった支障を来す面もあるのではないかとこのように考えますが、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それから、一般家庭やら何やらであれば50年も経過するのであれば、普通の考え方としてはやはり建てかえを検討すると、そういう方向に進むということになるのではと私は単純に考えるわけですが、建設に12億から13億かかるということですが、市の施設といいますか、そういった庁舎関係は今分散されてまして、先ほどコミュニケーションと言いましたけれども、

連絡を密にとってというような話を回答されたようですが、実際は会議をする場合どこかに集まるということにもなりますし、やはり1カ所に集中してやれば会議室の部屋数も減るし、移動にかける時間も少なくて済むし、そういったことで効率が上がるのではないかと思うのですが、いわゆる効率ですか、1カ所に集中することによっての効率についてはどうお考えになるのか、その辺もお聞かせ願えればというふうに考えます。

それからサマースクール関係ですが、今回学力調査で2年連続で低いわけですが、この結果について単純にどういうふうに思われるのかちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

今回のサマースクールで、いろいろ効果をちょっと挙げてらっしゃったのですが、それが直接学力向上やら何やらにはね上がるというふうに考えていらっしゃるのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本庁舎の耐震診断、耐震補強につきまして、私の方からお答えを申し上げます。

やはり建てかえをすべきではないかというご質問であったかと思えます。今定例会を通じましても、塩竈市の財政状況、まだまだ予断を許さない状況であるということをはる申し述べさせていただきました。特に市立病院の累積債務解消のための特例債、あるいは土地開発公社の健全化のための土地の買い取り等々に多額の起債を発行いたしております。これは、いずれしっかりと返していかなければならない部分であります。

そういった課題、もう一つは今定例会を通じましても福祉の問題、あるいは学校教育の問題、ごみ処理の問題等々、まだまだ市内に山積しております課題についてご指導いただきました。これは私が職員にこういう話もさせていただいているということでお聞き取りいただければと思えますが、市民の方々にはご不便をおかけする部分については、我々のマンパワーで何とかして解決をしながら、総合庁舎の建てかえとなりますとやはり50億、60億という多額の費用になるものと思っております。公用部分については、今申し上げましたさまざまな課題が一定程度解決された後に初めて我々の庁舎の建てかえであるべきではないかということをお聞き取りいただければと思えますが、職員には私から申しておりますので、職員も新しい庁舎に入りたいという気持ちは重々皆さん持っていると思えますし、市民の方々お一人一人ももっと塩竈の庁舎立派にという思いはあるかと思えますが、そういった課題解決の後に取り組まさせていただく課題であるという

整理をさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、工事中の支障云々等については、担当の方からご説明をいたさせます。よろしくお願いをいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 今回の学力検査の結果についてですけれども、確かに残念ながら県並びに国の平均よりは今年度も下回った部分がありますけれども、ただ差は幾らか縮まってきて子供たちも少しずつ伸びてきているのかとは感じておりますけれども、やはり私は教育というのはそのときに発達に応じて、例えば小学校2年生でしたら掛け算九九をきちんと身につけるとか、いろいろな面で技能を身につけるとか、そういうことをきちんと子供たちに身につけさせることが我々教師の使命と思っておりますので、そういうことで各学校の教員にも指導してきているわけですけれども、今回のサマースクールについては、これについても来年度の結果になるわけですけれども、今年度の様子を見ますと子供たちの学習態度とか見ますとそれなりに効果があるものと、私は確信しているところでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 庁舎の耐震工法につきましてお答えを申し上げます。

耐震の工法につきましては、現時点では何種類かの工法が開発されておるという状況でございます。その中で塩竈市役所のこの敷地面積、それから市民の皆様方のご利用状態、こういったものを十分に勘案いたしまして一番適切な手法、これを今回委託いたします工事設計業務の中で見きわめまして、それに基づいて一番適切な工法を発注したいと、このように考えておるところでございます。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○13番（佐藤英治君） ご回答ありがとうございます。

この庁舎については、先ほど、繰り返しにはなると思うのですが、やはり1カ所に集中した方が効率はかなり上がって意外と出費が少なくなるとそれが返済に回せるという考え方なんです、なおかつ市民の方から、それから職員から見てやはり誇りある庁舎ができ上がれば仕事の進みやら何やらも違うのではないかと、見えない部分で効果もあるのではないかなというふうに考えます。

それから、現在市の、ちょっとお金の使い方といいますか、ちょっと思うのは徳陽相互銀行、もとの、購入してほかに貸すと。それから市民活動センターなどはお金を出して借りている

と、そして例えばあと交付金で、補助金でシルバーセンターなんかですね、その補助金が家賃である程度消えちゃうというようなお金の効率性がちょっと悪いのじゃないかなと、その考え方として悪いんじゃないかというふうに思うのですね。ですから、そういったこと等も考えれば、本来自分の庁舎をしっかりとしたものをつくってまとめ上げて、効率性を高めるといった効果がそんなところにも反映されるのじゃないかというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、教育関係のサマースクールについてですが、どうも詰め込み主義にはならないかなと心配があるのですが、やはり何ですか、学力だけ上がればいいと、詰め込めばいいということじゃなくて、やはり心と体と一緒に知の部分を上げていかないといけないという、そういうバランスと感覚が必要じゃないかと思えますし、そういった意味では何回も浦戸の体験教室などの話がよく出ますが、先ほども市でも考えられてやっているわけですが、もうちょっと力を入れてそういった別の面から引き上げて行って、学力の向上というか、詰め込む意欲を高めるといいますか、そういうバランスを図っていくという、違う方向から攻めるといったことも手法ではないかというふうに思うのですが、その辺をお聞きして最後の質問いたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） まず、庁舎の建てかえの効率化の視点からどうなのかというふうなご質問でございました。確かに現状では分散してございまして、例えば一つの打ち合わせをするに当たりましてやはり一定の時間を要しているという状況でございます。そのような意味では、やはり一元化された庁舎というものはふさわしいわけでございますが、先ほど来ご答弁申し上げておりますように庁舎の建設ということを具体的に考えてみますと、例えば新しい建物を建てるとなれば敷地の選定から始めるということになります。それから基本設計、実施設計、そして工事というふうなことになりますと、これは少なく見積もっても数年から場合によっては10年程度は時間を要するというふうに判断すべきかと考えます。一方では宮城県沖地震はもう早急にというふうなこともあるわけでございますから、その間の地震対策ということも私たちは考えていかななくちゃいけないという立場にあるかと思えます。

さらに、現時点の庁舎建設というふうなことになりますと、先ほど市長が申し上げたとおりの金額を要するだろうというふうに考えております。これらの金額を手当てすることになりますと、やはり国の方の起債関係の一定の判断をいただくと、それが現状の本市の財

政状況で可能かと、こういったことも含めまして判断をしていかななくちゃいけないだろうと、そんなふうに考えておるところでございます。効率化ということは極めて大切なことでございますので、まずは現状を踏まえながらでき得る限り効率的に対処していくということが一つ、それからもう一つはやはり差し当たって防災拠点としての整備ということ、最小限での対処ができるようなそういった対応をすると、この二つの視点で取り組まさせていただきますと考えると考えておるものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 教育についてお答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、確かな学力、豊かな心、健やかな体、バランスのとれた子供たちの育成に努めておるわけですが、その中でもやはり体験学習というのは大変私も意義のあるものだと思っております。例えば、体験学習、日常の体験学習ということになるかもしれませんが、子供たちに優しい心をはぐくむということになりますと校地内で子供たちが植物栽培をしながら毎日水をやったり、草取りをしたり、そういう形で学年ごとに花壇を利用して植物を、または野菜等の栽培をしているとか、泊を伴う体験につきましては各学校、特に小学校の場合は5年生は花山とか蔵王での泊を伴う体験学習等しておりますけれども、浦戸の体験につきましては宿泊設備等の関係もありましていろいろと、今、私も浦戸で民泊とか何とかということもできないかということで、保護者または地域の方々とも話をしているところでございますけれども、これらの課題を踏まえながら浦戸での体験ができればと思っておりますけれども、今年度先ほどお話ししましたように小学校4年生、市内の4年生を30人の募集でやりましたところ結構応募がありましたので、それらも拡大することも含めながら、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。（拍手）

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行います。

質問の第1は、塩竈市立病院改革プランについて伺います。

政権を引き渡した自民・公明政権はこれまで毎年社会保障費2,200億円を削減するとともに、医療費抑制策の方針でたび重なる医療費の窓口負担を引き上げてまいりました。また、病院に対しては医師不足、診療報酬単価の引き下げなど病院の経営を圧迫する一方、ガイドラインを打ち出し各自治体病院に改革プランを提出させ、赤字経営の病院には経営形態の見直しなども示してまいりました。今回、民主党連立政権が誕生しましたが、民主党は2,200億円の

社会保障費の撤回、救急、産科、小児科などの医療提供体制の細見、地域医療計画を抜本的に見直しなどを掲げております。こうした政策は、国民の世論と運動を強く反映したものだと考えます。日本共産党は民主党連立政権に対してよいものはよい、悪いものは悪いと是々非々の立場で対応する方針であります。今後、民主党が医療や社会保障の抜本的拡充に踏み出せるかどうかは財源をどのように確保するのかが鋭く問われていると思います。このように政治が大きく変わろうとしている現在、市長は今回の新政権の医療政策をどのように考えているのか、見解をまず伺います。

二つには、平成21年度の経営健全化の取り組み状況と黒字に向けた見通しについて伺います。

民生常任委員協議会に報告された、平成21年4月6日までの医業収益達成状況は目標を上回っているとこのように報告されました。どのような取り組み、改善が行われてきたのか、そして21年度末の黒字の見通しは立つのかどうか伺います。

三つには、夜間の救急医療体制の確立について伺います。

市立病院の今後のあり方審議会は、救急搬送患者への対応は疾病別、重症度別に仙台市内の高度急性期病院と旧塩釜医療圏の病院とで役割を分担することが望ましいと、対象疾病にもよるが基本的には急性期の脳卒中や心筋梗塞などの三次救急は仙台市の救急センター病院に任せ、二次救急の受け入れについては平日も含めて市立病院と旧塩釜医療圏の病院とで輪番制を再編成することで対応する、このように答申いたしました。ところが、当局の市立病院改革プランでは自治体病院として可能な限り救急患者の受け入れを行う、このような積極的な姿勢はあります。しかし、あり方審議会の専門家の方々が結論として出した旧塩釜医療圏の各病院とでの救急医療の輪番制についての受けとめは改革プランにはありません。年々夜間救急搬送の患者の増加に伴い、旧塩釜医療圏で受け入れてもらえず仙台まで運ばれる結果、搬送時間が長くなってきているという問題は患者の命にかかわる重大な解決すべき課題と考えます。旧塩釜医療圏は、県内で一番おくれた救急医療体制になっています。救急体制の輪番制を確立することにより、病院の側でも体制がとりやすくなり経費も少なくて済みます。病院側の課題というよりも、公的病院を持つ唯一の自治体として市長を先頭に行政側の責任で病院の輪番制の確立のための指導性と、そして役割を發揮すべきと考えます。あり方審議会の答申を受けて夜間の救急医療体制を確立すべきと思いますが、見解を伺います。

四つには、市立病院のあり方審議会は経営形態についても答申を行いました。これを受けて市の改革プランでも答申と同じように平成22年度で公営企業法の一部適用を全部適用に変え

ると決めました。改革プランでは全国の一部適用から全部適用に移行した自治体病院を見ると経営が改善した病院は一部に限られる。このように述べ、その理由として管理者がリーダーシップを発揮できないことを挙げています。それでも全適を行うという理由は何でしょうか。また、全部適用は職員の給与削減にもつながり、その結果職員の働きがいの低下は患者へのサービス低下にもつながると考えますが、市当局は全適に向けてこの間の調査、情報収集、病院職員から出されている意見などどのように把握しているのか伺います。

質問の第2は、第五次長期総合計画策定に向けた取り組みについて伺います。

市当局は第四次長期総合計画の策定に向けて市民、企業、各階層など多方面にわたって調査、分析を行い、平成13年に平成22年度までの10年間の長期総合計画を策定しました。その後、市が行っている行政サービスに対して市民が日ごろどのように考えているのかを知るために、平成17年に第1回、平成18年に第2回目の市民満足度調査を行いました。調査結果は第1回より2回目の方が満足度が全体として落ち込みました。調査の中で優先させて充実してほしい施策、この第1位は消防・防災、第2位は介護、第3位は国保・年金、第4位は災害対策、第5位は商店街、このようになっております。この結果を見ますと、予想される宮城県沖地震や本市で再三被害を受けてきた水害対策など防災対策への要求が一番高く、続いて介護、国保、年金など社会保障への要望は、市民所得が年々減少してきている中、住民負担が一方では増していることへの要望だと考えます。

また、地元商店街の活性化に向けて市からの適切な支援を求める声だと強く感じさせられました。たった2年間だけの調査でもこのような結果が出て、その後も市は調査を行うと言ってきましたけれども、現在まで行ってはおりません。市当局はこれらの調査結果に対してどのように分析して改善を図ろうとしているのか、さらに市民要望にこたえた行政になっていると考えているのか伺います。

二つには、ことしの1月に第四次長期総合計画の総括に係る中間報告が出されました。計画では将来人口6万3,000人を目標にしましたが、平成20年12月末では5万8,324人となっており、総括では居住地の広域化や近年の近隣市町における宅地開発などにより若年層も出生世代が流出し、現状では目標を大きく下回る見込みと報告しています。しかし、総括では人口減少の分析は行っているものの、肝心の市の取り組みがどうだったのか文章には一言も見当たりません。大事なことはどのような努力がされて、その結果がどうだったかであります。なぜこのような総括になっているのか伺います。

塩竈市において人口をふやす上で述べさせていただきます。本市においては人口の出生と死亡との差、つまり出生よりも死亡の方が多い自然減少となっております。さらに、転入と転出との差、つまり転入よりも転出の方が多い社会減少となっております。では、自然減少と社会減少との比較では社会減少の方が上回っています。

私は、一つには出生を大きくするための子育て支援の環境づくりなどが求められていると考えます。大衡村では18歳まで医療費が無料です。全国では中学生までを助成対象にしているのは1,798自治体のうち約2割に当たる355自治体となっております。そして、さらに大事なことは市民が他の自治体に転出しないような、または他自治体から転入してくるような塩竈に一生住みたくなるような地域環境をつくり、社会減少にしっかりと歯どめをかけ、増加に転化するための施策が大事だと考えます。

色麻町では小学生以下の子供を持つ町外に住む家庭を対象に、民間資本を活用して30戸の町営住宅を建設する方針を打ち出しました。全国では借家に住む世帯主34歳以下の家庭では所得に対する家賃負担が20%を越す世帯が1,989年には26%であったのが、15年後の2004年には43%まで急増しております。住宅を買える若者が減ってきて持ち家率は下がってきているわけでございます。若者層の低所得が進む中、借家の家賃の負担が大きく、市営住宅に入りたい、このような要望が寄せられております。公営住宅の拡充、また民間アパートの空き部屋が市内で至るところに見られ、市はこの民間住宅を借り上げ、家賃の補助を行い、若者が定住できるような環境をつくり、人口増加の施策を行うべきと考えますが見解を伺います。

三つには、第五次長期総合計画策定に当たってこの間審議会や懇談会が始まっておりますが、その場に出された意見について伺います。

質問の第3は震災対策について伺います。

平成23年になれば宮城県沖地震の発生確率は10年間以内で70%と言われ、市民の命と財産を守る上では対策待ったなしの課題でございます。震災対策は、起きたからではなく予防対策がとりわけ重要と考えます。長期総合計画の中間総括では、今後の本市の課題として6点を挙げていますが、私はこの6点とあわせて震災対策も加えるべきと考えます。平成20年に策定した本市の地域防災計画では、宮城県沖地震の連動型が発生すれば個人住宅の全壊、半壊合わせて402戸とこのように想定しました。一方、同じ平成20年に策定された木造住宅耐震化促進計画では平成27年度までの耐震化対象件数を237戸と定め、この目標が達成されれば90%の耐震化の到達になるとしてしております。地域防災計画の1,402戸の被害想定と237戸の耐震改

修を行えば、耐震化の目標達成とは大きな隔たりがあると考えます。私は以下の耐震化促進計画の考え方についてもっと検討すべきではないかと思い、質問いたします。

一つには、木造住宅耐震診断や耐震改修促進計画策定事業で、平成27年度まで民間住宅を90%まで耐震化するという目標についてです。耐震化を講じない10%の住宅にも被害はやってきます。なぜ100%に設定しないで10%の住宅を外したのかお聞きします。

二つは、耐震化の対象件数は土地家屋調査に基づいたデータを使用しております。このデータでは家屋数を2万1,000世帯より1万6,000世帯となって5,000戸が減少するとこのように見込んでいるのであります。この結果、耐震化対象件数は少なくなります。しかし、この間の世帯数は減少していないのが事実であります。市当局は本当に平成27年度には1万6,000戸に減少すると考えているのでしょうか。伺います。

三つ目には、耐震化への補助件数と助成額について伺います。

耐震化の対象件数を90%に抑え1,183件になると、このように少なく見て、さらに1,183戸のうち今後建てかえによって改修されるのを1,183戸の80%に当たる946戸と見ています。年間建築確認数は市と民間合わせて250件ほどありますが、このうち建てかえによって耐震化に改修された件数はどのぐらいなのか、その実態を明らかにすべき調査を行うよう見解を求めるものであります。

以上のことで、市は建てかえによって946戸の対象件数を差し引くとその結果制度活用による対象件数は237戸の目標と、このように定めています。237戸と少なくなることにより年間30件耐震補強を行えば、平成27年度までの目標数が達成できることとなります。私はこの間、実際にはどれほどの件数の改修が進んで、今後の見通しについても対象数を再度検証すべきと考えます。本当に助成対象の237戸の耐震補強を行えば塩竈市民の命と財産を守れるのか、私は疑問であります。当局の見解を伺います。

この間耐震診断では13万6,000円の公費負担が助成され、8,000円の自己負担で事業が進められてきました。進んでいる静岡県では国が8分の4、県が8分の3、市町村が8分の1の補助で電話一本で無料の診断を行っております。この結果、耐震診断は宮城県の6倍に当たる約5万6,000戸が終了しています。本市においてはこの間公営施設の耐震や耐震補強が行われ、見通しが立ってまいりました。今後は民間住宅の耐震化を大きく済ませることが求められていると考えます。耐震診断では静岡県のすぐれた経験を生かして一気に行うこと、さらには耐震補強では1戸当たりの耐震化費用が平均120万円かかるといわれておりますが、現在の耐

震補強への助成額上限20万円、さらには高齢者や障害者への弱者対策として加算額15万円となっているのを仙台市並みに費用の半額となる60万円を助成すべきと考えますが、見解を伺います。

質問の第4は、市民貸し農園について伺います。

塩竈市の近隣市町多賀城市を初め、七ヶ浜、松島、利府、大郷、富谷町などすべての自治体が斡旋して、住民対象に貸し農園を行っております。農作業の体験の場を提供することにより、農業の振興を図るとともに、住民の農業に対する意識の高揚と地域のコミュニケーションを向上させるなどを掲げております。多賀城市の場合は266区画に対して利用者は194人で100%の利用率となっております。来年度はさらに110区画ふえる見込みと聞いております。1区画5メートル掛ける6メートルの30平米で、年間の利用料は5,000円となっております。利用者の意見では5,000円は安い、退職者の方たちは毎日のように来て作業をしておりますよと、このように話しておりました。体を動かし、汗をかき、愛情を込めた野菜ができ上がって自然に恵みをいただく、このようなことは健康にもつながります。そして、お互いに農地を利用している同士でコミュニケーションも育っていきます。さらには、子供たちに対する食文化を育てる上でも効果があると考えます。このような場を、自治体が提供することは非常に大事なことだと考えます。市当局の見解をお伺いいたしまして、これで1回目の質問を終えさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま吉川議員から、4項目にわたるご質問をいただきました。

初めに市立病院改革プランについてご答弁を申し上げます。

新政権による国の医療政策についてのご質問でございます。

まだ具体的に動き出していない中で、なかなかご答弁申し上げにくい部分があることを、まずはご理解いただきたいと思いますが、選挙中に掲げられました医療政策についての政権公約は医療崩壊を食いとめ、国民に質の高い医療サービスを提供するという内容でありました。このため具体的には、例えば医療従事者を増員し、診療報酬を増額する。あるいはOECD平均の医師数を目指し医師要請数を1.5倍にする。さらには救急、産科、小児、外科の医療供給体制再建のため地域医療計画を見直し支援するといったような内容が示されたところであります。医療制度改革がより実効性の高いものとなるためには、やはり制度設計が必要ではないかとい

うふうに考えております。こういった制度設計をしっかりと行うことこそが、国の役割ではないかというふうには考えております。今後、政府与党として政策実現に向けて実効性のある施策が展開され、安心して医療を受けられる体制が整えられますよう推移を見守り、必要に応じて新政権に地方の医療の現場の課題解決策等を要請いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に市立病院の経営健全化の取り組み状況と今後の見通しについてであります。改革プランに掲げた基本方針や具体的な取り組み方針に基づき、現在病院が一丸となって経営の健全化に取り組んでおり、第1・四半期については目標を上回ることができました。第1・四半期の達成状況の主なるものを申し上げます。今年度の収益目標額を入院で14億9,300万円、外来で6億8,500万円と設定いたしました。入院で約1,600万円、外来で約1,100万円上回ったところであり、4月から病床数を161床に削減し、急性期医療を担う病院として取り組み、病床利用率は第1・四半期の実績は98%と目標を6%上回ることができました。また、話題になっております救急医療につきましては、公立病院としての責務をしっかりと果たすために積極的に受け入れるという方針のもと、第1・四半期の救急受け入れは182件と目標をほぼ達成したところであり、地域医療連携室の体制を強化し、紹介患者の受け入れ拡大に努めるということですが、532件と目標に対して106%の達成率となっております。

高度医療機器の有効活用、具体的にはCT、MRI等ですが、第1・四半期のCT使用患者数825件で目標に対して110%の達成率、またMRI使用件数は489件、目標に対して122%の達成率となっております。

政策医療としての高齢者医療については、在宅での対象者人数を昨年の60人から今年度は70人に拡大しており、10人、17%増加をさせたところであり、また、市民の皆様には市立病院の医療の内容などを的確にお知らせする公開セミナーは2月からこれまで約4回ほど開催をさせていただいておりますか、市民の健康づくりのお役に立つとともに、この取り組みが市立病院利用件数の拡大につながることを期待をいたしているところであります。

次に、夜間の救急診療体制の確立についてお答えをいたします。

塩釜地区におきましては、地区内の6救急告示病院によって日曜・祝日の昼間における二次医療の救急輪番制が確立され、夜間におきましてはこの6病院に加えて仙台市の救急センターに依存をいたしているところであります。市立病院改革プランにもありますとおり、急性期の脳卒中や心筋梗塞などの三次救急、いわゆる高度医療は残念ながら仙台市の救急センターにゆ

だねるとしても、二次救急の受け入れについては夜間も含めた輪番制の再編を検討する時期が来るものと考えているところであります。

ただし、この問題につきましては塩竈市固有の課題ではなくて、塩釜地域全体の課題であります。地域医療懇談会等でしっかりと議論されていくものと考えております。

次に、市立病院の地方公営企業法の全部適用についてお答えをいたします。

地方公営企業法を自治体病院、全国で957病院、そのうち全部を適用する病院が272病院で前年度と比較し21病院増加し、公立病院の経営健全化が求められる中で全部適用に移行する病院が順次ふえております。市立病院の全部適用への移行につきましては、本年2月の審議会答申において経営の健全化を図るためには地方公営企業法の全部適用への移行が最も適していると答申をいただきました。本市といたしましては、この答申を真摯に受けとめ、改革プランに平成22年度での移行を位置づけ、経営健全化に向けて第1歩を踏み出すといたしておりますので、今年度においてこの手続を確実に進めてまいりたいと考えております。

職員の給与の問題についてであります。

全部適用への移行は決して職員の給与削減だけを目的とするものではなく、業績を上げていくことによって給与の水準を確保することに職員が一丸となって取り組んでいくことにあると考えております。現在、全職員が参加する中で市立病院の経営健全化に向け収益の確保策について、各部門が真剣に議論を重ねており、経営状況についても健全化ニュースの発行を通して院内における情報の共有化を図っているところであります。今後もこの意識を職員全体で高めながら、改革プランの目標をしっかりと達成し収支が均衡した安定的な経営を目指してまいりたいと考えております。

次に第五次長期総合計画策定について、何点かご質問いただきました。

市民満足度調査の結果を施策にどう反映しているかというお尋ねでありました。市民満足度調査は平成17年度、18年度の2カ年間にわたって行い、重要度が高いとされた分野である防災対策や子育て支援などに重点的に取り組んできたところであります。

まず、防災対策では全保育所の耐震補強を管理をさせ、小中学校耐震化事業につきましても平成22年度までに完了できる見通しであります。また、災害備蓄倉庫や耐震性の防火貯水槽の整備を初め木造住宅の耐震化事業、あるいは地域での自主防災組織の育成などを進めさせていただきました。また、子育て支援につきましては妊婦検診の助成を今回14回に拡大をさせていただきますとともに、乳幼児の外来医療費助成を小学校就学前までに引き上げをさせていただ

いたところでもあります。また子育てママのリフレッシュ事業として一時保育の一部無料化や、虐待児童への対応として要保護児童対策協議会を設置する等地域での子育て支援の充実を図っているところでもあります。また、商店街の活性化につきましては、商人塾によりそれぞれの個店が魅力ある商店づくりを図っていただくお手伝いをさせていただきますとともに、シャッターオープン事業では市内商店会の空き店舗活用を支援をさせていただいたところでもあります。また、本年4月には1割増し地域商品券「どっと塩竈商品券」を定額支給の際にあわせて発行し、地元への消費拡大に努めさせていただいたところでもあります。本年8月には第五次長期総合計画に向けまして町の今後の方向などを検討するため、市民の皆様2,000人から満足度と重要度についての意向を伺っているところでもあります。これらの結果や、長期総合計画審議会や市民懇談会で出されたご意見、基本構想や基本計画に反映をさせていきたいと考えているところでもあります。

人口減少に対する取り組みについてであります。本市の人口、残念ながらなかなか減少に歯どめがかからないということについては、大変申しわけなく思っているところでもあります。平成7年の6万3,750人をピークに減少の一途であり、本年3月末では5万8,097人となっております。この人口減少に対しまして、住宅環境の整備を初め、子育て支援、学校教育の充実あるいは就労機会の確保のための企業誘致等に取り組んでいるところでもあります。人口減少は地域経済やコミュニティーの衰退等にも大きな影響をもたらしますので、第五次長期総合計画の最重点課題として位置づけまいりたいと考えております。我が国全体が人口減少に転じている中で、人口減少にしっかりと歯どめをかけ、一定の人口を維持するには、やはり総合的な見地からの検討が不可欠でありますので、審議会、市民懇談会、市民意向調査などを通して、その対策を確立してまいります。

長期総合計画審議会等で出されたご意見というご質問でありました。審議会につきましては、現在まで第四次長期総合計画の総括を行ってきております。今後の審議会では次期長総の策定に向けました活発な意見交換が行われるものと期待をいたしているところでもあります。

震災対策について、特に木造住宅耐震対策事業の取り組みについてご質問いただきました。

まず、耐震化率の設定目標であります。国におきましては建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、平成18年建築物の耐震診断、及び耐震改修の促進を図るための基本方針を定めたところでもあります。その基本方針の中で住宅の耐震化率について現状の75%を平成27年度まで少なくとも9割にすることを目標とすると規定がされたところでもあります。こ

これは段階的に改修率を高めていくということでありまして、それ以降に残された10%につきましても当然のことではありますがしっかりと対応するということであると認識をいたしております。本市におきましても、耐震化率、平成15年度時点で72.2%と推計をいたしております。

また、宮城県沖地震による大規模地震の発生確率が極めて高いことから、私どもの地域におきましても国の基本方針に沿って平成27年度までの耐震化率の目標値を90%以上とさせていただいたところであります。

目標戸数についてご質問いただきました。目標戸数の推計に当たりましては、平成15年住宅土地統計調査の木造戸建て及び共同住宅の調査結果をもとに国が定めた推計方法によることといたしております。まず、本市の平成27年における住宅数については、この推計手法に基づきますと1万6,042件と推計をいたしました。耐震化目標戸数はこの1万6,042戸に耐震化目標率90%を乗じて1万4,465戸といたしましたところであります。この戸数から平成15年以前の耐震性がある住宅戸数9,814戸と16年度以降の新築分3,431戸、さらには制度活用による改修済みの37戸を差し引きまして耐震改修工事に必要な戸数を1,183戸としたものであります。計画策定後に新築改築等による自然解消を946戸と見込み、制度活用による改修必要戸数として237戸を見込んだところでございます。

次に、補助金額の拡充についてであります。本市におきましては耐震診断改修工事費の10%、または20万円のいずれか多い方の額を助成金とさせていただいておりますが、改修工事1件当たりの費用は概略150万円程度であり、自己負担はしたがいまして130万円程度となります。また、ご高齢者の方々にはさらに県の上乗せ補助15万円があり、自己負担額は115万円程度に減少されることとなります。今年度まで耐震診断を実施しているものの、改修工事を行っていない118件の方々にアンケート調査をさせていただきました。改修率が53%でありましたが、耐震改修工事を行わない理由として幾つか挙げられました。例えば、現在の耐震性があれば大丈夫だと思うというような方々も18%程度、あるいは地震保険等で対応するという方々が7%でありましたが、工事費用に関連したものが26.1%と全体の約4分の1に上っております。これらを参考にしながら、過去に助成を受けられました皆様方との公平性あるいは個人財産に対する公的助成のあり方などさまざまな視点を踏まえ、今後の助成のあり方については改めて検討させていただきたいと考えているところであります。

震災対策については市民の安心安全を守るために極めて重要な課題と、私も認識をいたして

おります。第五次長期総合計画におきましても重点的に取り組む課題と認識をいたしているところであります。

最後に、市民貸し農園についてご質問いただきました。家族のコミュニケーションあるいは地域のコミュニケーションの向上という観点から、極めて大切な事業ではないかというご質問でありました。私もそのような観点とあわせて、我が国の食料自給率、残念ながら40%強でありました。このように極めて低い状況の中で、やはり第1次産業の重要性について地域全体として理解を深めるという意味では、このような市民貸し農園というものは大変重要な役割を持っているのかなというふうに考えているところであります。本市におきましては昭和59年4月、最初の個人農園が開設され、これまで4カ所の個人貸し出し農園が開設をされた経緯がございます。当時はJ A仙台塩釜支店が窓口となり、利用者の募集、普及活動を行っていましたが、今では都市化に伴う農地の減少の影響等もあり、現在伊保石地区に個人貸し出し農園がわずか1カ所あるのみであります。近隣の多賀城市では5カ所、利府町で3カ所、松島町で2カ所、七ヶ浜町で1カ所の農園が運営をされているということにつきましては、私も了知をいたしております。市域に残された農地には限りはありますが、本市の貸し出し農園面積の約9割が利用されているなど、今後とも利用の需要が高まるものと見込まれますことから、例えばであります浦戸地域の休耕地の活用等、地域振興も視野に入れた取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、順次第2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

それで市長の新政権に対する見解をお聞きしました。言われたとおり、選挙中に掲げた民主党のマニフェスト、選挙公約、これの実現に向けて必要ならば地方からも意見を上げていくと、そういうことでしっかりお願いしたいというふうに思います。

きょうの新聞の記事の世論調査にも報道でありますけれども、第1に無駄遣い解消ですね、行財政改革、これについてやはり年金を初め社会保障への要望、これが非常に高くなっております。ですから、やはりこの間の社会保障費の削減、そういった意思でしっかりとやはり国民とともに声を上げていくというのが非常に大事ではないかと、このように思います。

それからあと経営健全化の取り組み、これも今報告、答弁いただきましたけれども、その辺

でやはり入院、それからあと外来含めて1,600万円とか1,100万円の収益増とか、あとさらには別途利用率ですね、これが確かに減ったということがありますけれども、これが98%になっているとか、それから地域連携室の確立とか、在宅利用とか、そういう面ではいろいろ述べられましたとおり、ぜひ今後とも積極的にやはり本当に患者をふやすということが非常に大事だというふうに思いますので、その辺での取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それからあと夜間救急ですね。市長言われたとおり第2次の輪番制、救急医療に対する輪番制の検討する時期に入ったと。確かに塩竈市だけでなく地区、二市三町の課題だというふうに思います。特に昨日の、いろいろ質疑の中で救急車の搬送に対してタクシーがわりに使っているという、そういうことも言われましたけれども、やはりそれはしっかりと広報などを通じて市民に喚起を促すというのは、それはやはり大事なことだというふうには思います。ただ、その中でこの間の救急車の搬送の実態ですね、これをしっかり見る必要があるのではないかと。そして救急車の現場までの到着時間、これは平成20年には6分6秒となっておりますけれども、これは10年前と比べて30秒ほど長くはなっているのです。ところが、連絡を受けて救急車が病院まで搬送する時間ですね、これが平成20年では34分18秒と10年前と比べて10分30秒も長くなっていると。これは、結局搬送先の病院の体制がとれなくて受け入れてもらえず、もう長くなっているという問題だというふうに思います。この間も12の病院で行き先が決まって、そしてその行き先が山形の病院だったと、そういうことも私は耳にしております。そういう面で、やはり搬送人員、これは平成20年は6,295人で10年前より2,160人多いと、もう1.5倍にもなっていると。ですから、大変なふえ方ですし、あとやはり一刻を争う中で時間も長くなっている問題、あと、さらには、これは救急車だけでなくほかの車でも運ばれているという例も含めると大変な内容だというふうに思います。

昨日の決算特別委員会での伊藤病院長、発言ありましたけれども、時間外の救急医療について1次医療とそれから2次医療、これらをしっかりと分けて行うべきだと、そういう意見が出されていると。そして、あわせて管内の各病院と消防から来ていただいて会議を行って、その中で1次については医師会で見ると。その上で2次医療の当番制をと、そういう意見が出されるということを言われました。市長は1次については半数以上のお医者さんが仙台から来ていると、そういう困難性も言いましたけれども、その中でやはり我が党の小野絹子議員が言いましたように1次ではやはり確かに医師会、これを中心としながらも医師会と同時にそれを協力してやれるそういう体制でもって確立すると、1次の医療が確立されることによっ

て2次医療が非常にしやすくなると、そういう関連があるというふうに思うのです。ですから、この間病院内には地域医療の連携室がつけられた、これは一步前進でありますけれども、しかし問題なのはこれからの2次医療に向けてあり方審議会で行われている医療連携協議会、これを設立して切れ目のない地域包括医療を提案、これをしているのです。ですから、夜間の2次救急医療、これを確立する上でもまず医療連携協議会、この立ち上げが私は大事ではないかというふうに思います。そういう面で、やはり病院の課題というよりもトップ、特に市長、やはり関係部長のところでのそういう役割が非常に大事ではないかというふうに思います。その辺でやはり市長が言われた輪番制を検討する時期に入ってきていると。ですからそういう面ではこの協議会の立ち上げをいつまでやって、そして今後そういう輪番制の体制をどのように確立していくかという、この辺については私もこれまで何回か質問の中で取り上げさせていただきましたけれども、これはやはり急いで、この時期に求められているのではないかというふうに思いますので、この辺での市長の決意をもう一度伺いたいというふうに思います。

特に、県内の中でこの体制が塩竈で、この旧塩釜医療圏が一番おこなっているわけですが、体制がとられている大崎市の場合、その辺でやはり本当に夜間の医療体制、これがしっかりとカバーされることによって地元住民は昼夜問わず安心してそういう診療が受けられると、そういうふうになっているので、ぜひこの課題について積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

あと救急隊のあり方問題として全適、確かに全国的には21ふえているという形はありますけれども、その中でもやはり給与の削減だけが目的ではないというふうに言われましたけれども、やはりこれも大きな課題であるししっかりと掘り下げていく、そういう内容でないかというふうには思います。その辺で、やはり経営形態のあり方については全部適用が終着駅ではなく、その先の病院の統廃合とか民間化とか、そういう問題とも絡んでくるという重要な問題もあります。今回、先ほど市長が言われたとおり、新政権になって医療の拡充、充実ですね、そういう点からしてもそのことを踏まえて、やはり今後国のそういう医療政策というのが今までとは違うわけですから、その辺についてやはり国とのかかわりで見えていくということも重要だと思うので、その辺についてもどのように判断しているのか伺いたいというふうに思います。

それからあと長期総合計画ですけれども、いろいろ満足度調査踏まえてこの間、市のやはり施策いろいろ言われました。当然、そういうものを進めていくということだと思いますけれども、私は先ほどの色麻町の若い人たちをほかの町から、やはりいろいろ誘導いくという、こう

いう施策などを言いましたけれども、特に日本の場合はやはり自分でうちを持つというのが、それが基本として国の施策としてやられてきたというふうに思います。しかし、世界的に見れば先進国の流れというのは、やはりそうではなくしっかりと必要な公営住宅を拡充するという、そういうやり方で進めてきているというふうに思います。ヨーロッパの場合は、出生率と住宅保障の関係、これが非常に以前から注目されてきて若い人たちが結婚し子供を持つとすると探するのがやはり賃貸住宅なんですね。スウェーデンでは全世帯の24%が公営住宅に住んで社会保障が若者の自立と出産を支えていると、そういう状況になっております。ですから、そういう面でやはり本当に社会保障ということとあわせて、やはりこの出生率を高めるということとの関連で非常に大事な内容じゃないかというふうに思いますので、その辺で特に公営住宅の拡充と、あと民間アパートの空き部屋が非常に目立つわけですが、そこでしっかりとやはり確保して、低家賃での貸し出しを行っていただきたいというふうに思います。

それからあと震災対策ですね、この辺についても言われましたけれども、しかし100%というの、これがやはり基本だというふうに思いますので、90%以上と言われましたけれども、ぜひ100%で対応するというのと、あと1万6,000戸なればやはりこれは今の6万3,000人の人口目標からしても非常に後退するような、そういう内容ですし、本当に1万6,000戸になるというように考えているのか、その辺でも私は疑問だというふうに思うのです。ですから、そういう問題とあと建てかえ、これもしっかりと実際建てかえによって耐震化がどのようになっているのか、それもぜひ調査するというのもう一度ご答弁お願いしたいというふうに思います。

そういうことで、先ほどの静岡県の例ですね、やはり無料化の耐震診断をやって一気にそれを進ませる、その結果やはり先ほど118件のアンケート言われましたけれども、大丈夫だと思っていたのは18%ですよ。ですから、やはり診断をまず優先してやらせるということが自分の家どうなのかということからいっても非常に大事だと思うので、その辺での無料化、診断、これもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと、貸し農園もありますけれども、ぜひこれについてもいろいろ言われましたけれども、市として、浦戸も一つの検討課題にはなっておりますけれども、市としてこれをぜひ進めるということでの答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 何点かのご質問いただきましたが、私からはまず救急医療の関係を繰り

返しご説明をさせていただきたいと思えます。

救急医療につきましては、大きな地域医療の課題であるという認識は全く一緒であります。ただし、それを特定のポジションだけが対応するというのではとてもおぼつかないということについてはご理解をいただけるかと思っております。先ほど来、圏域内の6病院プラス仙台を合わせまして7病院体制でしっかりと対応していくという考え方を述べさせていただきました。ただ、それで満足ということではなくて、その輪番制についても限界が発生している部分があるのではないかと、あえて申し上げれば特定の診療科目であります。そういったところについては、改めて塩釜医療圏、実は塩釜医療圏というのはもうなくなっているわけですが、改めて旧塩釜2次医療圏として5人の首長でしっかりと考えなければならないということについては、昨日も広域行政連絡協議会という場でお話をさせていただいたということをご報告を申し上げたところでありますし、今後とも継続的にこのお話、課題については討議をしていかなければならないと思っております。そういった中で、医療連携協議会について早急に立ち上げるべきではないかというふうなお話でありました。先ほど来申し上げておりますとおり、残念ながら塩竈は仙台医療圏の中で地域医療を行っているというのが大前提であります。その中の一部分が塩釜医療圏ということになりますので、そういった全体の医療圏との連携というものも大変重要になります。先ほど申し上げたように3次医療については、残念ながらそういった後方支援、バックアップ病院なしにはやっていけない。その3次医療を提供していただくのはまさに仙台都市圏の中の病院に依存せざるを得ないわけでありますので、そういった連携を密にすることが極めて重要な課題というふうに考えているところでありますので、そういった推移を見守りながらしっかりと役割を果たしていきたいと考えております。

全適についてご質問いただきました。恐らくは市立病院のすべての職員も同じ認識かと思えますが、今後公立病院としての市立病院をしっかりと果たしていくために全適を行うのだということについては、恐らく市立病院で今勤務しますすべての職員の考え方であるというふうに思っております。本当に市民の方々から安心して医療を受けていただける環境づくりをするために、何が何でも全適を適用し、これから先も安定的な医療を提供させていただきたいと考えているところであります。

次に、さまざまな政策についてご質問いただきましたが、やはり政策を実施するためには財源の裏づけなしにはやれないわけであります。先ほど来同様の質問をいただいた際にも、本当にすべて必要な事業であります。しかしながら、残念ながら、そういったものに順番をつけざ

るを得ないというのが現状であります。限られた財源を、やはり一番市民の方々が期待される政策に振り向けていくということが、今我々に課せられた課題であります。我々の足元をしつかりと見つめながら、少なくとも現状のサービス水準を低下させることなく、あるいは時代の要請に沿った新たな行政サービスもしっかりと提供できるような財政基盤を構築してまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、公営住宅の充足率、あるいは耐震化といったような問題につきまして、私がお答弁漏れがあった部分については担当からご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私から2点ほどご回答申し上げます。

まず、1点目は公営住宅についてでございますが、現在の公営住宅のストック計画が平成12年に定められたものであるということで、見直しが必要な時期に来ているのじゃないかというふうなことをお伝えしてきたかと思えますけれども、現在のストック計画も長期総合計画の方と連動しておりまして、人口的な設定もそれと連動しているというようなこともございます。長期総合計画の見直しの方の、新たな長期総合計画の策定とあわせましてストック計画の方も見直す中で、ご提案のありました借り上げ住宅等につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目が木造住宅の方でございます。

現在の木造住宅、耐震化の計画が平成15年の住宅土地統計調査をもとにした数字がもとなっているところがございますので、これが5年間に一度ということがございますので平成20年度の結果も明らかにされていくと思えますので、ご指摘のあったような様子を分析しまして、その結果を見ながら必要な部分については修正を加えるなり、そういったことをしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は14時50分といたします。

午後2時35分 休憩

---

午後2時50分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番伊勢由典君。（拍手）

○5番（伊勢由典君）（登壇） 質問の第1は、国民健康保険税の値上げについて伺います。

昨年12月議会で値上げされた国民健康保険税は13.76%、1世帯平均2万6,384円、40歳以上64歳2人世帯で給与収入1人350万円、所得金額227万円、試算ゼロのモデルケースの場合、現行の国民健康保険税は36万円が約5万円値上げされ41万円となります。国民健康保険税の割賦が9,200世帯、そして国保被保険者1万6,447人に届けられました。国民健康保険税の割賦を受け取った方から何でこんなに高くなったの、だれが上げたの、年金で暮らしているが国保も高いし下水道料金を高く払えない、去年よりも上がって手元に残るのはわずかしかない、引き下げられないのかなど声が寄せられました。前段の平成20年度決算特別委員会で、塩竈市の行財政改革について問われた佐藤市長はある分野、これは国保と下水道を指すと思いますが、での市民負担についてじくじたる思いでおわびをする。国の財政再建四つの基準が設定され、市民のご理解と職員一致団結で平成20年度はクリアした。安定的な行政とほかにはない行政サービスを課題としたい。平成20年度スタートラインについた、これからが大切な時期と答弁いたしました。しかしおわびの言葉はありましたが、この間の格差社会で所得が減った中で市民が受けた負担増の痛みについて実感を持ったおわびの答弁ではございませんでした。

質問の第1は、国民健康保険税の値上げと市民生活への影響、市民の声についてどう受けとめていたのかお聞きをいたします。

質問の2番目はジャスコ塩釜店跡地について伺います。

ジャスコ塩釜店が閉店することに伴い、同跡地は更地となつてはや3年を経過しております。海辺の賑わい地区への大型商業施設立地のため、大店舗立地法に基づく届け出が行われ、その届け出で地元関係者の説明会が平成18年9月24日に行われたことが公表されております。届け出の公表された文書によると、参加者の方から今、当時の塩釜ジャスコですが、今のジャスコはどうなるのかとの質問に対して、大手資本側から三十数年経過し不便をかけているので閉鎖をする。跡地は検討中。ホテルとかマンションとかと述べておりました。しかしその後何らの対応について一切の情報がありません。本塩釜商店街の方から私に大手資本側から、跡地の活用の連絡はありますか、人の流れも途絶えこのままだと閉店を待つだけです、土地は大手のものだが塩竈市として同地の活用策についてどうするのか明確にしてほしいとの声が出されました。塩釜ジャスコ閉店後は、周辺の空き店舗も見受けられます。市の責任としても本塩釜商店会など周辺の商店の方々に必要な説明を果たすべきであります。

質問は、塩釜ジャスコ店跡地について大手資本側の対応と現在の塩竈市の考えについてお聞

きをいたします。

質問の3番目は、6月後半に行われた塩竈市にある急傾斜地についての県の説明会について伺います。

宮城県は土砂災害防止法に基づく基礎調査説明会を市内10カ所で行いました。県の説明では、市内で85カ所が急傾斜地の危険箇所、今回30カ所を対象に基礎調査を行いました。県が主催する説明では、土砂災害防止法で急傾斜地区は指定された場合、警戒区域指定箇所は警戒避難体制の整備、特別警戒区域は建築物の規制や移転、特定開発行為の許可制などになることが述べられました。警戒指定は9月に告示されることがその説明会でも報告されました。参加した市民の方々は、旭町の急傾斜地は通学路になっている、国、県の補助事業はどんなものなのか説明をしてもらいたい、警戒指定だけでなく抜本的ながけ崩れ対策についても知りたくて説明会にも参加したにもかかわらずがけ崩れ対策については説明がない、警戒指定だけでいいのか、指定する前に急傾斜地へのがけ崩れ対策が必要ではないか、貴重な時間を使って説明会に参加したが何のための説明会かといって不満の声が出されました。県側からは急傾斜地の対象補助は、高さ10メートル周辺で10世帯で1割の自己負担、9割の国庫補助制。あるいは高さ5メートル5世帯1割の自己負担で同様の県の補助制度が。しかし、県内8,000カ所あり自己責任でと回答しておりました。

質問は、急傾斜地対策として宮城県、特に塩竈市の果たすべき役割と今後の対応についてお聞きをいたします。

質問の4番目は、雇用促進住宅サンコーポラス清水沢住宅であります。廃止問題について伺います。

雇用促進住宅廃止は小泉内閣時代の2001年12月12日の廃止方針の閣議決定を受け、独立行政法人雇用能力開発機構が全国30万人が住んでいる雇用促進住宅を平成33年度までに廃止するものであります。清水沢三丁目にあるサンコーポラス清水沢も廃止対象であります。私は昨年12月末からことし1月初めに入居者の方々に、サンコーポラス清水沢廃止問題についてアンケートの調査を行いました。お会いできた67世帯のうち49世帯からその場で回答を寄せてもらいました。回答結果は、廃止を知っているが39世帯、平成23年度までサンコーポラス清水沢は廃止されませんが塩竈市が買い取らない場合、民間買い取りが行われなければ廃止ということは知っていますが30世帯、サンコーポラス清水沢住宅の存続を望むかという設問に対して43世帯が望むと。そして塩竈市の買い取りを望みますは39世帯と答えております。雇用促進住宅存続は

入居者の方々の強い願いであります。私はこの廃止問題を昨年9月議会で質問しておりました。佐藤市長は譲渡価格について明確になったら議会と相談と答弁しておりました。その後、総務教育常任協議会、昨年1月28日ですが、譲渡価格7,700万円が示されました。私は9月8日雇用能力開発機構宮城センターを訪れ、雇用能力開発機構宮城センターの今後の対応方針について伺いました。対応した総務課長から塩竈市から買い取りについて平成21年3月末に今後も継続協議としての申し入れがあり協議の途中となること、塩竈市の正式買い取りの場合には雇用能力開発機構本部に上げて第2次価格を鑑定し、最終価格を決定し買い取り金額が出され、議会合意が調べば売払申請書提出後1カ月後に決定価格通知を行い、正式契約に至ることが述べられました。また、ことし4月30日に佐藤市長が現地視察を行ったことも述べられました。

そこで質問は入居者の存続の声をどう受けとめているのか、また塩竈市の買い取りと今後の市の方針と対応についてお聞きをいたします。

質問の5番目、9月県議会に提案されている仙南仙塩広域水道改定について伺います。

仙南地区の当市議団、町議団と、そして塩竈市議団が求めていた仙南仙塩広域水道料金改定が9月県議会に提案されております。この問題について昨年12月8日、日本共産党の遠藤いく子県議が県の広域水道料金について一般質問を行っており、仙南仙塩広域水道の引き下げを求めています。遠藤県議の質問は、23都府県で水道用水供給事業を行っており、平成19年度全国平均の1立方メートル99.1円に対し仙南仙塩広域水道は168円で茨城県中央と同額となって、全国1位となっている。都道府県別家庭用1カ月20立方メートル当たりの水道料金は、平成20年4月1日4,152円で全国3位であり、水道料金を引き下げる政治的決断をすべきだとして村井知事に求めました。県知事は水道料金についても受水市町村と調整を図ると回答しております。この問題は8月25日に開催された産業建設常任協議会に報告されております。9月県議会に提案されている料金改定は、来年4月からは現行の1立方メートルの基本料金、使用料合わせた1,199円から1,156円で43円安くなり、使用料金も65円から60円と5円安くなるとしております。そこで質問は9月県議会提案されている仙南仙塩広域水道引き下げを受け、塩竈市としての水道料金を引き下げるべきではないかと思いますが、考えをお聞きをいたします。

質問の6番目は、宮城県沖地震対策について質問いたします。

日本共産党市議団は地域活性化経済危機対策臨時交付金活用のため、その具体化のため8項目の要望書を7月29日佐藤市長に申し入れております。その中で宮城県沖の地震対策として市内の小中学校の耐震化と、市役所本庁の耐震化のための設計委託などの補正予算が9月議会に

提案されております。一方、緊急地震速報システムは市内の塩竈市の公共施設、本庁20台、宮町分庁舎3台、市立病院9台、合計で32台が配備されております。しかし、子供たちが多数いる市内小中学校や保育所などの箇所には設置されておられません。緊急地震通報システムについて、市内小中学校、そして保育所に配置する考えがあるのかをお聞きをいたします。

最後の質問に、西塩釜駅エレベーター設置を求める市民の声について質問をいたします。

西塩釜駅へのエレベーター設置は6月議会で小野絹子市議が行っておりますが、再度の質問を行います。

市内の駅で言いますとJR仙石線西塩釜駅がエレベーター未設置の駅として残っております。佐浦町や南町のお年寄りの方からは西塩釜駅は高い階段で利用できない、仙石線を利用するためにタクシーで本塩釜か下馬駅に行っている。西塩釜駅にエレベーターが設置されたら高齢者も多く利用するのでは、なんで設置できないのなどの声が寄せられました。駅へのエレベーター設置に関する交通バリアフリー法の期限は平成22年としております。当市議団は昨年9月、今回3回目の当選を果たしました高橋千鶴子衆議院議員や紙 智子、大門みきし参議院議員とともに国土交通省に西塩釜駅エレベーター設置を求めました。国土交通省の側からは交通バリア新法は5年ごとの見直しをすると回答しておりました。佐藤市長は西塩釜駅は乗員数の基準を満たしてないが、自由通路を市民が利用しているので国の制度の活用を検討したいと答えておりました。

質問は西塩釜駅エレベーター設置のためエレベーター設置基準、これは駅を利用する方1日5,000人という基準であります。緩和や新交通バリアフリー法の延長など設置に則した取り組みなど設置に向けJR、そして国、そしてJR東日本など関係機関にこういった形で働きかけるのか、設置に向けた手法についてお聞きをいたします。第1回目の質問をこれで終わらせていただきます。ご回答よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から、7項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、国保税に関するご質問をいただきました。

国保税の値上げにつきましては、市民の方々に負担増を伴うということになりましたことについては、市長として深くおわびを申し上げるところであります。7月に納税通知書を送付をさせていただきましたが、国保税が他市町と比べて高いというご意見や、納付が難しいなど切

実な声も寄せられていることを私も承知をいたしております。大変心を痛めているところであり、しかしながら、一方我が国の公的医療保険制度であります、加入者の方々がお使いになった医療費を加入者が支えていくという、いわゆる社会的な相互扶助の考え方でつくられた制度でございます。国保につきましても国や県、市町村も一定の負担をさせていただいておりますが、残余の部分につきましては基本的に保険料、保険税で賄うという制度でありますことをご理解いただきたいと思います。

本市におきましては国保の医療費が県内でもかなり高い水準であり、平成18年、19年度の2カ年間は財政調整基金を投入し何とか保険税の改定を回避してまいりましたが、21年度には基金が底をつく見込みとなりましたことから保険税の改定をさせていただいたところでもあります。このたびの改定に当たりましては、加入されている方々が安心して医療保険を受けられる国保制度の維持と安定的な運営を目的とし、平成21年度から3カ年間の収支の均衡を目指しているところではありますが、現在の見通しではこの目標が達成できるのではないかというふうに考えているところでもあります。また、あわせて特定健診、特定保健指導事業を初め市民の皆様方の健康づくりを一層推進し、医療費全般の削減にも努めてまいりたいと考えているところでもあります。なお、今後は新型インフルエンザの流行など懸念される面もありますので、医療費の動向に十分なる注意を行ってまいりたいと考えております。

次に、塩釜ジャスコ跡地についてご質問いただきました。

平成17年公開プレゼンテーションや、平成18年大店立地法に係る説明会等において所有者からは将来マンション、あるいはホテル等での活用を図るために売却をする予定であるという内容が示されております。現在は建物が解体され更地になっておりますが、昨今の経済不況の中でなかなか買い手が見つからないという現状だというふうにお伺いをいたしております。

私も定期的に同社に対しまして、今後の利用目的を一日も早くという申し入れをさせていただいているところではありますが、価格面でなかなか折り合いがつかないというふうに報告を受けております。例えばホテルにつきましては、近年高速道路のインター周辺への立地が集中をいたしており、駅周辺、町なかへの立地がなかなか難しいといったような状況もあるようであります。また、昨年秋のリーマンショック以降、仙台圏でのマンション販売等にも大きな影響が発生しており、なかなか仙台駅周辺でもマンションが売れず供給過剰との報道がされるなど、大変厳しい環境にあるようであります。しかしながら、我が塩竈の中心地域であります。ぜひ私も同社に対しましてさまざまな機会をとらえて、早期の利用促進を働きかけてまいりたいと

考えております。

次に、市内急傾斜地と県の説明会についてのご質問でありました。

つい最近、山口県におきまして大規模な土石流災害が発生し、10名を超える方々が亡くなったというのが記憶に新しいところであります。宮城県では本市に85カ所、こういった箇所がありますが、急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち人家5戸以上の被害が予想される34カ所、基礎調査を開始をいたしておりますが、既に平成20年度に30カ所の基礎調査が完了し、残り4カ所、平成21年度中に行う予定であります。

今回、県では平成20年度で基礎調査が完了した30カ所について、去る6月18日から7月2日にかけて、土砂災害の被害が想定される地権者の方々を対象とした説明会を市内11カ所で開催し、対象人員1,594名のうち14.7%に当たる234名の方々が出席をいただいたところであります。

説明の内容といたしましては、土砂災害防止法の概要、基礎調査結果及び土砂災害防止区域等の指定までの流れについてご説明をさせていただいております。説明会出席者からは、土砂災害に係る区域指定がされた場合を懸念する声や、危険な箇所に住んでいると思われるので区域指定は公表しないでほしい、あるいは危険を認識するだけでは解決にならないので対策を急いでほしいなど等の発言がございました。今後、県は市の意見を聴取した上で土砂災害警戒区域等の指定を行う予定と伺っておりますが、指定に当たりましては本市といたしましては関係者の方々の十分な理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

急傾斜地のがけ崩れの危険に、県と市はどのような対応をしていくのかというご質問でありました。

対策は、県事業としての急傾斜地崩壊対策事業により実施することとなります。現在、県内には4,964カ所、急傾斜地危険箇所がありますが、そのうち特に人家5戸以上の被害が予想される1,841戸の対策に取り組んでおり、平成18年度末では349カ所が完了いたしております。達成率はいまだ19%の状況でございます。

本市におきましては、尾島町集会所付近など5カ所で対策が完了いたしております。また、県の土木行政推進計画におきましては、平成28年度まで10カ年計画内の対策達成率を21%としており、本市では尾島町、泉ヶ岡、旭町の3カ所の整備が計画に盛り込まれております。

このように県内には対策が実施されていない箇所が相当数あり、ハード対策にはかなりの時間を要するため、塩竈市といたしましては住民の人命と財産を守る上では土砂災害法に基づく区域指定と連動して災害情報の伝達や警戒避難体制の整備などのソフト対策を着実に実施して

いくことが強く求められているものと認識をいたしております。また、県と気象台では平成19年8月から土砂災害の危険が高まった際に、住民避難が円滑に実施されますよう土砂災害警戒情報を発表いたしております。本市におきましては、このような土砂災害に関する情報が速やかに市民の皆様へ伝わるような仕組みや避難対策に努めますとともに、対策工事の早期実施を県に強く要望すること、さらには他市の取り組み情報などの情報収集を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、雇用促進住宅廃止問題についてお答えをいたします。

この計画については、基本的には平成23年度以降ということが独立行政法人雇用能力開発機構の考え方であります。昨年9月県議会以降、私も現地を視察しながら新清水沢宿舍の管理主体であります独立行政法人雇用能力機構と入居実態や管理状況を確認しながら、市としての対応についても検討を進めさせていただいております。本年1月の所管の協議会でも、経過などについてご報告をさせていただいたところであります。この住宅には、現在66世帯が入居をいたしておりますが、現入居者の方々が引き続きこの地に居住することを第一義ととらえ、存続させることが必要であるというふうな認識をいたしております。本年3月、市から同機構あてに現入居者の居住が極めて重要であり、住宅の譲渡受け入れを基本姿勢とすること、及び公的住宅として引き継ぐための制度の検討、さらには市の厳しい財政状況を視野に入れた引き受けの時期と譲渡価格などについて、継続協議を要望する旨の回答をさせていただいたところであります。市としては、現在入居されている方々の居住を確保することを第一義に、譲り受けに向けた条件を検討し、同機構との協議を引き続き行わさせていただきたいと考えております。

次に、仙南仙塩広域水道料金改定についてお答えをいたします。

受水料金の見直しであります。これまで5年ごとに行われており、今回は9月の県議会に平成22年度から5カ年間の受水料金の改定案が提案をされております。料金改定につきましては、受水している市町村からの要望などもあり、平成2年の給水開始以来初めてとなる値下げの提案がされたところであります。その改定内容は、平成22年4月から毎月の基本料金を1立米当たり43円値下げし1,199円から1,156円に、また使用料金は1立米当たり5円値下げをし65円から60円とする内容であります。これに伴う市の負担軽減額であります。見直し期間である5カ年間の平均受水費の軽減額は年間約1,200万円程度と見込んでおります。料金改定の影響が比較的少ないのは、本市は大倉水系と仙南仙塩広域水道の2水源から受水し、年間の総配水量785万トンのうち8割相当の624万トンは大倉水系から受水し、今回改定される仙南仙塩広

域水道からの受水量は161万トンと全体の2割程度と水量が少ないことによるものでございます。

水道料金の軽減についてご質問いただきました。

先ほど申し上げましたとおり、今回の料金改定による影響単価は1立米あたりに換算いたしますと1円60銭となります。ちなみに標準的な家庭、口径20ミリで月25トン程度の使用を想定した水道料金に換算いたしますと1カ月当たり40円という金額となります。

一方、安定して水を供給していくためには、老朽化している施設の更新や震災対策などの継続的な投資が必要となりますことから、今回の値下げ分につきましては施設整備の費用に基本的には充てさせていただきたいというふうに考えているところでありますし、なお安定給水が維持できますよう資産管理を強化させていただく方向として処理をさせていただきたいと考えております。今後とも市民の皆様方に安心して安全な水を安定的に供給できるよう引き続き水道事業の経営改善を進めさせていただきたいと考えているところであります。

次に、宮城県沖地震対策として宮城県沖地震について市内の小中学校、保育所への緊急地震速報システムの配備についてご質問いただきました。緊急地震速報は、震源の近くで初期微動をキャッチし、地震の規模や想定される揺れの強さを自動計算し、強い揺れが始まる数秒から数十秒前にお知らせするサービスで、平成19年10月から気象庁が開始をいたしております。気象庁から配信される情報は、テレビやラジオで伝達されますほか、ケーブルテレビやインターネット、携帯電話などに伝達するシステムが開発をされております。本市は塩釜ケーブルテレビが緊急地震速報サービスを開始するに当たり、本庁舎と宮町分庁舎に導入する一方、市立病院では平成20年4月に導入をいたしているところであります。

一方、国におきましては経済危機対策を内容とする平成21年補正予算におきまして、防災情報通信設備整備事業交付金を新設をし、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALEERTという呼び方をされておりますが、このシステムを全額国費によって全国一斉に整備することといたしております。この警報システムは国が人工衛星経由で発した大規模災害などの緊急情報、各自治体に設置された受信機がキャッチをいたしますと防災行政無線が自動的に放送を始めるシステムであり、情報の中には津波情報や、ご質問をいただきました緊急地震通報も含まれることとなっております。

本市といたしましても、システム導入の準備を進めるため、所要額の調査を行っておりますが、今年度中の整備を目指してまいります。このシステムが一日も早く導入され、保健所や学

校、保育所はもとより広く市民の方々にいち早く情報を伝達し安心していただける地域社会の構築に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、西塩釜駅エレベーター設置についてご質問をいただきました。

駅のエレベーター設置については、改めて申し上げるまでもないわけではありますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法により平成22年度までに原則として1日当たり利用者数が5,000人以上で高低差が5メートル以上の鉄道駅に設置する計画であります。実施主体は駅を所有するJR東日本が行うこととなっており、交通施設バリアフリー化整備費用補助制度のもと国と地方公共団体からの補助金を活用して整備されるものであります。本市はこれまで法の設置基準に該当する駅について、平成12年度に本塩釜駅、平成19年度に東北本線の塩釜駅にエレベーターが設置されております。また、東塩釜駅につきましては6月議会で3,000万円の補助金の補正予算を議決いただいております、22年度内の完成を目指しているところであります。残る西塩釜駅につきましては、利用者が1日当たり1,900人、現在のバリアフリー新法の整備基準に該当せず、残念ながら事業を実施する場合は市の単独事業という扱いになるところであります。また、西塩釜駅は構造上4基のエレベーター設置が必要となると考えております。総事業費は恐らく3億円以上と見込まれますことから、単独事業としてはなかなか困難であると言わざるを得ない状況であります。どのように法律が改正されるのかということに注意深く見守りながら、JR、国等にも積極的に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 2回目の質問をさせていただきます。

そこで、先ほど、一つは国民健康保険税の値上げに関しておわびを申し上げるということで市長の答弁がございました。それはそれとして、市長自身もそうした市民の声はいろいろな角度からお聞きになっているだろうというふうに思うところでございます。あわせて、この医療制度そのものが私どもがやはり絶えず問題にしているのは加入者自身で支える社会保障制度の一環であるけれども、加入者自身で支えるという立場は一貫して市長の姿勢として変わらないというふうに思うところなんです。

私は何がこの問題での一つの課題なのかということで改めて平成20年度の決算のところいろいろと見た中で、やはりこの国民健康保険税の引き上げに伴って収支均衡を目指す保険制度そのものが一方では厳しい事態に直面しているのではないかと。議会、あるいは関連する委員会

に3年間の収支計画として3億かな、不足するので値上げをせざるを得ないのだと、あるいは医療費の関係で3%増の見込みがあるということも言われました。

ところが、一方、決算を見て驚くのは、平成20年度の関係で言うと収入未済額が10億円を超えているわけです。結局10億4,143万円ですね、収入未済額として。こういう内容を伴っている。やはりこの税の高さというのは、今、現在、あるいは20年度の決算をひもといてみても、やはり国民健康保険制度に加入している方々が納めようと思っても納められないという事態に、今、この塩竈市の国保の諸制度は私は直面しているのだらうと思うのです、この決算のいわばところを見ますと。じゃ、どうすればいいかと。収入は減っているわけですから、国の政治で国民の所得が上向くのかどうか、これは推移を見守らざるを得ません。あるいはそういうようなことで国の政治を変えていく切りかじが切られるかもしれません。ただし、国民健康保険税という、塩竈市の収支均衡を果たそうとしても、これが来年どうなるのかわかりませんが、やはり10億4,000万円の滞納を生み出したということは、もう既に収支均衡論が破綻しているのではないかと、こう言わざるを得ないのですね。これがまず一つです。

ですから、その点でも値上げに伴う問題はそこに一つ焦点があるというふうに思います。これが収支均衡が整うのかどうか、私たちもこの点でもやはり3年間の国民健康保険税の計画についてしっかり検討、吟味していく必要があるのではないかと、達成できるのか、あるいは引き下げた方がむしろ税が納めやすくなって10億円のこういった未済額が生じないのではないかと、私自身はそういうふうに考えます。財源はどうするかというのはいろいろあります。例えば6月議会、当市議団が国分寺市に行った際、東京のああいうところでは一般会計から繰り入れをしていると述べられて、税の引き下げを図っているんですね。吉川議員も質問の中でたしか言ったと思いますが、決算の、毎日新聞が行った6月21日の特集、「自治体に丸投げ、もう限界」という国保税の全国市町村の中で、これが保険料が低額な市町村の中での14番目に位置しているのですね。滞納の額も減っている、おまけに国民健康保険税でよく問題になる資格証明書の発行もしていない。やはりこの命を預るものとして、そういう視点が大事なのではないかと。政策立案をする場合、もちろん収支均衡という問題も一つあるかもしれませんが、やはり市民が納めて安心できる国民健康保険税の運営が図れるなら、そういったその問題を一つでも解決できるのではないかと、私はそう思うところなんです、その辺のお考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つ、ちょっと気になるのです、市長のこと、よく言われているやつで、

税は、例えば国民健康保険税関係という権利と義務なんですと、こういうふうにおっしゃいますよね。ところが、それは確かに権利と義務、法律の中での枠組みがあるかもしれませんが、やはりその上位は日本国憲法なんです。その中では13条で個人の尊重、生命、自由、福祉の権利の追求を国民が求める。14条では法のもとに平等だ。憲法25条では生存権が保障されている。29条では財産権の保障があるといって、税の関係で言いますと、これ大枠ですから全体の関係で言うとやはり応能負担が原則なんだ。つまり低所得者には低い負担で必要な課税を行いなさい。生計費非課税というのも一つの論点になっていますけれども、やはりこの税の問題をそういう角度からとらえていく必要があるのではないかと。権利と義務だけを言っても、市民の今の生活サイドから言うともうそろそろ限界に来ていると。3回の値上げなんでしょうかね、過去3度の値上げ、今回の3回目の値上げで本当にそうした悲鳴が、どこでも随所に出されていくことは、私たちも議員としての立場としてうんと心苦しいのです。どうこたえるかということも問われます。その点でも、やはり市政執行者として、責任者はやはり市長ですから、そういう角度での政策立案ができるのかできないのか、そこら辺はやはりよく考えていただければと思います。

それから、塩釜ジャスコ跡地の関係で、先ほどご回答がございましたが、これは一つの考えですからある市民というふうにしておきますけれども、思い切ってその塩釜ジャスコの跡地に塩竈市本庁舎移したらどうかと。これは耐震化委託調査のありますから、一つの方法なんだろうが。いずれにしても、市民のいろいろな考えもあります。それが全部、すべて100%だと私も思いませんが、しかし同地域に住んでいる方々にとって、あるいはご商売をしている方々にとってはあの更地が例えばみなと祭の駐車場だけ、あるいはお正月のときの駐車場だけ、あとはずっと更地ですよ。やはり昔のあそこの店に結構行って買い物をして、あの辺の周辺の方々はそれで仕事も成り立っていた。しかし、今、現在成り立たなくなっているし、見るも無残というか、やはり空き店舗が目立ち始めてきている、残念ながら回遊性と言われるものはあの辺ではなかなか簡単に見受けられない。

先ほど、いろいろなお話ございました。市長もそういう点で大手資本に対して必要なことはいろいろと働きかけているようでございますが、やはり改めて少なくともこうなってますよというのは、私は地元の方々に篤と説明していただきたいと、そういう意思があるのかどうか。やはり目の前でああいう大型商業施設がぼんとなくなって、一体我々どうすればいいかと。ここに立ち至っているわけですから。少なくともこういうふうにしてますとか、こうなってます

とか、いろいろやはりそれはよくひぎを交えてやっていただきたいというふうに思うのですが、その考えがおありなのかお伺いをしたいと思います。

それから、土砂災害防止法の関係でいろいろ市の役割が、今後果たすべき役割が私は一層重要なのかなと、市長の回答を聞きました。いろいろ国の予算が減らされたとか、あれこれ大枠ありますが、県の10カ年計画ですか、こういうことがあってやはり危険箇所について引き続き行っていくというふうになっております。平成28年度末というふうにお答えになっているのでしょうかね。やはり参加した方々のいら立ちというのはすごいものですよ。とにかく県の姿勢は何だと。建築課長も参加したものですから、塩竈市どう明かり出すんだと。ずばり、やはりそういうことを質問している方がいらっしゃいました。それはそうですね、がけ地が目の前にあって、そこが危険指定になって、開発もできない、じゃ自分はどこに行くのか、こういう問題に多くの方々が直面しているわけですよ。だから、やはりなかなかお互いの合意点がないと成り立たない事業なんでしょうから、やはりその際、塩竈市がそういったともかくこういう危険箇所が市内では84カ所ですか、うち3カ所はやっていこうということらしいことなのですが、いずれにしても私が求めているのは危険指定だけではなく、やはりそういう住民の方々の危険だと、住んでいると。その際市がどういう音頭をとってそうした取り組みを前向きに進めるか、そこら辺がはっきりしないと、ただ集められたけど県の説明会では不信感が募っちゃう。そういうことになりはしないのか、具体的なやはり対応なり、塩竈市政としてのイニシアチブ、県と一緒にしていく中で私はイニシアチブがこの問題では求められると。イニシアチブはどこあるのかお尋ねをしたいと思います。いろいろ述べましたが、そういう点で必要な対策、必要な対策といえやはり必要なところに、急傾斜地にちゃんと対策を施す。つまりはそういった国、県の補助も制度もはっきり説明して、そしてやはり必要な対策を求める、そうした役割やイニシアチブを今後考えていくのかお聞きをしたいと思いますところでございます。

雇用促進住宅については、ひとつ前向きに働きかけを進めていただきたいと思います。私もやはりあそこに住んでいる方々からこの先ここに住んで、もうそれ以上の行き場はないのですというふうにアンケート調査の中で言われましたので、やはりこれは市民の切なる声ですので、引き続き協議をし、しかるべき時期に議会にも諮って必要な対策を図っていただければ、なお私どもとしても住民の方々の安心になるのではないかというふうに思います。

仙南仙塩広域水道については、先ほど辛口の国民健康保険税の質問を行いました、水道料金が下がることをやはりやったらどうでしょう。市民がこれほど苦しんでいるのですから。

耐震化工事はそれとして必要です。私も決算委員会でも随分質問されましたけれども。やはり市民の暮らしを守るという前提に立つならば、県が仙南仙塩広域水道のそうした利用料金の基本料金、従量料金の見直しを何年か、5年ごとの見直しですか、それも含めてやはり市民負担が増しているだけに、こういう分野でむしろずばり引き下げを図った方がいいのではないかと、私はそう思うのですがどうかなと。決算の認定議論の中でもいろいろ償還を下げ始めていとか、起債ですか、あるいは国の補助制度が阪神・淡路大震災以降ふえましたと。それで今やっていますと。それはそれでやはりそういうことを踏まえての対応ですが、やはり改めて市民負担がふえているのだったら、この際、やはり新年度に向けて料金引き下げをやっていくということを市民にやはり強く押し出した方が、私は市民の暮らしの利益にかなうのではないかと、その辺のお考えがおありなのかどうか伺います。

西塩釜駅については、こう考えるのですね。確かに単費でやると3億円ということで、私たちが初めて聞きました。4基設置することになると。これは先ほどの1回目の質問の中でも国交省が見直しを図りますと、つまり新バリアフリー法ですか、これについては改めて5年ごとの見直しを図って、22年度で切れても延伸を図って必要な駅にやはりそういった弱者対策といえますか、いつでも利用できるような、そういうことが法律の面でも補償が必要だと思います。

もう一つは、JRの関係はあれですね、ユニバーサルなんですね。つまり、駅全国一律で駅舎について必要なこういった弱者の方々、高齢者の方々、どなたもがすべて満遍なく利用できる駅を目指すというのがユニバーサルだと思います。それがJRの方針だと思うのです。だから、1駅でも取り残されたらだめなんです。そういうエレベーター設置について。そういう立場で物事に臨んでいくとなると、5メートルの基準というのはやはりそれぞれ駅の現状もございますからJRの方の基準、バリアフリー法では5,000人という基準を想定しているようですが、必要によっては緩和策を強く求めるということだって今後あり得る、やってしかるべきではないか。その辺のお考えで4基つくるなら3億円だと、単独は困難、そのとおりにかもしれません。しかし、いろいろとそういった取り組みを進めていく中で、やはり地域住民の方々の切なる声をどう受けとめていくかというのが地方自治体の使命と役割ですから、そういうお考えも含めて改めてお尋ねをして、2問目とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

初めに国保の関係であります。

20年度、残念ながら収入未済額が10億円というご指摘であります。しかしながら、値上げについては21年度からの値上げでありますので、値上げの影響はこの10億円ということではないかと思えます。それはぜひご理解をいただきたいと思えますが、ただ市民の方々の生活が大変な状況であります。こういったものが年々積み重なっていくということについては、私も大変憂慮をいたしておりますが、一方一般会計からの繰り入れというお話であります。実は国保の加入者というのは市民全体の30%弱であります。それ以外の方々は、例えばほかの社会保険でありますとか、我々ですと共済保険、そういう保険に加入してしっかりと保険をお払いしているわけであります。あくまでも30%弱の方々だけのためにそういうことをやっていいのかという議論、もう一つしっかりとやっていかないと、これは単に一般会計からの繰り出しということだけではなかなか問題解決にはならないのかなということを考えております。そういったことを総括して、やはり国の社会保障政策というものが、今こそ強く求められるのではないかと考えております。

我が市、平成16年度から2年間にわたりまして値上げをさせていただきました。その際にも閣議了承事項としては、平成20年度から国保については県一元化というような話であったはずであります。それが実際としては後期高齢者医療制度という形に変わり、それもなおかつ広域連合ということで、それぞれの県内の市町村が責任を持つ形でということに残念ながらなっているわけであります。こういった問題については、やはり地域の方からもっと声を上げていくべきではないかというふうに私も感じているところであります。

ジャスコ跡地であります。本当にあつたときは大型店舗が言われ続けたところではありますが、なくなりますと残念ながらこういった店がなくなるという話になるわけであります。我々もこの地域の方々の商業の活性化といったようなものに、どのような施策が講じることができるかということで、どっと商品券というような取り組みをさせていただいたところでもありますし、また繰り返しになりますが土地の所有者にぜひ地域全体に経済効果が及ぶような利活用を検討していただきたいということについては今までも継続的にお願いをいたしてまいったところでもありますし、今後ともさまざまな機会をとらえて、ぜひ駅周辺の一等地でありますので有効な土地活用が図られますよう努力をいたしてまいります。

土砂災害防止であります。

一番の目的は、やはり今住んでいる土地の形状がどのような状況であるかということをしつかりとご認識をいただくということも、今回の大きな目的になっているのではないかなという

ふうと考えております。知らずに自分たちが住む地域の安全性というものを全く予知していないという方々も残念ながらおられるわけでありますので、自分たちが日々生計を立てておられる場所がこういう地域でありますということを、まずはしっかりとお知らせをさせていただくことが何よりも肝要ではないかなと思っております。

対策の実施までには、やはり相当の時間がかかるというのが県の見解であります。当然であります。我々はでき得る限り優先度の高いところから実施をしていただきたいということについては、引き続きお願いをさせていただきたいと思っております。説明会の中でさまざまなご意見を拝聴いたしました。一つ一つ大切なご意見をとっております。しっかりと県の方に伝えさせていただきたいと思っておりますし、時間がもし足りないものがあるとなれば、それは継続して取り組まさせていただきたいというふうに私は考えているところであります。

次に、水道料金であります。広域水道の今回の引き下げによる影響額については、先ほど申し上げさせていただきました。1立米当たり1円60銭であります。1カ月にいたしますと40円という金額になるところであります。そのようなことを考慮いたしまして、ぜひ安定的な水を供給できるための、例えば老朽管の更新でありますとか、地震対策といったようなものを継続的に実施させていただき費用にこの1,200万円を使わせていただけないかというようなお話をさせていただいたところでございます。どうぞご理解をお願いいたします。

最後に西塩釜駅であります。

先ほど来申し上げておりますとおり、すべての駅にエレベーターがあるというのが私も基本だとは思っております。しかしながら、限られた財源の中で残念ながら優先順位をつけざるを得ないということではないかなと思っております。時間をかけて将来やっていくという前提ではあるかと思いますが、今現在の基準に照らし合わせますと5,000人以上、高低差5メートルというような基準に照らし合わせますと、西塩釜駅については現行のバリアフリー新法の中ではなかなか着工が難しいということのようではありますが、私もさまざまな機会をとらえて県の方でもこういったもの見直しということも予定されているようでありますので、末端自治体の実態を十分に理解をいただきながら、より地域の方々の安全性確保のために私も努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 最後になりますが、先ほどその市長の回答の国民健康保険税について、平成20年度の収入未済額ですというふうにおっしゃいました。もちろん平成21年度の引き上げ

になっておりますので、これはその点でも、20年度からですか、の引き上げですね、失礼しました。結局決算の関係でしか私たちは見ることができないのですね。収入未済はやはり最終的にどうなったのかというのはやはりそれで比較することになるわけですし、しかし10億もの収入未済があるというのは警告だと思うのです。収支均衡をねらうその会計の延滞するイエローカードかレッドカードか、その辺かどうか私もどの辺の段階かはわかりませんが、収支均衡論がやはりこの問題でも壊れつつあるのではないかと。むしろいろいろなことがあります。確かに3割加入している方もいらっしゃる、その範囲での関係で一般財源どうかという議論もありますが、やはりこれは真摯に市民の声とひざを交えて国民健康保険税の税の問題はやはり市長も意見を聞く必要がある。だって、前の値上げの際ですね、町内会との懇談なり随分やりましたよね。それなしでぼんですから。やはりそこら辺はちゃんとした対応を進めていただければというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。（拍手）

○6番（佐藤貞夫君）（登壇） 平成21年度9月定例会に当たりまして、私も一般質問の通告をいたしましたので、質問申し上げたいと思います。

簡潔に答弁をお願い申し上げておきたいと思います。

まず、当市はいわゆる宮城県の中央に位置し、背後に仙台市を控えて、いわゆる明治・大正・昭和・平成と発展を続けてまいりました。しかし、最近は港に元気がないと、こう言われておりますが、何とか元気を取り戻そうという形で市当局や議会も一体となって取り組んでいるわけですが、そういう面では何とか打開策はないだろうか、常々思っているわけですが、市長以下関係各位の皆さんにもう一踏ん張り、塩竈の再生に向けて塩竈のこの声をもっと大きく地域に反映してもらうように、そして大きくその土台をさらに築いていただきたい、このことを申し上げて質問に入りたいと思います。

塩竈の産業と経済を支えてきたのは、基幹産業であります水産業であります。そういう意味では、一般加工を中心として発展をしてきましたが、しかし水産業を取り巻く状況はあの昭和52年の国連海洋条約の規制、さらには200海里の規制によるばかりでなく、いわゆる世界的な規模で大きく変わってきているわけであります。そういう意味では、塩竈市は何としても魚を原料とし、原料が入らなければなかなか塩竈の業者は立ち行っていない。そういう意味では一般加工の業者も減ってまいりました。練り業界の方々も減ってまいりました。やはり原料の確保は難しいという形でやめた方が相当いらっしゃると思います。その裏で、いわゆる大手企業が

着々と支配をしつつありますから、そういう面では塩竈の練り業界も背後に大手が、水産がバックアップしている。これはやむを得ない事情がありますが、本来ならば塩竈独自のブランドでぜひ立ち直っていただきたい、こういうことを願っているわけでありますがなかなかそうもいかない。そういう事情もありますが、何としてもやはりそういう意味では漁船誘致を初めとする原料の確保に市長初め議会の議長初めいろいろ努力をしてきた経過がございますが、もう一つ頑張ってください、このことを申し上げておきたいと思えます。

魚は健康食品であります。そういう意味では世界的に消費は伸びておるものの、なぜか魚を供給している港に元気がない。いわゆる漁港都市に元気がないと言われております。そういう意味では原料の確保を中心として、元気を取り戻そうと市長が言っている「元気です塩竈」、いろいろありますが、やはり元気を取り戻すために本当にどうすればいいか。やはりそういう面では水産を立ち上がらせるために、もう一つ頑張ってください、こう思っているわけであります。私はそういう意味では漁船誘致について、やはり積極的に大分とか宮崎とか三重とか高知ですか、あの辺含めてやはりいろいろ実績ありますものの、塩竈に入ってくる、これどこの漁港都市も相当競争激しくやっているようでありますけれども、そういう意味では塩竈はかなり先駆者としてやったのですが、ほかに負けているのではないだろうか、そういうことで負けないようにさらに努力してほしいとこのように思いますので、その辺の考え方をひとつお尋ねを申し上げたいと思えます。

さらには、水産物の生産拡大についてであります。かつては一番盛んなころは加工団地が盛んであって1,000億が水産加工品であったと、水産品であったと言われたことがありました。当時はそういう意味で相当な力が入ったわけでありますけれども、今は約半分500億が精いっぱいだろうという感じではありますが、これ以上落としてはならないとこう思っていますので、ぜひひとつ水産加工品の拡大について県もバックアップいただいてやってもらえるように、ひとつお願い申し上げておきたいなど、こう思っているわけであります。そういう面では、何と申しましても漁船の入港、いわゆる原材料確保についてどのような状況に取り組んでいるのか、その辺もひとつお尋ねを申し上げたいと思えます。

次に、財政再建の問題についてお尋ねを申し上げます。

いわゆる財政健全化法案がおとしですか、6月に法律で決まりました。これは財政が非常に悪い団体だけでなく、あらゆる地方自治体に財政規律を確立してもらうためにつくられた法律であります。やはりそういう面では少しずつそのおかげで財政よくなってきているのか

など、こう思いますが、この何年間無駄なことや非効率的な面を変えてできたものがあるのかどうか。その辺をひとつお尋ねを申し上げたい。

さらに、この法律ができて市がどれだけの影響をこうむったのか。その辺もひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、観光対策についてお尋ねを申し上げたいと思います。

塩竈は、日本三景の松島を背後に控えて表玄関と言われているわけでございます。そういう意味では街を歩くと、いわゆるいろいろな地図を持って観光客がいろいろ見られます。相当努力しているなど、こう思いますが、観光客の誘致の受け入れ対策、あるいは取り組みですね、この辺をどのようにやっているのか、いろいろ聞いておりますけれども、さらにここでお聞きをしたいと思います。

それから、仲卸のバスの受け入れですね。私、静岡の焼津に行ったことがあるのですが、あの辺はバス対策がすごいですね。1日60台、70台のバス対策をやって、何か当時の行ったときにはバスに補助金を出していると、こういう話もありましたけれど。何か年間で2万何千台というバスが入っていると、こういうことでございますが、もうあの塩竈の仲卸市場もですね、後継者が非常になくて困っているという状況、さらに店舗が非常に少なくなったという状況、そういうこともありますけれども、やはり日本を代表する仲卸でありますから、そういう面での取り組みをどういうふうにして今後やっていくのか、受け入れ対策はどうなっているのか、その辺をひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、芸術文化事業と交流でございます。

私は東玉川にある公民館の建設の当時、あの当時は川瀬市長でございますけれども、賛成討論を買って出ました。エスプのときも賛成討論しました。あのときはいろいろ思い出しますが、塩竈市の社会教育というのは非常に重要だと、こういう認識をしておったわけであります。

昭和29年に文部大臣から輝く表彰をいただいて、さらに文部科学大臣から3年、4年前ですか、表彰いただいて、50年間で2回も受けるということは大変な私は功績だろうと思います。そういう意味では、塩竈のこのエスプの役割、公民館の役割は相当果たしていると思いますが、特に芸術文化人のこれだけの人がいらっしゃる、佐藤鬼房さん、さらには画家の杉村さん、俳句の佐藤鬼房さん、漫画家を育てた長井勝一さんですか、4年ほど前に仙台文学館で開かれました佐藤鬼房さんの展示会を見に行ったときにすばらしいなど、こういうものが塩竈であつたらどうだろうと、つくづく思いました。何年か前に杉村さんの一ノ蔵のギャラリーで展示会を

やったときも見ましたけれども、しばらくたってます。それから、塩竈では小池曲江さんの絵画展をやられたこともありますけれども、そういう面では大変な芸術家が功績を残したわけですから、そういう面での偉業をもっと大々的に、エスプあたりでも結構でございますから、ほかで借りると相当なあれが掛かりますから、やはり何かをやるべきだと。そして交流を広げて文化芸術の一助にしてほしいと、こう思いますので、その辺の考え方をぜひひとつお願いを申し上げたいと思います。

それから、北浜地区の大潮対策であります。

マリンゲートから眺めてみますと手前の方は大分整備をされてきました。向かいの方は非常に不整備で、高潮が相当の被害をもたらしておるわけですから、その辺を何とか一日も早く高潮対策で護岸工事やってほしいと、こういう声がありますからぜひひとつ急いでほしいと、こう思いますのでその辺の考え方をひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、浦戸の振興であります。

浦戸には大変な規制があります。漁港法、公安法、市街化調整区域、いろいろ法に規制があります。一つ一つ検討してみたらどうだろうか。そして、この浦戸の振興について見直しをしていただいて、本当に人口が減りつつある何とかこの島を、少しでもよみがえらせる、その努力をしてほしいなとこのように思いますので、その辺の考え方をひとつお尋ねを申し上げたい。

それからもう東京の首都圏から3時間ちょっと、仙台から1時間ちょっとで行くわけですから、そういう面でのPR、やはり県の広報誌とかいろいろなことを使っていただいて、そういう面での取り組みが少な過ぎるのではないだろうか。やはりもっと県の広報誌を利用する、活用する方策を講じてほしいと、こう思いますので、ぜひひとつあらゆる努力をやってほしい。

それから、貝類の養殖ですね、浦戸の振興については。かつて高級貝の増養殖についてやったことがありました。ところが、議会に全然報告がなかった。これは大分前の話です。しかし考えてみますと、やはり高級貝と言えば、例えばアワビとかアカガイとかホッキとかいろいろありますが、何かをやるべきだと、日本人の高級貝に対する人気が非常に高いわけですね。特にアワビなどは増養殖、これ雑コンブでできるのですよ。雑なコンブをとってきて与えておけばできるわけなんです。かつては東北電力で、今やってませんけれども、何年か前までは代ヶ崎発電所で、いわゆる稚貝をかなりあれして育ててやっておったわけです。そしてその温排水を利用してかなり、私も何回か見に行ったことありましたけれども、やはりこれがうまく軌道に乗ればいいなと、こう思っていましたけれどもだれもやる人がなかった。かつて昭和60年前後

ですか、ある業者が寒風沢で始めたのですけれどもなかなかうまくいかなかった。しかし、今、大手水産業者はこれやっているのですね。ですから、県のバックアップでやはり何かそういう取り組みや漁協と組んでできないものだろうか、そういうふうには思っていますので、その辺の考え方もぜひひとつ取り組みをお願い申し上げたいと思います。

それから、労働政策について通告をいたしました。

本市の水産を支えてきたのは、現場で働いてきた人々であります。そういう面では労働力がなければこれからも水産の発展は期待することはできません。そういう面では、やはりかつて加工屋さんがあちこちバスでもって迎えに行き、そして塩竈にどんどん来たということも思い出すと、やはり労働力の確保というのは近隣の人たちから塩竈にみんな働きに来たわけですから、その状況をそして帰りに何か買っていき、そういう状況を目の当たりにしてきましたから、もう一度何か方策がないものかどうかという考えを持っているわけですので、その辺の考え方もひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、県に対する要望はいっぱいあります。港湾、道路初めさまざま要望の中から重点とするのは何なのか、いわゆる明治15年ですから塩釜港の、いわゆる市民誘致によって遊佐快・さんとか、菊地雄治さんとか、いろいろな方によって塩釜港が着工することができました。あれから約130年になるわけです。もう130年ぐらいになると思います。ですから、そういう面では横浜がことは開港150年で大々的にいろいろなことやっています。そういう面では港とこの港湾、漁港、商港、観光港、これを一体化して何かを考えていく必要があるだろうと。そういう面では港湾管理者が県知事ですから、いろいろな面で県にすがっていることもやっていたらなければ塩竈はますます落ち込んでいくのではないだろうか、このように思いますから、ぜひ、ひとつこの塩竈を立ち直らせるために市当局が一丸となっていろいろな方策を考えてほしいと、このように思いますのでぜひひとつ皆さんのご協力をお願い申し上げます。

それから、教育問題に学力向上を取り上げました。サマースクールで1年か2年やりましたわけですから、冬休み、春休み、活用して本当に塩竈の子供たちはすごいんだと、頑張っているのだと、いい人材がもう相当出ているのだと、こういう基礎でつくってほしいと、このように思いますので、ぜひ教育委員会の皆さん、学校の先生を通じてぜひひとつ参加率を高めて、そして本当にみんなが参加できるような状況をつくってほしいなど。今、学校に行くと、あんたは塾に行った方がいいんでねえすかという先生もいるそうであります。そういう

ことでは、やはり間違っていると思うのです。やはりそういう面では先生方も真剣になって学校を通じていろいろなことをやる、そのことをぜひ力を入れてほしい、このことを申し上げて1回目の質問を終わりたいと思います。ご清聴感謝申し上げます。（拍手）

○議長（志賀直哉君）（登壇） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま佐藤貞夫議員から塩竈再生のために9項目にわたるご質問いただきました。

初めに水産業の振興についてであります。

水産業の振興活性化のためには、やはり漁船誘致活動が極めて重要ではないかというご質問でありました。ことし5月に三重県紀伊長島に、また7月にも宮崎県を訪問させていただいております。私自身も志賀議長、商工会議所、並びに地元業界の皆様ともども三重県紀伊長島を訪問させていただきました。生産者の皆様と率直な意見交換を行わせていただきました。昨年の燃油高騰を初めとして水産資源の減少や、あるいはマグロ類の国際的な資源管理の強化による減船問題など、漁業を取り巻く環境が改めて非常に厳しいという現実を痛切に感じてまいりました。

また、生産者の皆様方からは、命がけで自分たちがとってきた魚を1円でも高く買ってほしい、またそういったところに我々は水揚げをしたいという切実なご意見も多数ちょうだいをいたしたところであります。やはり魚市場を考えますときに、単に卸売機関だけの問題ではなくて買い受け人、問屋といった組織が三位一体となってしっかりと連携をしていくことこそが魚市場の活性化につながるのではないかということを感じさせられたところであります。誘致の訪問の直後には、早速紀伊長島のはえ縄船、本市市場に水揚げをくださるなど、早速その効果の一端があらわれておりますし、本年度も数多くの船を寄せていただいているところであります。今後ともこのような活動を地道に続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、財政再建についてご質問いただきました。

行財政運営の改善として、どのようなことに取り組んだのかというご質問であります。その基本方針となります新行財政改革推進計画、平成16年度に策定をし、選択と集中による事業の総点検と事業手法の転換を進めてまいりました。主なるものを申し上げますと、歳入の確保策といたしましては市税等の滞納対策、有料広告事業による自主財源の確保あるいは市民サービスにおける受益者負担の適正化といったような内容であります。

また、歳出の削減として定数削減による職員数の適正化、特殊勤務手当見直しなどによる給

与制度の適正化、あるいはマリゲートや体育館などの指定管理者制度の導入などを進めてまいったところであります。

財政健全化法による本市財政への影響についてお尋ねをいただきました。

長年の課題でありました魚市場特別会計での累積赤字を解消するなど、この法律による連結実質赤字比率などの5つの財政指標を満たした上、平成20年度決算では19年度よりさらなる改善が図られ、財政再生団体などへの転落という事態は当面回避できたものと確信をいたしております。しかし、この法律による財政健全化の指標は、財政運営上の最低限のハードルであると認識をいたしております。経常収支比率の改善など、弾力的な財政運営がまだまだ課題として残っておりますので、今後とも気を引き締めまして行財政改革を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、観光対策につきましては2点ご質問いただきました。

初めに観光対策についてのご質問でありました。観光客の誘致と受け入れについてであります。近年の観光の傾向といたしましては、名所をめぐる団体観光から広く知られてはいるながら本物に出会い、体験する個人旅行へとスタイルが大きくさま変わりをいたしております。昨年のデスティネーションキャンペーンで改めてそのような感を強くしたところがあります。このような中で塩竈に行かないと味わえない魅力、特にこの季節限定の三陸塩竈ひがしものや寿司、地酒、スイーツ、水産加工品などの食、遊漁船などの海洋レジャー、あるいは浦戸の魅力体験などについてJR東日本などのご協力を賜りながら、情報を広く発信し、全国からの集客に努めたところであります。近ごろは塩竈市の青年四団体連絡協議会によって作成されました無料の観光マップ、「しおナビぶらぶらりん」と呼んでおりますが、この観光マップを手にして街を歩く観光客数が年々多くなってきておりますが、平成16年の発行当時は1万部を発行してもさばけないという状況でありましたが、昨年の秋には5万部を、この5月にさらに5万部を増刷しております。行政といたしましても観光産業による交流人口の拡大が地域を活性化することを十分に認識しながら、他地域での観光客誘致活動やあるいはJRとの連携による旅行商品の新規開発などにより、より一層交流人口の増加を目指してまいりたいと考えております。

次に仲卸市場のバス受け入れ問題であります。

昨年のバス受け入れ状況は817台で、3万2,728人でした。昨年はデスティネーションキャンペーンということもあり、仲卸の方々もJR旅行商品のバス受け入れや複数のお店

で買い物をした場合でも一括して発送できるような工夫をしたり、それぞれのお店の名前が入ったお買い物袋を準備していただき、9割の方々がよい印象を持ったというアンケート結果が出ているところであります。外国語パンフレットの作成にも取り組みながら、外国の旅行エージェントへのPR活動、さらには日米草の根交流の受け入れと外国人観光客誘致の環境整備も行ってまいりました。また、仲卸の方々からは多くの観光客を受け入れたいが、丁寧な接客やおもてなしには限界がある。失礼のない接客ができる範囲で受け入れをしないと逆効果になることもあるという声も聞かれるなど、接客には相当数気を使われているということが確認をできたところであります。

このように、塩竈の独自性をアピールし地域全体がおもてなしの心でお迎えすること、また市民と一緒に一つ一つ地道に努力していくことがなお一層必要でありますので、デスティネーションキャンペーンで得たノウハウとアイデアを生かし、観光客の誘致と受け入れになお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、芸術文化事業についてご質問いただきました。

特に杉村 惇さん、佐藤鬼房さん、長井勝一さんの各氏の偉業を交流につなげるべきというご質問でありました。それぞれの偉業につきましてもこれまでも展覧会などの機会をつくり、市民の皆様はもとより県内外の皆様にも数多く知っていただくことに努めてまいりましたが、このような取り組みが塩竈の魅力発見につながり、交流人口の拡大になっているものと考えております。特に重厚な作風で知られ、塩竈市美術展にも尽力のあった洋画家の杉村 惇氏の作品につきましても市内の公共施設に常設展示し、いつでも鑑賞できるようにいたしております。これまでも市内の酒蔵を初め、何度か作品展が行われておりますが、去年は特に仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに合わせ亀井邸でアトリエを再現し、マリンプラザでは作品展を行いましたところ、1,000名を超える来場者でにぎわいを見せました。

また、戦後俳句界を代表する佐藤鬼房氏につきましても、塩竈神社の森のそばに句碑を見ながら散策ができます鬼房小径を整備いたしましたところ、全国から俳句愛好者が訪れていただき、散策の場としても市民の方々にも親しんでいただいているところであります。今回で2回目となりました佐藤鬼房顕彰全国俳句大会には、全国から400名を超える俳句愛好者が足を運んでいただき、事前の作品の応募数4,000句を超えるなど、東北最大の俳句大会となり、俳句のまち塩竈として全国に知られるようになってきております。

また漫画編集長の長井勝一氏につきましても、エスパに常設展として設置されている漫画美

術館には県内外はもとより外国からも漫画愛好者が訪れるなど、毎年2万4,000人ほどの入場者がございます。開館以来ゆかりの作家を招いて開催をさせていただいております原画展、トークショーには、毎年全国から多くのファンが訪れていただいております。芸術文化は交流人口をふやす上で大きな力になります。本市では文化や芸術面でご活躍の方々をしおがま文化大使に委嘱し、まちづくりにご協力とご支援をいただいておりますが、その1人である写真家平間 至氏がプロデュースする塩竈フォトフェスティバルは前回は数多くの参加がございましたが、この9月12日から市内6カ所で開催をいたしております。今後も本市ゆかりの作品の展示を初め、文化芸術家の皆さんと一緒にさまざまな事業を展開し、塩竈の魅力を広く内外に発信をいたしてまいります。

次に、北浜地区の大潮対策についてご質問いただきました。

北浜造船団地の護岸工事についてであります。宮城県が行っている北浜地区緑地護岸の整備は造船業8社のうち既に7社について用地買収が終了し、残る1社につきましても県は年度内を目標に交渉を進めております。用地買収の完了とともに直ちに工事に着手をしていただく予定であります。この事業は緑地を含め平成25年度を目標に整備が進められ、この護岸が完成することにより高潮による浸水被害を抜本的に防止できるものであります。さらには、この整備と連動し、内水排除のための施設につきましても県と協議を重ねており、北浜地区の雨水施設につきましてもこの時期に同時に整備ができるものと考えております。

私もこれまで機会をとらえて、買収が済んだ用地から直ちに工事に着手していただきますよう国、県へ働きかけを行ってまいりましたが、整備が早期に進み市民の皆さんに事業の進展を実感していただけますよう、引き続き努力をさせていただけると考えております。

浦戸振興策について、お答えをいたします。

初めに浦戸の振興活性化策であります。浦戸地区には現在621名の方々が生活をされ、人口減少と高齢化が急速に進展はいたしておりますが、豊かな自然と歴史的資産があり都会にはない本当にゆったりした時間が流れる地域であります。市ではこれまで島の振興策といたしまして、市営汽船の建造、浮棧橋や待合所、汚水処理施設などの生活基盤の整備に努める一方、漁港や浅海漁業施設などの整備も進めてまいりました。生活と生産の基盤の充実を図ることによりまして、仙台からわずか1時間、東京からでも3時間で行けるというアクセス性のよさを最大限に活用し、定住人口の減少に歯どめをかけるとともに、多くの皆様に訪れていただくようなお一層取り組みを深めてまいりたいと考えているところであります。議員の

方からお話をちょうだいいたしました県広報誌等の活用につきましても、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

各種規制についてご質問いただきました。

浦戸諸島には都市計画法、文化財保護法、県立自然公園条例など各種の規制がかけられています。中でも特別名勝松島として特に規制が厳しい特別保護区第1種保護地区に指定され、島内では新たな建物の建築、建物構造物等の増改築についてもかなり制限があり、現在の居住や生業を維持する場合以外は、現状変更ができないという状況にあります。

一方、その結果として浦戸のすぐれた自然、歴史的資産が保全され、今日の浦戸の魅力につながっているという一面もございます。

現在、特別名勝松島の保存管理計画について、県教育委員会を中心として本市を含め関係二市三町が参画をし、見直しの作業が進められ、去る8月21日にも浦戸地区に対する説明会が開催されました。平成22年度までに新計画が策定される予定でありますので、かけがえのない自然の保護とともにやはり生活環境の改善や、産業振興にもつなげることができるような作業が取り組めますよう、市としても保存計画の見直しに参画をしてまいりたいと考えております。

貝類の養殖の取り組みについてであります。

以前、県漁業協同組合塩竈市浦戸東部支所が仙台火力発電所で種苗生産したアワビの稚貝を購入し、万丈かごでの生産育成を数年間実施した経過がございます。現在、県漁業協同組合塩竈市浦戸支所の青年部が、宮城県仙台地方振興事務所や水産技術総合センターの指導協力を得て、本市浅海漁業振興協議会の補助金を活用して、宮城県栽培漁業センターで生産したアワビの選別育苗を万丈かごで養殖する治験事業に取り組んでいるところであります。

一方、養殖とは異なりますが浦戸支所、浦戸東部支所ではアワビ、ウニの放流事業として中間育成した四、五センチのアワビを毎年1万5,000個ほど購入し、えさの豊富な藻場に放流し、出荷サイズまで育成し資源増加を図りながら漁業生産の拡大に努めております。また、ウニにつきましても漁場から採取した稚ウニを未利用の藻場に移植放流し、ウニ資源を生かしながらの漁協生産にも取り組んでいるところでございます。

次に、緊急雇用対策についてご質問いただきました。

水産業、かつて労働型の産業であったと。しかしながら、今、現在水産業の低迷に伴い相当数労働力が低下をしているのではないかと、こういった業種に対して緊急雇用対策を活用で

きないとかいうお話でありました。

今、水産加工業界、国内の労働力はもとよりであります、ご案内のとおり外国の方々に相当数依存している状況にあります。なかなか市内の雇用をお願いいたしましても拡大をいただけないというのが実態ではないかと考えておりますが、そういった状況を勘案しふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、29の新たな事業種で89人の新規雇用に結びつけるため、今取り組みを始めたところでございます。

次に、県に対する要望として、特に港湾都市塩竈として歴史ある塩釜港の活性化にもっと働きかけを強めていくべきではないかというご質問でありました。

昨年、仙台塩釜港港湾計画の改定がなされました。そういった中で、塩釜港の貨物量については新たな分野に一定程度取り組み、減少に歯どめをかけてプラスに転じていきたいというような内容になっておりますが、残念ながら施設の老朽化、航路の埋没といったようなことで、かつては東北の物流拠点港湾でありました塩竈市の地位低下というものが大変危惧される状況にございます。私もたびたび県の方に足を運びながら、ぜひ塩竈の本航路の整備、あわせて例えば自動車その他の貨物に代表されます輸送各種船に対応できるような港湾施設の整備に積極的に取り組んでいただきたいというお願いをさせていただいておりますが、その一端といたしまして冷凍貨物の減免というようなことが打ち出されたものと考えておりますが、まだまだ塩釜港の活性化というにはまだまだ不足をいたしております。私もぜひ県の方にさまざまな施策体系に取り組んでいただきますよう働きかけを強めてまいりたいと考えております。

最後に、塩竈サマースクールについてご質問いただきました。

これは児童生徒の学力向上と学習の習慣化を目的に取り組んでいるものであります、ようやく今年度で2年目を迎えたところであります。まだまださまざまな改善が必要と考えております。内容につきましては、後ほど教育長よりご答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育長（小倉和憲君） 私から塩竈サマースクールに冬休み、春休みも活用してはということと、教員のかかわりについてお答えいたします。

まず、冬休みと春休みの導入につきましては、冬休み、春休みとも2週間で夏休みの5週間と違って期間が短いし、冬休みは特にお正月等があつて家庭的な行事もあります。また、春休

みは人事異動も含めまして学校で年度末、年度初めの準備等もありますけれども、ただしこれらのこういう課題を踏まえながら、各学校には課題の出し方とか、それから登校日における教師のかかわり、そういうことなどを指導し、これらをもう少し春休みにも冬休みにもかかわりしていきたいなというふうに考えております。ただし、教員のかかわりについては今年度サマースクールは市内約延べ500人ほどの教員が、特に小学校は、今、この時期県の主催する研修の時期、それから中学校は部活の時期もありますけれども、多くの先生方の直接の指導をいただきました。そのほかにも各学校では教員が別な形でもかかわっておりまして、例えば部活動をやっている先生は午後からでも自分の部活の子供たちを中心に指導したりとか、そういうかかわりでやっておりますけれども、やはりサマースクールについては私は校長会、教頭会を通して、こういう機会を通じて子供たちが学習の楽しさを覚え味わう、それについて今後の子供たちの学習意欲づけになる一つのきっかけだということで話しておりますし、やはり毎日毎日の授業が大事だと思いますので、これら充実を図るように教員の研修を進めながら今後とも子供たちのよりよい教育環境について頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

○6番（佐藤貞夫君） 市長から答弁をいただきました。

昭和59年か60年ころだと思いますが、当時内海市長だったと思いますけれども、塩竈近辺の漁船主、あるいは県内の漁船主ほとんど秋保に招待して、とにかく塩竈に1回でも2回でもいいから水揚げしてほしいと、こういう要請したこともあったのですよ。ですから、そういう面では大分減りましたけれども、52年の200海里の規制ですね、あれでもって北転船が塩釜港ほとんど北転船だったのです。あのとき恐らく三十何隻が国の補償金をもらってやめたわけです。当時、恐らく3億だったと思いますけれども、第2次減船のときは残った業者がやめる業者に対して1社当たり3億出したと、こういう結果があったのです。そういうのでは、残った人の方がむしろ地獄になってしまったというような過程はありますけれども、やはり何らかの努力はやってきて、当時相当効果があったという、秋保温泉確かに招待しているいろいろお願いしてきたということがありまして、ひざを交えて地元漁船主、塩竈を初めとするあるいは七ヶ浜、県内各地の漁船主に頭を下げてきたと。かなり効果があったという話を聞いておりました。

それで、当時はそういう状況でありますからあれですけども、今は相当減ったわけですね。漁船主が減ったわけです。それでやはりせっかく来たから気仙沼行ったとか、あるいは唐桑なんか塩竈にはたまに来たときぐらいやはり漁船主を、遠くばり漁船誘致じゃないのですよ。

やはりそういう面では互理とかあっちの方にもいらっしゃるわけでございますから、やはり県内の漁船主の調査をし、少しでも手を打ってほしいなど、そしてやはり原料がないですね。やはり何か消えてしまうようなおそれもありますから、ぜひ水産関係者の皆さんにお願いしたいです。そして、あらゆる努力をしていただいて、少しでもこれ以上落とさないように水揚げをふやすような努力をしてほしいなど。それだけでなく、いろいろな面で一般加工やっている人も少なくなりましたけれども、原料確保が大変なんです。加工一般の練り業界の方、すり身何とか買えますけれども、すり身は高騰してなかなか手に入らない、大手だけがみんな押さえているという形ありますから、そういう面ではいろいろなルートを通じて努力をしてほしい、そのことが塩竈の将来に少しでも役立ってほしいとこう思いますから、ぜひお願いを申し上げておきます。

塩竈の産業や経済を支えてきた水産業と港湾を守って、市長もそう思っていると思います。仲卸含めて話をしますと、さっき言いました焼津の、静岡の焼津ですね、それから茨城の那珂湊とか、新潟の寺泊、相当なバスを誘致しているのですよ。観光客。それは首都圏からいろいろありますけれども、そういう面では塩竈も仲卸があれだけのことをやっっているながらも、バスが私は少ないと思っているのです。もっと宣伝をするならば、かつて塩竈にも議員の中にも業者がおりましたけれども、あちこち行くのですね、新年にかけて。そしていろいろなバス会社、旅行会社皆回ってくるわけですよ。だから、彼のところにも、その議員のところにも営業マンがおりましてとにかくどこ回った、どこ回ったとよく聞いてました。どどこ回ったか。あと何県行って、何県行ってという形で回ってきたものですから、そういうふうに相当な努力をやって、だから何とか営業を維持していますけれども。今、一般のバス受け入れの人たちもかなり少なくなったとこう言ってますが、これお互い競争ですからやむを得ませんけれども、みんなバス会社すごいですね、バス会社、旅行会社に対する取り組み。そういう面を随分ひとつ把握していただいて、やはり観光客誘致のための努力をやらないと、塩竈はだめになるなと思いますし、たまにあそこやみ市のところに行きますとかなりバス入っているのです、日曜日。あっち休みですから。そういう面では、かなりあそこ闇市も3軒しかないのですよ、魚屋。あんなにあったのが。だから、3件というのは量も少なくなったということです、魚の量も。ですから、そういう面ではやはり魚屋さんに将来性がないのかなと思いますけれども、まだまだやはり塩竈はかつては昭和4年に港町つくったときもここは東洋一と言われたんだ。昭和41年ですか、新浜町つくった市場も当時は東洋一と言われた。今は何か施設が劣化していろいろな面

で大変でございますけれども、劣化しててもやはりかつて東洋一と言われた市場ですから、そういう面での努力をぜひお願いして、塩竈少しでも立ち直らせて活性化できるように、再生できるように心からお願いして終わりたいと思います。

○議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、9月24日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、9月24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時41分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月18日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 伊藤博章

塩竈市議会議員 浅野敏江

平成21年 9 月 24 日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）

### 議事日程 第3号

平成21年9月24日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

### 出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 長	三 浦 一 泰 君	市民生活部長	大 浦 満 君
健康福祉部長	棟 形 均 君	産 業 部 長	荒 川 和 浩 君
建 設 部 長	菅 原 靖 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	片 倉 研 一 君

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克己 君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀久 君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	産業部水産課長	小山 浩幸 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	千葉 伸一 君
水道部次長	黒須 精一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	臼澤 巖 君		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願い申し上げます。

なお、きょうはかなり暑いので、上着を脱いでも結構でございます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番小野幸男君、11番嶺岸淳一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。9番浅野敏江君。（拍手）

○9番（浅野敏江君）（登壇） 平成21年度9月定例会におきまして、公明党を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。

質問に先立ちまして一言申し上げます。

今般、新政権の発足のもとに、民主党のマニフェストに示された政策、制度への変更が進められるに当たり、前政権下のもとにおいて可決成立した14兆円を超える地域活性化・経済危機対策臨時交付金など21年度予算、補正予算が見直し、凍結される事態が懸念されております。万一、会計事業が中止せざるを得ない事態になれば、本市を初め地方自治体に混乱を招き、日本経済に悪影響を及ぼしかねません。都議会を初め多くの地方自治体から、地方自治体の継続を守るため予算の執行を求める意見書が出されています。本市におきましても、市長会等を通じまして、ぜひ自治体が進めておる政策事業の財源に支障を来さないよう強く申し入れをしていただくようお願い申し上げます。市長を初め当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

初めに、第五次長期総合計画についてお尋ねいたします。

現在、第五次長期総合計画の策定に当たり、市民に対するアンケート調査も終了し、市民懇談会が開催されるなど、具体的に準備が進行されております。同時に、これまでの第四次長期

総合計画の実施内容の検証も行われ、一定の評価も下されているようです。内容は本市のホームページにも公開され、だれでも目にすることができます。それによりますと、全体に達成度は5点満点中3から4とあります。第四次長期総合計画は、前市長時代に策定された内容を引き継ぎ、実施されてきた形になります。それゆえ佐藤市長におきましては、第五次長期総合計画は新たな構想となると思いますが、本市の抱える現状を踏まえての現時点での今後の本市のあるべき姿と方向性を市長はどのようにお考えでしょうか。第五次長期総合計画についての全体像と方向性についてのご見解をお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

長期総合計画の実施期間は、10年間という長さで将来の姿を描き、それに沿った事業を実施していくものです。近年、社会事情も経済状況も目まぐるしく変わり、その変化のスピードも予想をはるかに超えています。日本の総人口も平成17年をピークに減少時代に転じております。本市はそれよりも10年早く、平成7年をピークとして人口減少時代を迎えたと言わざるを得ません。

本市が平成11年当初6万2,813人の人口に対しおよそ200人程度の増加を見込んだ将来人口は、居住地の広域化など主に社会的事由により、若年層や出産世代の流出に歯どめがかからず、平成20年度12月時点で5万8,324人と、目標を大きく下回ってしまいました。同時に、本市の高齢化率は25%となり、日本の高齢化率22.7%を大きく上回り、4人に1人が65歳以上の少子高齢化社会を迎えました。本市の人口減少に歯どめをかけ、若年層、そして子育て世代の転入を促進するためには、思い切った子育て支援、住環境整備など、本市独自の施策が重要と思われませんが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、老人、子供、障害者など社会的弱者に対する対策をお聞きいたします。

本市はこれまでも他市に先駆け保育所の整備に努め、ファミリーサポート事業、子育て支援サークルなどきめ細かな施策を数多く立ち上げ、子育て支援に力を入れていただきました。また、高齢者支援におきましても、外出支援サービスや軽度生活援助事業、緊急通報システム整備事業、紙おむつ支援事業など高齢者のニーズに沿ったさまざまな事業を展開してまいりました。さらに、障害者の支援といたしましても、視覚障害者の方にはガイドヘルパー、重度障害者の方の移動にはタクシーなどの移送費助成事業など、数多くの支援策が整備されてきました。基本的な支援策はおおむね整ってきたと思われませんが、今後の課題と、目指すべきユニバーサル社会についての市長のご見解をお聞かせください。

次に、地域活性化についてお聞きいたします。

本市は、今、長い歴史ある水産都市塩竈が活気を取り戻す転換期を迎えております。マグロに特化してきた水産業から、前浜物、育てる漁業へと拡大する時が来ていると思われまます。閉鎖的な松島湾の環境を整備することにより、水産界などの産業の活性化はもとより、滞在型の観光客を増加できるのではないのでしょうか。豊富な食材と歴史と文化が豊かな本市は、仙台のみならず近県、また関東なども、交通の利便を生かした観光都市に成長できる材料があると思われまます。今後の本市の活性化についての市長のお考えをお聞かせください。

2番目の質問として、福祉についてお尋ねいたします。

この秋、新型インフルエンザ感染が拡大の様相の中、予防を徹底することと、重症化のリスクの大きい妊婦、幼児に対するワクチンの確保の対策が注目されています。また、一方、乳幼児を抱えるお母さんたちの間で、ヒブワクチン接種の動きがあります。

ヒブワクチンとは、昨年12月に発売されたばかりで聞き覚えのない名前ですが、乳幼児の細菌性髄膜炎の原因であるヒブを予防する効果のあるワクチンのことです。乳幼児の細菌性髄膜炎とは、髄膜という脳や脊髄を覆っている膜の内側に細菌が入り込んで炎症を起こす病気で、私が調べましたデータによりますと、年間約1,000人の子供が自然感染で発症し、そのうち5%が死亡、25%が知的障害や聴覚障害などの後遺症が残る深刻な病気です。細菌性髄膜炎は、インフルエンザB型、いわゆるヒブと言われる細菌や肺炎球菌などの細菌によって引き起こされます。ヒブは20人から100人に1人の割合で、鼻やのどにある菌で髄膜炎や呼吸困難の原因であるのどの炎症を引き起こします。抵抗力の弱いゼロ歳児がかかりやすく、保育園などで感染するケースも多いと言われてまます。

肺炎球菌ワクチンについては、公明党は一日も早い承認を国に求めています、ヒブワクチンについては既に世界100カ国以上で使用され、90カ国以上で定期予防接種がされて効果を上げておまます。日本でも、ようやく昨年12月から発売開始されましたが、任意接種のため、費用が1回につき7,000円から8,000円、生後4カ月から7カ月の間に1回接種した後、4週間から8週間の間隔で3回接種、さらに1年後に接種し、合計4回接種を行う必要があるそうです。費用も全部で約3万円前後かかり、家計への負担は決して少なくはありません。ことしに入りまして、国分寺市、小平市など、公的助成を開始または開始の準備に入っている自治体もふえてきました。

そこでお聞きいたします。本市におきまして、これまでヒブなどの細菌性髄膜炎の発生件数

を把握されておりますでしょうか。子供の命と未来を守るために、細菌性髄膜炎、ヒブについての正しい理解の周知とヒブワクチン定期接種の促進、そして公的助成について市長のご見解をお伺いいたします。

3番目の質問は、イベントを通じた市内の活性化についてお聞きいたします。

現在、9月12日から27日まで、市内においてフォトフェスティバルが開催されております。エスパ、亀井邸、マリンプラザなどを会場に写真展と関連のイベントが行われ、昨日までのシルバーウィークには、好天にも恵まれ、全国各地からいらした多くの参加者が本町、海岸通など、地図を片手にそぞろ歩きながら秋の一日を楽しんでいるようでした。準備に当たられた関係者の皆様のご苦勞に感謝申し上げます。仙台では、ジャズやクラシックをテーマに大きなフェスティバルが定着して、大きな観光効果をもたらしております。ぜひ本市のフォトフェスティバルも、市民に愛され、全国から参加者が訪れるお祭りに成長していただきたいと思っております。

最近では、全国各地のイベントも、単発ではなく毎年恒例として数日かけて行うなど、まちおこしに大きな効果を発揮しております。イベントを行うとき、まず市民が喜んで参加し一緒に楽しめるもので、さらに全国に発信できるものがそのまちの観光のシンボルになっているのは、これまでも全国各地で実証されております。本市におきましては、7月のみなと祭は東北の夏祭りの先駆けとして、前夜祭の花火大会、本祭りのパレードなど、多くの観光客と市民が一体となって楽しめるお祭りです。

そこで、本市で親しまれている「よしこの塩竈」をよさこいなどのようなコンテスト形式で行ってはいかがでしょうか。ことしは、パレードに市内の高校生の参加もあったと聞いております。本祭りの前日、予選大会を行い、本祭りには決勝大会を開くなど、まちじゅうで「よしこの塩竈」の曲が流れ自由に参加できるコーナーや、団体、個人など多くの市民と観光客が楽しめるイベントを繰り広げてはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞きいたします。

最後に、産業活性化についてお伺いいたします。特に、新浜地区内にこれまでも企業を誘致するための施策が行われてきましたが、どのような事業で、現在の進捗状況はどこまで進んでおられるのかお知らせください。

以上、大きく4項目をお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から、4項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、第五次長期総合計画についてお答えをいたします。

第五次長期総合計画に対する全体像、方向性についてのご質問でありました。

長期総合計画はまちの将来ビジョンであり、まちづくりを進めていく上での総合的な指針となるものであります。地方自治体は、今、成長から成熟への移行、地方分権の到来といった直面している変化をしっかりと受けとめ、未来に向けて持続できる地域社会を描くことが求められております。本市では、都市として求められる基盤整備がほぼ計画どおりに進行しておりますことを受け、今後は少子高齢化や人口の減少、地域の安心安全意識の高まりなど、市民ニーズの多様化に対応するとともに、特色を生かしたまちづくりが求められているものと考えております。このため、長期総合計画審議会において、間もなく最終年度を迎える第四次長期総合計画を総括し、将来展望に立った第五次計画を策定するための議論を始めているところでございます。

第五次計画策定における独自性についてのご質問がございました。

コンパクトシティを生かした産業の集積あるいは交通体系の確立を前面に押し出し、住みやすさを多くの市民の皆様方に実感いただけるまちづくりのために、幅広く市民のご意見を伺い、行政としての考えも融合させていただきながら、今から計画素案を取りまとめ、審議会の議論に付してまいりたいと思っております。そういった中で、本市ならではの独自性といったようなものをしっかりと打ち出させていただきたいと考えているところであります。

次に、人口減少対策であります。

全国的にも人口が減少している中、都市化が目覚ましかつた本市は、議員のお話のとおり、国よりも10年早い平成7年をピークに人口減少社会に転じております。この人口減少に歯どめをかけるため、若年層の雇用創出に向けた企業誘致、住環境の整備、そして子育て支援による住みやすいまちづくりを目指してまいりました。一方、交流人口を拡大するため、塩竈の食、歴史、景観などの地域資源に磨きをかけ、魅力を全国に発信することで、観光客をお迎えする取り組みを重ねてまいりました。

しかし、まだ残念ながら道半ばであり、人口減少は地域活力や地域コミュニティーなどまちづくりに大きな影響を与えますことから、第五次計画における主要課題として、総合的な見地からその対策に取り組んでまいりたいと考えております。やはり人口減少に歯どめをかけ

るためには、総合的な施策をいち早く構築していく必要があるということを改めて実感をいたしているところであります。

また、老人、子供、障害者に対する対策についてでございますが、ご高齢者が安心して地域でお暮らしをいただくために、健康づくりによる介護予防と、介護が必要になった場合においても安心してサービスを受けられる体制づくりを推進しているところでございます。また、障害をお持ちの方々につきましては、障害者自立支援法に基づく福祉サービスのほか、日中一時支援などの任意事業によりまして、在宅での生活を支援させていただいているところでございます。

また、子育て支援に高齢者の力を生かしてはというようなお話もちょうだいいたしました。ぜひそういったことにも積極的な取り組みを重ね、議員ご提案のユニバーサル社会につきましては、本市の場合は塩竈から東南アジアあるいは世界にさまざまな情報を積極的に発信できるような地域社会を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、地域活性化に向けた浅海漁業の振興についてでございます。

第四次計画に基づき、地域特性を生かした活気あるまちを目指しますとともに、食料自給率の観点からも、基幹産業である水産業と水産加工業の振興に取り組んでまいりました。特に、水産業につきましては、地球的な環境変化による国際的な漁獲規制への対応や取り扱い魚種の拡大、あるいは育てる漁業への取り組みが大きな課題であると認識をいたしております。

一方、浅海漁業であります。松島湾リフレッシュ事業や下水道整備による水質浄化に努めますとともに、アサリやノリ、カキの生産基盤を整備し、加えてアワビやウニ、アナゴなども生かした浅海養殖漁業の振興に努めてまいったところでございます。今後とも豊潤な松島湾で生産される海の幸を塩竈ブランドに高められますよう、浅海養殖漁業の振興をなお一層図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、福祉についてご質問いただきました。

ヒブワクチン、今、任意の予防接種であります。この助成についてのご質問でありました。

ヒブワクチンのヒブとは、冬場に流行するインフルエンザの原因ウイルスとは異なり、インフルエンザ菌B型という健康な幼児でも5ないし10%の割合で鼻やのどにいる細菌でございます。このウイルスに感染しますと、議員からもご紹介をいただきましたが、血液や肺の中に入り、髄膜炎あるいは敗血症などの症状を引き起こします。小児の細菌性髄膜炎の約6割はこの細菌によると言われております。日本での患者数、議員からは1,000人というお話をい

ただきましたが、我々の統計では年間約600人ほどで、その25%に残念ながら発達のおくれや聴覚障害などの後遺症を残し、5%が死亡するという深刻な病気でございます。

その予防ワクチンであるヒブワクチンは、厚生労働省から医薬品として既に認可がされ、平成20年12月から任意の予防接種として接種ができるようになりましたが、このヒブに対する予防接種は、予防接種法による定期の予防接種としてはいまだ位置づけられておりません。予防接種は、受けた本人がその病気にかからないとか軽い症状で済むとともに、国内での流行を防ぐという社会的役割を大きく持っております。しかし、細心の注意を払っても、ごくまれにはありますが、残念ながら副作用を避けることができないという問題がございます。このため、定期予防接種を受けて万一健康被害が発生した場合には、国、県、市町村が負担して救済する制度が既に構築されております。

本市では、予防接種法に定められた定期の予防接種の費用全額を本市が負担をいたしておりますが、任意の予防接種に対しては、いまだ助成を行っていない状況でございます。これは、単に財政上の問題だけではなくて、先ほど申し上げましたように、健康被害が生じたときに法律上も救済制度が適用されないことが一因となっております。しかしながら、90カ国で、先ほど議員の方からもお話をいただきました、定期予防接種として位置づけられております。全国市長会は、22年度予算編成に当たってこの改善を強く要望いたしております。本市といたしましては、ヒブに対する予防接種をできるだけ早く定期の予防接種に位置づけられ、ぜひ助成できるように努力をいたしてまいります。

次に、地域活性化につきまして、特に、イベントのあり方についてご質問いただきました。

フォトフェスティバル、ご紹介いただきました。おかげさまでシルバーウィークの塩竈の風物詩になったものかなと感じておりますし、県内外から多くの方々にお立ち寄りいただき、まちはおかげさまでにぎわいを見せたところであります。

このように地域活性化のためのイベントのあり方についてでございます。まずはあきらめない工夫、そして全体的な演出、何よりも市民総参加の三つが相まって、イベントは盛り上がるものと考えておりますが、その実現のためには、イベントを主催する側の熱意こそが最も重要であると認識をいたしております。そのにじみ出る本気さがお客様の感動を呼び、魅力が伝わり、最終的に大きな人のうねりとなって、地域の活性化につながるものであり、それを多方面から支え一緒に行動することが行政の課題であるというふうに認識をいたしております。

祭りは、開催日のピークが過ぎると盛り上がりが一気にうせてしまいますので、ピークを低くしながらも盛り上がりを持続させることや、影響範囲を広くすることにも取り組む必要があると考えております。例えば、今日まで単独で開催してまいりました市民まつりと本町宵市の時間をずらして同日に開催したり、「塩竈の醍醐味」は年2回2日ずつ開催し、秋の食べ歩き「おいしおがま」は日程、時間など工夫し、多くの方々にできるだけ多くの時間楽しんでいただけるような工夫に取り組んでいるところであります。

「よしこの塩竈」コンテストの開催について、ご提案いただきました。2日、3日にするにつきましても、最終的にはやはりパレード実行委員会の皆様方とご相談をさせていただくこととなりますが、あわせてやはり飽きられない工夫、より魅力的にする努力が不可欠ではないかと考えております。何か特色が出せるよう、企画会議等の場面で議員ご提案をご紹介させていただきたいと考えているところであります。

一生懸命まちのために取り組んでおられる方々に対し、行政主導的な接し方ではなく、我々も何でも話し合える距離感、信頼を心がけながら連携し、活性化に向けた取り組みが効果的かつ相乗効果を発揮できますよう努めてまいります。

次に、産業活性化につきましてご質問いただきました。

新浜地区内の企業の誘致対策についてでございます。平成19年、塩竈いきいき企業支援条例を制定し、製造業などの業種が市内に工場等を新設移設、または空き工場等を賃借する場合に、企業立地奨励金や雇用奨励金、法人市民税の軽減といった優遇措置を講じてまいりました。また、新浜3丁目に整備がされております漁港背後地につきましては、塩竈市魚市場地区再開発地区事業に係る企業立地促進条例により、固定資産税相当額を補助する優遇措置を講じているところでございます。

こうした優遇措置を制度化した上で、首都圏を初め多くの企業に誘致活動を展開をさせていただきました。その結果、例えば新浜地区には、平成19年度、資源リサイクル業者や水産加工会社、あるいは全国規模の大型冷蔵施設、さらには県漁連第二水産会館等に進出をいただきました。本年度におきましては、新浜地区の水産食品卸売業の1社が新浜地区に近接する杉の入に本社を移転する予定であるというふうにお伺いをいたしております。

今議会には企業誘致を促進するための条例を議案2件提案をさせていただいております。企業立地促進法の改正を契機にしたものではありませんが、これによる優遇措置によって生み出されるメリットを設備投資等に充てていただくといったような間接効果も期待をいたしてい

るところでございます。進出の条件に合致しない土地が多く、調整に苦慮いたしているところではあります。本市は狭い市域に都市機能が集積していることや、仙台都市圏といった大消費地に近いという優位性などを存分にアピールをさせていただきながら、引き続き企業誘致に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、なお、ヒブワクチンの関係で数値のご質問をいただきました。後ほど担当部長からご答弁をいたさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方からヒブ髄膜炎等の発生状況について把握しているかというご質問ございましたので、お答えいたします。

後遺症につきましては、塩釜保健所で把握をしているということでございますので、塩釜保健所管内でということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

2006年に発症した事例がございます。件数については改めて確認したいというふうに思いますが、2007年以降につきましてはこのヒブ髄膜炎等についての発症事例はないということでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

今回、4項目、大きく分けて質問させていただきました。その1番目の第五次長期総合計画につきましてお伺いいたしますが、市長もおっしゃいましたように、これからの10年間というのがますます少子高齢化が進んでいく、いわば都市化が成熟化していく時期に、日本もそうですけれども、世界も日本に追いつく格好で進んでいっている、これからそれは本当に世界全体の問題にもなっていくという中で、本市が、それよりもまたさらに一步先んじてそういった時代をつくっていく、そういった時期に入ってきたと思います。

そういった意味で、ある意味、私たちは少子高齢化成熟時代の先駆けとなるようなモデル都市にこれから変貌もできるのではないかと、そういった点を、発想の転換ではありますけれども、マイナス事例を一つ一つ挙げているよりは、じゃあ逆にそのモデル地区となっていくための施策ということは今後考えていく、それが第五次長期総合計画の一つのテーマとして考えていただければと思っております。

その中で一つご提案なんです、本市も、今言われましたように4人に1人が高齢者という時代を迎えておりますが、高齢者イコール介護また医療の問題とはならないということが、

東京大学の政策ビジョン研究センターで発表されました。これによりますと、例えば70代後半で71%、80代前半で57%の方が介護、医療を利用していないという事実があります。元気な高齢者が多いということが判明しました。これは、このデータを見なくても、本市の老人クラブの方々の日ごろの活動を見ていると、いつもこちらが元気をいただいている、そういった実態に基づきまして、この健康な高齢者が多いことをまず再確認して、当然加齢に伴う体力などの低下がありますので、それを補いつつ、快適に暮らせるまちづくりということソフト面とハード面で考えていくことが、いわば成熟した本市の取り組みと思われまじけれども、そのことについてまた市長のお考えをお聞きいたします。

また、もう1点ですが、未婚で子供のいない高齢者も今後大幅に増加が見込まれております。今現在、本市におきましても、40代以上で一度も結婚していないという方たちがたくさんいらっしゃる。そのために本市でもことし婚活を始めたわけでありまじけれども、こうした方々のサポートも、今後、地域のあり方を含めて大切な要素となってくると思われますので、その辺についても市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、今回の一番大きなテーマであります人口減少対策なんですけど、市長もおっしゃったとおり、やはり子育て支援、そしてまた若者がこのまちに魅力を感じて長く住まいをしていただくということには大変大事だと思うんですけど、そこで私の考えでありますけれども、この子育て支援に、元気な高齢者の存在が欠かせないと思ひます。今も子供たちの見守り隊と、高齢の方たちが学校の子供たちの朝晩の姿を見守っていただいておりますけれども、もう一歩踏み込んだ考えをしていきたいと思ひております。

と言ひますのは、ファミリーサポート事業を展開していただくときに、仙台市のアンケートの中にありましたが、子供さんがいるご家庭の利用者さん、これを助けていただく、これは大きなメリットであります。また、反対にそういった小さなお子様がご家庭に来たことによつて、高齢の家庭また大人だけの家庭が笑顔でいやされる、幸せを与えてもらえる、そういったメリットもまた反対側にあります。これは、私もファミリーサポート事業をお願いするに当たり、大きなメリットだと思ひてご紹介させていただきました。

そういったわけで、元気なおじいさん、おばあさんと乳幼児と一緒に遊び、触れ合っている、そういった複合的な集いの場所とか、それから小学校に入学するいわば年長さんの幼児、それから小学校に入つての子供さんたちというのは、昔の遊びとか、それから海とか山での具体的な遊び方がわからない。これはその子供さんのお母さんたちの世代にもよるもので、

そのお母さんたちも本当にまだまだ30代、また40代の初めのお母さんたち、20代のお母さんたちは、昔の遊びを知らない方が多いのです。そういったわけで、その高齢者の方たちに、両親も含めて子供たちの遊びを、例えば塩竈市においては浦戸諸島など自然いっぱいな宝の島があります。そういったところを利用して、本市ならではの自然体験活動など、子供を育てる環境としては、これは他市にない魅力だと思っております。ぜひハード面だけではなくて、こういった部分のソフト面、仕組みをいろいろ工夫していただくことが、第五次長期総合計画の中に組み入れていただければよろしいかなと思っております。

また、障害者の対策というのは、今市長がおっしゃったように障害者の自立が大きな目的であります。しかし、その雇用の中にはなかなか厳しいものがあります。公明党でさまざまな障害者の雇用に対する施策の中に、トライアル雇用とかジョブコーチ制度なども積極的に今まで提言させていただいて、国の方ではこの制度を利用して効果を上げている自治体もございますが、当然このような制度を積極的に利用していただく状況も推進していただきたいと思っておりますが、また、一方、障害者の方が生きがいを持って働ける環境というのを障害者施設という形ではなくて、ノーマライゼーションの立場から、例えばエスプの一角の軽食喫茶で働くとか、ふだんから市民と触れ合う環境で仕事ができるあり方も考えていただきたいと思っております。そういった時期に来たのではないかなと考えております。

先ほど、子供、老人、障害者に対する弱者と言いましたけれども、この方たちは決して弱者ではなくて、人に与えることもできる、人のために尽くせるということも私たち考えを変えていかなきゃならないのではないかなと思っておりますので、ぜひそういった点もシフトを考えていただきまして、今後の長期総合計画の中に取り入れていただきたいと思っております。

また、松島湾におきましては、一番の大きな問題は磯焼けですかね、その問題が大きいのではないかなと思っております。もちろん環境の整備をともに、この問題をどのように解決していくかが、今後、水産界におきましても、そして観光の部分におきましても、大きな課題になるかと思っておりますので、ぜひその取り組み方についてお聞きいたします。

また、ヒブワクチンですが、市長おっしゃったように、このヒブワクチンというのは免疫をねらう白血球の攻撃を受けにくいという構造をしているらしいんですね。しかし、そのワクチンを接種することによって、体内に抗体ができ、侵入してきたヒブと結合して、それが目印になって白血球が攻撃しやすくなる、そういったメリットがあるわけです。確かにさまざまなそれによる被害と申しますか、ことを考えますと、簡単に定期接種ということにはまだ

踏み切っていないのかもしれませんが、確かに二、三日はれたりとか2週間ほどしてちょっと熱が出たりという報告も入っているようですが、全世界で90カ国が定期接種をしているという事実を見ましても、そうした大きな被害よりも、むしろ子供たちにヒブがかすかでもわずかでも入ってくるというそのことのおそれの方が私としては大きいと思いますので、ぜひ今回質問させていただきましたのは、このヒブについての認識も多くのお母さんたちに持っていただきたい、それも一つのねらいでございますので、ヒブワクチンについてもですが、ヒブというその感染症の部分について、ぜひ多くの皆さんに知っていただきたいと思っております。

また、イベントについてですが、確かにまちの活性化をするためには情熱を持って取り組んでいかなきゃならないと思います。そのために、広く市民にボランティアを呼びかけるとともに、商工会の青年部の方など核になる方たちが大きな輪をつくっていくことは、本当に市民がまず元気になっていくもとだということを確認して進めていただきたいと思っております。

これにちょっと関連してお聞きしたいんですが、今回のシルバーウィーク、お天気もよかったですんですが、ETCの1,000円効果が物すごく効果を発揮し過ぎまして、逆に三陸道もすごい渋滞が続いたと。また、ある方にお聞きしたんですが、仙台空港から4時間もかかってしまったというようなことで、今後、今新政府が高速道路無料化をやるんだとお話しになっていますけれども、こういった状態になったときに、せっかく本市でさまざまなイベントをしたとしても観光バスがまずその渋滞に巻き込まれて時間どおりに入ってこれなくなったり、さまざまないろんな状況で逆にお客様が逃げてしまう状況があるんじゃないかということを心配しております。そうなれば、例えば塩竈におきまして貞山地区のもののガス会社ですか、その跡地とか、そういったところを駐車場にして、また、車が、シャトルバスのように歩いて市内だけを、車じゃなくて人が歩いてもらうようなそういったものを考えたり、さまざまなことも考えていかなきゃならないんじゃないかなと思っておりますので、そういうこともちょっとお聞きしたいと思っております。

また、最後に、新浜地区におきまして、さまざまな税の対策とか、それから奨励金の部分での企業誘致を図っていただいておりますけれども、もう1点、やっぱり一番心配なのは、埋立地というので土地が脆弱で、今ある建物も相当建てるときにパイルですか、打ち込んで、その上に建てているから、逆に地面が下がってきて建物との間に段差というかすき間が出ているという状況も多く見られていまして、その辺をどのように改善されていくのか。また、

今誘致している中でも、建物があるところもありますけれども、空き地の部分もあるわけですね。そんなときに、そのパイルは1本10万円ぐらいすると聞いているんですけども、その助成とかそういったことも考えられないのか、そういった部分もお聞きいたしまして、2回目の質問といたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本市、今高齢化率が25%を超えているというような地域社会の中で、ご高齢者の方々が元気でお暮らしいただけるようなまちづくりこそが本来塩竈が目指すべきまちづくりではないかという趣旨でのご質問でありました。

おかげさまで塩竈市内では、例えばグラウンドゴルフ、ゲートボールあるいはペタンクといったようなご高齢者の方々が比較的手軽に親しみをいただけるようなスポーツがさまざま開催をされております。また、ダンベル体操、本当に手軽に座ってでもできるというような健康体操であります。こういったものを普及するためのダンベルお助け隊といったような方々もさまざまな場面でご活躍をいただいております。また、ただ単に運動だけではなくて、ご高齢者の方々の場合、やはり食生活も大変重要ではないかなというふうに考えておりますが、こういったことにつきましても、食生活改善推進員あるいは健康推進員といったような方々が、それぞれのご家庭にお邪魔しながらご高齢者の食生活の改善指導といったようなことにも取り組んでいただいております。また、包括支援センターにおきましては、介護予防に向けたさまざまなメニューについてご相談に乗り、あるいはご家庭をご訪問し、みずからご指導いただくというようなさまざまな取り組みをさせていただいているところであります。

要は、やはり介護医療にお世話にならなくても元気にお暮らしいただけるようなご高齢者の方々が数多くこの塩竈の中にお暮らしをいただけるような環境づくりが何よりも肝要ではないかというふうに考えているところであります。

次に、ご高齢者の方々にも実は未婚の方々がというお話でございました。

不覚にも私もそういった部分にまだ考えが及んでおりませんでした。ただ、ひとり暮らしのご高齢者の方々を、例えば町内会単位で、あるいはその枠を超えてサポートしていくというシステムが、さまざまな形で講じられつつあります。これは、ハザードマップを作成する際に、その地域の中にひとり暮らしのご高齢者の方々がどれぐらいおられるかということ調査していく中で、それぞれの町内会独自にさまざまな取り組みを行っていただいております。

ます。行政側から改めてメニューをお示しするというよりは、それぞれの町内会の個性を生かした取り組みをしていただくと、そういう環境をつくり出すことに行政がお手伝いをさせていただくというのが、一番あるべき姿ではないかなと思っています。未婚の方々のサポートも、そのような取り組みの中でご支援をさせていただければと思っています。

次に、元気な高齢者の方々を地域の中でもっともっと活用してはいかかかというご質問がありました。

実は、放課後児童クラブ等におきましては、高齢者の方々のそういうご支援を組み込んだメニューが既にスタートいたしております。例えばこま回し、あるいは竹とんぼを飛ばしたりというような楽しい遊びを、高齢者の方々に子供さんに教えていただくというような取り組みであります。乳幼児の方々については若干そういった取り組みが、例えば子育て支援センターでありますとか藤倉の子育て支援センターあるいはつどいの広場といったようなところでようやく始まったところであります。ぜひこういった分野にも元気な高齢者の方々のサポートをお願いをさせていただきたいと思っておりますので、なおそのような仕組みづくりに知恵を絞ってまいりたいと考えているところであります。

障害者自立支援であります。

どなたでもだれでもがこの塩竈で明るく元気に誇りを持って暮らしをいただくというのが理想的な形であると思っておりますし、それこそがまさにノーマライゼーションではないかと、私も全く同じ意見であります。そういった中で、やはり障害者の方々がこの塩竈の地域の中で働く場があればというようなことであります。

実は、8月に議長にも同行いただきまして、主に市内の企業をご訪問させていただきました。一つは新卒高校生の新規雇用という問題でありましたが、もう一つは障害者の皆様方をぜひ雇用いただけないかと。トライアル雇用でも結構でありますので、ぜひまずは法定の充足率を何とか市内の企業の皆様方にも満たしていただけないかというお願いに上がりました。そうしましたところ、二、三の企業から、むしろ企業としてはそういった方々の力が大変大切だ、飽きないでしっかりやってくれております、ぜひ今後ともそういった方々の雇用につきまして積極的に対応させていただきますという大変うれしいお話をいただきました。我々塩竈市の行政の中でももっともっとこういった方々に雇用の機会を、門戸を開放していく必要があるというふうに認識をいたしております。

議員の方から、障害者の方々が、例えば喫茶店あるいはレストラン等というようなお話も

ちょうだいいたしました。我々もさまざまな公共施設を抱えておりますので、今後ぜひそういった機会を醸成できますように努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、浅海漁業、養殖漁業の関係で、磯焼けのお話をいただきました。

ご案内のとおり、海底面が全く海藻が生えないような状況で真っ白になってしまうというのが磯焼けという現象かと思っております。このことにつきましては、県が主に取り組みました松島湾リフレッシュ事業、あるいは漁業担当部局が取り組みました作瀾事業というのがあります。これは新たに水路を掘りまして、外海の水を計画的に湾内に導入するという事業であります。そういったことに積極的な取り組みをやっていただきまして、松島湾内の水質環境あるいは海底の環境も大分大幅に変わってきているという認識をいたしております。湾内にはかなり魚も戻ってきている、あるいは湾内の昆布やワカメの養殖漁業も極めて順調であるというようなことをお伺いをいたしておりますが、なお水質浄化等について引き続き、県、塩竈市としても取り組んでまいりますよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

ヒブワクチン、まだまだ認識が不足をいたしております。ぜひこういったヒブという病気の病原菌の状況を広く市民の方々に共有していただける努力を、なお一層いたしてまいります。

イベントの開催についてであります。

シルバーウィークに高速道路至るところで渋滞が発生したということについては、私もマスコミの報道等で了承いたしているところであります。ETC1,000円というのが大きな原因かと思っております。なかなかこういったことに対して抜本的な対策というのは難しいというふうに感じております。やはりこういったときこそ公共交通機関をしっかりと活用いただくということも大切ではないかなと思っております。仙台空港から仙台駅まで仙台アクセス鉄道ですとたしか17分であります。そこから塩竈まで仙石線をお使いいただくと二十二、三分、40分ぐらいで空港から十分到着できるというようなそういう利便性を我々ももっと観光客の方々に広くお知らせをさせていただきたいと思えます。

なお、パークアンドライドのご提案がありました。どこかに駐車場をつくって市内に車を入れないという取り組みであります。このことにつきましても、みなと祭等で既に導入をさせていただいております。まだ、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等でパークアンドライドを活用したという事例はございませんが、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

また、企業誘致で、実は新浜町、軟弱な埋立地盤であり、年々地盤沈下が発生し、企業等に

おきましても、新たな進出に際しては基礎地盤の構築、特にくいを打つ等で多額の費用がかかるということも、立地に二の足を踏まれる一つの理由ではないかということについては、私も全く同感であります。そういったことにも配慮し、今回2件提案をさせていただいております。その提案をご活用いただきますと、例えば1,000坪の土地が例えば800坪で済むというようなケースもございますので、そういった部分を例えば基礎工の方にお回しをいただく、間接的な手法ではありますが、そういったことも幅広くご賢察をいただきながら、より塩竈に企業誘致が進みますよう、なお努力をいたしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。（拍手）

○7番（東海林京子君）（登壇） 東海林京子です。会派チェンジしおがまを代表して、平成21年9月議会の一般質問をいたします。

私はこれまで社民党の一人会派で活動してまいりました。ことしの4月から一人会派の佐藤英治氏、伊藤博章氏の3会派が合同し、「三人寄れば文殊の知恵」ということわざや三本の矢の例え話にもあるように、1人よりは2人、2人よりは3人の方が、市民の皆さんのご要望やご意見にしっかりおこたえするためにもお互い討論し意見や考えをすり合わせて勉強し、市政へ反映させていくことが広がりを持つのではないかという結論に達し、ことし4月1日より「チェンジしおがま」というネーミングにし、気持ちも新たに活動しております。私に対して、市内、市外にかかわらず、東海林さんは社民党をやめたのかというお問い合わせもたくさんありましたが、そんなことはありません。会派の3人の後援会や支持団体、支持政党はこれまでどおりですし、考え方も必ずしもすべて一致はしておりませんが、お互い尊重し一緒にやれるところでやっていく自由を保障することを確認しています。平和に楽しく前向きに、議会改革も当面の大きな柱として頑張ってまいります。会派のネーミングを「チェンジしおがま」にしてよかった、歴史を先取りしたような気がして、今、気をよくしております。

市長を初め議員の皆さんは、去る8月30日の衆議院選挙の戦いの後で引き続きの議会で、大変お疲れのことと思います。今回の衆議院選挙は、民意の願いである歴史的政権交代をついに成し遂げました。民主党の308議席は単独過半数を超え、対する自民党は111議席、公明党21議席と大きく後退し、政権の座から去りました。民主の一人勝ちを警戒していた社民党、共産党は、どちらも増減なしの現状維持、社民党7人、共産9人とどまりました。そして、

16日には、民主、社民、国民新党の3党連立政権が発足し、スタートを切りました。我が党の福島瑞穂党首も内閣の一員として重要な任務を担うことになりましたので、まずは平和や日米の問題ではこれまで社民党が言ってきたことをぶれないで実行してもらうよう見守りたいと思います。

それでは早速質問にかかります。

第1点の質問は、今回の歴史的政権交代と塩竈市政とのかかわりについてお尋ねいたします。

市長は、今回の衆議院選挙において、4区選挙区では自民党公認の伊藤信太郎候補の応援を大変熱心にやられていましたね。宣車の中からマイクを握って、あるいは街頭や個人演説会場で満遍なく応援していたと市民の方々は言うておりました。私も社民党の宣伝車に二、三度乗り、政策を訴え、街宣もしましたので、市長の乗っている選挙カーとは何度かすれ違いました。お互いお疲れさまでした。そして、8月30日の投開票を迎えてその結果が出たとき、自民・公明連立体制が惨敗し、市長の応援した候補が当選しなかった結果を見て、市長はどんな感想をお持ちになりましたか。新政権の誕生と伊藤氏の落選が塩竈市政にどのように影響し、もう一方の民主の候補の当選は塩竈市の今後の市政運営にどんな影を落とすだろうと思ったのか、具体的に教えてください。

市民の皆さんは、今回の市長の選挙応援については、かなり冷めた目で見えていたようです。今回の選挙は、どこの首長も知事から初め連立与党の応援をしていたことが、かえって地域住民の気持ち、今こそ政権をかえたいと思っていた人たちには逆なでするような格好になったと言うておりました。市長は、新政権には何を望み、本市はだれを介して国政にアプローチするのかお聞かせください。

二つ目の質問は、市長の初めての立候補のときからマニフェストとして挙げていると思いますが、そのトップは、「日本一住みたいまち塩竈」についてお尋ねいたします。

平成15年から現職を務めておりますが、あのときはそのキャッチフレーズが一段と目につき、市民に希望を与え期待を集めて、佐藤 昭さんは見事市長に当選されました。そのころは小泉政権のころで、耳当たりのいいワンフレーズに国民は酔わされていたころで、市長の「日本一住みたいまち塩竈」は、塩竈市民の頭にしっかりインプットされたと思います。そして、現在、2期6年半が経過しましたが、日本一住みたいまちの入り口は見えてきたのでしょうか。はっきり申し上げて、市民も私もですが、日本一住みたいまちの条件というのが塩竈ではまだ見つかっていないと感じている人が多いようです。むしろ市民の間では、日本

一住みたくないまちだと言う人もいますようです。塩竈に生まれてずっと塩竈に住んできてここに骨をうずめようとしている人たちにとっては、本当に悲しい言葉です。日本一住みたくないなるまちにはなっていないと私たちは確信していますので、市長も頑張ってください。市長は日本一住みたくないなるまちというのは具体的にどういうまちをイメージしているのか、改めてお聞かせください。これまでの6年半の中で、それはどの事業でしたか。その実績のほどもぜひ聞きたいと思います。

三つ目の質問は、藤倉二丁目2番地内の水害対策についてお尋ねいたします。

藤倉地域は昭和20年代からずっとずっと水害に悩まされてきました。大雨のときは安心して寝られない地域であることは塩竈の歴史からは消すことのできない事実で、市民はだれもが知っています。雨が降れば二中の校庭に魚やクラゲが泳ぐという話は昔からの語りぐさです。昭和40年代になると今の松陽台や楓町の宅地が進み、これまで山でとどめていた水が藤倉の沼地へ押し寄せてきました。いつになっても藤倉の水害は解消されずに、その場しのぎになっていました。若干側溝をつくったり道路をかさ上げしても住宅地の水は余り改善されず、昭和62年の8・5の水害やその年は3回も床下・床上浸水に見舞われ、その後も高潮被害などで泣かされてきました。そのため、前市長のときから水害のないまちに取り組んできました。ようやく3年前の平成18年度から藤倉の水害対策に抜本的改善をしようと、3年の月日と約14億円の事業費を投じて藤倉雨水ポンプ場が完成しています。私たち藤倉の水害を経験している住民は、その完成を祝って竣工式の前の見学会に行って「今度はもう大丈夫だね。よかったね」と喜んで帰ってきました。

ところが、竣工式に渡されたパンフレットの中の地図図面で、新しいポンプ場には藤倉二丁目2番地区の雨水はその新しい藤倉区域の中ではない図になっておりました。一番水害に悩まされている地域の水を取り込まないなどどういうことだということになり、地区内で市当局から来ていただき説明会を開催して話し合いを持ちました。当局の説明は、この地区の水は、古い方のポンプ、藤倉第2ポンプに取り込むから大丈夫という説明でしたね。しかし、地元としては、今はまだ大雨が降っていないので何とも言えませんが、あの古いポンプ場ではこれまで機能が十分でないで新しいポンプ場をつくったのだ、台風シーズンや大潮のことを考えると、枕を高くして寝ることはできません。本当に大丈夫なのか、ご説明をお願いします。また、側溝をきちんと清掃しておけば水害の難を逃れられることにもなりますので、定期的に年2回ぐらい清掃をお願いします。

四つ目の質問は、環境に配慮したまちづくりについて四つのテーマでお伺いします。

鳩山新政権は、温室ガスの排出を2020年までの1990年比で25%削減することをマニフェストで明らかにしておりましたが、今回それを国連総会の演説で訴え、国連の評価も高く、世界を引っ張ってほしいと世界の期待も大きく、環境のことで日本がリードすることになりそうです。国連で日本の演説がこれほど高く世界から期待と評価を受けたことはないとメディアは言っております。

温暖化を防ぐためには国民の負担が多くなるという経団連の話もありますが、温暖化対策の同友会幹事は6月24日の朝日新聞のインタビューの記事で、「問題は国民への相談の仕方だ。国民負担や経済へのマイナス影響を論じ過ぎる。温暖化防止は人類存亡の問題だ。対策をとらなかった場合の被害は太陽光発電など新産業の事業創造によるGDP国内総生産の押し上げ効果もあわせて数値で示して初めて国民的議論になる」という記事に私は共感しましたので、そのとき新聞記事を切り抜いておきましたが、今回ここで活用しております。

経団連は企業の損失の心配ばかりを前面に出して、国民にも大きな負担をと言っていますが、ハイブリッドカーや太陽光発電機、エコ家電などの販売力はどんどん広がるのは目に見えているはずで、そうすると、25%はそんなに難しくもないし、企業が大損をする話ではないと思います。問題は、子供たちに手渡していくこの地球の未来のことをもっともっと議論して、温暖化防止を国民的課題として取り組んでいくことが本当に大事だと考えます。

塩竈市エコ燃料の取り組み、ごみのリサイクル、エコオフィスなどその効果も徐々に膨らんでいると思いますが、環境問題の中で最近話題になっているのが幾つかあります。その一つは青色発光ダイオードがあります。一昨日の夜のニュースで、今、電気関係の企業が街路灯や一般住宅の電灯をダイオードにする研究が急ピッチで各社競って進められている。ほとんど商品化し、間もなく販売にこぎつけられるだろうということを言っていました。

私は2年ぐらい前に防犯灯を青色ダイオードにした方がよいということを言ってきました。青色発光ダイオードは性能や電気代が節約になり、犯罪を抑える力もあることなどが立証されて、企業や自治体で徐々に採用されているケースがふえています。青色発光ダイオード、LEDの特徴は、白色の蛍光灯に比べると若干暗くなりますが、青の光は夜のやみの中では一番遠くまで光が届く性質を持っています。青色はセロトニンを分泌し、落ちつきや深い集中力を促し、心の平静や安定をつくり出します。そのため、頭のヒートアップ、つまりキレるという状態を静めるのに役立ちます。したがって、防犯意識の高まりにつれて青色での犯

罪抑止効果に今注目が高まっています。効果としては、消費電力が小さいため電気代を減らせます。従来の蛍光灯に比べ消費電力量やCO<sub>2</sub>排出量を7分の1から8分の1に削減できるので、地球温暖化防止に貢献できます。また、寿命も20倍長もちするのも大きな魅力です。メンテナンス料も大幅削減されるというメリットがあります。新しく購入するときは高いのですが、長い目で見るといろいろ削減でき地球にも優しいので、交換寿命が来た街路灯や地域の防犯灯、学校施設にも採用する自治体もふえています。沖縄の宮古島市は2009年以降、市の幼稚園、小中学校を改築する際は発光ダイオード照明を設置する方向で計画を進めているそうです。また、仙台市の若林区でも青色発光ダイオードの街路灯を採用しています。色彩心理学上、気持ちを落ちつけるというところに着目して、ひったくりや痴漢などの被害の多い市道に46基設置しています。塩竈市内でも、車にいたずらや自転車盗難の多い民間のパチンコ店などに取りつけているところがあるそうです。

塩竈市も行政の管轄の中で、街灯や町内会の防犯灯、公園や看板など照明が5,178基あります。年間の電気料が3,000万円以上になっているわけですから、器具を修繕したり取りかえる時期になっているものから少しずつ採用する価値はあると考えます。当局の考えをお伺いいたします。

次に、ポイ捨て禁止について伺います。

このテーマについても私は過去何回か質問しています。それは、何度も言わなければならないというのは市がやらないからです。ごみのポイ捨ては以前よりは少なくなったようです。それは、まずたばこが自販機でだれでも簡単に買うことができなくなったということで、特に未成年者はこれまでより手に入りにくくなったということもあるでしょう。この機会に禁煙する大人もふえています。ジュースの入れ物が缶からペットボトルになって、飲み残しはふたを閉めて家に持ち帰るということもあります。

しかし、空き缶、菓子袋、犬のふん、家庭ごみなどのポイ捨てはまだあります。塩竈市以外のところへ行ってそこにポイ捨て禁止の看板や標語が掲げているところは、それはそれなりにポイ捨てごみがなくてとてもきれいで気持ちがいいです。塩竈市ではなぜポイ捨て禁止条例をつくらないのか、なぜ看板を立てないのか。町内会の看板は時々見かけます。「ポイ捨てをしないでください」とか「犬のふんは持ち帰りください」とか、町内会の自主性に頼れるところはそれでもいいかもしれませんが、人も金もない地区もあるということを感じていただきたいと思います。

次の質問は、側溝のグレーチングに禁煙マークをつけてくださいという要望です。

先日、たまたま信号待ちをしていると、ご商売をされている家の中から出てきた、高齢者と申し上げていいと思いますが、ある女性が自販機の中にたばこを追加していきました。そして、持ってきたビニール袋を店の前の側溝のグレーチングの中に突っ込んで立ち去りました。私はあつと思わず大きな声を上げてしまいましたが、車の中でしたし、車がすぐ発進しましたので、その一声をかけるいとまありませんでした。子供たちには絶対に見せてはいけない光景だと思いました。このような行為を平気でする人のためにポイ捨て禁止の条例は必要だし、側溝に平気で何のためらいもなくたばこの吸い殻やごみを入れる人がなくなるように、側溝のふたに禁煙マークをつけた方がいいと思います。歩きたばこの人がたばこを捨てるのです。ですから、歩きたばこも禁止してください。現在、グレーチングには市役所のマークや桜の花とか白菊の花、そんなものがついています。それでもいいですが、駅の近くや公共施設などの玄関前の側溝はまだ吸い殻入れのようになっていますので、ぜひ考えて実行してください。

次の質問は、EM菌の活用について質問します。

EM菌を知らない人はまだ大勢います。知っている人は少しずつですがふえて、活用について友達や地域の人に教えて、その広がりが高まっています。EM菌は有用微生物群のことで、土や水を浄化し、環境の汚染を減らして、生き物や植物が住みやすい環境をつくれます。EMはごみ減量にも一翼を担っています。家庭の台所や病院、大型レストラン、ホテル、学校給食、食品加工場から出る生ごみが栄養たっぷりの堆肥に生まれ変わったり、それを畑に使うことによって土を豊かにして、安全で健康によいおいしい野菜をつくることもできます。廃油を利用してEM石けんをつくることもできます。学校のプールの清掃やペットののこの緩和や、ダニの発生を抑えたり皮膚病の予防にもなります。EM菌は、一口で言えば暮らしを助ける微生物で、物の酸化を防ぐ抗酸化作用を持つ有用微生物なのです。隣の七ヶ浜町では、行政が主体的にかかわって学校プールや役場のトイレの清掃、漁協では漁網の消毒、悪臭除去対策や、また介護現場でのふろ、トイレ、台所、ふとんなどに米のとぎ汁のEM発酵液を散布して悪臭の除去に役立てています。このように、コストもかからず、安全で活用の広いEM菌を本市でも活用して、環境を守り、気持ちよく生活できる環境にまず公共の職場から取り組んでいただきたい。本市でも学校のプールなどで実験済みのところもあると聞いていますが、成果のほどはいかがでしょうか。

最後の質問は浅野議員と同じヒブですが、浅野議員が何もかも私と同じことを質問されておりましたので、当然答えも同じだと思いますのでこの点については余り長くは申しませんが、市長も、定期予防接種ですか、このことを国に要望していくと言っておられますが、何もしないでは何にもなりませんので、ぜひ生の声を国政に届けていただきますようお願いして私の質問を終わりたいと思います。

第1回目の質問を終わります。ご清聴大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま東海林議員から5項目にわたるご質問をいただきました。順次ご回答いたします。

初めに、さきの衆議院選挙についてご質問いただきました。

ご紹介いただきましたとおり、私は特定の候補を応援をさせていただきました。それは自分の政治信念に基づいて行ったことであります。結果につきましては厳粛に受けとめてまいりたいと考えているところであります。

また、国とのパイプ云々のお話でありました。粛々と対応いたしてまいります。

次に、新政権に市長は何を望みますかというご質問でありました。

新政権は、中央集権から地域主権へを掲げ、国と地方との関係を対等な協力関係にするとされていますが、地方がみずから自立したまちづくりにぜひ取り組みますよう、地方の考えを尊重していただきたいと考えているところであります。また、景気浮揚が最重要課題でありますことから、地方の実情をしっかりと受けとめた経済対策の推進、さらには、地方や国民生活に困難が生じないような柔軟な対応、三つ目といたしましては、地方にとって負担増とならないよう取り組んでいただきたいと切に要望いたすところであります。

今、21年度の補正予算や来年度予算の概算要求につきましても組み替えることを基本方針としておりますが、経済危機を乗り切り、景気浮揚に全力を挙げている地方のためには、やはり21年度補正予算の執行と来年度予算の遅滞のない成立が不可欠ではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、新政権への移行が地方に及ぼす影響はまだ不透明でありますことから、その動きに的確に対応いたしてまいります。

次に、日本一住みたいまち塩竈についてお答えいたします。

重点的課題は何かということですが、私が平成15年市長に就任させていただき最初に手がけたのは、現実味を帯びておりました財政の危機を回避するための行財政改革であり

ます。職員定数や予算規模の削減を初め、長年の課題でありました魚市場事業や公共駐車場事業の長年にわたる累積赤字を解消し、さらには市立病院や開発公社の経営健全化の方策を立てることでありましたが、市民の皆様、議会のご理解をいただきながらの取り組みによりまして、今後の財政運営に一定の道筋をつけたものと確信をいたしているところであります。

この行財政改革と同時に取り組んできた重点課題とその進捗状況は以下のとおりであります。

第1に、国際的な漁業規制などにより水揚げや生産高の減少が続いている水産業や水産加工業の振興、空き店舗等が増加している商業の振興など、低迷する地域経済の活性化であります。

第2に、交流人口の拡大に向けた観光振興や中心市街地活性化であります。定住人口が減少し地域経済にも大きな影響がある中で、観光を機軸とした地域経済の活性化を図るため、交流人口の拡大に向けた観光振興あるいは中心市街地の活性化でございます。第3に、少子高齢化対策と人口減少対策であります。平成7年をピークとした人口減少、とりわけ若年層の減少は地域経済や地域コミュニティへの影響が大きく懸念されますことから、その対策が大きな課題であります。第4に、まちづくりの基本である人づくりであります。まちに誇りと愛着を持つ人々の力がまちづくりの原動力となりますことから、次の時代を担う人づくりが必要不可欠であります。第5に、安全と安心のまちづくりであります。今後、30年以内に99%の確率で予想されている宮城県沖地震への対応などの防災対策を中心とした安全と安心のまちづくりであります。以上の5項目を重点課題に、日本で一番住みたいまち塩竈のまちづくりに取り組みをさせていただきます。

市長在任6年余りでの実績というお尋ねであります。

まず、「元気です塩竈」として、寿司のまち塩竈や三陸塩竈ひがしもののメバチマグロのブランド化により販路を拡大するとともに、塩釜フード見本市や大規模冷蔵施設を誘致、水産業あるいは水産加工業の活性化につなげますとともに、港湾背後地に大規模リサイクル施設を誘致をいたしました。さらに、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンやのおいしおがまなどのイベントを通して塩竈の食文化を発信し、地酒や菓子を含めて食のまち塩竈の知名度を揺るぎないものにしつつあります。中心市街地整備につきましては、この秋に完成する北浜沢乙線は、横丁の整備や誘導サインの整備によって道そのものが博物館となる鹽竈海道として観光客の増加につながり、交流人口の拡大に寄与をいたしているところであります。また、海辺の賑わい地区では、マンションの完成や駅前広場などを進め、都心回帰第1号と言われる大型商業施設も開店いたしましたほか、駅前広場やマリングートにつながる遊歩道の整備によって新し

いまちに生まれつつあります。

次に、「安心です塩竈」として、保育所の耐震化は既に完了し、小中学校の耐震化も平成22年度には完了させる見通しが立っているところであります。また、住宅の耐震化や防潮堤整備あるいは津波避難誘導看板の設置に加え、藤倉ポンプ場の整備により安全なまちづくりに努めております。福祉の分野では、子育て支援や妊婦健診助成の拡大、さらには乳幼児の外来医療費助成の年齢引き上げ、健康づくりによる介護予防、また介護福祉のサービス基盤を整備をいたしました。

三つ目に、「大好きです塩竈」として、小学校への少人数指導導入やサマースクールにより学力向上に努め、また、誇りと愛着を持つ人づくりとして塩竈学や「しおがま“何でも”体感団」を推進し、郷土意識の醸成に努めております。

また、15分総合交通体系を推進するためにしおナビ100円バスの運行、また、昨年からはNEWしおナビ100円バスの試験運行を開始、路線バス空白地帯解消とともに高齢者の外出支援を行っております。さらに、浦戸地区におきましては排水処理施設や浮棧橋あるいは漁港などの生活と生産の基盤を整備をするとともに、情報発信を行いながら各種イベントの開催、うらと子どもパスポートを開始をいたしております。

このような取り組みを重ねることによりまして、市民をお一人お一人が誇りと希望を持って暮らしていただける塩竈を「日本一住みたい塩竈」と表現をさせていただいたところであります。

次に、藤倉二丁目2番地内水害対策についてお答えをいたします。

まず、基本的なことではありますが、ポンプ場、市内に七、八カ所を建設する予定であります。なるべく排水地域の近くにポンプ場を建設するということではありますが、一度にすべてのポンプ場を建設するというのは費用的にも工期的にも困難なこととなります。順次整備をさせていただき、そういった施設を共用しながら地域全体が平均的に洪水の安全度を上げていくというのが今の雨水対策の取り組みであります。

藤倉二丁目2番地区は下水道事業計画では藤倉第2排水区に当たり、藤倉第2ポンプ場から雨水を排水する計画となっております。本年4月に藤倉雨水ポンプ場が完成するまでの間は、暫定的に藤倉第1排水区のうち藤倉一・二丁目の雨水の一部を藤倉第2ポンプ場に流入させて排除いたしてまいりましたが、今後は雨水計画に沿った内容での排水経路となります。したがって、藤倉第2ポンプ場は、本来の受け持ち区域である藤倉第2排水区、藤倉二丁目1か

ら3番地、北浜四丁目の一部を含みますが、だけの雨水を排除することとなりますので、1時間当たり30ミリの雨に対応できるようになります。

側溝などの維持管理について御質問いただきました。

定期的なパトロールと清掃に加え、気象情報を確認して雨水ポンプの点検や土砂の堆積しやすい箇所の清掃を行い、洪水には流下能力を最大限に発揮できるような体制をとっているところであります。

次に、環境に配慮したまちづくりについてであります。

青色発光ダイオード照明についてお答えをいたします。

本市では、環境負荷の少ない快適なまちづくりを実現させるため、塩竈市環境基本計画に基づき、市役所が率先して実行することを内容とする塩竈エコオフィスプランを平成16年度から実践し、また、温室効果ガスを大幅に削減している取り組みの成果を広報やホームページなどで事業者や市民にお知らせをし、環境に配慮したまちづくりを推進をいたしております。この計画では、環境負荷の少ない製品の購入や省エネが期待できる製品を使用することを重点に取り組みしており、ご提案の発光ダイオード照明灯の活用は環境行政を推進する立場からは好ましいものと思えます。特に青色は心を落ち着かせる効果があると言われており、安全・安心ロード整備事業によって設置する照明灯への一部導入を検討させていただいているところでもあります。また、公共施設の室内照明灯についてもダイオード照明への切りかえを検討しているところであり、費用面につきましても今後の技術革新によりコストも下がっていくものと期待をいたしておりますので、そのような状況を見きわめながら導入を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、ポイ捨て禁止の条例を制定してはとのご質問にお答えいたします。

本市では、昭和60年、塩竈市環境美化の促進に関する条例を制定し、市民や事業者などの責務を明らかにするとともに、空き缶やたばこの吸い殻等のいわゆるポイ捨て禁止、散乱ごみの清掃を行って環境美化を促進することを定めているところではあります。この条例に基づきまして年3回行っている市民清掃には毎回約8割の町内会がご参加をいただき、約7,000名の市民、さらには塩竈市災害防止協力会の皆様等からもご協力をいただいているところでもあります。また、市内の小中高校生によるごみ拾いやボランティア団体による美化活動も積極的に行われているところでもあります。

たばこの吸い殻のポイ捨ての呼びかけにつきましても、ポイ捨て禁止の看板を設置したり、

塩釜たばこ販売協同組合によるたばこのポイ捨て禁止キャンペーンなどの啓発活動も行われ、市民挙げて環境美化に取り組んでいるところであります。市がやらないということでもありますが、やはり市民の方々にこのようなことを行わないというしっかりとしたマナーを持っていただくことも大変重要ではないかと考えているところであります。

そういった中で、側溝グレーチングにたばこの吸い殻禁止マークをとというご提案でありましたが、まずは、たばこをポイ捨てをしないと、マナーの徹底を呼びかけることではないかと考えているところであります。

EM菌の活用についてお答えをいたします。

学校でのEM菌の活用についてでございます。市内の四つの小学校で既にEM菌を活用したプール清掃を行っておりますが、これは、EM菌がプール内のヘドロを分解しプール清掃の労力が軽減されること、また薬品を使用しないため環境にも優しいことから、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、一般家庭へのEM菌の普及についてであります。昨年10月から「環境に優しいEM石けんをつくりませんか」をテーマとして、NPO団体の協力をいただきながら出前講座を7回開催し、77名のご参加をいただいたところであります。また、近年、EM菌は発酵させる働きがあることから短期間で生ごみを上質の発酵肥料に変えることができることで、EM生ごみ処理を行っている家庭も市内でもふえているところであります。今年度は県の補助制度を活用しEMの有効活用についてさらに啓発を図ってまいりたいと考えております。

最後に、予防ワクチンについてご質問いただきましたが、浅野議員にお答えをさせていただいている内容と同様でありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） ありがとうございます。

市長さんは自分の信条に基づいて伊藤信太郎さんの応援をしたんだというふうに言っております。しかし、今度知事さんも選挙あるわけですから、そういう点では、特別政党の応援は要らないというふうに言ってますけれども、やはり一緒に選挙運動を自民党とやったと思うんですね。都合のいいときだけそういうふうに言われても余りびんどこないなという感じもするわけですが、例えばさっきの水害の問題なんかでも、地域に来れば、これは先生がやった問題ですと。水害はなくなりまして、本当に皆さんご安心ができましたでしょうというような宣

伝をされると、今度いなくなったらだれがやってくれるのかとこっちの方が心配になってくるわけで、ちょっと肩を入れ過ぎたのかなという感じもしないまでもありません。そういう点では、やっぱり市長というのは中立を保つというのが私は筋ではないのかなというふうに思いましたので一言言ったのでございます。気にはされてないと思いますけれども、そういう点で、なお一層ですね、新体制になってもぜひ塩竈市の問題を国政の場に届けるというふうなことで力もいただくということで、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

あと、市長が言ってるように、やはり国の方針とか国の指導、そういうのにこれまでは、少しというよりほとんど準拠してきたと思います。これからは積極的にやっていくというような今ニュアンスに聞こえたわけですから、国の方にもぜひそういう声を、ぜひ市民の声を届けていただきたいなというふうに思います。

それから、やはり予算の関係でそういうものを変更されれば大変困ってくるだろうというふうに思います。そういう点についても、でも、今思えば、去年は選挙を目指して、ことしの5月に行われた補正予算の部分ではかなりの国からの押しつけ的なものもあったんじゃないかというふうに思います。今、新政権では、例えば電子テレビは要らないとかそういうようなことを言ってるわけですから、そういう点について削減されるのかどうか。どんなことが今削減されるということで心配なのか。ひとつそういう点についてもお伺いしたいと思います。

それから、例えば電気の問題、青色ダイオードですか、あの問題についても、今市長言いましたけれども、採用していきたいと言ってますけれども、きのう、私たまたま外に出てみましたら藤倉あたりで何かすごいオレンジ色の電気が光っているんですね。目に鋭くくるような電気が。何だろうと思って見たら、今までなかったことなんですけれども、何カ所かにオレンジ色のすごい電気がついてる。あれは何なんでしょうかね。わかりませんか。街灯だと思うんですよ。これ今までなかったんですから、ここ何日かの間につけたんだと思うんです。今市長が言ってることとちょっと違うなと思ったんですが、それは何なのか、まず一つ教えていただきたいというふうに思います。それからあと、青色ダイオードがいいと言いながら別の電気をつける。あれは蛍光灯ではない色ですからナトリウム灯なのかなというふうに思いましたけれども、なぜそういうふうになったのかですね、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、EM菌の問題、プール清掃の問題。これはどこの団体がやってくれたのかですね。学校でそういう予算をつけてるのかどうなのか。予算は必ず、今まで塩素系の洗剤を使ってやったわけですから、予算的にはかなり使わなくなるだろうし、それから安全性も高まってくる

わけですね。そういう点では全部の学校がそのようになるように。ただ、どこで指導してこのようになったのかですね。本当にいいことだからさっさとやっていただきたいとは思いますが、そういうことが今まで私たちもわからなかったんで、ぜひそういうことも教えていただきたいなというふうに思います。

EM菌は私も使っていますけれども、家庭で本当に使えるんですね。例えば私は金魚鉢なんかにも入れるんですけども、それから、ふろのたて返しのときなんかも必ず入れます。そうすると次の日はきれいなおふろになっているということもありますし、これは絶対環境の問題とかそういうことを考えると全家庭にでも広めていっていい問題だと思います。七ヶ浜町なんかはほとんど行政で行ってますね。特にあそこは漁協がありますから、漁協の漁網を、普通海岸なんか干していると非常に臭いんですね。それから虫もつくというようなことで、漁協が一生懸命になってやっているということですが、塩竈あたりはそういうことをやっている業界はないのかどうなのかですね。これを例えば排水口なんかに流すと非常にいい効果が出るということもありますので。塩竈のプールは下水道に入るんだから余り問題ないのかなというふうに思いますけれども、たまたま塩素系の洗剤をそのまま七ヶ浜では流してたのかな、海に直行してしまうと。そうすると海もやっぱり汚れてしまう。それもなくなったということで大変喜んでいるわけですから、いいものはどんどん推し進めていただきたいなというふうに思います。

またお答えをお願いします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 新政権とのかかわりでございますけれども、新政権におきましては財源の確保のための取り組みをもろもろ始められておるとい状況ではございますが、その具体的な内容等につきましてはまだまだ見えない部分がございます。

そういった中、新政権としましても地方との意見交換の場は設けていくという報道もなされております。私たちの方にも地方6団体を通じましてそういった取り組みを行っていくという情報が既に入ってきてございますので、そうした場を通じまして、先ほど来申し上げさせていただいておりますようなことにつきましては十分な対応をしていかななくてはならないと、そのような認識をしておる状況でございます。

それから、青色発光ダイオードに関係いたしまして、ただいまオレンジ色ということでございまいしょうか、場所等がどうもはっきり理解できないところがございますので、その辺確認を

させて対応させていただきたい、そのように考えておるところでございます。私からは以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 教育委員会におけるEM菌の活用についてのご質問がありました。

プールの清掃というお話でしたが、まず先ほど市長の答弁にもありましたとおり、小学校では4校を中心にプールの清掃にEM菌を使っております。それに先立ちまして、実は塩竈にNPO法人がございまして、その方を中心に講師をお願いして、子供たちにEM菌の活用方法、効果等々について講義、学習の機会を設けております。そこでできましたEM菌をプールの清掃のときに使うという形をとっております。それから、プールのみならず給食等についても使えないかということで、現在、給食の現場の方々と一緒に検討しているという内容になっております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 何か私の方に質問されたような感じもするわけですがけれども、オレンジの電球のことですか、街灯のことですがけれども、藤倉の東塩釜吉津線のちょうど曲がり角ですね。昔で言うと伊藤編み物屋さん……、ポンプの前ですね。第2ポンプの前あたりに二つぐらいついてました。それから、もう少しずっと吉津線の方に行って、ちょうど池野産婦人科さんのあたりでもついてましたし、それから藤倉のコミュニティセンターですか、あそこのあたりでもすごい光ってて、何か目に鋭くくる感じだったんですけれども、そういうのをつけられたんですが、新しくつけたのかなと。今までなかったんですけれども、そういうのをきのう私見つけたもんですから、なぜ青色みたいなね、あるいは今までどおりのをしないで、こんな、何ていうんですか、見るとかえって逆にカカカッとなるような赤色だったんですよ。ですから、何でこういう色なんだろうなと思ったんですが、そういうことわからないかどうかですね。

どうせつけるなら、私は青色発光ダイオードにもう取りかかるべきではないかというふうに思ったんですね。私のうちでも青色発光ダイオードを玄関のところに付けましたけれども、意識的につけたからかどうかわかりませんが、今まで本当に自転車とか車に傷つけられたんですけれども、そういうことがなくなった。特にパンクさせられるというね、そういうのがあったんですけれども、まずこれは今なくなりましたね。というのは、一晩じゅうつけてても、今まではやはり寝るときどうしても街灯というのは自分たちの玄関のなんか消しますけれども、

消さないで寝ても電気代がかからないということをつけておくから、そういう効果にもなるのかもしれないけれども、そういうものがやっぱりなくなったなというふうに思いました。ぜひこれは、子供たちの夜遊びの防止にも役立つし、いたずらをするあれにも役立つので、ぜひこれはやってほしいなというふうに思いました。それできょうここで言っているわけですが、もうそろそろ防犯灯なんかも各町内会でかわるので、これからはもうどんどんそっちの方に変わっていくのかなと思っていた矢先に何かそのオレンジ色のキラキラが見えたんで、あれっと思ったんですよ。ですから、ちょっとそれは調べてみていただければいいなというふうに思います。

それから、EM菌のNPOの方が今やっててくれるということですが、これ本当に全市にですね、もうどんどんこういうのが取り上げられてきて、最近は皆さん環境の方にもかなり関心を持っていますので、家庭にも広まるし、いろんな事業者にも広まっていくんだろうというふうに思います。いいものはどんどん市の方でもやっていただきたいなと思います。

それから、市長が、私は日本一住みたいまちにするためにこういうものをいろいろやってきましたというのは発表いたしましたけれども、これは特段日本一になるために意識してやったのではないんだというふうに思います。どこでもやっている問題だと思います。それは、国の予算がついたりそういうことでやっているんであって、殊さら日本一を強調すると「またか」という感じで思いますので、殊さら言う中身でもないなというふうに思います。

私はやはり日本一住みたいまちというのは、高齢者だけに気を使ってるとか、子供だけに気を使って、これもやりました、あれもやりましたじゃなくて、だれでもが住みやすいまちだろうというふうに思うんです。その一つとしてやはり、今、私は言ってもいいのは、日本一のとまでは言わなくともですね、評価しなくても、やはり100円バスの問題、これはよかったなというふうに思います。もう少し便利にしていただけばなおいいかなというふうに思います。今はNEWしおナビバスが1回回ると2時間もかかるというふうな状態もありますので、それについてはもう1本ぐらい、1本といますか、今、南、北でやってますよね、ああいうふうな乗り方をやった方がいいのかなというふうに思います。

それから、路線バスもありますね。路線バスはやはり金額が全然違いますね。どこからどこまで行ってもやはり塩竈は全部100円にしちゃって、別に損するわけでもないし、むしろ100円じゃない方がおかしいと思います。

それから、もう一つ私考えるのはタクシーですね。タクシー高いです。最近本当に乗らない

と言ってます、皆さん。高くて高くて乗れない。それでは何にもならないんですね。だからといって100円バスを利用しても、なかなか停留所まで遠いところもありますので、本当にひどいときしか乗らない。それで運転手の方々は、おれたちは値上げに反対してきたんだと。だけでも今高くされてしまった。だから、おれたちの水揚げもないんだというふうに悩んでいるわけです。私は、むしろそちらの方にも応援して、初乗りを500円にして、そしたらみんな乗ると思うんですよ。500円にして、その分バスに助成しているようにタクシーも助成して、みんなが本当に買い物袋下げて、ああひどいな、早く帰りたいなと思ったときにタクシーにパッと乗れる、そういう状況をつくってあげたら日本一に少しは近くなるのではないかなというふうに思いますので、その点をぜひご配慮をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 別に文言のこだわりで言うわけではないんですが、私が申し上げておりますのは日本で一番住みたいまちに塩竈をしたいということでありまして、個別個々のものが、一つ一つが日本一ということではなくて、総合力としてさまざまなものが一つになったときに、やっぱりああこのまちが一番いいんだと言ってもらえるようなまちを目指してまいりたいと。そのシンボルとして「日本で一番住みたい塩竈」というふうに申し上げさせていただいておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

100円バス、何も金かかるわけじゃないというようなお話でありましたが、例えば、北回り、南回りにつきましても、年約1,400万円ぐらいの負担を塩竈市で宮交さんにさせていただいているということでありまして、NEWしおナビ100円バスにつきましても、同じように市民の方々の貴重な税金をご活用させていただきながらの運行でございます。ぜひこういった路線が引き続き多くの市民の方々にご活用いただけますように、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時53分 休憩

---

午後3時10分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番菊地 進君。（拍手）

○15番（菊地 進君）（登壇） ニュー市民クラブの菊地でございます。一般質問の機会を与えていただきました同僚議員、先輩議員に深く感謝を申し上げます。

それでは一般質問を行いたいと思います。

その前に、8月に政権交代というふうな大きな選挙がありました。私は同僚議員と勉強している中で二大政党が大好き人間であります、二大政党がちゃんと国民の負託にこたえられるような二大政党になっていただければなと思っております。それが半年、1年ぐらいで二度とあんな党に入れれないというふうになると、迷惑するのは国民でございますので、その辺をしっかりと国政を見守りながら、そして私たちの地元塩竈市発展のために、塩竈市議会議員としてたゞいまから質問をしまいたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢について、日本で一番住みたいまち塩竈を目指して新年度がスタートしてはや6カ月が過ぎようとしておりますが、国内経済及び政治が大きく変化しております。財政健全化法の対応では、選択と集中、費用対効果を考慮し、市民生活に直結する国の二次補正絡みで事業を切れ目のない景気浮揚と生活支援をと述べておりましたが、鳩山政権がスタートして、国の考え方も変化があります。塩竈市の考え方は、当初予算、当初計画どおりに実施、推進なされるのかお伺いしておきます。

まず、それでは政策目標アジェンダについて。その中でも浦戸について質問してまいります。

浦戸振興をはっきりと具体的項目を市長の責任で示していただきたいのです。つまり、浦戸住民に対しての浦戸の進むべき政策方針を、行政として明確にわかりやすく説明願いたいと思います。市長の政策基本目標として、浦戸の人口、世帯数をどのくらいに考えているのか。高齢化率が54%を超えている現状の打開策はどうか。4島5部落の特徴をどう生かすのか。浦戸の振興と言うけれど、浦戸住民の合意は得られているのか。産業育成とか自然を生かした観光産業と言いますが、具体的に浦戸をどういう方向性で浦戸振興の実現を目指すのか。なかなか私は理解しかねております。浦戸の人口減少、高齢化率が54%を超えている限界集落が現状でございます。交流人口をふやすとか時々説明をいたしますが、交流人口がふえたとして、浦戸住民のメリットは、具体的にお答え願いたいと存じます。

次に、浦戸交通についてであります。

人口減少、高齢化の増嵩で、浦戸住民の交通船の利用は余り望めないと思いますが、浦戸交

通の基本的な考え方を示していただきたい。行政の財政も厳しさがああり、安心・安全な浦戸交通事業を具体的に方向転換していかなければ、財政上も浦戸交通事業も行き着くところまで進んでしまうのではないのでしょうか、心配です。運行時間短縮、夜間航行、ピストン輸送化を実施して、いつでも船を利用できるという安心な生活、市民生活の向上を推進願いたいものと考えております。このことが日本で一番住みたいまち塩竈、浦戸の第一歩だと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。また、財政の健全化からも経営の見直しとして交通事業を一部民間委託、完全民間委託等を考慮して、運行形態を変えて、利用者の利便性、安全性、経営の効率化を推進すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、自主自立の行政システムについてお伺いいたします。

質問の機会があるたびに、財政健全化のために質問しておりますが、12の特別会計と2つの企業会計を考えると、独立採算をどう考えているのか。独立採算という意味をどう認識されて事業を運営なされているのか、歳入歳出のバランス収支をどう考えているのか、お伺いしてまいります。

一般会計側、つまり当局は繰出金を支出しておけば、各事業の責任で各事業が推進されるというすきを見せているのではないのでしょうか。また、繰入金をいただく企業、特別事業会計は当局が支出してくれるからという安易な気の緩みがあるのか、互いに責任の所在がないのではないのでしょうか。普通一般企業、一般社会の常識では到底考えられないことだと思います。もし収支が整わなければ企業は破綻というイバラの道に進んでいくわけです。

そこで確認いたしますが、各特別企業会計がルール分以外の繰り出しの要請があつて支出するのか、それとも恒例により請求があつたら繰り出しをするのか、説明願います。財政が厳しくなると予算要求するときは、財政担当者から一定の枠と事業の見直しをけんけんがくがくと議論するとお伺いしておりましたが、繰出金、繰入金のときは何の議論もなしに決着、決定されるのか、事業での資金不足の追及、その責任追及と同じに支給されていたのか、お伺いいたします。そうだとすれば、自主自立の行政は無理じゃないかと考えておりますが、市長のお考えを示していただきたいと存じます。

財政の健全化について。端的に財政の健全化ということでお伺いいたします。

市債、つまり借金残高が各会計の合計で約690億円、支払利息が平成21年度以降10年間で130億円になりますが、単に年間の支払いは平成21年度で62億8,700万円と多額の支払いが予定されておりますが、財政上本当に健全なのでしょうか。税収の落ち込みがあり、少子高齢化によ

る扶助費の抑制ができない現状、他会計への繰出金があり過ぎて身動きがとれないのではないのでしょうか。こういうことではなかなか住民サービスを提供できないのではと心配しております。つまり、財政健全化法関係での連結決算で実質赤字比率、実質公債費比率、公債費比率、将来負担比率、資金不足比率が改善されているように20年度の決算では示されておりました。一般会計決算では黒字でしたという説明があっても、塩竈市の全会計合計で見ますと大変なわけであります。今後、将来にわたり多額の借金返済、負担を市民にお願いするのですが、市民、住民にこの現状をどのように説明なされ、住民サービスの要求にこたえていくつもりなのか、ご説明願います。

次に、まちの活性化、港湾整備と活性化ということでお尋ねしてまいります。

取り扱い量が半減している現状下で、塩釜港の港湾整備の具体的政策がおありなのか、市長は取り扱い量1トン当たり2万円くらいの波及効果がありますので、港湾整備に力を注ぐと明言されておりましたが、具体的な事業拡大はあったのか、岸壁、施設の老朽化が進み、そのことに対してはどう対処してきたのか。仙台港との役割分担のすみ分けでの事業拡大が最優先して実施されることが重要だと思います。そのための早急な港湾整備が必要と思いますが、県の港湾管理者、県港湾事務所関係者、海運業、海事事業者、港湾関連業者との意見調整はどうかお伺いいたします。余りにも行政の動きがスローだと、塩竈市内の港湾関係業者がいなくなる危惧がありますので、しっかりした計画で港湾整備がされ、港湾関連業者さんも塩竈市もよくなりますよう期待を込めまして、市長の港湾整備にかける決意をお伺いしたいと存じます。

次に、魚市場経営と一元化について。

まず、魚市場経営について、市長の責任において基幹産業として民間委託も含め決断の時期だと考えますが、改めてお伺いいたします。また、魚市場開設権は民間へということで、6月定例議会で同僚の鎌田議員の質問に明快に答弁しておりませんので、民間への移行への考え方を明確に答弁願います。赤字、不良債務約3億7,000万円を大切な血税を投入して20年度解消しましたが、21年の今年度、市民生活の基盤が何か向上したのか、市民生活に対してのメリットがあったのか、地産地消と言うけれど消費拡大されているのか。また、開設以来これまで水揚げ業者だけ中心です。塩竈市民に還元、恩恵があったのか。水産加工業の方々及び商工業者の方がこのような意見を述べるのがふえておりましたが、このような声が市長の耳に届いておるのか、お伺いしたいと思います。つまり、市民の皆さんの生活、事業の苦悩があり、税金の使われ方への考え方が注目されていると思います。魚市場のあり方が大きく問われていると思

いますので、市長の明快なご答弁を期待いたします。

卸売機関の一元化について。多くの同僚議員が基幹産業を心配して質問しておりますが、それだけ重要課題と認識しているわけです。市長が一元化への決意を述べられても、実効性はどうか。期限を示していただきたいので、よろしくご答弁お願いいたします。

次に、教育について。

学力アップについて。教育関係で仲間の議員が質問しておりますが、私からも質問いたします。学力アップ、向上については、私は児童生徒の学習能力は無限大にあると考えている一人です。そんなすばらしい児童生徒の能力を最大限引き出すような塩竈独自の学習を、教職員のご指導のもと、県平均、全国平均を越すよう、目標をぜひお願いいたしたいと思います。教育委員会、家庭が連携を図り、実現していただきたいと存じます。そして、教育方針である健康で豊かな人間性をはぐくみ、未来に向けて主体的に生きる人間形成、さらに思いやりのある人間に成長できますよう願います。よろしくお願ひしたいと存じます。

次に、新型インフルエンザについて。学校での危機管理は、家庭との連携は、そしてその対策はどのように進めておられるのか、簡単にお伺いしておきます。

5番目、福祉について。

障害者のデイサービスについてお伺いしてまいります。親亡き後の心配、不安解消のためにも、福祉サービスの充実を願うものです。今後ますますふえる自宅介護が必要な障害者の生活を守るという観点から、デイサービス施設整備の予定はどのような計画がおりなのか、お知らせを願いたいと存じます。

また、障害者の自宅介護及び老人介護者へのタクシー助成についてお伺いしてまいりたいと思います。特に高齢者の介護関係では自宅介護が多くなっておりますが、自宅介護はいろいろな介護サービスがあつてそれなりに福祉の向上が図られて、生活の基盤が向上しているのも事実でございます。しかしながら、月に1回、2カ月に1回、病院への通院や施設への行事の送迎負担が非常に過重だということで、市民が悩んでおります。そんな意味で、施設利用時の送迎サービス、特に病院へ行くときの送迎サービスの充実をこの高い壇上からお願いを申し上げまして、市長の日本で一番住みたいまち塩竈を目指す決意を聞きながら、第1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、5項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、政策目標として掲げております浦戸振興、その具体的な取り組みについてご質問いただきました。ご案内のとおり、現在浦戸地区では就職などを機に若年層の流出が続き、人口が年々減少し、高齢化率が50%を超えるなど、高齢化が急速に進展をいたしております。これからの浦戸の振興策として、三つの点について述べさせていただきます。一つは、やはり生活の糧となる浅海漁業を振興するための基盤を拡充することにあるのではないかとということであります。二つ目といたしましては、高齢化社会の一途をたどる中で、人口流出を少なくし、定住人口を確保するための生活基盤を整備すること。三つ目といたしましては、自然環境等を生かしながら、観光客などの交流人口の拡大ということを申し上げてまいりました。そういった中で、一番必要なものは何かという意味でのご質問であったかと思えます。

やはり最大の課題は、この地域に暮らす方々が浦戸で生きる力を養っていただけないかと思っております。具体的に申し上げますと、浅海漁業であり農業であります。自分たちの暮らしの糧となるものにしっかりと取り組めるような体制の強化ということでもありますし、そういった方々が暮らす島でありますからこそ、例えば観光客などの交流人口の方々が浦戸をご訪問し、ゆとりと安らぎを得ながらゆったりとした時間をその地域でお過ごしをいただく。交流人口の拡大が浦戸の振興策になるのかというようなご質問でありました。やはり滞在型というものを最終的には目指し、週末にはぜひ浦戸でというようなことをもっともっと積極的に拡大をさせていただくということで、さらなる浦戸の魅力、活性化につながっていくのではないかとこのように考えておりますが、このような生活となる産業基盤、例えば浅海漁業のための漁場形成事業、アサリ漁場の整備、農林陸上再利用施設等々の整備に取り組んでまいったところでありまして、生活基盤となる污水处理施設、いきいきデイサービス、浮き桟橋等々の整備も一定程度しっかりと取り組ませていただいたというふうに考えておりますし、またこれらの生活基盤をさらに強化するため、今議会の補正予算、例えば高速インターネット接続環境整備事業、さらには浦戸診療所の診療日数の拡大などの予算をお願いさせていただいておりますが、こういったことにより幾ばくかでも本土との格差の解消に努めていくということに努力をいたしたいと考えております。

また、交流人口拡大のために観光面では、例えば桂島に公衆トイレ、市船待合所などを設置させていただきましたほか、観光資源の情報発信、さらには当該の方々の各種体験イベントの

開催、市営汽船のうらと子どもパスポートの対象拡大等々、交流人口の拡大のためのさまざまな施策体系に取り組んでいるところであります。歴史と自然の島々といった魅力を今後なお一層、生活となりわい、そして観光のいずれの面でも、島の活性化につながるような対策を第五次長期総合計画でもなお継続をしてみたいと考えているところであります。

次に、浦戸交通についてご質問いただきました。

現行の運行ダイヤについてちょっとご説明させていただければと思います。平成18年4月に改正をいたしておりますが、改正に当たりましてはその基本的な指針となる交通事業会計経営健全化計画について、島内の方々のご意見をちょうだいいたしました。その中では、やはり通勤通学時間帯である午前6時台の2便の確保、あるいは利用者の少ない便については統廃合し、繁忙期には臨時便を運行して経費の節減に努め、安定的な経営に取り組んでもらいたい等のお話をちょうだいいたしまして、現行の運行ダイヤとなった経過がございます。浦戸にお住まいの皆様にはよりよい利便性を享受していただきたいと考えておりますが、一方ではやはり費用対効果の考慮も必要でありますので、そのような観点からも検討させていただきたいと考えております。

スピードアップについてご質問いただきました。やはり朴島まで約50分という時間でありませう。なかなか時間がかかってというお話もございまして、桂島から朴島までの5カ所の寄港地内で、運行時間の短縮ができないかといったようなことについても検討させていただきました。平均1.5キロメートル前後と短い時間となっておりますことから、離接岸に残念ながら一定の時間があり、現行の運行時間をなかなか短縮できずにおりましたが、小型船の導入等もございましたので、さまざまな障害を克服していかなければならないと考えているところであります。なお、小型船の浦戸につきましては、今後にでき得る限り時間短縮に努めさせていただきたいと考えているところであります。

また、民間事業者への委託というご質問でありました。経営健全化計画を取りまとめる際、島内の懇談会の中でも民間委託、完全委託等についてもご提案をさせていただきましたが、島民の方々からは将来に運賃値上げの問題、減便あるいは撤退等の心配から、やはり直営で継続をとのご意見が多数を占めましたことから、現行の運航体制となっているところであります。

なお、いつでも運航できるというようなそういう利便性も必要ではないかというご質問でありました。具体的には、例えば最終便以降を民間事業者へ委託をしてはというご質問であったかと思っております。このような取り組みの一環として、海上タクシー的な運航が平成16年度から民

間事業者によって始められております。市営汽船が運航されない時間帯をカバーすることによりまして、島の方々の足を確保いただいているところでありますが、平成18年には1万人近い利用者がありましたが、その後大きく減少し、現在経営が大変厳しいという環境になっております。せっかくの民間活力活用型の事業でありますので、まずは現行のこのような運航事業が継続できるよう、事業者と市も積極的に話し合いをさせていただき、定着化し、利便性の向上につながるよう努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、自主自立の行政システムについてご質問いただきました。

行財政の健全化についてであります。全会計考えますと、かなりの将来負担があると。市債が690億、利子を考えますと820億という大きな費用であります。当然のことではありますが、30年あるいは40年といったような償還計画の中で取り組まざるを得ない費用であります。場合によっては、次世代の方々にも一定程度ご負担をいただくというような内容もあるかと思っております。具体的には下水道事業その他になるかと思っておりますが、そういったものも視野に入れながらの取り組みとならざるを得ないということでありまして、行財政改革計画の各地元説明会の折には、このような市債残高と今後の取り組み等につきましても、地域住民の方々にご説明をさせていただいたところであります。

そういった中で健全化判断比率の改善、影響等についてのご質問でありました。総括質疑でも申し上げましたが、健全化判断比率は各自治体財政運営をしていく中での最低限のハードルというふうに私も理解をいたしております。市民の方々からの塩竈の財政、本当に大丈夫なのかといったような不安を一定程度は解消できたものと考えておりますが、弾力的な財政運営こそが本来市政に対する信頼を獲得するために必要不可欠ではないかと考えておりますが、このような財政運営を行うにはなお課題を残しているというのが実態であるということについては、繰り返しご説明を申し上げたところであります。平成20年度決算が健全化の基準を満たしたことの意義は、自治体としての体をなさなくなる事態は当面回避させていただきましたが、自主的な財政運営によって、これまで行ってきた行政サービスをなお向上させますよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

このような議論が果たして行政内部でしっかり議論をされているのかというご質問でありました。枠配分あるいはさまざまな行財政改革の指標を一定程度示しながら、それぞれ各部各課とひざを詰めた議論をさせていただいているところでありますし、本市の置かれた財政環境につきましても包み隠さず説明をしながら、職員の総力で取り組んでいかなければならない大変

重要な課題であるということにつきましては、私からも繰り返し職員に説明をさせていただいておりますし、各部各課につきましては財政から当初予算、補正予算の編成時にはその内容につきまして、事細かに説明をさせていただきますし、職員と課題を共有し、地域の皆様方にそのような情報をできる限り提供させていただきながら、地域全体として取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、まちの活性化についてご質問いただきました。

港湾整備についてのご質問であります。港湾整備の大きな課題は、かつて昭和40年代、50年代に我が国を支えてまいりました臨海型工業の受け皿から、今現在の港湾の役割は物の流れ、いわゆる物流としての役割をしっかりと果たしていくということに大きな変換が遂げられておりますが、そういったことについてなかなか十分な理解が深まらないということが、実は港湾整備の大きな課題ではないかというふうに考えております。具体的な施策といたしましても、臨海型工業の基盤から物流の基盤に変わりましたことによりまして、さまざまな変化が発生をいたしております。そのような港湾整備の変化につきましては、県におきまして港湾計画という形で取りまとめられておりますが、その取りまとめの過程では、当然であります地元自治体も一定程度参画をしながら、このような計画をまとめております。例えば、塩釜港区でありますと、航路のマイナス9メートルの新設あるいは貞山マイナス9メートル岸壁の整備、中埠頭地区の整備といったようなものが具体的な港湾整備の施策として盛り込まれているところであります。

役割分担であります。このような港湾が活発に活用されまして初めて効果が発生するわけがあります。当然のことではあります、港湾管理者であります県と、それから本市が例えば企業誘致、さらにはこういった物流貨物の招致等について、それぞれの立場で役割を分担しながらなお一層塩釜港の今後の流通貨物の増大につながるような取り組みを行っていくということが何よりも肝要ではないかと考えております。そのような役割分担の中で海運、海貨業者の皆様方の果たす役割も極めて重要であります。このような三者が一体となって、今塩釜港の再活性化に向けたさまざまな施策体系に取り組んでいるものと理解をいたしているところであります。特に、つい先日、県におきましては冷凍貨物については岸壁使用料の減免という措置を打ち出し、本市におきましても9月定例会で荷主の方々に対する助成措置を条例案として提案をさせていただいておりますが、このようなさまざまな取り組みの中から、初めて物流港湾としての塩釜港というものが形を見せていくものであるというふうに理解をいたしているところでござ

います。

次に、魚市場運営についてご質問いただきました。初めに、本市魚市場が地域経済にどれぐらいの影響を与えているのかということについてご答弁を申し上げます。水産業を取り巻く環境、水産資源の減少、マグロ類の国際的な資源管理の強化あるいは結果として産地間競争の激化などにより、一層厳しい状況を迎え、国内では消費の冷え込みや価格競争の激化、消費者の魚離れなど厳しい環境に置かれております。そのような状況の中、魚市場の水揚げ金額、平成20年度で約95億円、水産加工業の生産高は平成20年次の集計で約530億円でございます。これに関連する水産加工関連企業数が110社、そこで働いている従業員数が約2,500人、そのほか例えば製缶業、製氷業、運送業、燃油業、さらには飲食店等まで含めると、非常にすそ野の広い業種業態、そして従業員の方々が水産都市塩竈で事業を営んでいただいております。

こういった水産都市の魚市場を民間に移行することはというご質問であります。そもそも卸売市場は生鮮食料品の円滑な流通を確保するための拠点施設でございます。その開設や運営にはやはり一定の公益性、信用力が不可欠であると考えております。魚市場で扱う商品、鮮度が落ちやすく長期間保存が難しい、商品価値の変動幅の大きい、またその需要量に変動が少ないにもかかわらず、供給量は天候その他の自然条件によって大きく左右されるという特性を持っております。こうした商品の売買取引を無制限に行うことは、過度の競争や不当な取引、非衛生的な取り扱いを招くことも懸念され、消費者や生産者に著しい不利益を与えることも懸念されるわけであります。このため公正かつ迅速な取引を確保し、生鮮食料品の円滑な供給、消費生活の安定を図ることを目的として、地方公共団体やこれに準ずる団体が衛生的かつ効率的な施設の建設や一定の経費等を負担して行うなど、市場の管理運営に当たっているのが実態ではないかと考えております。

卸売市場法からもこうした趣旨が読み取れるのではないかとというふうに考えているところであります。全国に13特定第3種漁港がございます。9施設は県や市などが開設者となっており、それ以外の4施設につきましても公益性の高い水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が開設者となっているようであります。民間譲渡につきましても、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

卸売機関の一元化であります。水産業界、流通コストの縮減を図るなど、経営健全化を進めることが喫緊の課題であり、その方策として私も一元化が必要であるということを申し上げ、市も一定のかかわりを持ってまいりましたが、両卸売機関はその必要性については十分ご認識

をいただいているものと考えておりますが、各論の議論になりますとなかなか展開が開けないというのが現状であります。今後も行政として、さらなる努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。期日というお話もちょうだいいたしました。できる限り努力をさせていいただきたいということでご答弁にさせていただきます。と思います。

次に、学力アップとインフルエンザについてご質問いただきました。教育長からご答弁をいたさせます。

最後に、福祉についてご質問いただきました。

初めに、障害者のデイサービスについてであります。このサービス、生活介護サービスと言われ、常に介護が必要な障害者の方々に、地域で安定した生活を営んでいただくために提供させていただいております。このサービスは、入浴、食事、創作活動または生産活動の機会を提供し、身体機能または生活機能を向上させることを目的といたしております。障害者の方々の通所できる圏域として想定している塩釜地区二市三町には、このサービスを利用できる施設は現在2カ所であり、十分とは言えない状況でございます。このため宮城県第2期障害福祉計画では、圏域に平成23年度までに新たに民間施設1カ所の開設を予定しており、事業者により早期開設を働きかけているところであります。本市といたしましても、近隣市町村とともに連携し、早期に実現ができますよう事業者により働きかけを行ってまいります。また、開設までの間につきましては、利用希望者の皆様には短期入所サービスの利用を促しているところであります。

次に、介護タクシーの利用につきましてご質問いただきました。このタクシーにつきましては、在宅で寝たきりや車いす使用等で、一般の交通機関を利用することが困難な要介護度3以上の高齢者を抱える家族の方々に對しまして、通院等の送迎料金の助成として、リフトつきタクシーのチケットを交付いたしております。この事業では、障害者の方々に對しましては月4回を、ご高齢者の方々に對しましては月3回の基本料金の助成を行っておりますが、実際の利用料金と若干幅があること等についても認識をいたしております。本市では、高齢者の福祉事業を多岐にわたって実施し、要望におこたえをしているところでありますが、なお利用実態、県内の状況などを精査した上で、改めて検討させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

○教育長（小倉和憲君） 私の方から学力アップと新型インフルエンザについてお答えいたしま

す。

まず、学力アップについてですけれども、本市では知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成についてこれまで日々努力しているところがございますけれども、その中でも学力の向上は最重要課題の一つとして取り組んでおります。指導主事を中心として、検証チームを組織し、指導力、塩竈市学力向上プランを策定して取り組んでおります。議員お話しのとおり、私も教師の使命というのは、児童生徒のよさを見つけ、伸ばし、それで児童生徒の力を最大限に引き出せる、それが教師の使命と思っておりますので、まず一つ目は教員の指導力の向上を図っております。特に、今年度は先ほどお話ししましたように、小学校の指導教員を配置して、少人数指導を強化しながら、指導主事、学校教育課長がその都度各学校に訪問し、指導、助言を行っているところでございます。また、学校の枠を超えて、教員同士がいろいろと討議をし、研究を積み重ねておるところで、例えば各小中学校で今年度県の指定の学力向上サポートプログラム事業5校を受けておりますけれども、これを各学校いつするかということ連絡し合い、各学校の教員がそれぞれその学校を訪問して、それぞれの研究協議をしております。

それから、私どもでは今後学校と子供たちへのきめ細かな指導を十分に図っていく必要がありますので、どの学校でもやはり子供たちが発達段階に応じて身につけなければならない知識や技能の定着を図ることを前提とし、今後とも県はもとより全国の平均を上回ることを各学校、全教員が目標として、今後とも努め、また現在も頑張っているところでございます。

二つ目の視点は、家庭との連携です。学力、学習状況調査の結果につきましては、各保護者に対してそれぞれの個人の結果と学校全体の結果、対策などを知らせることとしておまして、家庭での励ましや規則正しく生活することに対してなどについては、家庭からの支援や協力をお願いしているところでございます。学力向上検証チームで編成した家庭学習の手引も活用し、家庭学習の習慣化と学習時間の増加を図っております。

三つ目の視点については、塩釜サマースクールの充実です。今年度は各学校ごとに実施しまして、また同時に支援員の増加を図り、と同時に別な面からは4年生対象の浦戸合宿、また学校と教育委員会の教材の作成などにより、多くの成果が見られました。今後内容を充実させながら実施してまいりたいと思います。

続いて新型インフルエンザについて、教育委員会としましては、市内小中学校での新型インフルエンザに対応するため、新型インフルエンザ予防対策発生時対応マニュアルを作成し、各学校に配布しております。各家庭におきまして、教育長、校長連名のもとで家庭にいろいろな

面をお願いをしております。保護者の方々に対しまして家庭における毎朝の子供の体温、体調観察や、検温、体調がすぐれない場合は無理に登校せず、医療機関に連絡し、早目に受診するような日ごろの健康管理をしていただくよう協力をお願いしているところでございます。なお、市内小中学校では新型インフルエンザの発生につきましては、市長部局また管理校医と相談しながら、学級閉鎖等の措置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私が質問が下手なので、返ってきた答弁がちょっと物足りないなと思いました。まず、政策目標アジェンダということで、浦戸の振興について。一番基本的な浦戸の人口、世帯数をどのくらいの目標に置いているのか。当時私が議員になったとき、1,100何人いた人口が、今610人台に激減しているんですよ。その間にも浦戸の振興をどうしますか、どう考えるんですかということを質問の機会があるたびに言ってきました。しかしながら、答弁のように生活基盤、あと高齢化の改善、あと豊かな自然で観光。豊かな自然で観光するんだったら、どのようにしてその観光客を誘致するのか。この間、島民の方から言われました。観光客が来ました。島民の方が何か農作業をしていたら、「この島には看板一つないのか」というおしかりを受けてがっかりしたと。だから、私はその方に言ってやればよかったのにと。自然だから看板も置かないんだよと、それが一番いいところですよと、そういった例えば目標があるのかなのか。ちょっと情けない話なんですけど、どうなのかなと。

そして、浦戸交通関係で言えば、こちらの市内と格差をなくすと市長さんが今言ってきましたが、格差をなくすんだったら、やはり浦戸の具体的な何をこういうふうにとという具体例をもって格差をなくしていってもらわなくちゃ困るんでないかなと思っています。それが浦戸の振興につながるんでないかなと。あと交通関係で言えば、島民の方には民間委託すると値上げ云々、あとやめる。民間委託して塩竈市が委託料をちゃんと払えば、業者は私はやめないと思うんですけど、そういう答弁ではなかなか納得いかないし、やはり一つだけ、全部だけでない、私は質問の中で浦戸交通に関しては一部民間委託という表現もしています。ですから、あの重要な、どうしても人数が朝夕いっぱい利用客がいて、船が定員がオーバーして大変なんだと。それは今の市営汽船で頑張ればいいし、利用客の少ない時間帯のときは民間委託してピストン輸送する、そういった方法とかそういうのがあると思うんですよ。そういうのがなくて、いつも同じ答えて、ちょっとがっかりしました。

例えば基地化の問題もあると思うのね。例えば、こちらから行って、野々島どまりにして、あとはそちらのピストン輸送でやるとか、Aコースは野々島どまり、Bコースは寒風沢どまり、Cコースは桂島、いろいろな考え方ができると思うんですよ。それをただ同じルートで同じ考え方でやるから、できませんという答えになるのかなと思うので、ちょっと残念に思っております。あと夜間の救急船絡みでまた助成していると思うのね。さくらを使わない分。急病人が出たとき。その件をやれば、私は海上タクシーに助成を出したって十分できるのでないかと。浦戸の高校生が部活動できなくなるんだよ。あと海上タクシーだって撤退でしょう。そういうふうな状況になって、浦戸の振興って何が図れるのか、住みやすいんだか、全然わかりません。ですから、その辺の基地化。具体的にこういうふうにしたいんだというのを出してもらいたいと思っています。そして、生活基盤で浅海漁業と、54%の高齢化率になって限界集落という言葉を使っていますが、そういう状況で本当に産業育成が可能なのか心配するので質問しているわけなので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと自主自立の行政執行について。これはいろいろ皆さんもご存じだと思うんですが、航空会社大手のJALは不採算部門を撤退していくと、もう整理していくんだと、やっぱりそういうふうに本家本丸、もう本当に大変な時代になっているんだよと。国が新政権になって、住民サービスのためにお金をばんばん補助金、交付金出しますよと、私はそういう時代ではないと思いますので、やっぱり自主自立、独立採算制というような思いをすれば、やはり事業をちゃんと見直していかないと難しいのでないかなという思いがあります。

あと町の活性化、港湾整備についても私はやはり市長さんいろいろやっていると申すけれども、やはり港湾、商港、いろいろ塩竈は港がいっぱいあります。それでその中でやはり市長として、県や国に強いメッセージを出すという裏づけに、やはり関連業者の方に私はこのくらい県に行って要望してくるから、あんたたちお願いしますよと、業界に強いメッセージを送らないと、先ほど質問の中で話してましたが、何も塩竈に本社を置かなくてもいいんでないと。やっぱり名前言えば仙台だと。仙台という名前にみんな持っていかれますよ。ですから、そういうふうにならないためにも、やはりどうするのかと。今回冷凍船絡みでやったって、それだってある漁船会社が塩竈に持ってくるよと、そういうメッセージがあって、それに県が対応した、市が対応したというふうなそういういきさつもあると思うんですが、では300何十トンあったのが、今は何で180トン台の取り扱い量なんですかと私なんかは聞きたくなるので、すると取り扱いがなぜ減ったのかという、そういう問題もあるのではないかと。それは石油関係

がある程度、石油基地が縮小したから取り扱い量が減ったというのもわかるんですけども、でもそういった意味で全体的な考え方を見ると、やはりちょっと違うのではないかなという思いがします。

あと魚市場経営と一元化、私はちょっと民間にすると不公平になるのでないかと、衛生面云々という。私は魚市場の開設権を民間にやらせたって、衛生上も何もちゃんと管理されるのではないかなと思いますよ。なぜできないのかと、その辺が不思議でなりません。一元化もさることながら、開設権を民間にしてなぜ不公平な取引が出るとか何か。ぶり返すわけじゃないけれども、行政が開設権を持っていて何でああいう不正があったのかと、そういう問題だって市民の方は言われますので、言われないようにするにはそういったものが必要でないかなと思います。一元化については、一つの卸売機関が当時130億から140億、1社取引がないと大変だという時代、二つの卸売機関で95億しかないという、そうするとやはり本当に基幹産業でいいんですかということをお聞きしたいと思います。ぜひともそういった意味で、早急にその基幹産業がちゃんと胸を張って基幹産業だと言えるようにしていただきたいなと思っています。

あと教育については、可能性がいっぱいある塩竈の子供たちの可能性を最大限に引き出して、いい子供たちに育ててください。そのためには、やはり塩竈を知ってもらおうというのが、やっぱり塩竈が好きになって、そしてここに塩竈に住みたいんだというのを後で思うような、そういう教育をしていただきたい。塩竈を知ることが一番大事かなと思いますので、ぜひとも子供たちには塩竈のよさ、すばらしさを小学校からずっと飽きるくらい指導して、塩竈ってこのくらいすばらしいんだよというふうにお願ひしたいと思います。

あと浦戸の振興と関連して言うんですが、先ほど4年生が浦戸に行って合宿をしていると。私は前にも提案したことあるんですが、浦戸の今空いている学校に例えば5年生だったら5年生、1学期だったら1学期、2学期だったら2学期、浦戸の学校を利用して通わせてほしい。そして、向こうで授業参観なんかすれば、親が来るんですよ。そうすると船賃かかるんですよ。子供は子どもパスポートでただでいいんですよ。ですから、そういうふうな管理の問題云々は、子供を思いやる情熱と愛があれば、私はできるのでないかなと思いますので、ぜひそういった浦戸の活用、今空いている学校を最大限に活用してもらって、浦戸の住民の幸せをみんなで願っていきながら、そして子供が大自然の中ですくすくと勉強ができて進んでいってほしいなというふうに思います。

2回目、時間がなくなりましたが、よろしく答弁をお願いします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。手短にお願いします。

○市長（佐藤 昭君） 浦戸につきましてご質問いただきました。

定住人口に歯どめをかける具体的な施策が実は私もなかなか思い浮かびません。第五次長期総合計画の取りまとめの中で幅広く議論しながら、ぜひせめて歯どめをかけるということにまずは努力をさせていただきたいと思ひますし、そのための手段の一つとして浦戸交通船の問題があるということについては、私も重々認識をいたしております。今、海上タクシー等で時間外の補完をしておりますが、このようなことがぜひ継続できますような条件整備に、我々も事業者と話をさせていただきたいと思ひます。

自主自立という中で今議員の方から、不採算部門については撤退をとというような大変強いお話でありました。残念ながら行政の場合は不採算部門であっても継続するというのも、行政の実は大きな課題ではないかなというふうに考えております。港湾については何を継続し、何をやめるかということにつきましては、市民の方々としっかりと議論させていただきたいと考えております。港湾整備に対しても市長の強いメッセージが感じられないというお話でありました。これは全く私の不徳のいたすところであります。国には、自分で言うのも何ですが、一番足を運んでいる首長ではないかと私は自負をいたしております。ただ、そういったものにつきまして民間事業者の方々にその都度ご報告をしていないということについては事実でありますので、民間事業者の皆様方とも私が知り得た情報をなるべく共有できるように、私自身が努力をいたしてまいりたいと思ひます。

水産業、私はやはり今後とも塩竈市の基幹産業でありたいという思いであります。そのために何をやればいいのかということにつきましては、自分自身でもしっかりと整理をしてまいりたいと思っておりますし、またこのことにつきましても議会の皆様方と議論をさせていただきたいと考えております。

教育こそが人づくりの原点であります。本当に塩竈らしい教育が実現できますよう、教育長ともども頑張ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。（拍手）

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、通告に沿い一般質問をいたします。

9月議会の一般質問、最後の質問者となりました。これまで質問された項目と重なる点もあ

りますが、できるだけ角度を変えて質問したいと考えています。誠意あるご回答をよろしくお願いたします。

初めに、保育行政についてお伺いたします。

さきの政権下で進められてきた直接契約の導入、指定事業者制度を柱に据えた新たな保育の仕組み、これを2013年度からスタートさせることを目指して、制度の詳細設計など本格的論戦に着手するために、社会保障審議会少子化対策部会が開かれてきました。政権交代した現在でも続けられております。厚生省が提案してきた保育制度改悪というのは、保育所入所を利用者と施設の直接契約とし、国や自治体の公的責任を後退させて、保育の一層の市場化に道を開くことを目的としたものであり、保育制度の後退につながるものになっていると指摘されております。そもそも保育制度改正の検討部会が持たれるようになった背景には、小泉政権以来の構造改革の旗振り役を進めてきた経済財政諮問会議で、保育サービスの施政改革について年内に結論をとの方針を受けて進められてきたものであります。

これまで具体的に検討されてきたものに直接契約の導入があります。保育所の申し込みについては現在市町村ですが、新たな保育制度では各保育所と直接契約をすることとしています。直接契約になれば、保育所に入れるか入れないかは保護者の責任ということになり、現行の保育への措置という公的責任をなくしてしまうものです。

あわせて検討されているのが、入所基準と保育料です。現在は保育に欠ける児童の保育時間を保障するようになっていますが、これを介護保険と同様の要保育度認定を導入して、要保育度を1から3までとして、要保育度1は1日4時間の保育、要保育度2は1日8時間の保育、そして要保育度3というのは1日11時間と定めて、認定で定められた保育時間の範囲を超えて利用した分はすべて自己負担にするというものであります。保育料で言えば、現在所得に応じた保育料ですが、所得に関係なく一定額を定めて、サービスの利用に応じた負担とする応益負担に変えようというものであります。応益負担は保護者ばかりでなく、施設運営にとっても新たな問題が懸念されています。子供が保育所で過ごす時間がまちまちになることによって、集団保育への影響、それとともに保育時間の減少による施設の収入が減ることになることです。

さらに最低基準の見直しです。一人一人の子供の発達に応じた保育を保障するために、保育士の配置基準や保育空間の確保を定めている最低基準がありますが、これも廃止する方向も検討されていると言われております。基準そのものがあいまいにされることで、子供の発達に必要な保育条件とともに、国の財政負担にも影響が出てくるのではないかと懸念され

ております。さきの政権のもとで進められてきた新たな保育の仕組みに対して、地方自治体を初め全国の保育関係者から、制度改革を許さずに現行制度を守れの運動が取り組まれております。7月1日政権与党になった民主党が、保育サービスについての考え方では、保育制度改革に当たっては、保育の質の確保が大前提だと、安易な規制緩和などによって子供に不利益を与えることがあってはならないと述べています。新政権がかわった今、新たな保育制度による直接契約の導入あるいは最低基準の見直しなど、こういうやり方を中止するよう、そして現行制度を堅持するよう国に求めるべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

2点目は、待機児童対策についてお伺いします。

厚生労働省の調査で、全国で保育所に申し込みながら満員で入所できない待機児童が4月1日時点で2万5,384人になると報道されました。待機児童の急増の背景には、経済危機による共働きの増加が指摘されていますが、一過性あるいは一時的なものではありません。子供を育てながら働くことは当たり前のことであります。小手先の対応では解決できない問題であります。安心して預けられる保育行政こそが求められております。待機児童解消のために市は国の緊急雇用創出事業を活用して、3名の臨時保育士を雇用すると言ってきましたが、3名で体制は十分なのか。また、待機児童受け入れに十分こたえられる状況に現在なっているのかどうか、お伺いいたします。

次に、介護保険事業にかかわって、紙おむつ支給の拡大についてお伺いいたします。

紙おむつ支給について2点お伺いします。紙おむつ支給拡大については、これまでも議会で質疑し、拡大を求めてまいりました。しかし、現在でも拡大されておられません。紙おむつ支給事業は実施要綱に基づいて取り組まれておりますが、高齢者福祉事業で取り組まれた平成17年度では216人という実績がありました。ところが、平成18年度から介護保険事業への移行とあわせて、対象を非課税世帯に限定したことで42人と5分の1近くに激減し、平成19年度で38名、平成20年度で37名とふえておりません。多賀城市や利府町、七ヶ浜町でも紙おむつ支給事業を高齢者福祉事業で取り組まれております。なぜこのように取り組みができないのか、お伺いします。

私はここで要介護者のある方の状況をお話ししたいと思います。息子さんと高齢者の両親の3人暮らしの世帯ですが、4年前に病気になった父親が現在要介護度4で紙おむつを使用、おむつはリハビリ用パンツ、尿取りパット、夜用専用のアテントなどで、月約1万5,000円から1万7,000円かかっております。さらに加えて朝夕のおむつ交換の援助に月7,000円、経管栄養

剤というのはここから直接胃に入れて食事をとるのですが、これは月約1万8,000円、汚れることが多いために光熱水費の負担も大きい。昨年の8月までは週3回のデイサービスを受けていたが、昨年9月からは週2回に減らして、月1万5,000円程度に抑えている。非課税世帯ではありませんが、このように現実には要介護者の高齢者のいる家族の身体的、そして精神的、経済的負担は大変になっています。紙おむつ支給要綱の目的は、要介護度4または5の認定を受け、常時紙おむつを使用している高齢者の家族に対して、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減に資するとしていますが、しかしながら非課税世帯に限られています。非課税世帯に限らず必要な世帯に支給できるよう改善すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

第3に、衛生及び保健事業に関連して伺います。

一つは、新型インフルエンザの対応策についてお伺いします。

9月15日、日本感染症学会の本格流行に対する緊急提言では、この一、二年で全国民の50%以上が感染することも予想されると指摘し、新型インフルエンザの重症度について季節性と同じような程度のものでないこと、弱毒と侮ることなく万全の対応を行うべきとして、病気に対する基本である早期受診、早期診断、早期治療開始が重要と警告し、その中で診察ガイドラインも公表しております。塩竈市内でも既に感染者が出ております。新型インフルエンザの感染状況を的確に掌握し、予防体制の強化と市民への周知が図られるようにしていくことが重要です。その点で、一つは情報提供、広報啓発の取り組みについてです。そのためには担当窓口を開設し、市民相談、感染防止の取り組みを進めることが必要と考えます。特に保健センターの体制強化を図ることが必要と考えますが、その点はどのように考えているのかお伺いいたします。また、地区内の医療機関で情報も把握しつつ、情報提供を行うことも必要です。その取り組みをどう進めるのか、お伺いいたします。

二つ目に、医療体制の強化です。地区内6病院との協議をしている旨の話もありましたが、医療機関などの情報を含む連携体制はどうなっているのか。市内感染者の入院の医療体制を含む体制の強化と抗ウイルス薬や検査キット、マスクなど必要な薬品、医療資材の確保は十分なのかお伺いいたします。

三つ目に、ワクチン接種と費用負担についてです。9月4日、厚生労働省が新型インフルエンザワクチン接種対象の優先順位案を発表し、医療従事者を最優先にし、妊産婦と透析患者や糖尿病患者など持病のある人、小学校就学前の小児、1歳未満の乳児と両親、小中高生と高齢者も対象にしているようであります。必要とする市民に遅滞なく行われるようにすることが求

められています。とりわけインフルエンザにかかったかもしれないというときに、病院に行けないとしたら、またかかった人にとっても感染拡大につながるという点でも重大な問題だと思います。そういう点でも保険証がなかったり、資格証で病院にかかることができなかったりしたら大変です。保険証がない、あるいは資格証明書となっている全世帯に短期保険証を渡すべきだと考えますが、この点について伺います。また、費用負担については予防接種費用は2回で6,000円から8,000円と言われております。市として国に公費負担を求めると同時に、自治体独自の公費助成の取り組みをしていくべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

二つ目は、C型肝炎罹患患者の治療上の血液検査費用負担の軽減策についてです。

B型・C型肝炎など全国の肝炎の感染者は約350万人と推定されています。全国の肝炎患者及び支援団体では、集団予防接種や輸血、血液製剤の投与などで感染が拡大したと指摘しています。肝炎は長い潜伏期を経て肝硬変や肝臓がんに移行する例が多いとされており、早期発見、適切な治療が課題になっています。全国の肝炎患者及び支援団体などの運動もあり、救済法が制定されました。しかし、救済法による給付金は製薬の投与が立証できた場合にだけ限られています。そのために大半の患者は対象外になっていることから、国に対して肝炎対策基本法を求め、与党間でも医療費の軽減を盛り込んだ肝炎対策基本法案を提出し、与党間での調整が進んでいた矢先、7月に衆議院が解散になったことから法案は廃案になってしまいました。

今回、共産党あるいは民主党のマニフェストにも、新型インフルエンザやがん、ウイルス肝炎などの対策の拡充が掲げられており、市としても肝炎患者支援法が成立するよう国に働きかけを行うことが重要だと考えます。塩竈市内に住むAさんですが、平成14年に塩竈市の検診でC型肝炎の疑いということで、その後市立病院で診察を受けC型肝炎と診断されて以来、治療を受けてから約8年になります。今後とも治療を続けていかなければならないこと、出産にかかわる輸血が原因だが立証できないでいること、毎月治療のため血液検査、注射、投薬を長く続けなければならないので、せめて血液検査だけでも市の負担で軽減できないだろうかという要望が寄せられました。市立病院だけでも、B型・C型肝炎患者の方は平成20年度で600の方が治療を受けていると伺いました。市は国に対して肝炎患者支援法が可決成立するよう働きかけるとともに、国が歩み出すまで血液検査だけでも負担軽減ができないのかどうか、見解を伺います。

第4は、産業振興について伺います。

今議会で新たな企業参入を図る取り組みなどが提案されました。新たな企業参入を図ることは大変大事なことだと考えております。同時に、大変厳しい環境の中で頑張っている地元水産業者に対しても、直接あるいは間接支援策に取り組む必要があると考えるものであります。加工団地の組合の関係者は、塩竈は流通経路など大変恵まれたところに位置している。市が企業誘致事業に取り組んでから、約20社ほど見に来ている。しかし、見に来た業者が再度来る企業は今のところない。地盤沈下を初め全体的な環境を見ても厳しい。加工団地内に最も多いときで130社を超える事業所が、現在では72社と半分にまで減ってしまった。現在の加工業を営んでいる業者は、地盤沈下のためその都度施設整備など資金がかかっている。一方地価は下がりがっ放し。土地建物への固定資産税は高い。売ることも買うこともできない。新規の企業参入もさることながら、このままで一体今後どうなるのか、全く展望が見えない状況になっている。加工団地の地盤沈下がとまらない現状をそのまま放置しておいて、将来が描けるのかという厳しい指摘もされています。

このように地盤沈下はいまだに解決できない問題であります。今営業している業者にとっても、新たな企業が参入するにしても、地盤沈下をどうするのか問われていると思います。地盤沈下について改めてどう考えているのか、市長の見解をお伺いいたします。具体的なそして直接支援策として、例えば固定資産税の軽減や下水道料金の軽減などに取り組めないのか、お伺いいたします。

最後になります。舟券売り場についてです。

私のところに舟券売り場の誘致問題で相談が寄せられています。相談された方々の話では、8月10日、舟券売り場の誘致を進めている会社による住民への説明会が開催されたとのこと。住環境とか子供たちに与える影響など心配して説明会に出席したが、納得できるような説明はされなかった。10月にでも決めていくような話しぶりもされているが、ほとんど多くの住民が知らないでいること、少なくとも関係する町内会や住民にしっかりと知らせ、議論していくべきではないかと述べています。そこでお伺いしますが、市長は舟券売り場進出についてどこまでどう把握しているのか。さらに市長の見解をお伺いして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我ミヨ議員から5項目についてご質問いただきました。

初めに、保育行政についてお答えいたします。

保育制度の見直しと国への要望等についてであります。

国は平成19年6月22日の閣議で、規制改革推進のための3カ年計画を閣議決定し、その中で認可保育所の直接契約の導入等を決め、社会保障審議会、少子化対策特別部会において保育制度改正の包括的な審議がなされております。今年2月に報告されました第1次案の内容を見ますと、一つには市町村の保育事業をなくし、市町村は保育の量と質の確保に関し責務を負う。二つ目といたしましては、市町村が保育の必要性を認めた児童の保護者は、保育所と公的契約を結ぶという内容であります。また、三つ目といたしまして、保育時間に応じた保育料を設定し、利用者が保育料を負担した後、市町村が保育所に対し保育費用の支払い義務を負うというような内容になっております。

制度は時代の変化に対応すべきものでありますので、保育制度も児童の福祉向上の観点から一定の見直しは図られるべきものと考えておりますが、今回の中間報告は詳細設計については今後の課題といたしております。審議中の改正内容は、保護者、地方公共団体、保育事業者に負担増を求める内容となっており、その結果が本当に児童福祉の向上につながるものかどうかを慎重に見きわめる必要がございます。本来、未来を担う子供の保育のことでもありますから、活発な議論がなされるべきであり、改正の内容によっては国に是正のための要望活動を行ってまいりたいと考えております。

保育所の待機児童対策は十分なのかというご質問であります。認可保育所につきましては、直近の9月1日現在で待機児童はおりませんが、今後の入所希望児童がおりますので、国の緊急雇用創出事業を活用し、10月から保育士3名を雇用し、厚生労働省令児童福祉施設最低基準を遵守しながら、入所枠の拡大を図り、待機児童ゼロに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、紙おむつ支給事業についてご質問いただきました。

紙おむつ支給事業であります。この事業は在宅で寝たきり等のご高齢者を常時介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減する目的で、市民税が非課税の世帯で要介護度4または5に相当する在宅のご高齢者を介護している家族に、紙おむつ引換券を支給する制度でございます。平成18年度の介護保険制度の見直しにより、それまでは一般会計で行っていた高齢者福祉事業の一部が介護保険事業特別会計地域支援事業に移行したことに伴い、紙おむつがこのような形での支給となったところであります。本市のご高齢者の福祉サービスは、多くの

要望にこたえながら多岐にわたって取り組んでまいりましたが、第4期介護保険事業計画も既にスタートをいたしているところでもあります。紙おむつ支給の要件緩和につきましては、次期計画、課題としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、衛生保健事業関連について3点ご質問いただきました。

初めに新型インフルエンザへの対応についてお答えをいたします。

ほとんどの方々が新型インフルエンザに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、感染者の急増とこれに伴う社会的影響が大きく懸念されます。このため本市は4月30日、危機対策本部を設置するとともに、啓発チラシの全戸配布などで情報提供と注意を呼びかけますとともに、公共施設に消毒薬を配置し、必要に応じて職員のマスク着用など予防対策に努めさせていただいているところでもあります。しかしながら、罹患者数は夏に入っても増加の一途をたどり、適切な措置をとらないと感染拡大が一気に進む集団的な発生を懸念し、国は7月24日より患者の把握方法を全県把握から集団感染発生把握に切りかえております。本市におきましては、教育委員会や健康福祉部を通じて所管する各施設に注意喚起を促すとともに、患者の発生動向を把握し、学級閉鎖等の適切な措置をとるよう指示をいたしておりますが、なお詳細につきましては担当部長より保健センターの取り組み状況あるいは情報提供の取り組み状況、市内7病院との連携等につきましてあわせてご答弁をいたさせます。

次に、新型インフルエンザワクチンの接種についてご質問いただきました。

9月16日に開催されました県主催の会議におきまして、接種の優先順位として1番目が医療従事者、2番目が妊婦及び基礎疾患を有する方々、3番目が1歳から就学前の小児、4番目が1歳未満の小児の両親の順に接種を開始する案が示され、パブリックコメントを経て今月末に決定すると指示されました。具体的な接種スケジュールにつきましては、今後県がワクチンの流通状況を勘案し、決定することといたしており、10月末には医療従事者への接種を開始できますよう取り組むとのことでありました。新型インフルエンザ予防接種は、受託を希望する医療機関を募り、国が委託契約を結び実施されることとなります。費用は実費相当額を徴収することを基本といたしておりますが、低所得者への負担軽減や健康被害の補償については今後検討するということといたしております。実施に当たりましては、短期証明書の発行を含めまして詳細が明らかになり次第、周知に努めさせていただきます。

次に、新型肝炎患者の治療上の血液検査費用についてお答えをいたします。

新型肝炎治療に関しましては、平成20年度から県において肝炎治療特別促進事業としてイン

ターフェロン治療に対する医療費助成を行っており、治療に伴う血液検査費用等も助成の対象となっており。これはインターフェロンによる治療の効果が出れば根治が可能であり、肝硬変や肝がんといった重篤な容体への進行を防止することができる半面、インターフェロン治療費が高額であることから、所得階層別に上限額を設け、より多くの方々に治療していただくための措置と理解をいたしております。残念ながらインターフェロン治療以外の肝炎治療費用につきましては、現在のところ対象外となっておりますが、新政権ではインターフェロン以外の治療に関する支援の取り組みも示されておりますので、今後の動向を注意深く見守ってまいります。

産業振興について、地元水産業の支援策についてご質問いただきました。直接的な支援としては、地域食材を活用した新商品開発事業やセーフティネット保証制度の対象業種の拡大、そして6月議会で議決をいただきました水揚げ奨励金、さらには今議会で提案をいたしております塩釜港への冷凍水産品など、荷主への補助制度がございます。このうち新商品開発事業では応募いただいた水産加工業者4社の新商品開発に補助することによって、競争力のある商品開発を支援し、現在2品の商品化が実現をいたしております。また、間接的な支援策といたしましては、本市のすぐれた水産加工品を県内外に紹介し、販路の拡大を図る塩釜フード見本市の開催や、加工団地組合の開放実験室が行う魚食普及事業などがございます。塩釜フード見本市では、ほとんどの出店者に商談の問い合わせがあり、見本市終了後においても商談が成立していると聞いております。魚食普及事業では、市内小中学校の児童生徒に対し、塩釜汁やマグロの解体、手づくり笹かまぼこの体験や、活魚を使った展示会など、塩釜の特色を生かし、魚に対する親しみや魚食に対する知識の向上に努めているところであります。また、三陸塩竈ひがしものにつきましては、本年は昨年よりも20日ほど早い9月10日に販売が開始されましたが、事業主体であります買受人、協同組合と連携しながらPR活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

さらには魚市場開設80周年を迎えますことから、塩竈市水産振興協議会が中心となり、魚市場及び仲卸市場を会場として、記念事業が予定されております。本市といたしましても、市民の皆様に変更して水産都市塩竈がしっかりとご認識いただけますよう、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、地盤沈下についてご質問いただきました。ちょっと今手元に、売買契約時に地盤沈下についてどのような協定がなされているか了解をいたしておりません。後ほど調べた上でご回

答させていただきますと思っております。

また、固定資産税の減免につきましては、平成19年塩竈市いきいき企業支援条例を制定し、製造業、卸売業、倉庫業などを対象業種として、市内に工場等を新設する場合などに家賃と償却資産に係る固定資産税額の25%相当額を5年間、企業立地奨励金として助成をいたしております。これまで地元造船業者1社が指定を受けており、今年度は水産物の倉庫業を営む地元企業から申請を受けているところであります。また、今議会に提案をいたしております塩竈市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例であり、地元企業であっても既存の工場敷地などに増設する場合や、市内で工場等を移転する場合にも固定資産税の課税を免除することといたしているところであります。

最後に舟券売り場についてご質問いただきました。本年4月に市内の民間企業からその事業の振興とまちの活性化を図ることを目的に、モーターボート競走の舟券売り場の中でも規模の小さい施設、いわゆるミニボートピアを誘致したいとの情報が寄せられました。この話を受けまして、市といたしましては、このような施設を誘致する際には地元町内会への説明を初め、交通や治安の問題を所管する警察署など、関係機関との協議を経て、市議会からも一定の理解を得た後に、国土交通大臣の許可が必要であるというような情報のお話をさせていただきました。その一環として、関係する町内会に説明に入られたものと認識をいたしております。どのような規模で、どのような事業計画でということについては、今後の内容説明になるかと思えます。今後の推移を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方からインフルエンザについてのご質問がございましたので何点かにわたりましてお答えをしたいというふうに思います。

まず、インフルエンザの具体の取り組みについてご質問ございました。

まず、私の方で国あるいは県の方からかなりの情報が入ってまいります。その情報をすべて各部にお渡ししますと、かなり情報量が多いものですから、私の方で一定程度危機管理監とあわせて必要なものを精査した上でなるべく早く各部長、それから各部の調整担当の方に、国の動きあるいは県の動き、こういったものを速やかに情報提供して市としても一定程度の対応ができるように、そういう情報の提供を速やかにまずしているということが第1点でございます。

それから2点目でございますが、内部の組織につきましては危機管理の対策本部がございま

すので、この本部の中で庁議メンバーで構成する危機管理対策本部ありますけれども、その中で具体的な情報の提供と、あるいはインフルエンザが発症した場合の対応等について速やかに情報の提供と対応をしているという状況でございます。必要に応じて保健所あるいは市立病院の専門の方々の情報を得ながら、そういう対応をしているということが内部の大きな流れになっています。

それから、市民への周知の関係では、基本的には市長の方から申し上げたとおりであります。私どもの方は、実は保育所を抱えておりまして、学校とも連携いたしております保育所に入っているお子さんが当然小学校にお兄ちゃん・お姉ちゃんがいる場合もありますし、逆に学校にいる子供さんが保育所にいる方も当然いらっしゃいますので、発症した場合あるいは疑われた場合については速やかに私どもの方と教育委員会の方でそういった情報を共有しながら、拡大につながらないように、そういう整理を速やかにしているという状況でございます。

それから、当然のことながら保育所あるいは学校におきましても、インフルエンザプラスA型ということで確定しないまでも、疑似あるいは熱が出ているという状況がある子供さんがいらっしゃいますので、そういった方には速やかに情報の提供をし、できれば、ちょっと発熱がある、あるいはちょっとせきをするというような場合については、速やかにお医者さんの方に連絡をして早目の受診をしていただける、そういった情報の提供とかあるいは張り紙をしているという状況でございます。

それ以外に市のホームページに直近の情報を上げておりますし、それから、最近私どもの方では、市内の東西南北の民生児童員協議会が開かれておりますので、その協議会の場でもチラシを配付いたしまして情報の提供をしておりますし、先般、老人クラブ連合会、浦戸ウオーキングがございましたけれども、事前にそういったチラシを配付し、個別にそういった対応をして、感染予防、それから拡大防止、こういったものに努めているところであります。10月号の広報で改めて、流行期に入りますので、10月の広報でも感染しないために、あるいは感染したなどと思ったら、あるいは妊婦さん、幼児、それから基礎疾患を有している方、こういった方への情報と感染の対策について広報で改めて周知をしたいというふうに考えています。

それから、具体的な対応につきましては、今までも予防とそれから拡大防止ということにつきましては何回も周知しているところでありますので、なお周知をしたいというふうに思っているところであります。

それから、病院の取り組みについてお話がございました。病院、医療関係との関係はどうか

っているのかということでございます。

これも、先般、伊藤院長の方からもお話し申し上げたと思いますけれども、先般、市内の70人の院長先生方にお集まりいただく機会を得まして、私ども行政も入りましてお話を伺ってまいりましたし、あるいは、行政側での取り組み、こういったものについても問われましたので、そういった中で情報の共有をしているということで、非常にそういった意味で有意義な医療関係者とのお話の中で我々も入らせていただいて非常に有効な会議だったというふう実感しておりますし、これは二市三町の保健衛生の担当も入りますので、そういう実感を得ております。引き続いてこの会議を開いていただけるということでもありますので、私の方でも入ってそういった情報の共有なり病院との連携を進めたいというふう考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 2回目の質問に入らせていただきます。

保育園行政については今後の推移を見ながらということで、保育所の役割が後退しないように、そういう場合は是正を図っていくというふう伺ったわけですが、ぜひそういう点を重視しながら、子供たちが安心して保育所で保育できるように引き続きしっかりと目を凝らして動向を見ていただきたいというふうに思います。

それから、待機児童についてお伺いしたいのですが、きょうは9月24日です。先ほど市長は、10月1日からという話で、それに向けて取り組んでいると言いましたが、まだ本来ならばパート契約が10月1日なのかもしれませんが、やっぱりその辺が本当に確保されるんだろうかと。前回の決算のときも言いましたけれども、時間当たりの給与が非常に余り高くない中で、短期間だということもありますから、そういう点では根本的に、先ほども質問したように一過性や一時的ではないと、待機児童は繰り返されておりますから、本来はやっぱりしっかりした保育体制をとって十分な保育を進められるようにすべきだというふうには思っておりますけれども、本当に大丈夫なのかということを改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、紙おむつの支給拡大については、次期計画で見直していくということをお話されました。実はですね、たかがおむつだけ、しかし先ほど言われたようにいろんな負担がやっぱりかかっているという。それから、汚されるし病院だし、もう精神的にも大変な負担になっているというのは、これはそういう状況があります。それからもう一つ、私ここでは申しませんが、病院に入院している方、仙台の西仙台病院に今のところ施設がなくてそこへ行っているんですが、3万8,000円の年金で毎月9万円の請求が来ると。その内容を聞きますと、食事は非

常に低額でありますけれども、おむつが4万から5万の請求なんだそうですよ、その病院は。それで、その負担も大変だという家庭も出てまして、実は最近新聞で見えますと、これは東京の例ですが、2カ月以上おむつを必要とする状況が続いた場合に要介護3から5の65歳以上の方、自宅までその紙おむつを支給するんだそうですが、この方1カ月500円でその必要な紙おむつを受けられると。それからさらに病院に入院している場合は、限度は月6,000円だけれども、そういった対応をしているとかですね。それから、仙台でも、非課税世帯ではありませんが、もうちょっと金額が高かったように、私ちょっとここに資料持ってきていませんが、そういう状況もあります。

私は、やっぱりこのおむつ支給の目的からいって、その非課税世帯に限ること自体がやっぱり本来の目的からずれていくというか、外していく何物でもないというふうに思っていますし、例えば17年度のとどこれぐらいの予算がかかったのかと、非課税でなくて。500万ですよ。今年で100万足らずですよ。介護保険の保険料の引き下げに基金を使えと言ったわけですが、例えば介護保険料だって若い人も保険料、私たちが納めてますしね。それから、それらの親に対する援助だって、当然やっぱり高齢者福祉で500万に対する補助ができないなんてことは、やる気になればできるのではないかと。その姿勢がやっぱりこういう事態をつくり出しているというふうに言わざるを得ませんので、次期というふうなところまで引き延ばすのではなくて、ぜひこの近隣も含めて、今や紙おむつは大きなやっぱり要望にもなっておりますので、先ほどの病院に入院された方もそうですし自宅でいらっしゃる方もそうですし、それが非常に重くなっていると。機能がよくなっているだけにその紙おむつも非常に高くなっているというふうに思いますが、そういった点でぜひこれは、何ていうんですか、急いで検討をして前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っているところであります。よろしくお願いします。

それから、インフルエンザについてはあらゆる手を尽くさなければなりません、大体ほぼ状況はわかりました。

問題なのは、やはり自分が新型インフルエンザにかかったのではないかと思ったときに即病院に行けばいいんですが、それが行けないという。例えば医療費ですよ、窓口の負担。これでいきますと、盛岡市ではこういうふうにしたそうです。盛岡市の市民は新型インフルエンザにかかったときに病院に行くと。そのときに窓口で、例えば高齢者だと3割負担かな、1割負担のこともありますが、そういう負担でどうぞ受けてくださいと。それから同時につけ加えたのは、あなたは保険証を持ってなくても、資格証でも何でもいければ、全部すべて保険で

見られる範囲で市がちゃんとするから、安心して行ってくださいというふうにすべての世帯にそういうふうに出したんだそうですよ。それも一つだなと私は思います。だから、県やその動向を待って対応するというふうには言っておりますけれども、ぜひですね、進んだところもあるわけですから、そういったことができるように考えていただきたいというふうに思います。いずれにしても、6,000円から8,000円、それで2回受けるんですね。そういう点でもやっぱりぜひ国にきちんと公費負担を求めるという取り組みは、やっぱり地方から声を上げていくというのは非常に大事なことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それから、C型肝炎、先ほどもこれは見守ると言ってましたが、きのうちょうど与野党間でこのC型肝炎の問題について患者会と話し合ったようであります。詳細には与党と野党とか医療負担の割合がちょっと違うようですが、しかし法案をまず通そうじゃないかということで進んでおりますから、これは見守るといふんじゃなくて、やっぱりこれも早くC型肝炎の対策新法が成立するように、この9月議会を通してでもぜひ市長の方からも、6団体になるかわかりませんが、そういうことも出てるということをやぜひ積極的に働きかけていただきたいと思えます。

それから、産業振興ですが、先ほど述べられた二戸市の方、新商品の開発の支援など、それから間接支援ではフード見本市、さまざまなことは取り組まれているのは、一番知っているのは業者の方だと思います。それを知った上で、やっぱり企業誘致するのはそれはいいと、私でもそう思っておりますが、この加工団地のエリア、背後地は別にしても加工団地と言われる地域を見ても、やっぱり地盤沈下がこれではどうにもならないし、本当にこの先が見えないというのも現状だろうと思えます。私たちも、もう結構長くなりますから、小野団長も含めてこの地盤沈下については長年公害防止事業団だとかいろんな働きかけをしてきた経過もあります。その上で下水道の工事をしていくとかさまざまな取り組みを経過したわけですが、ただ、依然として沈下が続いていると。こここのところをきちんとですね、例えば塩竈市はこの加工団地の地盤沈下、これをこういう方向で進めようという方針を決めて、その上で県とかあるいは国に働きかけるとか、やっぱり市がこの地盤沈下をどうするのかということを考えなければ前に進まないというふうに思うわけです。そのことをまず間接的支援というか、そういうふうな要望を団地組合の方から出されたわけですから、その辺についてどうするのかということをやまず検討していただきたいと。

それから、固定資産税や下水道料金の軽減。市内のそこに住んでいる方が、市民がもう一つ

工場を建てるというときには軽減策もあるということにはなりますが、ただ、身動きできないと、その地盤沈下に相当やたら金かかるわけで、動くことも売ること買うことも本当にできないまま、とにかく毎日汗水流して頑張っていると、塩竈の産業振興のためというか。そういうところに対してやっぱり支援が必要ではないかと。新しい企業はいいと。それに対して軽減するのも国からも支援来るし県からも来るからいいけれども、地元の頑張っている人たちはこれ以上やっぱり1事業でも2事業でも減らせせないという取り組みで、そこにもう少し目を当てて取り組む必要があるのではないかとというふうに考えています。そういう点では固定資産税ね、地価はどんどん下がるけれども、固定資産税は依然として高いと。下水道料金もうんと高くなったと。これはだれもがそう思っているわけですから、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、舟券売り場については、まずこの議会では取り上げてほしいという要望でした。ほとんど知らないんだと。やっぱりみんなに知らせた上で議論した上で今後どうなるかというのがありますが、そういう点で、市長は先ほどミニポートピアの情報を言ったわけですが、3要件が基本だということでもありますけれども、ぜひこれをですね、誘致しようとする企業に対してはきちんと住民説明を行うことを引き続ききちんと求めていただきたいというふうに思います。以上で2回目を終わります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、保育行政についてご質問いただきました。

申し上げましたとおり、9月1日現在では待機児童数がゼロということをご報告申し上げました。短期的にやはり一定の待機児童、2人、3人とといったような待機児童が出ているというのも事実ではありますが、保育士の方々の努力ででき得る限りそういったものを解消しながら、市民の方々が安心して保育所に預けていただける環境づくりに取り組んでいることをぜひご理解をいただきたいと思いますし、10月からはさらに3名の保育士を雇用してなお万全を期してまいりたいということでもあります。

次に、保育士3名を10月ではなくてもっと早くというようなご質問でありましたか、と思いますが、国の緊急雇用創出事業を活用し10月からということでもありますので、先ほど申し上げましたように直近の9月1日現在では待機児童が発生していないということをご理解いただければと思います。

紙おむつ、大きな負担になっているということにつきましては、私も大変勉強させていただ

きました。特に入院患者様初めの方々が大変だということについてはしっかりと勉強させていただきましたが、対応策については時間をいただきたいということでございます。

それから、インフルエンザ対策であります。ご質問の趣旨とご答弁がもしかしたらずれているのかなと思いますが、ワクチンの接種については限定的であります。希望する市民の方々にだたにでもということではないということをご理解をいただければと思います。県の方からは、先ほどの繰り返しになりますが、まずは医療従事者が1番目、それから妊婦、基礎疾患を有する方々、就学前の小児あるいは1歳未満の小児の両親というようなことで、まずはこの4段階の方々に限り限定的にワクチンを投与するということでありまして、一般の方々ににつきましてはこれから先ということになるということをご理解をいただきたいと思っております。また、その際にも実費相当額が基本ではありますが、低所得者の方々の負担軽減、あるいはその他の問題についてもでき得る限り努力をいたしてまいりたいと思っております。

C型肝炎につきましても、インターフェロン治療者に限られていたものが、今、国の方でもようやくその他の方々にも枠を拡大しようということで取り組みが始まったようであります。このような動きを注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

産業振興の中で水産加工団地の地盤沈下の問題であります。これは、恐らくは推測になります。もうかれこれ30年、40年ぐらいたつわけでありまして、その土地の売買契約時にどのようなことが確認されているのかということについては、大変申しわけないんですが、私まだそこまで了知いたしておりませんので、その辺のことを十分調べながら、今後に向けてどういう行政側としての対応が可能かということについては検討させていただきますが、ただ、土地であります。あくまでも個人の所有地に対しまして塩竈市としてどれぐらいの税金が投入できるかということについては一定の制約があるということもご理解をいただければというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 地域的には私わからないのですが、例えば個人のところもそうなんだけれども、間接的にどろどろして、何ていうの、海との境がきちんと打たれてないところ、何ていうんですかね、矢板がきちんと打たれて……のところをまずきちんとするだとか、それから地盤改良するだとか、何か方法を考えて。深さも相当深いとも聞きましたが、どういう手だてか。それでも技術のある日本ですから、何かその辺をもう少し研究しながら歯どめかけることがない限りは、ずっと30年も40年たっても60年たっても沈んでいくというのでは大変なことで

すから、よろしくお願ひして終わりたいと思います。

○議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明25日を休会として、28日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日を休会とし、28日定刻再開とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後5時09分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月24日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 小野幸男

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

平成21年 9 月 28 日（月曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）

## 議事日程 第4号

平成21年9月28日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 議員提出議案第7号
  - 第3 議案65号ないし第77号（各常任委員会委員長議案審査報告）
  - 第4 請願第9号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）  
請願第10号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）
  - 第5 認定第1号及び第2号（平成20年度決算特別委員会委員長審査報告）
  - 第6 議員派遣の件
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 ないし日程第6
- 追加日程第1 議長の不信任の動議の件
- 追加日程第2 議員提出議案第8号
- 

## 出席議員（21名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番  | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番  | 小 野 絹 子 君 | 4番  | 吉 川 弘 君   |
| 5番  | 伊 勢 由 典 君 | 6番  | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番  | 東海林 京 子 君 | 8番  | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番  | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君   | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 |     |           |
- 

## 欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	会計管理者 兼会計課長	片倉 研一 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克己 君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀久 君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
市立病院長	伊藤 喜和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	水道部長	千葉 伸一 君
水道部次長	黒須 精一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	臼澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番佐藤英治君、14番伊藤栄一君を指名いたします。



日程第2 議員提出議案第7号

○議長（志賀直哉君） 日程第2、議員提出議案7号を議題といたします。

なお、今野副議長には除斥の対象となっておりますので、よろしく申し上げます。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表より趣旨の説明を求めます。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） それでは、塩竈市議会副議長に対する辞職勧告決議の提案理由を説明いたします。

塩竈市議会の議長、副議長の任期は、県議会や仙台市議会等の他の市議会と同様に、2年交代というルールを決め申し合わせをし、これまで守ってきました。本年6月に2年の任期が来ましたので、6月3日開催されました議会運営委員会において、当時委員長であった菊地進議員が、志賀議長と今野副議長に対して辞任の意思を口頭で確認したところ、これまでの申し合わせに従って、6月本会議初日に辞任すると表明されましたので、議会運営委員会では全会一致して、6月議会初日に正副議長選挙を追加し提案することを確認いたしました。

志賀議長は、申し合わせどおり辞任する旨口頭で発言がありましたので、議会運営委員会で確認されていたとおり議長選挙を日程に追加し、議長選挙が行われ、志賀議長が14対7で議長に選ばれました。続いて、副議長が登壇していた議長席より、議会運営委員会での申し出のとおり辞職の発言がされるものと全議員が思っておりましたが、今野副議長の身勝手な行動により、副議長選挙が実施されませんでした。その結果、議会が混乱し空転しました。その混乱の責任を明確にするために、やむなく今野副議長に対する辞職勧告が緊急動議で提案

され、14対7という多数で可決されました。しかし、このような状況にありながらも、今野副議長の所属する会派、ニュー市民クラブは、今野副議長に対して議会正常化のために辞職を促すどころか、志賀議長選挙に絡む個人的な感情から議会の混乱と空転を招いて、今野副議長を擁護している姿勢を示しました。このようなニュー市民クラブの姿勢こそが、今野議員の辞職勧告を無視する要因ではないでしょうか。

私たち提案会派は早急な議会の正常化を目指して、6月議会以降もたびたび幹事長会議等を通じて副議長の辞職について話し合いをしてきましたが、会派を代表して出席しているニュー市民クラブの菊地進幹事長は、「会派としては納得できない」とか、「副議長の話はもう済んだ話」と一方的に退席する状況が続いて、正常化に向けた話し合いができない状況がありました。

市民より負託された議会が、3カ月間に及ぶ副議長問題の未解決の混乱は、市民と議員の信頼関係に大きな溝を生むものであります。議会としては、新しい副議長を選出し、塩竈市議会の正常化に向けた早急なる対応が求められております。

私たちはこのような状況を踏まえ、今野副議長に対して、議会の混乱を引き起こした責任を明確にするためにも、今9月議会において辞職勧告の決議案を提案するものであります。

よろしく願い申し上げます。（「地方自治法を知っているのか、103条の2」「お静かにお願いします」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これより、議員提出議案第7号の質疑に入ります。14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） ただいま、議員提出議案第7号が提出されました。その理由の中でたびたび「ニュー市民クラブ」という名称が出ていますが、私は市民クラブの会長であります。しかし、これは副議長の辞職勧告なのですが、何ら法的には問題なく、6月議会で終了したものだと思い、私は本人に対し、会派を離脱することもなし、そのままいいんじゃないかというような結論を出してまいりました。

同じ6月議会でも議長辞職勧告願いが出ましたが、当然先に副議長辞職勧告では結論が出ていますのに、また副議長を登壇させ、そこで皆さんが採決しているということは、ここでもう認めているんじゃないかと。さらに、そこで議長提出議案が採決されたと。私どもは6月議会でそれは終わっているというふうに思っていますので、何度もうちの幹事長の名前も出ていますけれども、会派としてでなく本人が、法的に出す必要がないとあれば、それは仕方ないんじゃないかというふうにとっていた次第でありますので、今の佐藤英治議員に対して

は、真っ向から私は内容について反対するものであります。以上です。

○議長（志賀直哉君） 伊藤栄一君、反対のことでなく質疑なので。

○14番（伊藤栄一君） 質疑。ただいまの、真っ向に今の質疑の理由がわからないので、6月議会、佐藤英治君、理由をもう1回を聞かせていただきたい。

○議長（志賀直哉君） はい、わかりました。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） まず6月議会で、今野副議長が事前の議運で辞職すると言ったことに対してそれを守らなかったということは大きいし、当然辞職勧告が決定しましたので、私たちは辞職勧告が決定した議会の意思というのは非常に重く思っております。今、伊藤議員が登壇させたということの話がありましたけれども、登壇させたから、辞職勧告の議会の14人の議員の意思がそれを認めたということではありません。また、6月議会で終わったということでもありますけれども、この問題に対する決着はついたというふうに言われましたけれども、確かに6月議会は終わりました。しかし、6月議会の、この辞職勧告の意思は、やめない限り私は重いと思っております。だから、改めて9月議会にこういうふうにして議員の声を終結して提案した次第であります。

もう1点は、先ほど幹事長の名前が出ておりましたけれども、やはり幹事長というのは、その会派のまとめ役であります。そしてなおかつ、今質問された伊藤元議長、あるいはまた菊地前議長も議長の経験者であります。議会がいかに正常化に向けて正していくかということ自分らが一番知っている。私はあえてこの場で言いませんけれども、やはり正常化に向けて、議長が議会の正常化、やめてもその責任は大きいというふうに思います。

副議長問題は市民にとっても今大きな関心であります。議会が混乱するという事は、ひいては市民の負託された、そういう議会に対する願いも、結局混乱で何ら前進がない。いわゆるマイナスの議会を我々はしているのかと、議論もうそういうふうになってしまいます。もっと前向きに、塩竈の市議会を発展させるために、私たちはまた9月にこのように提案させていただきました。

ぜひ議員の皆様には議会の正常のために、賛意をお願いしたいなというふうな思いであります。以上です。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 何か6月議会だかもまた正常化するように、混乱、混乱言っているのはどちらか、市民がよく見ているんじゃないかなと私は思っております。

地方自治法103条の2は、「議長及び副議長の任期は議員の任期による」と書かれております。こういうものをどういうふうに解釈しておるものか。慣例ということも私たちは常識では考えておりますが、しかし、本当に法的に認めるのであれば、この「慣例」という言葉でなく、法的に書いてあっていいんじゃないかと。例えば慣例の中に、途中で議長、副議長が病院に入院したと。自分が辞職しなかったという場合も、それは慣例だからといって2年今まで居座った方もおるわけですから、そういう面で、法的には、本人がやめなければ何ら法的問題はないというのが私らの解釈でございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 確かに、地方自治法132条には、今議員が言われたようなやめる規定もあります。しかし、全国の議会におきましては、議員の、議長あるいは副議長の任期につきましてはいろんな、その議会、議会でルールを設けております。大阪などでは1年で交代するところもあります。あるいはまた、仙台においても、宮城県の県議会におきましても2年ルールというのをきっちりやって、議会の混乱を避けてスムーズにそのルールを守っております。地方自治法132条で（「103だよ」「ちゃんと勉強してから」の声あり）先ほど言われた（「ご静粛に願います」の声あり）その点につきましても、先ほど言いましたように書かれておりますけれども、ただ全国的にはその地方自治体でルールを守ってやっております。確かに、地方自治法のルールでは規定しておりませんが、やはりそういう議員同士、あるいは議会同士の約束を守って初めて正常化しております。そういう意味では、塩竈市議会もそういうルールを守って正常化に向けてしなきゃいけないなというふうに考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 格好いいことばかり言うんですけれど、慣例を守った、守らない、議長も守っていないんじゃないかな、私はそう思っています。

私らは、売り言葉に買い言葉でないんですが、もう全然守ろうと思っておりません。こういうことにあなたたちは理屈をつけてきているんじゃないかというふうに私は思っております。

（「質疑の場所ですので、批判的なことは謹んでください、質疑ですので」の声あり）、この後、今、佐藤英治君に言われて（「静粛に願います。20番、先ほどからうるさいよ、退場させるよ」「退場するか、じゃ。議長も退場しろ」「退場しますか。伊藤栄一君、どうぞ」の声あり）各地方自治体でも辞職勧告があってもやめない例が何件もあります。なかったとい

うような佐藤英治君の発言ですが、何件もあります。そういう件で、この件だけでないと思いますので、その辺をひとつご了解いただきたいと思っています。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 先ほど答弁一つ漏れました。それは、議長も守っていないんじゃないかというふうな発言がありましたけれども、志賀議長は議運で決められたとおり、ちゃんと1回辞職をしました。議長がやめたので、空席になりましたので、議長選挙を新たに決めて決まったんです。だから、今野副議長と立場は、やめる、やめないのこの部分が大きな分かれ目です。そういうことをご理解ください。

○議長（志賀直哉君） 次、いいですか、ないですか。19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 今の、佐藤英治さんのお話ですね。やめる、やめないの問題だということですが、議長はやめたので選挙で再選されたと。副議長はやめないのでもそのまま継続していると。これで何が問題があるのか、その辺をちょっとお伺いしたい。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 先ほど提案の中でもお話しし、また皆さんのところにこれは渡っているから、もう皆さん頭の中に全部入っているのかなと思っておりますけれども、6月3日の議会運営委員会におきまして、菊地議運委員長は、志賀議長、あるいはまた今野副議長に対して6月初日にやめるというのを確認しております。それにもかかわらず今野議員はやめていないと。ここ自体、議運の決まったことに対してきっちり守るということは大事なことだと思っております。そこを守っていないで居座るということに、我々としてはまず辞職、やめて、そして新たな副議長を選ぶと。そのときにまた自分で立候補する自由というのは我々も認めますし、当然であります。以上です。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私からも若干質問させていただきます、提案者に。

私の名前が出ておりますが、議運関係のときに本人、志賀議長及び今野副議長、当時、辞職の意思を確認しました。しかし、確認をしましたけれども、手続上、意思はあったんだけどもやめないと。その手続がしていないので、私は103条の2の規定によりまして、本人が手続をしないのに、やめたいんだよと言っても本人が手続していなかったの、これは何ら問題のないことではないかなと思っていますので、その辺が一つです。

あと、いろいろニュー市民クラブの幹事長云々と言われますが、私は会派のまとめ役だとい

うふうな認識でおります。それで、その中で本人の意思確認、辞表を出したか出さないか、それまで確認しました。本人は机の中か、胸のポケットに辞表は持っていたんだけど、恒例だ、慣例だという議長選挙のあり方、やめてまたなつたと、そういうので本人の気が変わったというのも事実だと思いますので、私は辞職勧告というのは当たらないんでないかなと思いますので、その2点お願いします。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 議運での取り扱いにつきまして、意思で今まで決定されておりました。辞職する意思というもので今まではスムーズにいていたわけです。今、菊地議員が言われたように、意思だけで確定ができないという問題は、これからこの市議会の中で、取り扱いというのを前向きに検討しなくてはいけないのかなと思っております。

もう1点は、やめる、やめないは本人の意思みたいなことを言いますが、本人の意思がどうであれ、やめたくないからいつまでも居座ることに対して、我々は法的な手続をしたということでございます。ご理解ください。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 法的な手続というのは、だからやめる、やめない、地方自治法第103条の2の規定で、「本人がみずから辞職する以外は、我々議会はやめさせられない」という規定があるんだよというの。それをどう認識するのか。何か、本人がどうのこうのと言うけれども、その規定を守っていけば、手続をしていないんだから本人はやめていないと。だから、何ら問題ないということなので、その辺の理解をちゃんとしていただきたい。

あと、意思の確認云々言いましたけれども、本人が辞表も出していなければ、その意思、思い込みで我々が人の考えをどうのこうのとできませんので、その辺の、どうやって本人の意思の確認をしたのか、その辺、最終的な本人の意思の確認というのはどうしたんですか。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 意思の確認は議運で全体的にしたというふうに思っております。それは、責任者である委員長がそうしたというふうに我々は理解しております。

次に、本人が、103条に規定されていないから、やめる、やめないは本人の自由意志というふうに言われております。それは、やめる、やめないは書かれていないからそのまま結構です。ただ、我々塩竈市議会というのは全国の議会と同様に、ルールというものを守って、そのルールを守った上で、そのルールが脅かされているという、議会の正常化を脅かせてい

るから辞職勧告を出して、それが14対7という圧倒的多数の、市民の声を代表する議員で決定されたということであるので、極めて重い、そういうことに思っております。（「ルールは議長守ってないの」の声あり）

○議長（志賀直哉君） ほかに質疑はございませんか。17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） 申しわけありません。いろいろ議会のことがまだ不勉強ですので、ちょっとお尋ねをしたいと思います。今いろいろ法律関係も出ておりました。議会の、いつごろ決まったのか私はわかりませんが、この慣例ということと、それから法的に決められていることと、どちらが大切なのか教えてください。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） これは、どちらが大事かというのは、私法律専門ではないですから別な場所で、議会の代表の会議でやっていただきたいなと思います。

ただ、言えることは、地方自治法で決まっている、そのことを守りつつ、なおかつやはり議員の代表が長年、60数年にわたって決めてきたこのルールも極めて重いというふうに思っております。そういうことで十分な回答かなと思っております。今後一層議会の規則、また地方自治法というのを我々議員としても勉強して、もっともっと質の高い塩竈市議会を目指すべきだなということを追加して、私の答弁を終わります。

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） 今ちょっとお答えいただきましたけれども、塩竈市議会副議長に対する辞職勧告決議、これは大変重いものでございます。もちろん、これはテレビでも映っております。副議長が今まで2年間一生懸命副議長の職務を全うしてこられた。それに対して、辞職しないからといって、やめろコールということでここまで来てしまう。その前に何ら手だてがなかったのかと、議会として。大変市民の皆様にもおわびを申し上げたい気持ちでいっぱいでございます。

ただ、こういったことが出てきますと、慣例とは何か。もし本当に慣例を守らなければならぬのであれば、条例の中に組み入れてきちっと形をつくるなり、あるいは議会基本条例をきちっとつくって、その中で2年、2年ということやっていこうとか、やはりきちっとしたものをつくらなければ、またこういったことも出てくるのかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 地方自治法でも、議員の身分というものを非常に大事に取り扱っております。だから辞職勧告決議案がそれで強権的にやるというものではありません。あくまでも辞職を、考え方、自分の考え方、あるいはまたこういう議会のルールというものをもう1回考えてほしいということで、こういう辞職勧告決議案というものを出しております。強権的に議員の身分をやるというものではありませんし、私たちもそういう意味で提案させていただいているわけでありまして。あくまでも議員としての、やはり資質というか、自分がどういう立場に今置かれて、どういう状況なのかということをも十分踏まえて判断するということが、議員に今求められているのではないのでしょうか。塩竈市議会でも、今この問題で議論しているということは、市民にとっても大変不幸なことだと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） 辞職勧告という形がぼつと出てきました。6月にもありましたけれども、果たして、私は副議長が辞職勧告を出されるほどの、何か大変な失態があったのだろうか。市民の皆さんも多分そういったことを考えるのではないだろうか。私たち議員同士、お互いにそういったことにもやはり一人一人責任を持たなければならない、その上でこういった決議が出されたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） これはまた戻ってしまうので、まずポイントは、議運で決まって、議長、副議長がやめるというルールを、意思を確認して、そういう状態で6月議会が初日を迎えて、新しい議長、新しい副議長を選ぶという、どこの議会でもそういうスタートをしているわけです。それで、志賀議長は2年間の任期を終えてやめたわけです。当然副議長も2年間の、副議長としての立場を一度辞職するということが一番大事なことであります。ここがやめないうで今日来ているから、この辞職勧告決議案が出されておるのであります。そういうことが、辞職勧告決議案の大きな出発点はそこにあるということをも、何度も申し上げましたけれども、理解してください。以上です。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 先ほど辞表の話が出ましたが、辞表を出す用意あるというふうには聞いたように思います。それで、その前段として、議長が辞表を出されて再選ということもありますが、本来一般的には、辞表を出すということはやめるということですから、再度なるということはちょっと変なのではないかというふうには思います、ひとつ。その辺どういふ

うに考えていらっしゃるのか。

それからもう1点。やはりこれは、今除斥の対象とはなっておりますが、これだけ論議されているのであれば、本人の弁明する機会と申しますか、そういった機会を与えるべきではないかというふうに思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 辞表を懐に出す、出さないは別です。あくまでも、当日にやめる意思を表示してもらえば、そのまま進むわけです。だから胸に持っている、持っていないは別の、それは個人的な問題だと私は思っております。

あと、副議長の除斥の問題は、これは議会のいろんなルールが定まっておるからこうやっているのありますので、そこら辺は、私はこの議会の規則に沿って除斥していると思います。ただ、副議長に対しては、これまで幹事長会、あるいはまた幹事長、会派の会長を交えた副議長に対する話し合いというのはもう何度も持っておりますので、そのチャンスは、あるいはまた我々も何度も副議長に対して説明を求めましたけれども、十分な納得もしないし、また決断もされていないということで今日を迎えているということでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。あ、1回で終わりなんだ。あと討論もありますので。

（「今の返事を聞いていないんですけれども。本人に弁明する機会とは与えられないんですか」の声あり）本人はこの会が終わりましたら、その場を何かにおいて設けたいと思います。

では、よろしいですか、あと討論もありますので。ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議員提出議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議員提出議案第7号に対する反対者からの発言を許可いたします。18番鈴木昭一君。

○18番（鈴木昭一君）（登壇） ただいま提出されました議員提出議案第7号に対し、ニュー市民クラブを代表し、反対の討論を行います。

地方自治法第103条の2は、「議長及び副議長の任期は議員の任期による」と書かれております。また、同法の第108条において、「正副議長は議会の許可を得て辞職することができ

る」とされております。正副議長の任期は4年であり、その間みずから辞職する以外はやめさせられることはないということが明記されております。つまり、副議長が続投の意思を表明したということは何ら法に抵触するものではありません。

しかしながら、今当議会を振り返ってみると、正副議長は2年ごとに交代することが慣例化されておりました。私見ではありますが、その理由は、議長の責を担う識見、人格を持った議員が多く存在し、2年ごとの議長選挙を通じてその議員に活躍の場を与えるという配慮が底流にあったからだと思えます。その意味では、この慣例は、議員各位におかれましても常識となっていたものと私は理解をしております。つまり、今回一度辞職し、再選されたから有効ということは筋違いであると思っております。

今回、このような事態になった背景には、平成15年の選挙に選ばれた議員がそれぞれ会派に所属し、特に自民クラブとして活動していた香取嗣雄議員、志賀直哉議員の面々が入会し、市民クラブは「ニュー市民クラブ」と改名し10名会派となったわけであります。つまり、両議員は、ニュー市民クラブに入会すれば速やかに議長になれるという意図があったのではないかと、このように思料いたします。

改選後の議長選挙で会派として推薦を行ったわけでありますが、いろいろ問題はあったものの、あえて香取議員を議長に、2年後の議長選では菊地 進議員が就任し、19年度改選で選ばれた議員では、議長を推薦する際、口頭ではあるが2年交代を約束し、現在の志賀議長を我がニュー市民クラブとして推薦し、多数で選出されたわけであります。

このたびの慣例での改選では、会派の中で約束どおり志賀議長に勇退をしていただき、後任を会派として推薦しようとなっていたわけであります。しかし、前日になって勇退を拒否し、どうしても再任してほしいとだだをこね、「認められなければ会派を離脱する」と言って、会議中に香取議員ともども退席をしたわけであります。そして、共産党、公明党及び一人会派数名を抱き込み、多数派工作をして慣例を無視し、選挙を実施し、議長に就任したのであります。

また、議長としての資質についても、自分は大学を出ているから当然と言い、相手は学歴がないからふさわしくないと説得したようであります。これははたから聞き及んでいるわけであります。しかし私は、市民から信託を得て議員になった限りは学歴には全く関係なく、そのような差別をすることには、私は納得はできません。

6月議会で今野副議長をやめさせようとした一部議員は、「当初今野副議長が辞職すると言

ったのに、それを翻した」と言っておりますが、今野副議長は「辞職する用意がある」と言っただけで、「やめる」と言ったわけではないと思っております。それは、会派の中でも志賀議長が議長職を退く場合に限りと言っており、志賀議長が続投する場合はやめなくてもよしとする会派の方針に従ったのであります。

今回の議長選は、これまでの慣例を破ることは今後の議会運営に禍根を残し、市民不在を露呈し、議会の信頼を失墜する結果となったものであります。市民の皆様も大変憂慮し、さまざまなご意見もいただいております。

今回、志賀議員が議長に固持した理由としては、特三漁港の会長が回ってきたため、この協議会は自分が引っ張っていかなければ運営がうまくいかない。また、議会事務局長も頼りなく、どうしても自分がやらなければならないということでありました。志賀議長が言うように、特三漁港の協議会は塩竈市議会を混乱に陥れてまでやらなければならない役職だったのでしょう。また、現在特三漁港協議会の成果もまた、塩竈魚市場の水揚げもふえたのでしょう。その結果も何ら報告もされておられません。

今、塩竈市議会の一部は、今野副議長を辞任させるよう副議長の職務を制限し、慣例として行ってきた議事運営の交代もなく、志賀議長一人で行っているわけであります。しかし、昨日開催された自衛隊東北方面隊、創隊49周年式典には、議長代理として今野副議長に出席を依頼し参加をして、私はそのことそのものが副議長として認められた結果であると、このように考えております。

そのような中、大変お疲れだったのかどうかわかりませんが、みずから申し上げたように、秋の交通安全週間を目前にして、志賀議長は人身事故を起こしてしまったのであります。我々市民の範となる議員は、事故を起こした場合の処置は、まずけが人が出た場合は救急車を呼びかつ警察に届け出て事故処理をすべきと思うのであります。今回そのようなとるべき行動がなく、警察から大変おしかりを受けたと聞き及んでおります。また、議長職にある者は議会に対しても報告をして、議会の中で市民に対し謝罪すべきであると思いません。

9月19日、秋の交通安全県民総ぐるみ運動の出発式及び祈願祭が志波彦神社にて催行されました。その中で、志賀議長は議会を代表し祝辞を述べたわけでありますが、いみじくも自分の事故を起こした事案を発表いたしました。しかし、本来、当日数百名の安全運動にかかわる方が参加しているわけであり、交通事故を未然に防ごうと集まった関係者に対し、まず事

故を起こしてしまったことをおわびをして、今後同じことがないように努めるということが大事なことだと思います。しかし、そのお話の中では、議会の皆様に事故の報告をしたと、そして激励をもらったとあいさつをしておりました。果たして、それは本当に議会に報告し激励をもらったのでしょうか。私は一切そのようなことは聞いておりませんし、激励もしておりません。本来、事故を起こすと激励をもらうものでしょうか。本当は、議会の冒頭に事故を起こしたことを報告し、議員諸公におわびをするのが本来の姿であると思います。私は、その点議長として資質を疑いますし、信頼もできません。

今回なぜ今野副議長を辞職させたがるのか、それとも次の副議長を密約されているのか。私は今野副議長が何か事件を起こしたため辞職させるのであれば納得がいきますが、そのような事例は聞いておりません。

また、冒頭で申し上げたとおり、地方自治法にはそのようなことが書かれておりません。これは多数派による単なるいじめであります。このような指導、助言をできない事務局も情けない限りでありまして、信頼ができるものではありません。

よって、この辞職決議案に対しましては反対をするものであります。以上であります。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 18番議員に申し上げます。私事で何ですけれども、総ぐるみ運動ではちゃんとおわびをいたしました。その中において、私自身、神社に誓うということによって、私は何も隠すこともございません。また、ぶつけた家族の方から警察の方にはどうぞご内密ということがございましたので、ちょっとおくれましたけれども、それではうまくないということで処理をとらせて、私自身、何も隠しめいたことは一切ございません。そういうことでまた議員の皆様方にはここに、おわびはしましたけれども、この場をもってまたおわび申し上げたいと思います。

次に、議員提出議案7号に対する賛成者からの発言を許可いたします。6番佐藤貞夫君。

○6番（佐藤貞夫君）（登壇） 私は、ただいま佐藤英治議員が提出いたしました今野恭一君の副議長辞職勧告の決議案に賛成する議員を代表して賛成討論をいたしたいと思います。

副議長問題がどうなっているの、いよいよ市民から聞かれるし、それだけ市民の関心が高まってきておりますので、6月議会における正しい事実経過と真相を市民の前に明らかにし、何ゆえに副議長今野恭一君が辞職しないことがいかに不当であるか、あることを率直に申し上げたいと思います。

平成19年の4月に行われました戦後第16回の統一市議選におきまして、自民党公認で立候補し、4回目の当選を果たした今野恭一君が、平成19年の5月の市議会臨時会において副議長に選任されたのでありますが、もともと当市議会では、県議会や仙台市議会を初めとする多くの市議会が2年交代のルールを定め、これまで守ってきたものでもあり、慣例でもあります。このことをよく知っている正副議長は6月3日の議会運営委員会でお互い辞職をし、6月8日の市議会の初日に、正副議長の選挙を行うことを明らかにし確認をしたものであります。そういう状況の中で6月8日の初日を迎えたのであります。しかし、各常任委員会同様、正式なる議会運営委員会で、正副議長が前に言明と約束どおり、まず議長がやめ、すぐに議長選挙を行いました。ご承知のとおり志賀直哉君が14対7で議長に再任されました。続いて副議長の選挙に入る予定でしたが、今野副議長が辞任しないので休憩に入り、議長は幹事長会議を招集し断続的に開き、今野君に対し、一刻も早く辞職を促し粘り強く辞職を求めてきました。相当長時間にわたって説得を続けましたが、幹事長会議でもらちが明かないので、会長及び幹事長会議をあわせ開催しても、今野副議長は説得に応じないでニュー市民クラブを除く各党派で協議をし、副議長の辞職勧告を出すことで一致し、議会運営委員会の手続を経て、副議長今野恭一君の辞職勧告を私が提案し、賛成多数で議決したものであります。その後すぐにニュー市民クラブから、数時間前に選挙で堂々と選ばれたばかりの志賀議長に対し、議会混乱の責任をとってもらおうという理由で議長の辞職勧告の動議が出されましたが、賛成者が少なく、起立少数で否決いたしました次第でありました。

副議長今野恭一君が、副議長をやめなければならない理由は大きく分けて3点あります。

その一つは、塩竈市議会の議長・副議長は2年交代の申し合わせ、いわゆるルールがあり、慣例でもあり、宮城県議会や仙台市議会同様に、6月議会でルールと慣例を尊重し交代しており、今野恭一君は平気で慣例を無視しており破っているということです。ルール及び慣例を当然守らなければならないと思います。

その二つは、6月3日に開かれました正式なる議会運営委員会で、正副議長は6月8日の初日に辞任し、直ちに正副議長を選任するという確約をしながらそれを破っており、うそをついたということは明白であり、議員は自分の発言に責任を持つべきと考えます。

その3は、副議長辞職勧告が出る前に辞職する例がありますが、辞職勧告が起立多数で議決されてもいまだもってやめないということは、全国市議会においても例がほとんどなく、議長を初め、複数の議員の説得も受け入れないことは、議決の重みを、常識、良心、良識を持

ち合わせていないのかと言いたくなるのであります。しかし、問題は本人だけでなく、本人に対し議決の重みを考えて「やっぱりやめた方がいい、やめるべきだ」と言う人がニュー市民クラブに1人もいないことがまことに残念でなりません。

本来、6月議会のことですから6月議会の初日だけでなく、何回も議会で取り上げたいのですが、今の議会の制度では、一事不再議の原則を守らなければなりません。一事不再議とは、議決した案件が同じ会議中に重ねて審議をすることができないので、9月議会で再び提案するということは当然なのであります。

この間、ニュー市民クラブを除く副議長辞職に賛成した会派が、議長に対し副議長の問題について協議するために幹事長会議を申し入れ、8月6日に議会招集の幹事長会議が開かれました。議題は、議会選出の各種委員について、また、全国市議会年金会議の概要について、その後、議題である副議長の問題になったとき、ニュー市民クラブの幹事長は、「副議長問題は6月定例会で決着した。こんな会議に出るわけにいかない」と言い、席を立て勝手に帰るという状態であり、余りにも感情的で、会議をボイコットするという横暴な態度に全くあきれられるばかりであります。副議長が、6月議会で議決したとおりに辞職をしていれば決着済みというのでありますが、議決されてもやめていない現在では、決着済みと言えないのであります。

我々は、6月議会最終日の6月18日にも幹事長会議を議長招集で開いていただきました。副議長の辞任についていろいろ話し合いをしていましたが、一たん休憩になりました。この休憩中にニュー市民クラブの議員が「もし今野君が死んだらだれが責任を負うんだ」と、休憩中とはいえ、委員会室の部屋に入ってきて高声を出して立ち去ったのであります。あたかも、辞職勧告を出した我々に責任があるかのような態度に、あいた口がふさがらない気持ちになったのであり、あべこべだという気分到我々はなつたのであります。このように、全く反省が見られないニュー市民クラブであります。私は、今野君がぐあいを悪くして塩竈市立病院に行ったことはわかりませんでしたので、何を騒いでいるのかという気持ちでありました。したがって、議会運営委員会での決定どおり、議事を進めていれば何の混乱も起きないし、副議長に対し辞職勧告の決議案を出す必要もなかったのであります。

先ほども申しあげましたとおり、本来は辞職勧告案が出される前にやめるべきであります。辞職勧告が可決されてもやめないでいるということが、我々には理解できないのであります。

今野恭一君にこの議場から申し上げたい。君は、市民の厳粛ある信託を受けた立場にあるこ

とを忘れていないのか。市民全体の奉仕者としての理解がされていないのではないのか。良心、常識を持ち合わせていないのか。議会の議決の重みを理解しないのか。今からでも遅くはない。一刻も早く辞職して、議会の正常化に協力すべきであることを申し上げ、一連の今野恭一君のこれまでの行為は議会軽視も甚だしく、また無視も許しがたいと言わざるを得ないし、議会を混乱させている現状からして、行政上道義的責任と政治的責任は大きいと言わざるを得ないのであります。

以上を申し上げ、副議長今野恭一君の辞職勧告の決議案提案に賛成する議員を代表しての討論といたします。以上です。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第7号については、原案のとおり可決されました。

（「議長」の声あり）15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 議事進行。

ただいまの（「賛成」の声あり）きょうの最終日の運営について、こういった混乱ももとはやはり議長の責任が多いと思いますので、不信任決議を出したいので議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

---

午後2時48分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、15番菊地 進君から、議長の不信任の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありましたので成立いたします。

議長の不信任の動議の件を日程に追加し、議題とすることをお諮りいたします。

議長の不信任の動議の件を日程に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議長の不信任の動議の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議長の不信任の動議の件

○副議長（今野恭一君） 議長の不信任の動議の件を議題といたします。

なお、志賀議長は除斥の対象となっております。

議長の不信任の動議の件について、提出者の代表より趣旨の説明を求めます。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 議長不信任の件で提出しましたニュー市民クラブを代表して、不信任の説明を申し上げます。

まず第1点。請願第9号の意見書について、ニュー市民クラブが委員会で反対していたにもかかわらず、ニュー市民クラブの氏名を本人の了解を得ずに議運の資料に記載されていて、議員各位にとって大きな議会不審を招いたこと、その責任は非常に大きいと思います。

第2点。交通事故の件で、議事日程に入っていないのに、前議案の討論者の意見を聞き反論していたのは、議会の私物化、そして不規則発言そのものであり、議長みずから不規則発言をした、これは議会運営上、非常に重大な問題ととらえております。

第3点。9月定例会において、提案する権利がありますが、正常化について努力されていなかったと。また、議会改革ということで旗印にしていたが、全然議会改革になっていないということが第3点であります。

第4点。ある市民から、本年7月にお祭りの直会でカツオの刺身等の提供をしていたということであり、これは公職選挙法の供応に当たるのではないかという市民からの不審の訴えがありました。

このようなことをニュー市民クラブとして、議長に対して重大な不信任を持ったわけで、皆様の賛同を得て、不信任の議決を取りたいと思っています。以上でございます。

○副議長（今野恭一君） これより、議長の不信任の動議の件の質疑に入ります。21番香取嗣雄君。

○21番（香取嗣雄君） 21番。ただいま、菊地ニュー市民クラブの幹事長の方からのご説明がありました。その中で1点、志賀議長がお祭りの直会でカツオを皆さんに提供したという発言が今ございました。私が聞き及んでいることによりますと、これは志賀議長個人でなく、有

限会社三扇が数十年の間、稲荷神社の大神様へ奉納しておるということでございまして、私は神社側で奉納されたカツオをいかにして、煮て食べようが、焼いて食べようがどうしようが、神社側の責任でのことではないのかなと、こう思っておりますので、決して皆さんにごちそうするという趣旨ではございませんので、その辺よろしく願いをいたします。

○副議長（今野恭一君） ほかに質疑はございませんか。15番菊地 進議員。

○15番（菊地 進君） 今、神社の名前も言われたようですが、私は、今香取大先輩が聞き及んでいると言うんですが、私は市民の方から、公職選挙法の供応に当たるんでないのと、そんなことしていて議会で大丈夫なのと。その当時まだ衆議院選挙は始まっておりませんが、そういう大きい選挙が控えているときに、そういうことがあっていいんですかというのがありましたので、それはやっぱり議員たるもの、そういうのではちょっといけないなという思いがあったので、我々ニュー市民クラブとしてそれを話し合いをした結果、それはやはり議会も、議員もそういうので不審に思われるというのは大変失礼でないかということで、今回この説明の中に入れたわけです。以上でございます。

○副議長（今野恭一君） ほかに質疑はございませんか。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 急に動議出されまして、文書もないので正確に聞き取れない部分があるので、1番と3番の件、改めて質問したい。もう1回述べていただきたい。

その前に、2番の件で一つ質問したいと思います。交通事故の件で議長が反論したと、不規則発言だと言いますけれども、この要因をつくったのは、議員提出議案第7号に対して、副議長に対する辞職勧告に対する賛成討論にもかかわらず、議長の定かでない、そういう交通事故の件を3分の2ほどしゃべって、本当の反対討論になっていない、これが要因となっているわけですね。

○副議長（今野恭一君） 佐藤議員、先ほど賛成討論と言いましたけれども、反対討論でいいんですね。

○13番（佐藤英治君） 反対討論、それに対する反対討論に対して十分な反対意見も言わないで、交通事故の不透明な件を云々と言ったがために、議長として当然、議員として身にかかった火の粉は払うということで正しただけであって、そこら辺当然だと思うんですけれども、自分らが出した反対討論に対して、こういうやったことに対する責任というのはいかなものか。しかも、議長を経験している菊地さんにお尋ねしたい。

○副議長（今野恭一君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） まず、1番と3番をもう一度、聞き損じたというのでよく聞いてください。

まず、不信任の説明を申し上げますということで、①請願第9号の意見書について、ニュー市民クラブは産業建設常任委員会で反対したのにもかかわらず、ニュー市民クラブの氏名が本人の了解も得ずに議会運営委員会の資料に記載されていたと。これは議員各位に大きな議会不審を招いたんだよということが第1点ですよ。その責任が大きいですよと申し述べました。

あと3番目、9月定例会、今定例会において提案する権利がありますと。ただ、今回副議長の件、あと、今議題に供されている不信任の件を、もっと市民のために開かれた議会をしていきたいという希望があります。それで、議長は議会改革をしたいというふうにお話ししていましたが、こういうことばかり起きていて本当に議会改革ができるのか。またそういった努力をなされていたのかということで提案の理由としていました。

あと2番目の交通事故の件でいろいろ佐藤英治議員が言われていますが、でも議会運営委員会と、それこそ議会運営委員会があつて、議事日程の中で、だったら議長がそこで静止すればいいわけですね、討論者に対して。それをしないで終わって、それに反論するというのは、今まで議長、降りかかった火の粉は払わなくちゃだめだと、降りかかるような、火の粉を受けるようなことをしたからなったのかなと逆に思いますし、議会は21人の議員の組織でございますので、ルールを無視して不規則発言をするというのは、それも議長みずからですよ、議長みずから不規則発言をするというのは、やはりちょっとおかしいんでないのという思いであります。以上でございます。

○副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治議員。

○13番（佐藤英治君） 非常に聞いていて矛盾というか、自分の都合のいいときはルールを守らなきゃいけないと言いながら、おかしいなと私思います。

あともう一つ、議員提出議案第7号に対する反対討論、これは会派を代表しているわけですから、当然会派全体がチェックし、特に幹事長、会長はチェックして、これが反対討論に妥当なのかどうか、これが最大の問題じゃないですか。それに対して、これに議長不信任というのはまことに値しないと思っております。あと、その他は別にあえて議論するまでもないなと思っております。以上です。

○副議長（今野恭一君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） ちょっと確認といいますか、改めてのお尋ねなんですが、その正常化に努力されていないと、議会の関係で副議長が辞職していないということでの関係で正常化に努力されていない。そうしますと、6月議会以降、幹事長会議は何回開いて、幹事長会議の中でどういうふうに取り扱ったのか。もちろん、私たちも幹事長会議でこの件について辞職、副議長の件についてたびたび聞いて、なかなかそれが合意に至らないと、各会派の、いわばニュー市民クラブの幹事長を通じてのさまざまな見解の中で至っていないということは聞いております。そうしますと、正常化の努力はやはり議長として当然図ったのではないのかと。そして、今日ただいまの9月議会の最終日を迎えているのではないかというのが、まず第1点。この努力について、少なくとも私たちが閉会中の幹事長会議はたびたび開いたのではないのかというのをひとつお尋ねをしたいと思います。それについてまず一つ。

それから、もう一つはさきの副議長の辞職勧告決議の中で、議長、それから副議長の関係で、議員、議長及び副議長の任期は議員の任期による、確かにそのとおりのかもしれません。103条の②ということに載っておりますが、しかし一方で、108条の地方自治法の関係で言いますと、副議長の関係で言いますと、「議会の閉会中においては議長の許可を得て辞職することができる」、こういうふうにも明記されております。つまり、今回の副議長の件については当然地方自治法の定めに沿った努力が、それぞれ幹事長会議という形態をとってやられておるわけで、それについても否定されるのか、その点についてお伺いをしたいと思うところです。

それから、副議長がいまだもって辞職を出していないということについて言いますと、議会運営の関係で言えば慣例と、先人がつくり上げた慣例についてどういうふうにお考えになっているのかお尋ねをしたいのと、あわせて、この問題でこうした議会の……。

○副議長（今野恭一君） 伊勢議員、申し上げます。今、議長の不信任の件についての質問（「関連ですから、関連」の声あり）をしてください。そういう質問にね、質問の向きを変えてください。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） なぜと言われていますが、6月定例議会は議長のせりふで「今定例会は全日程を終了しました」という宣言があったので、我々は、先ほども言ったとおり、6月議会でいろんな問題があったのが6月議会で解決したという認識であります。

あと、副議長云々、どうのこうのというのは先ほど来討論でしていた話なので、今は議長の、我々は不信任ということでやっていますので、まずその辺でご理解していただきたいと。

あと、努力という、どういう意味かずれがあると思うんですが、やはり21人の議員に対して幹事長会議を開いたからいいんでないかというお話がありますが、8月の、たしか6日の幹事長会議だってその他で来ていたんですよ。それで、えっと、今回は全国議長会で年金関係を審議するのかなと、そういう表題はあって、あとその他になったらその他の方がもう……それは私ら方の7人の会派にはそういった感じで、情報がありませんですし、そういうのがあればもっといろんな、我が会派でもこういう話がありますよというふうな話し合いを持っていきながらされたと思うんですが、そういう、うちら方の伊藤栄一会長、鈴木監査、木村吉雄議員さん、鎌田礼二議員さん、阿部かほる議員さんには一切そういうことがなかったというので、努力が少なかったんでないのということです。以上です。

○副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 先ほど佐藤英治君からニュー市民クラブとして、会派では妥当ではないと、交通事故に対してということが出ましたんです。ちょっと反論したいと思います。

私はこの間の決算で、名前を出すといかんと思って、我々議員の中で事故報告したもの、これはいろんな動転しての問題もあるだろうが、みんなで気をつけましょうと、あすは我が身だということで打診している経過がございます。しかし、先ほどの内容において、議会内でみんなに謝罪をしていると。それで、激励を受けているということがあるということはおかしい、聞いている人いるんですか、議会で。そういうものがないのに、これは会派で妥当でないという表現はおかしいと思うので、私は反論するわけでありまして。以上です。

○副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 副議長、13番佐藤英治です。

私は妥当と言ったので（「ちょっと、佐藤英治君、先ほど1回質疑やっているの、この質疑については1回という決まりになっていますのでご遠慮ください」の声あり）

○副議長（今野恭一君） 守っていただいてありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。（「なし」との声あり）

○副議長（今野恭一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、議長の不信任の動議の件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」との声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議長の不信任の動議の件については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（今野恭一君） 起立少数であります。よって、議長の不信任の動議の件については否決されました。



日程第3 議案第65号ないし第77号

○議長（志賀直哉君） 日程第3、議案第65号ないし第77号を一括議題といたします。

去る9月7日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成21年9月定例会総務教育常任委員会の報告をいたします。

ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第65号「塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」については、市政運営の透明性のなお一層の向上を図り、公正で開かれた市政の実現に向け、これまで市内に住所を有する方等に限定されていた公開請求者に係る制限をなくすため所要の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、雇用保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員保険法の一部が改正され、非常勤の船員に係る公務災害については、これまでの船員保険法にかわって公務災害補償等に関する条例が適用されることとなったことから所要の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、国の補正予算に基づく地域活性化経済危機対策臨時交付金事業を活用した、学校情報通信技術環

境整備費補助金事業に伴う備品購入費、本庁舎耐震補強事業に伴う耐震補強設計委託料、地域活性化公共投資臨時交付金を活用した安全安心な学校づくり交付金事業に伴う小学校耐震補強事業費等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、本庁舎耐震補強事業に伴う耐震補強設計委託料については、平成19年に実施した耐震診断の結果、補強が必要との結果が出されている本庁舎建物の耐震性の向上をさせるため、平成22年度の耐震補強工事に向け、必要な耐震補強設計を行うものである。

今後の本庁舎耐震補強事業の実施に当たっては、工法の選択や工事期間等を十分に検討され、本庁舎窓口業務における市民へのサービス提供に影響を与えることのないよう配慮されたい。

次に、議案第76号「工事請負契約の締結」については、本市の下水道整備計画に基づき整備を進める予定の、21-補梅の宮1号雨水幹線築造工事に係る工事請負契約として、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、契約業者の入札参加資格の審査に当たっては、より一層厳正かつ円滑な契約事務の執行を推進するため、契約事業者指定停止基準の見直し等についても検討を加えられたい。

次に、議案第77号「財産の取得について」は、土地開発公社の経営健全化計画の一環として、公社所有地である港奥部再開発事業用地を取得するに当たり、塩竈市財産条例第2条に基づき提案されたものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、公社所有地である港奥部再開発事業用地の取得については、各種手続に遺漏のないよう取り組まれるとともに、当該土地の活用が地元企業の活性化の起爆剤ともなるような方策についてもさらに検討を加えられたい。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 佐藤英治

○議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月10日に委員会を開催し、当局の関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第69号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、国の補正予算に伴います子育て応援特別手当支給事業、女性特有のがん検診推進事業及び県の補助採択に伴います自殺対策緊急強化事業などが計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、自殺対策緊急強化事業については、我が国の自殺者は、平成10年以後、連続して毎年3万人を超え深刻な社会問題となっている。また、全国的に40歳代、50歳代の働き盛りの男性の自殺が多い傾向は本市においても見られるなど、地域における総合的な自殺対策の強化が課題となっている。自殺の原因や動機には健康問題、経済、生活問題、職場環境、雇用形態の変化など、さまざまな要因が関係していることなどから、事業の実施に当たっては、市の内部の連携はもとより関係機関と緊密な連携、協力体制を整備しながら、地域の実情を踏まえた対策を講じるように努められたい。

次に、議案第70号「平成21年度塩竈市国民健康事業特別会計補正予算」については、平成20年度の給付費に係る国庫負担金等精算返還金及び高額療養費特別支給費の計上により、歳入歳出それぞれ2,638万4,000円を追加し、総額を65億2,368万4,000円とするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成21年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定において、平成20年度の介護給付費及び地域支援事業に係る交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ711万4,000円を追加し、総額を39億7,741万4,000円とするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「平成21年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金の計上により、歳入歳出それぞれ967万3,000円を追加し、総額を5億4,807万3,000円とするものであり、質疑、採決の結果、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第67号「塩竈市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」については、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画に基づき、立地する事業者に対し、対象設備等にかかわる固定資産税の課税を3カ年度に限り免除することにより、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化を図るための条例を制定しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「塩竈市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」については、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画に設定されている本市重点促進区域について、敷地面積に対して義務づけられる緑地面積率を緩和するものなど、工場立地法の特例措置を設けるため条例を制定しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、国の補正予算に伴う地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用した、市内公園法面整備事業、塩竈陸橋補修事業、魚市場地区再開発事業にかかわる企業立地補助金等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、塩釜陸橋については、老朽化によりその全面的な改修が急がれているが、その整備に当たっては、同地区の道路の面的な整備を念頭に置かれ検討を深められたい。

次に、議案第71号「平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、国の補正予算に伴う、魚市場海水供給システム改善事業及び魚市場内上屋改修工事に伴う実施設計費の計上により、歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、総額を2億2,040万円とするものである。また、地方債については、魚市場施設整備事業として4,100万円を計上するものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成21年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算」については、市道塩竈神社参道線の改良整備に向けた道路用地の先行取得及び移転補償費の計上により、歳入歳出にそれぞれ2,360万円を追加し、総額を3,130万円とするものである。また、地方債については、公共用地先行取得事業として2,360万円を計上するものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、当該地域については、坂道や幅員の狭い道が存在する上、変則的な交差点のため交通処理が課題となっており、登下校中での事故などが懸念されることから、関係機関と協議を十分にされ、良好な歩道環境に努められるとともに通学路の安全確保に万全を期されたい。

次に、議案第75号「平成21年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、国の補正予算に伴います老朽管更新事業の増額計上により、資本的収入に4,814万5,000円を、また資本的支出に5,000万円を追加するものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（志賀直哉君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第65号ないし第75号について採決いたします。

議案第65号ないし第75号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第65ないし第75号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号について採決いたします。

議案第76号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第76号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号について採決いたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、曾我ミヨ議員が除斥の対象となっております。

議案第77号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第77号については委員長報告のとおり可決されました。



日程第4 請願第9号

請願第10号

○議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第9号、請願第10号を議題といたします。

去る9月7日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました請願第10号並びに平成21年度6月定例議会において産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第9号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） それでは、請願第10号についての審査のご報告をいたします。

今定例会において、総務教育常任委員会に付託されました請願第10号については、9月9日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第10号『義務教育費国庫負担制度の維持と教育予算の拡充を求める意見書』の提出に関する請願については、今後、国の動向を見きわめながら時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

総務教育常任委員長 佐藤英治

○議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

平成21年6月定例会において、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第9号『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』の提出に関する請願について、9月11日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1、協同労働の協働組合法については、現在国会において超党派の議員で法制化の検討がなされている。今後は、国会における法案の審議状況を見きわめながら時間をかけて慎重に審査すべきである。

1、働く者が協同で出資し、経営し、協同で働く組織である協同組合は、法的根拠がないことから社会認知が十分でなく、法制化が望まれているため、協同労働の協同組合法の速やかな法整備を求めるものである。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、可否同数となりましたので、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（志賀直哉君） 以上で、常任委員長報告を終了いたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私は、請願第9号について委員長さんに質問したいと思います。

質問は単純明快でございます。まず、各委員の皆さんそれぞれ意見を交わしたと聞いていました。その中で可否を決めるということなんですが、継続審査等の意見があったように聞いていたのですが、その辺の状況をお聞かせください。

あと、可否同数になったとき、委員長さんのお考えで決まったわけですが、継続審査も含めての自分が判断したその理由と申しましょうか、流れを説明願えれば幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君） 採決に当たりましては、最初、継続審査を求める声がありましたので継続審査から諮りました。その結果、可否同数になりましたので、委員長として継続審査でない採決をしたということでございます。要するに、委員長は継続に反対という立場をとったということでございます。

それから、なぜ委員長がそういう態度を、法案に対して賛同していたのかということのことだと思いますが、これは、この法案というのは大変新しい、（「提案」の声あり）提案です。新しい協同労働の協同組合法という、仮称であります。その早期制定を求める意見書を出してほしいという請願だったわけでありまして。これは最近、働く人や市民が協同して出資して、そして経営し働く協同労働を旨とした新たな協同組合法の制定を求めて、今活動が活発に進められていると聞いております。そういう中で、この法律そのものがつくられるようになれば、地域の市民自身による地域振興や就労創出などを推進する制度として各方面から期待されているということもありましたし、実際にこの協同趣旨でやっている方々からも1日も早い法案の成立を求める声が出されていたということでもあります。

翻ってみますと、昨年2月議会から、この問題では全会派の幹事長さんたちでの勉強会もされてきて、一応そういう点では認識を深めてきているということの中で、6月で請願が出されて、もっと勉強したいという意向がありましたので、6月は継続になりましたけれども、9月にはぜひ新しい政権のもとで、本当にこの法案が1日も早く通るように、そのために意見書を出してほしいとうことのでございましたので、早期制定を求める意見書を出すということで、委員長としてもそういう判断をしたということでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第9号『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』の提出に関する請願について、採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択であります。請願第9号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、請願第9号については委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第10号『義務教育費国庫負担制度の維持と教育予算の拡充を求める意見書』の提出に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。したがって、採決は本請願を閉会中の継続審査とする委員長報告についてお諮りいたします。

請願第10号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、請願第10号については委員長報告のとおり決しました。



日程第5 認定第1号及び第2号（平成20年度決算審査特別委員会委員長審査報告）

○議長（志賀直哉君） 日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成20年度決算特別委員会委員長より、決算審査の報告を求めます。11番嶺岸淳一君。

○決算審査特別委員会委員長（嶺岸淳一君）（登壇） ただいま、議題に供されました平成20年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号、平成20年度塩竈市一般会計及び

各特別会計決算の認定について、認定第2号、平成20年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定についてであります。

本付託案審査のため、9月14日、15日、16日及び17日の4日間委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には伊藤博章委員が選任をされました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査いたしました。そして、採決の結果、認定第1号及び認定第2号については、賛成多数をもってそれぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1、一般会計の収支状況は、形式収支、実質収支のいずれも黒字決算となり、経常収支比率、公債費比率は前年度から改善され、地方財政健全化法に基づく五つの収支をあらわす数値はそれぞれ基準を下回った状況となっている。これは、魚市場事業特別会計の累積赤字解消、市立病院事業会計の累積債務圧縮など、行財政改革を着実に実行した改善効果ではあるが、財政構造の硬直化は依然として引き続いており、弾力性を回復することが重要な課題であり、また、歳入の大宗を占める市税収入は下げどまりを見せておらず、市の財政は予断を許さない状況にある。今後とも行政経営の視点からのさらなる財政改革を推進し、歳入の確保と歳出削減に努められ、市民サービス向上に向けてより一層努力されたい。

1、職員研修事業については、多様化する行政事業に対応していくための職員の意識や資質向上が望まれているが、近年の職員定数削減が行政サービス低下につながることはないよう、庁内外の研修の活用や、職場内における各専門分野の業務内容の教育、指導に積極的に取り組み、総合力の高い職員を育成することにより、市民の視点に立ったサービスの向上と行財政改革の推進に鋭意取り組まれたい。

1、脳ドック検診については、脳血管疾患の早期発見、早期治療に有効な検診であることから、近年検診への助成を行う市町村が多く見受けられ、脳血管疾患の発症をすると命の危険はもとより、体の機能障害や麻痺など重大な後遺症を残し、さらには高額な医療費の負担と寝たきりとなる大きな要因となることから、市民の健康維持・増進を図るため、本市におい

でも脳ドック検診の助成について調査、検討されたい。

1、商工振興対策事業については、中心商店街の活性化に向けた取り組みを引き続き支援し、海や歴史、食といった本市の魅力ある資源を有効に活用しながら、観光客などの回遊性を高めるとともに、魅力ある商店街の形成と交流人口の拡大に努められ、中小企業の育成と地域産業の振興をより一層推進されたい。

1、消費者対策事業については、近年の消費者問題が複雑多様化、高度化、広域化する傾向にある中で、市民の消費生活に関する相談項目として金融関係や多重債務関係の件数が増加している。こうした問題発生を未然に防止できるよう、庁内各担当部署間での横断的な体制を構築し、関係機関との連携を図られながら、啓蒙活動により一層積極的に取り組まれたい。

1、市内学校では、読書週間を身につけさせ読む力の向上に寄与するため、ボランティアによる読み聞かせ等を実施するなど、児童の主体的、意欲的な学習や読書活動の充実を図っている。今後も引き続き子供の豊かな読書経験の機会を充実させていくために、さまざまな興味・関心にこたえられるよう、魅力的な学校図書館の整備充実に努められたい。

1、屋外スポーツ施設の管理運営事業については、多様化する市民ニーズに対応し、市民スポーツの普及・振興と市民各層の健康増進を図る上で十分な環境とは言えないことから、いずれの施設も各地区の基幹的施設として多目的な利用ができるよう、ベンチや側溝などの附帯設備の改修を行うなど、利用者が安全で快適に使いやすいスポーツ施設として管理運営に努められたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1、離島航路事業における「うらと子どもパスポート事業」については、市営汽船運賃の減免対象者を拡大し、年々利用実績を伸ばしているところであるが、浦戸諸島の四季折々の自然や魅力をより多くの人々に知っていただくと同時に、より一層の経営健全化の推進と安定的な運行、経営体制の構築を図るためにも、県内はもとより全国に広く情報を発信し事業の周知に努められたい。

1、魚市場事業特別会計については、水産業を取り巻く環境は、資源の減少や流通形態の多様化など今後もなお一層厳しいものが予想されるため、水揚げ高の確保に向け引き続き関係機関との連携をより一層強化されるとともに、積極的に漁船誘致等、取り扱い魚種の拡充についても検討されるなど水揚げ増進に努められ、魚市場地区の活性化に向けて一層努力されたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1、市立病院事業会計については、国の公立病院改革ガイドラインに基づき、今後のあり方審議会の答申を受けて、市立病院改革プランを策定し、これによって許可された公立病院特例債を活用して不良債務を大幅に圧縮することができたところである。しかし、市立病院を今後とも安定的に運営していくためには単年度収支を均衡させることが不可欠であり、そのためにも改革プランで設定した数字目標等が確実に達成できるよう努められたい。

また、地方公営企業法の全部適用に向けた準備については、職員の理解と協力を得ながら着実に進められたい。夜間救急医療体制については、地域医療の充実を図るため、市立病院としての可能な限り救急患者を受け入れるよう今後も努力されるとともに、主として夜間一次、二次救急のあり方の検討をより積極的に進められたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略をいたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項についてはそれぞれ意を体し、万遺漏のないよう処置を講じられるよう要望をいたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成20年度決算特別委員会委員長 嶺岸淳一

○議長（志賀直哉君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、認定第1号に対する反対討論を行います。

平成20年度の認定第1号は、一般会計と11の特別会計がありますが、当市議団が反対する会計は、一般会計と下水道事業会計、土地区画整理事業会計、国民健康保険事業会計、介護保

険事業会計、後期高齢者医療事業会計の6会計であります。

一般会計では、評価できる事業としては、市民皆さんや当市議団も要望してきた学校耐震化工事や交通空白地区「NEWしおナビ100円バス」試験運行などがあります。しかし、反対する会計の中で主な事業を挙げますと、第一に、新行財政改革推進計画に基づくスクラップ・アンド・ビルド事業にありますように、優先して行われるのは、市民の要望から出発するのではなく、行財政改革が先行している問題です。予算編成に当たっては、枠配分方式によって事業経費を4,614万円圧縮したと述べております。これは福祉分野も教育分野も含めて一律10%など削減してきたもので、このような福祉や教育の分野まで含めた機械的な削減は許されません。普通建設事業費の圧縮で4,793万円圧縮したと述べておりますが、これも市民から要望の強い道路整備などにこたえたものにはなりません。また、市民サービスにおける受益者負担の適正化では、大腸がん検診自己負担金の増で128万円、胃がん検診自己負担金で26万円となっております。受診率を高めるためにも行財政改革で自己負担金をふやすり方は改めるべきです。

次に交付税の充当の問題ですが、本市でも小中学校の図書の整備率は県内の中で低いにもかかわらず、国から来ている交付税1,106万円のうち、学校図書に充てているのは368万円でございます。交付税を当初の目的どおりに使うべきです。

第2は、職員定数削減と給与削減についてであります。

定員適正化計画の推進で、平成20年度で2億3,250万円の人件費を削減したと述べております。その一方、パート職員の割合がふえております。パートの賃金は時給690円から870円などとなっておりますが、全国の自治体で問題になっている官製ワーキングプアを本市でも進めていることとなります。時給1,000円というのは国際基準で労働者の平均賃金の50%以上を各国が決めるというものを、日本では28%になっているという問題であります。

また、パートの仕事には限界があり、正職員が最終的に仕事の責任を負う結果、過重負担となって病休もふえております。保育所では30%が臨時職員となっており、同一労働同一賃金の原則からいっても問題であります。職員給与の削減によって大学生、高校生を持つ職員家庭では教育費が足りず、互助会から借金して生活している状況もございます。

第3は、一般会計の調定額198億円余のうち、市税の収入未済額は6億5,565万円で、調定額の3.3%となっており、前年度よりは299万円少なくなっていますが、市民の生活苦など生活の実態があらわれております。悪質な滞納者には毅然とした対応が必要ですが、収入不安

定、病気、多重債務など生活困窮の中で適切な対応が求められます。任意団体であります宮城県地方税滞納整理機構のサラ金業者のような取り立てが問題になっております。このような滞納整理機構への職員の派遣はやめることと、このような組織はなくすべきであります。

第4は、産業の振興についてです。

平成20年度の市統計書の卸売りと小売業の商業の年間販売額は、平成19年は1,351億円で、平成16年より133億円、9%落ち込み、販売額は年々下降をたどっております。水産業と商業に対する抜本的な対策とともに必要な予算措置が求められております。

第5は、公平な行政運営についてであります。

市営住宅の家賃減免が所得ではなく収入によって行われているため、本来家賃減免、免除になる市民も対象にならない不平等、不公平な行政が行われております。行政がみずから策定した条例や規則、要綱を遵守すべきであります。

計画行政の問題では、塩竈市公営住宅ストック総合活用計画がございます。計画では5年間で80戸の市営住宅を建てかえていく方針となっております。本来ならば、玉川住宅は完了し、新浜町住宅、貞山通住宅に手がかけられていかなければならないのが、依然としてストップしたままです。計画行政に沿って進めるべきであります。

下水道事業では、下水道事業会計の経営改善という理由での値上げでしたが、経営は赤字でもなく、国からの交付金も前年度と同じ額が来ております。値上げは改善には全く結びつかず、市民負担によって一般会計からの繰り入れを減らすというもので、繰出金は前年度より3億1,573万円減額になっております。一般家庭で20トン使用の場合、月735円の値上げで、年間約9,000円もの値上げになります。また、水産加工業者では1,000トン使用では月約6万6,000円の値上げとなり、年間約80万円の値上げとなるものであります。水を大量に使用する業者には大変な負担を強いるものでございます。このような市民、業者への負担はやめるべきであります。

土地区画整理事業は、総事業費45億6,000万円のうち、平成20年度までに32億5,231万円が費やされました。本塩釜駅前の商業施設の開発は、当初テナント、福祉施設、マンションなどの計画だったものが、事業は民間が行って1階建てだけの建物になるなど事業は縮小されました。問題の核心は、事業資本が地元企業の起爆剤としての再開発から大きく転換し、大型店出店を行政が行ったこととございます。

国民健康保険事業の平成20年度の決算は、当初6,000万円の赤字と収支見通しを立てていた

のが4,000万円以上の黒字となって、その差は1億円の違いでありました。この間、平成16年度と17年度の2度にわたる値上げによって本市の国保税額は高額になってしまいました。会計は前年度と同じように1億円を超す多額の不納欠損額を出しているにもかかわらず、収納率は5.14%落ち込み、累積滞納額は10億円を超える額になりました。市民の支払い能力を超えた、高過ぎて納められない保険税になっているものでございます。

また、資格証発行や無保険者を生み出している問題は、今後新型インフルエンザの流行によって2人に1人の割合で感染すると言われていた中、行政が病院にかかりにくくする状況をつくるべきではありません。

介護保険事業は、サービスがふえれば保険料も引き上がるものであります。保険料は年金月1万5,000円以上の方からは問答無用の年金天引きによって100%の収納となり、一方、1万5,000円以下の低所得者の方の収納率は56.5%に見られるように、依然として納めるのが困難になっております。施設不足で利用したくてもできない中、「施設をふやして」という要望に対して、当局は「保険料の大幅引き上げになる」、このような答弁でございました。

後期高齢者医療事業では、75歳以上の高齢者を現在加入している国保や健保などから切り離し、強制的に後期高齢者医療保険に加入させるもので、年齢で医療に差別を持ち込む、このようなやり方は世界には例がございません。さらに、保険料は年金天引きで月額1万5,000円以上の方は介護保険料と合わせての天引きとなるものであります。国民から強い批判を受けたこの事業は新政権になって廃止の方針であります。

以上、各会計について述べさせていただきました。

決算審査意見書の結びでは、一般会計について、行財政改革が着実に進行している、このように述べております。また、平成20年度の決算は、財政健全化法に基づき、一般会計でなく連結決算をクリアする課題もありました。財政健全化に基づく四つの指標では、一つ目の実質赤字は生じておりません。二つ目の連結実質赤字も生じてはおりません。三つ目の実質公債費比率は1.8%減少し、7.3%になっております。早期健全化基準25%には至ってはいないのであります。四つ目の将来負担比率は2%改善し、126.9%であります。これも早期健全化基準の350%には至っておりません。このように比率は改善されてきており、全体として問題はございません。市議団も賛成した市立病院の不良債務の圧縮や、魚市場会計の累積赤字の解消などもございました。

このように、市立病院や魚市場への多額の予算の繰り入れを行っても、それでも一般会計で

歳入歳出差し引き 4 億 1,916 万円で決算されたのでございます。これは財政健全化計画を急いで行ってきたからでございます。このような黒字決算は下水道料金の料金改定に見られるように、受益者負担の原則を強調し、「塩竈が第二の夕張になる」とか、「4 年間で収支不足が 51 億円になる」などと市民に説明して値上げを行い、一般会計から下水道会計への 3 億円を越す繰出金を減らしたものでございます。業界では、「1,000 トン使用で、年間 80 万円の値上げが大変で引き下げてほしい」、こういう切実な声が寄せられております。

職員には、行革ニュースで赤字債権団体のおそれをちらつかせ、連続する給与カットをこの間行ってまいりました。市が強調する財政健全化計画の数字はよくなっても、市民の負担は増し、地域経済は冷え込んでおります。市民、職員の生活苦や痛みには真っ向から向き合おうとはしない行政のやり方は切りかえるべきでございます。

市長の行財政改革中心の予算の編成や、さらには決算のあり方は、平成 20 年度だけでなく市長就任以来一貫したものでございます。超緊縮予算に基づき、市長は機会あるごとに繰り返す言葉に、「予算の枠配分方式」、「事業に当たっては選択と集中」、「受益者負担の原則」、「市職員の定数削減と給与カット」などあります。

我が党は、市長のこのような政治姿勢で行う行政のあり方を一番問題にし、予算とともに決算にも反対をするものでございます。

以上で、認定第 1 号に対する反対討論といたします。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第 1 号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、認定第 1 号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第 2 号について、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、認定第 2 号については委員長報告のとおり認定されました。



日程第6 議員派遣の件

○議長（志賀直哉君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第153条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、1の宮城県市議会議長会秋季定期総会及び2の二市三町議長団連絡協議会行政視察について、お手元にご配付のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立少数であります。よって、1の宮城県市議会議長会秋季定期総会及び2の二市三町議長団連絡協議会行政視察については、派遣をしないことに決定いたしました。

次に、3の宮城県市議会議長会議員研修の件について、お手元にご配付のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、3の宮城県市議会議長会研修会については、お手元にご配付のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。再開は4時20分といたします。

午後4時11分 休憩

---

午後4時20分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、1番曾我ミヨ君外12名から議員提出議案第8号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



追加日程第2 議員提出議案第8号

○議長（志賀直哉君） 議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君）（登壇） ただいま、議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書（案）

急速な少子・高齢化により、年金、医療、福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し社会問題となっている。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などのさまざまな分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しており、失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など新たな貧困と労働の商品化が広がっている。さらには、障害を抱える人々や、社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は日本全国を覆う共通した課題である。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティーの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されている。地域社会においても、自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい安全な職、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障害者の就労などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にある。また、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体などにおいて多くの人々がこの協同労働に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつある。

しかしながら、日本は、「協同労働」の協同組合制度を承認するほかのG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出し、また振興するための法制度がない状況にある。既に欧州では、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）などの名称で失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっており、日本においても国会での法制化の検討が始まっている。よって、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動の側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化に対応する有力な制度として「協同労働の協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第8号については、質疑、委員会付託、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議員提出議案第8号については、さよう取り扱うことに決定いたしました。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月28日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 佐藤英治

塩竈市議会議員 伊藤栄一